

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 版
中野区健康福祉部事業概要

中 野 区

なかのくけんこうふくしとしせんげん
中野区健康福祉都市宣言

えがお
笑顔があふれるまち

こえ たが て さ の
声かけ互いに手を差し伸べあうまち

みずか けんこう まも
自 ら健康を守るまち

く
みんながいきいきと暮らせるまち

ひとり たいせつ
一人ひとりを大切にするまち

きぼう ほこ も い
希望と誇りを持って生きられるまち

わたし なかのくみん
私 たち中野区民はつくります

ひと わ たが げんき ささ あ
人の和で互いの元気を支え合うまち

す
住みつつけたいまち

けんこうふくしとし
「健康福祉都市なかの」

な か の く
中 野 区

ねん がつ にち
2004年3月28日

凡 例

- 1 この概要は、本文中に注記がない限り、事業実績は平成 30 年度または平成 31 年 3 月 31 日現在のものを、事業内容は令和元年 9 月現在のものを記載している。
- 2 年度とは、会計年度間（4 月から翌年 3 月までの 1 年間）を示す。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりである。

—	……………	計数のない場合
…	……………	計数が不明の場合
・	……………	計数があり得ない場合
0.0	……………	表章単位に満たない場合
△	……………	減少をあらわす場合
- 4 表中の割合を表す数値は、小数点以下について四捨五入しているため、合計が 100 にならないことがある。

目 次

第1部 健康福祉部の概要

第1章 組織のあらまし

第1 組織機構

1 部の沿革	2
2 区の組織図	5
3 部の目標体系（組織体系）及び主な所管事業	5
（1）福祉推進課＜福祉事務所＞	5
（2）スポーツ振興課	6
（3）障害福祉課＜福祉事務所＞	7
（4）生活援護課＜福祉事務所＞	7
（5）保健企画課＜保健所＞	8
（6）保健予防課＜保健所＞	8
（7）生活衛生課＜保健所＞	9
4 部の職員配置	9

第2 健康福祉部が所管する附属機関・補助機関

1 附属機関	10
2 補助機関	11

第2部 健康福祉施策

第1章 健康福祉総合推進計画の着実な推進（福祉推進課）

第1 保健・福祉・医療の効果的な連携を運営管理

1 苦情調整	14
（1）福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）	14
（2）民間福祉サービス紛争調整事業	15
（3）区民葬儀券	15

第2 健康・福祉を推進する企画運営

1 健康・福祉計画	16
（1）計画調整	16

第3 地域で安心して暮らす高齢者

1 高齢者専門相談	17
（1）高齢者困難事例等専門相談	17

(2) 緊急一時宿泊事業	19
(3) 高齢者施設措置	19

第4 区民の尊厳を守り支援する地域の福祉

1 地域福祉活動推進	20
(1) 地域福祉活動支援	20
(2) 社会福祉会館管理	20
(3) 公衆浴場助成事業等	21
(4) 戦没者、引揚者の援護	22
2 権利擁護推進	22
(1) 権利擁護事業支援	22
(2) 成年後見制度推進事業（中野区成年後見支援センター）	22
3 犯罪被害者等支援	23
(1) 犯罪被害者等相談支援	23

第5 法令を遵守した適正な福祉サービスが利用できる区民

1 社会福祉法人指導	24
(1) 社会福祉法人指導	24

第2章 スポーツ活動を推進し、誰もがいきいきと暮らす地域社会（スポーツ振興課）

第1 主体的にスポーツ活動を行う区民

1 スポーツ活動	25
(1) スポーツ・健康づくり推進計画	25
(2) スポーツ団体援助	25
(3) スポーツ事業	28
(4) 小中学校施設開放	29
(5) スポーツ推進委員	32

第2 区民の主体的な活動を支えるスポーツ環境の整備

1 スポーツ環境整備	33
(1) スポーツ施設整備	33
(2) スポーツ施設調整	33

第3 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした政策の推進

1 オリンピック・パラリンピック推進	39
(1) オリンピック・パラリンピック推進	39

第3章 障害者が安心して暮らせる地域社会（障害福祉課）

第1 個性と多様性が尊重され、社会で生き生きと活躍する障害者

1 障害者施策推進	41
(1) 障害福祉計画	41

(2) 障害者差別の解消	41
(3) ヘルプカード啓発事業	41
(4) 中野区障害者福祉事業団運営助成	41
(5) 区民ふれあい運動会	41
(6) 障害者社会活動センター	42
(7) 交通機関の割引等	42
2 障害者就労支援	42
(1) 障害者の就労・雇用促進	42
(2) 中小企業障害者雇用奨励金	42
(3) 障害者就労施設の受注機会の拡大	43
(4) 障害者就労施設に係る共同受注促進事業	43

第2 在宅で暮らし続けられる障害者

1 障害者手当等	44
(1) 手当	44
(2) 年金	45
(3) 心身障害者医療費助成	45
(4) 原爆被爆者見舞金	45
2 地域生活支援	46
(1) 日常生活支援サービス	46
(2) 地域生活支援サービス	48
(3) 意志疎通支援等	51

第3 障害者の自立を支えるサービスを適正に給付するしくみ

1 自立支援給付	54
(1) 障害福祉サービスの制度概要	54
(2) 介護給付・訓練等給付	56
(3) 補装具給付	58
(4) 高額障害福祉サービス等給付費	59
(5) 自立支援医療制度（更生医療）	59
(6) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業助成	59
(7) 障害者グループホーム家賃助成	59
2 自立支援給付等調整	60
(1) 障害福祉サービス支給決定	60
(2) 障害支援区分認定事務	60

第4 障害者相談を活用し、必要なサービスを利用する障害者

1 障害者相談	61
(1) 障害者相談	61
(2) 精神障害者等の相談	62
(3) 身体障害者・知的障害者・精神障害者手帳の所持者	62
(4) 放送受信料の減免	64
(5) 自立支援医療制度（精神通院医療）	64

第5 適切なケアマネジメントにより支えられる障害者

1 障害者支援	66
（1）ケースワーカーによる障害者支援	66
（2）障害者相談支援事業所	66
（3）障害者地域自立生活支援センター事業	66
（4）成年後見制度	66
（5）障害者自立支援協議会	66
（6）障害者虐待防止センター	67

第6 さまざまな障害者施設によって支えられる障害者の自立

1 障害者施設基盤整備	68
（1）障害者施設整備	68
（2）自立支援事業所経営支援	68
（3）自立支援事業所事業支援	69
（4）重度障害者通所施設運営支援	70
（5）民間団体事業支援	70
（6）障害者福祉施設管理	70
2 障害者施設運営	71
（1）障害者福祉会館	71
（2）かみさぎこぶし園	74
（3）精神障害者施設運営	74
（4）弥生福祉作業所	76
（5）生活寮	77
3 障害者等歯科医療	77

第4章 困窮から守られる暮らし（生活援護課）

第1 困窮から守られる暮らし

1 生活保護	78
（1）生活保護の目的	78
（2）保護の適用	78
（3）保護の種類	78
（4）世帯類型別にみた被保護世帯	78
（5）世帯類型別被保護世帯数の推移（各年度月平均）	80
（6）受給者の年代別人数の推移（各年1月の受給者数）	80
（7）保護の開始・廃止世帯数の推移	81
（8）保護の推移	82
（9）保護の基準	82
（10）保護施設の利用状況	83

第2 自立生活を援護する相談

1 生活援護推進	84
（1）保護費の状況	84
（2）中国残留邦人等支援	85

2	生活相談	85
(1)	生活相談	85
(2)	女性・婦人相談	87
(3)	ホームレス対策等	87

第3 支援を受けて自立する困窮者等

1	自立支援	88
(1)	被保護者自立支援	88
(2)	生活困窮者自立支援制度	89
(3)	資金貸付	89

第5章 健康を維持推進する暮らし（保健企画課）

第1 生涯を通じた健康づくり

1	保健企画	91
(1)	生活習慣病予防対策	91
(2)	健康づくり支援	91

第2 健康の自己管理を行う区民

1	がん等健診	95
(1)	がん等健診	95
(2)	成人歯科健診	100
(3)	後期高齢者健康診査	100

第3 国保データヘルス計画に基づく保健事業

1	特定健診・保健指導	101
(1)	特定健診・保健指導	101
2	国保保健事業	102
(1)	国保保健事業	102

第4 安心できる地域医療体制の整備

1	地域医療	103
(1)	救急医療体制支援	103

第6章 健康不安のない地域社会（保健予防課）

第1 健康危機から守られる地域社会

1 予防対策	105
（1）定期予防接種	105
（2）任意予防接種費用助成	108
（3）臨時予防接種	109
（4）予防接種による健康被害の救済措置	109
（5）国民健康・栄養調査	109
（6）骨髄移植ドナー支援事業	109
（7）原子爆弾被爆者助成	109
（8）小児精神障害者入院医療費助成	110
（9）特定疾患等に係る医療費助成	110
（10）給食施設等適正指導	114
2 感染予防	115
（1）感染症発生動向	116
（2）緊急時防疫対応	117
（3）エイズ等感染症対策	118
（4）肝炎対策	119
3 大気汚染医療費助成	120
（1）大気汚染医療費助成	120

第2 結核の早期発見・拡大防止・患者支援

1 結核予防	121
（1）予防接種及び健康診断	121
（2）結核対策推進事業	122
（3）患者管理	122
（4）結核患者服薬支援事業（DOTS事業）	125
（5）管理健診	126
（6）接触者への対応	126
（7）医療費公費負担	126
（8）結核指定医療機関	127

第3 地域でその人らしく生きるための精神保健支援・自殺対策

1 精神保健支援	128
（1）自殺対策の推進	128
（2）精神保健に係る申請等	128

第7章 衛生的で環境にやさしい暮らしの推進（生活衛生課）

第1 衛生的で安心な生活環境が守られるまち

1 生活衛生・環境	129
(1) 防除指導	129
(2) あき地の除草対策	129
(3) カラス危害対策等	130
2 ペットとの共生推進	130
(1) 狂犬病の予防・畜犬登録	130
(2) ペットの適正飼養	131

第2 食品衛生に不安のない暮らし

1 食品衛生	132
(1) 食品監視	132
(2) 安全確保	138

第3 安全・快適・清潔な暮らし

1 医薬環境衛生	139
(1) 医務薬事	139
(2) 環境衛生	142
2 試験検査	147
(1) 衛生検査	147

第3部 社会福祉法人、福祉団体

第1章 中野区社会福祉協議会

1 目的	152
2 事業所	152
3 組織	152
4 事業の内容	153

第2章 中野区障害者福祉事業団

【一般財団法人 中野区障害者福祉事業団】

1 目的	162
2 事業所	162
3 組織	162
4 利用登録	163
5 事業の内容	163

第4部 資料及び統計

1	予算と決算	168
	(1) 平成31(2019)年度と平成30(2018)年度当初予算額(款別)	168
	(2) 平成30(2018)年度決算額と平成31(2019)年度当初予算額(項別)	170
2	保健福祉のあゆみ	173
3	世帯と人口	183
4	衛生統計	185
	(1) 人口動態統計	185
	(2) 出生統計	188
	(3) 死亡統計	190
5	スポーツ施設概要	196
	(1) 中野体育館	196
	(2) 上高田運動施設	196
	(3) 哲学堂運動施設	197
	(4) 妙正寺川公園運動広場	198
	(5) 中部スポーツ・コミュニティプラザ	198
	(6) 南部スポーツ・コミュニティプラザ	199
	(7) 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	200



第 1 部
健康福祉部の概要



第1章 組織のあらまし

第1 組織機構

1 部の沿革

昭和40年4月、地方自治法一部改正に伴い、東京都から保健所業務の一部（定期予防接種、結核住民検診、母子健康手帳の交付など）及び、福祉事務所が区に移管された。また、区で初の部制を実施し、保健所業務を所管するため区民部区民課保健係を、福祉事務所業務などを所管するため福祉部の前身、厚生部を新設した。さらに、昭和50年4月の地方自治法一部改正に伴い、東京都から中野保健所・中野北保健所が区に移管されたことに伴い、保健衛生部を新設した。

いく度かの機構改革を経て、平成13年4月には、区民の身近な地域で総合的な保健福祉サービスを提供できるよう保健衛生部と福祉部を統合し、保健福祉部を新設した。

平成16年4月の組織改正では、目標と成果による区政運営の考え方のもと、部（分野・施策・事業）の目標を明らかにした体系を定め、その目標達成に向けた組織に改編した。

平成23年4月の組織改正では、新しい中野をつくる10か年計画（第2次）の効率的、効果的な実現、大規模プロジェクトの推進、ワンストップサービスへの取組などを展開していくとの考え方のもと、区の組織を大幅に改編した。

保健福祉部の保険医療分野及び介護保険分野を区民サービス管理部に移管し、中部すこやか福祉センター、各保健福祉センター及び福祉推進分野の一部事務（民生児童委員、地域支えあいネットワーク推進など）を地域支えあい推進室に移管、また、保健所の生活衛生分野を環境部に移管した。保健福祉部を改編した健康福祉部では、子ども家庭部から食育関係事業、教育委員会事務局から生涯学習関係施策の移管を受けるとともに、部経営分野と福祉推進分野を統合し、新たな福祉推進分野としたうえ、介護保険分野から介護基盤整備事業の移管を受けた。

平成31年4月の組織改正では、部の事務を分野に区分し、分野ごとに仕事を進める考え方を改め、「部」に「課」を、「課」に「係」を設置した。

文化振興・生涯学習施策を区民部に、高齢者サービス施策及び高齢者支援基盤整備施策を地域支えあい推進部に移管した。健康福祉部では、旧政策室からオリンピック・パラリンピック推進施策、区民部から保健事業施策、環境部から衛生環境施策、食品衛生施策及び医薬環境衛生施策の移管を受けた。

これまでの組織改正の主な経過は次のとおりである。

- 昭和40年4月
 - ・東京都から保健所業務の一部及び福祉事務所が区に移管。
 - ・区民部区民課保健係、厚生部を新設。厚生部は、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課、福祉事務所の4課1所。
- 昭和43年10月
 - ・中野区役所改築。保健係を区民部区民課から区民部管理課へ。
 - ・厚生部国民健康保険課と国民年金課を統合し、保険年金課を新設。
- 昭和45年4月
 - ・保育所業務の増大に対応するため、厚生部保育課を新設。
- 昭和48年5月
 - ・区民部区民課「保健係」を「防除指導係」に改め、そ族・昆虫駆除の事務を担当し、それ以外の事務については福祉部管理課の事務とする。
 - ・厚生部を福祉部と児童部に分割。福祉部は、管理課、福祉課、保険年金課、福祉事務所の3課1事務所。児童部（児童課、保育課）で保育園措置を含む児童福祉関係を担当。
- 昭和50年4月
 - ・東京都から中野保健所、中野北保健所が区に移管。
 - ・福祉部の保健衛生部門を新設の保健衛生部に統合。

- 昭和50年 7 月 ・老人福祉の一層の充実を図るため福祉部老人福祉課を新設。
- 昭和53年 5 月 ・大福祉事務所制に基づく福祉部の機構改革を実施。福祉部は福祉事務所との複合組織として、保護課、老人福祉課、福祉課、保険年金課の4課構成となる。
- 昭和54年10月 ・障害者福祉会館を開設。
- 昭和55年 1 月 ・鷺宮保健相談所を開設。
- 昭和55年 3 月 ・障害者福祉作業所、授産場が東京都から移管される。
- 昭和56年 4 月 ・国際障害者年を契機に、障害のある人への福祉の一層の充実を図るため、福祉部障害福祉課を新設。
- 昭和57年 8 月 ・衛生試験所を開設。
- 昭和57年12月 ・保健衛生部に「老人保健担当副主幹」を配置。
- 昭和58年 4 月 ・南部保健相談所を開設。
- 昭和58年 6 月 ・保健衛生部「健康課」を「保健衛生課」に改め、「庶務係」「保健計画係」「防除指導係」を置くとともに、「健康課」を新たに新設し、「成人保健係」「母子保健係」「訪問指導係」を置く（訪問指導係は福祉部老人福祉課から移す）。
- 昭和60年 4 月 ・保健所「総務課」と「衛生課」を統合し、「総務衛生課」を置く。
- 昭和61年 4 月 ・児童青少年部の廃止などの全庁的な組織改正の一環として、福祉部福祉課から保健衛生部健康課に「医療助成係」を移す。
- ・児童青少年部保育課を福祉部の所管として、保険年金課を福祉部から区民部へ移す。これにより、福祉部は福祉六法にかかわる事務をほぼすべて所掌することとなった。また、中野福祉作業所を障害福祉課の所管とした。
- 平成 3 年 4 月 ・福祉部「老人福祉課」を「高齢福祉課」に名称変更。
- 平成 4 年 4 月 ・保健衛生部「保健衛生課」を「保健計画課」に改める。
- 平成 5 年 4 月 ・保健衛生部に「保健施設整備担当副参事」を配置。
- 平成 7 年 2 月 ・精神障害者社会復帰センターを開設。
- 平成 9 年 4 月 ・保健衛生部に「地域保健推進担当課長」を設置。
- ・福祉部の組織再編。福祉計画課、生活援護課、福祉事業課、保健福祉課、保育課、障害者福祉会館の5課1館と福祉サービス事業団担当課長、中部保健福祉センター開設準備担当課長、保健指導担当課長を配置。
- 平成 9 年 9 月 ・中部保健福祉センターを開設。
- 平成10年 1 月 ・介護保険導入に向け、介護保険準備担当課長を配置。
- 平成10年 4 月 ・「中野・中野北両保健所」を合併し「中野区保健所」を設置。「保健衛生部＝中野区保健所」を統合。
- ・「中野・中野北両保健所の総務衛生課」を合併し、「生活衛生課」を設置するとともに、「中野保健所予防課」を総括機能を有する「予防一課」、「中野北保健所予防課」を「予防二課」とする。「衛生試験所」を「保健計画課」に組み入れる。
- ・福祉部に北部保健福祉センター開設準備担当課長を配置。
- 平成10年 7 月 ・保健衛生部次長を廃止。
- 平成10年 9 月 ・北部保健福祉センターを開設。
- 平成11年 4 月 ・福祉部に介護保険準備課を新設。
- 平成12年 4 月 ・介護保険制度開始に伴い福祉部に介護保険担当部長を配置し、介護支援課、介護保険課を新設、中部・北部保健福祉センターを保健福祉センターに統合。
- 平成13年 4 月 ・保健衛生部と福祉部を統合し、「保健福祉部」を新たに設置。
- 部の構成は、保健福祉課、生活援護課、福祉事業課、介護保険課、介護支援課、障害者福祉会館、健康推進課（保健計画課と健康課を統合）、生活衛生課、保健予防課（予防一課と予防二課を統合）、保健福祉センター、北部保健福祉相談所

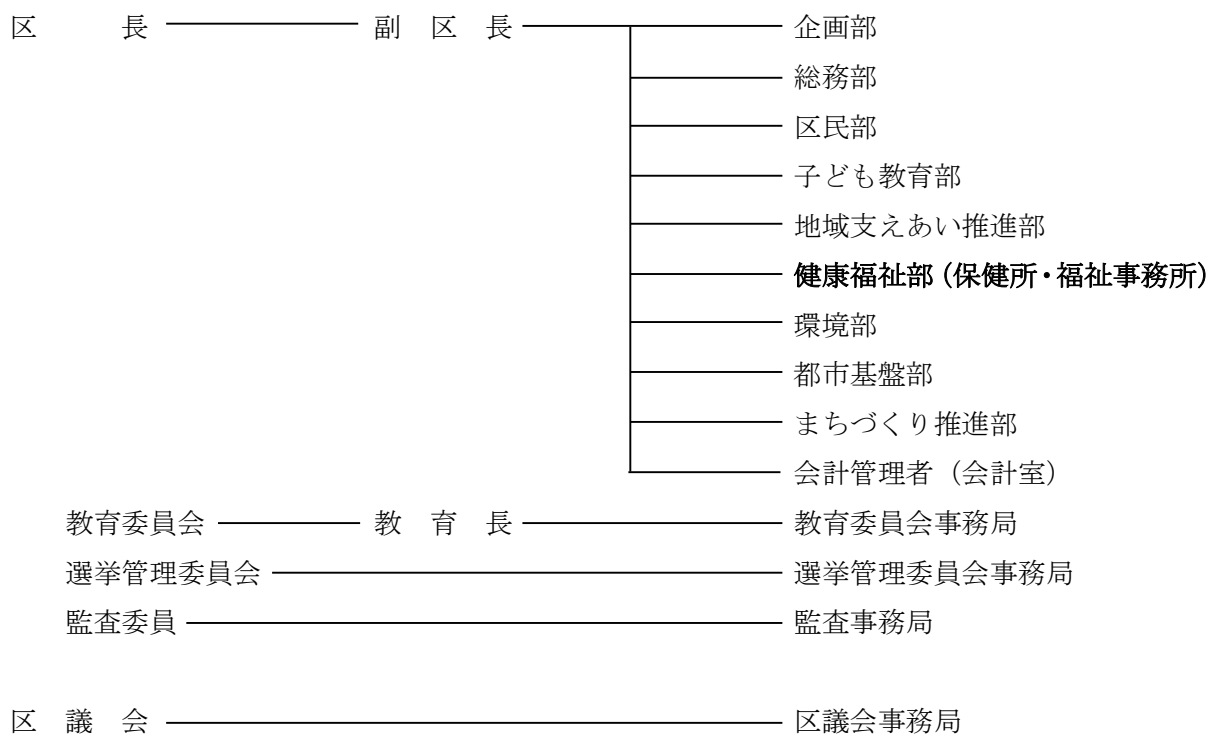
(予防二課を改める)、南部保健福祉相談所(南部保健相談所を改める)、鷺宮保健福祉相談所(鷺宮保健相談所を改める)とする。

なお、保育課は、地域センター部所管とする。

- 平成15年 4月
 - ・福祉事業課と介護支援課を廃止し、新たに高齢福祉課と障害福祉課を設置。
 - ・保健福祉センターを中部保健福祉センターに、北部保健福祉相談所を北部保健福祉センターに、南部保健福祉相談所を南部保健福祉センターに、鷺宮保健福祉相談所を鷺宮保健福祉センターに改めるとともに、健康推進課とあわせ、保健所組織から除く。
- 平成16年 4月
 - ・目標と成果による区政運営の考え方のもと部の事務分掌を分野に区分し、課制を廃止。
 - ・母子保健などの子ども関係事務を新設の子ども家庭部に移管するとともに、新たに国民健康保険関係事務及び公害関係事務の移管を受ける。
- 平成17年 4月
 - ・公害関係事務を区民生活部に移管する。
 - ・かみさぎこぶし園に指定管理者制度を導入。
- 平成18年 4月
 - ・健康づくり分野と高齢福祉分野を統合し、新たに健康・高齢分野を設置するとともに、高齢者会館等の所管を各保健福祉センターとする。また、保健福祉分野を地域ケア分野に改編するとともに、保健福祉センターに配置していた高齢者及び障害者担当のケースワーカーを地域ケア分野及び障害福祉分野の所属とする。
 - ・生活寮に指定管理者制度を導入。
- 平成19年 4月
 - ・後期高齢者医療制度の創設などに対応するため、保険医療分野に、新たに医療制度改革担当を設置する。
- 平成20年 4月
 - ・健康・高齢分野と地域ケア分野を再編し、新たに健康推進分野と福祉推進分野を設置する。
 - ・子ども家庭部から大気汚染医療費助成関係事務の移管を受ける。
- 平成21年 4月
 - ・障害者福祉会館に指定管理者制度を導入。
- 平成22年 7月
 - ・中部保健福祉センターを廃止し、その機能も含めた中部すこやか福祉センターを仲町小学校跡に開設。
- 平成23年 4月
 - ・保健福祉部を改編し、「健康福祉部」を新たに設置。
部の構成は、福祉推進分野、保健予防分野、健康推進分野、障害福祉分野、生活援護分野、学習スポーツ分野の6分野とする。
なお、健康推進分野を保健所組織とする。
 - ・仲町就労支援事業所を指定管理者制度により開設。
- 平成24年 4月
 - ・中野福祉作業所に指定管理者制度を導入。
- 平成25年 4月
 - ・生活援護分野に生活保護施策を担当する副参事(執行責任者)を新設。
- 平成26年 4月
 - ・健康推進分野と学習スポーツ分野を統合し、新たに健康・スポーツ分野とする(部の構成は5分野)。
健康推進分野の区民健診等業務は保健予防分野へ移管する。
 - ・福祉推進分野に臨時福祉給付金等を担当する副参事(執行責任者)を新設。
 - ・弥生福祉作業所に指定管理者制度を導入。
- 平成29年 4月
 - ・健康・スポーツ分野を健康推進分野と文化・スポーツ分野とし、部の構成は、福祉推進分野、健康推進分野、保健予防分野、文化・スポーツ分野、障害福祉分野、生活援護分野の6分野とする。
 - ・保健予防分野の区民健診等業務は健康推進分野に移管する。
- 平成30年 4月
 - ・臨時福祉給付金給付担当を廃止。
 - ・中野福祉作業所を廃止。

- 平成 31 年 4 月
- ・部の事務を分野に区分し、分野ごとに仕事を進める考え方を改め、「部」に「課」を、「課」に「係」を設置する。
 - ・文化振興・生涯学習施策を区民部に、高齢者サービス施策及び高齢者支援基盤整備施策を地域支えあい推進部に移管するとともに、新たにオリンピック・パラリンピック推進施策、保健事業施策、衛生環境施策、食品衛生施策及び医薬環境衛生施策の移管を受ける。
 - ・部の構成は、福祉推進課、スポーツ振興課、障害福祉課、生活援護課、保健企画課、保健予防課、生活衛生課の 7 課とする。
 - ・健康推進分野は保健企画課に名称変更し、保健所に移転。
保健所は、保健企画課、保健予防課、生活衛生課の 3 課体制とする。
 - ・保健事業施策を保健企画課に移管。
 - ・保健企画課に地域医療連携担当課長を新設。

2 区の組織図



3 部の目標体系（組織体系）及び主な所管事業

(1) 福祉推進課＜福祉事務所＞

福祉推進	
1 健康福祉管理事務	
1 管理事務	
	部の管理事務
2 危機管理	
	危機管理
	高齢・障害福祉システム管理

3 苦情調整	
	福祉サービス苦情調整委員
	民間福祉サービス紛争調整事業
	障害者差別解消法相談窓口
2 健康福祉企画	
1 健康・福祉計画	
	計画調整
	計画進行管理
3 高齢福祉	
1 高齢者専門相談	
	高齢者困難事例等専門相談
	緊急一時宿泊事業
	高齢者施設措置
4 地域福祉推進	
1 地域福祉活動推進	
	地域福祉活動支援
	社会福祉会館管理
	公衆浴場助成事業等
2 権利擁護推進	
	権利擁護事業支援
	成年後見制度推進事業
3 犯罪被害者等支援	
	犯罪被害者等相談支援
5 社会福祉法人指導	
1 社会福祉法人指導	
	社会福祉法人指導

(2) スポーツ振興課

スポーツ振興	
1 スポーツ活動	
1 スポーツ活動	
	スポーツ・健康づくり推進計画
	スポーツ団体援助
	スポーツ事業
	小中学校施設開放
	スポーツ推進委員
2 スポーツ環境整備	
1 スポーツ環境整備	
	スポーツ施設整備
	スポーツ施設調整
3 オリンピック・パラリンピック推進	
1 オリンピック・パラリンピック推進	
	オリンピック・パラリンピック推進

(3) 障害福祉課<福祉事務所>

障害福祉		
1 障害者施策推進		
	1 障害者施策推進	障害者施策推進
	2 障害者就労支援	障害者の就労・雇用促進
2 在宅福祉		
	1 障害者手当等	障害者手当等
	2 地域生活支援	日常生活支援サービス 地域生活支援サービス 意思疎通支援等
3 認定給付		
	1 自立支援給付	介護給付・訓練等給付 補装具給付 更生医療給付等
	2 自立支援給付等調整	自立支援給付等調整
4 障害者相談		
	1 障害者相談	障害者相談
5 障害者支援		
	1 障害者支援	障害者支援
6 障害者施設		
	1 障害者施設基盤整備	障害者施設整備等支援
	2 障害者施設運営	障害者福祉会館運営 かみさぎこぶし園 精神障害者施設運営 弥生福祉作業所 生活寮
	3 障害者等歯科医療	障害者等歯科医療

(4) 生活援護課<福祉事務所>

生活援護		
1 生活保護		
	1 生活保護	生活保護 高齢者保護 施設保護 医療・介護
2 生活相談		
	1 生活援護推進	生活援護推進 生活援護調整

2 生活相談	
	生活相談・女性相談
	ホームレス対策等
3 自立支援	
1 自立支援	
	就労等自立支援
	資金貸付

(5) 保健企画課＜保健所＞

保健企画	
1 保健企画	
	1 保健企画
	生活習慣病予防対策
	健康づくり支援
2 区民健診	
	1 がん等健診
	がん等健診
3 保健事業	
	1 特定健診・保健指導
	特定健診・保健指導
	2 国保保健事業
	国保保健事業
4 医療連携	
	1 地域医療
	地域医療支援
	救急医療体制支援

(6) 保健予防課＜保健所＞

保健予防	
1 保健予防	
	1 予防対策
	健康危機管理
	衛生統計・研修等
	予防接種
	給食施設等適正指導
	2 感染予防
	感染症対策
	3 大気汚染医療費助成
	大気汚染医療費助成
2 結核予防	
	1 結核予防
	BCG接種・普及啓発
	結核医療
3 精神保健支援	
	1 精神保健支援
	精神保健支援

(7) 生活衛生課<保健所>

生活衛生	
1 衛生環境	
1 生活衛生・環境	生活衛生・環境推進 防除指導・カラス危害対策等
2 ペットとの共生推進	狂犬病の予防・蓄犬登録 ペットの適正飼養
2 食品衛生	
1 食品監視	食品衛生監視
2 安全確保	食品の安全確保対策の推進
3 医薬環境衛生	
1 医務薬事	医務薬事監視
2 環境衛生	環境衛生監視
3 試験検査	衛生検査

4 部の職員配置

令和元年5月1日現在現員

	用除数 (短時間再任)	職 務																	短時間再任用	
		医師	一般事務	福祉	衛生	診療放射線	歯科衛生士	作業療法士	検査技術	栄養士	保健師	看護師	介護指導	家庭奉仕	調理	用務	社会教育	学芸員		事務業務
健康福祉部長	1		1																	
保健所長	1	1																		
福祉推進課	21		17	3				1												2
スポーツ振興課	14		13	1																1
障害福祉課	47		28	16							3									1
生活援護課	101		77	23					1											5
保健企画課	13		12								1									
保健予防課	17	1	7			1				2	6									2
生活衛生課	32		8		21				3											2
計	247	2	163	43	21	1	0	1	4	2	10	0	0	0	0	0	0	1	0	13

※衛生は、食品衛生監視・保健衛生監視

◎管理職 10人 (医師2人、事務6人、検査技術1人、保健師1人)

○一般職 237人 (常勤再任用含む)

第2 健康福祉部が所管する附属機関・補助機関

1 附属機関

(1) 中野区健康福祉審議会【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る重要な計画や施策の連携・総合化のための基本指針、介護保険事業の充実・改善、健康増進に資するスポーツ活動の推進に関することを調査審議する。

また、諮問に対する答申のほか、保健医療、社会福祉及び健康増進に関して、区長に意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、スポーツ団体関係者、区民のうちから区長が委嘱する委員32人以内。

任 期・・・3年

(2) 中野区福祉サービス苦情調整委員【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・福祉サービスの適用に係る区民の苦情の申立てを受け、その申立て事項について調査、審査するとともに、是正を求める意見の表明などを行う。

組 織・・・人格が高潔で、福祉、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員4人以内。

任 期・・・2年

(3) 中野区民間福祉サービス紛争調停委員【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停を行うとともに、場合により区長による勧告を求める。

組 織・・・人格が高潔で、福祉及び法律に関し優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人以内。

任 期・・・2年

(4) 中野区感染症診査協議会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、感染症法に基づく就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者の医療費公費負担に関し必要な事項を審議する。

組 織・・・感染症指定医療機関の医師1人以上。感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）1人以上。法律に関し学識経験を有する者1人以上。医療及び法律以外の学識経験を有する者1人以上。4人以上12人以下の委員。

任 期・・・2年

(5) 中野区大気汚染障害者認定審査会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定にかかる必要な調査審議を行い、区長に意見を述べる。

組 織・・・医学に関し学識経験のある者のうちから区長が委嘱する委員10人以内。

任 期・・・2年

(6) 中野区自殺対策審議会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、自殺対策計画の策定及び変更に関する事項、その他自殺対策に係る施策の推進に関し、必要な事項について審議し、答申する。

組 織・・・学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、関係行政機関の職員、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員20人以内。

任 期・・・3年

(7) 中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会【所管：障害福祉課】

所掌事項・・・障害支援区分の審査及び判定等の業務を行う。

組 織・・・障害のある人等の保健または福祉に関する学識経験を有する者のうちから区長が委嘱する委員30人以内。

任 期・・・2年

(8) 中野区障害者差別解消審議会【所管：障害福祉課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に係る区の方針、障害を理由とする差別の解消に係る啓発活動、その他障害を理由とする差別の解消に関する取組に必要な事項について審議し、意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、関係団体が推薦する者、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内。

任 期・・・3年

(9) 中野区食品安全委員会【所管：生活衛生課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、食品の安全確保に関する重要な事項について調査審議し食品の安全確保を推進するために必要な事項について区長に意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、営業者団体が推薦する者、消費者団体が推薦する者、公募による区民のうちから区長が委嘱する委員15人以内。

任 期・・・2年

2 補助機関

中野区の福祉施策のあり方について調査研究するため、地方自治法第174条の規定に基づく「中野区福祉問題専門委員」の設置規定を設けている（中野区専門委員の設置等に関する規則）。



第 2 部 健康福祉施策



第1章 健康福祉総合推進計画の着実な推進（福祉推進課）

第1 保健・福祉・医療の効果的な連携を運営管理

1 苦情調整

（1）福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）

①目的

区が提供する福祉サービスの適用に係る区民の苦情を、公平な第三者機関である福祉サービス苦情調整委員（通称：福祉オンブズマン）を通して処理することにより、区民の権利及び利益を擁護し、もって公正で信頼される区政の推進に資することを目的とし、平成2年10月から実施している（中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例）。

②福祉オンブズマン

区長の附属機関として条例で設置し、区長が委嘱する。人数は4人以内、任期は2年。再任も可能である。職務内容は、(a)区民から福祉サービスに関する申立てを受け付けること、(b)苦情の申立てに関する調査・審査をし、その結果を申立人に通知すること、(c)必要があると認めるときは是正を求める意見、または制度の改善を求める意見を表明すること、(d)申立ての処理状況について、毎年度区長に報告することなどである。

申立てを受け付けたときは、実施機関（区長等）に対して関係書類の提出及び事情の説明を求めるなどの調査を行うことができる調査権が付与されている。

③制度のしくみ

ア 申立ての手続き

苦情を申し立てることができる事項は、区が行う福祉サービスの個別の適用に関する苦情で、その事実があつてから2年以内のものであること。

申立てができるのは、(a)現に区の福祉サービスを利用している者や取り消された者またはその申請を却下された者、(b)その家族、(c)区内の民生委員等であること。

申立てには事前予約が必要（随時受付）。文書、電話、またはファクシミリ等で住所、氏名、電話番号、苦情の要旨を事務局に伝え、相談する。申立日は、毎週火曜日（第5週を除く）。

イ 申立ての処理

福祉オンブズマンは、申立ての内容の適否について調査・審査をし、その結果を申立人に通知する。申立てに理由があると認めるときは、実施機関に対し、福祉サービスの適用については是正を求める意見を表明するとともに、その旨を申立人に通知しなければならない。

また、申立てに係る苦情の原因が福祉サービスの制度に起因し、その改善が必要と判断したときは、合議により、当該制度の改善を求める意見を表明することができる。

実施機関は、福祉オンブズマンから意見の表明を受けたときは、これを尊重し、誠実に対応しなければならない。

区長は、本制度の運営状況について、毎年度公表しなければならない。

④苦情申立て状況

○苦情申立件数 9件

(2) 民間福祉サービス紛争調整事業

①目的

民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図り、もって区民の権利及び利益を擁護するとともに、民間福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、平成19年10月から実施している（中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例）。

②紛争調停委員

区長の附属機関として条例で設置し、区長が委嘱する。人数は3人以内、任期は2年。再任も可能である。職務内容は、区長が受け付けた調定の申請のうち紛争調停委員の調停に付された紛争について、(a)調停案を作成し、当事者に受諾の勧告をすること、(b)必要があると認めるときは、当事者に説明を求めること、調査を行うこと、(c)当事者が正当な理由なく調停案を受諾しないときは、調停案を受諾すべき旨の勧告を区長に求めること、(d)調停に付された紛争に係る民間福祉サービスが違法または不当なものであると認められるときは、当該民間福祉サービスに関し必要な措置をとるべき旨の勧告を区長に求めること、(e)調停の処理状況について、毎年度区長に報告することなどである。

③制度のしくみ

ア 調停の申請手続き

調停を申請することができる事項は、民間事業者が中野区の区域内において有償で提供する福祉サービスの利用に関する紛争で、その事実があつてから1年以内のものである。

申請ができるのは、利用者（現に民間福祉サービスを利用している者、利用しようとする者及び利用していた者で、区内に住所を有するもの）又は民間事業者である。

事前に文書、電話またはファクシミリ等で住所、氏名、電話番号及び紛争の概要を事務局に伝え相談の上、文書により調停の申請をする。

イ 申請の処理

区長が受け付けた調停の申請を紛争調停委員の調停に付すと、紛争調停委員は、必要に応じて当事者から説明を受けるなどして調査を行う。その結果、調停案を作成し当事者に受諾の勧告をする。当事者双方が調停案を受諾すると調停が成立するが、受諾しない場合は調停が打ち切られる。なお、当事者が正当な理由なく調停案を受諾しないときは、調停案を受諾すべき旨の勧告を区長に求める。区長は当事者が正当な理由なく当該勧告に従わないときはその旨を公表することができる。

区長は、本制度の運営状況について、毎年度公表しなければならない。

④処理状況

○調停申請件数 0件

(3) 区民葬儀券

葬祭費の軽減を図るため、「特別区区民葬儀運営協議会」の実施要領に基づき昭和40年4月から実施している。

○区民葬儀券交付件数 117件

第2 健康・福祉を推進する企画運営

1 健康・福祉計画

(1) 計画調整

①健康福祉審議会

中野区の保健医療、社会福祉及び健康増進に関する重要な事項について、総合的に検討し、区民の生涯にわたる健康で文化的な生活の確保及び活力に満ちた長寿社会の実現を目的とした施策の推進を図るために、区長の附属機関として中野区健康福祉審議会を設置している（中野区健康福祉審議会条例、中野区健康福祉審議会条例施行規則）。第8期は平成29年4月に設置した（委員31人、任期3年）。

平成29年度は、中野区健康福祉審議会の答申を踏まえ、平成30年3月に中野区健康福祉総合推進計画2018、第7期中野区介護保険事業計画、第5期中野区障害福祉計画、第1期中野区障害児福祉計画を策定した。

平成30年度は、上記計画の進捗状況についての審議を行った。平成31年度においては、上記計画の進捗状況についての審議に加え、第9期審議会の設置に向けた検討及び委員の選定を行う予定である。

②福祉のまちづくり

区内の建築物その他の施設について建築確認申請時に事前協議を行い、建築主等施設の設置管理者の協力を得て、障害のある人や高齢者を含めたすべての人が容易に利用できるよう、その構造及び設備の整備・改善を進めている（福祉のまちづくりのための環境整備要綱）。

なお、福祉のまちづくりのための環境整備に関する事前協議等の事務は、都市基盤部建築課が所管している。

福祉のまちづくり協議成立件数

単位：件

年 度	26	27	28	29	30
都条例	25	34	34	32	38
区要綱	4	1	2	2	2

第3 地域で安心して暮らす高齢者

1 高齢者専門相談

(1) 高齢者困難事例等専門相談

①高齢者虐待防止

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が、平成18年4月1日に施行され、区市町村の役割や高齢者虐待発見者の通報義務（努力義務を含む）等が定められた。これを受けて、区では、平成20年4月、「高齢者虐待防止に向けて～中野区高齢者虐待対応マニュアル～」を作成し、平成23年4月に改訂版を発行している。また、「知って防ごう高齢者虐待」のリーフレットを各相談窓口に配布し啓発を行っている。

○高齢者虐待の通報・届出件数

高齢者虐待通報・届出

年度	26	27	28	29	30
件数	45	17	29	34	47

ア 中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会

高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関して、区、関係機関及び関係団体との連携協力体制を整備するため、「中野区高齢者虐待対応連絡会」を平成18年11月24日に設置し、年1回程度実施している。平成24年度から障害者への虐待防止等のために障害福祉関係機関を加え「中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会」に改組した（中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会設置要綱）。

○開催実績 1回

イ 高齢者支援専門ケース会議

高齢者専門相談係や地域包括支援センター等が支援している高齢者の中で、虐待や認知症等の理由で特に支援が困難なケースについて、弁護士及び精神科医を招いて専門ケース会議を開催し、専門的立場からの助言を得て適切な支援方法を検討している。

○開催実績 6回

②成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人々の権利や財産を守ることを目的として、平成12年4月から始まった民法で規定された制度である。区では、関係機関と連携を図りながら、同制度の区民への普及・定着を目指している。

ア 制度創設の背景

高齢社会が進み、加齢に伴い心身の機能が衰えた高齢者が単身や夫婦だけの生活を続けることが増えている。また、知的障害や精神障害のある人も住み慣れた地域で生活し続けたいというニーズがある。こうした人々が持てる力を活かし自己決定の原則が尊重されながら、地域で生活できる社会を実現することがノーマライゼーションの理念が目指しているところである。

認知症や障害などで判断能力が不十分な人々にとって、本人の意思や本人の利益を最大限に尊重しながら、契約など日常の諸手続を代理する仕組みが必要とされていた。かつて、措置として行われていた高齢者サービスから、本人と事業者との契約に基づきサービスを受ける介護保険制度が平成12年4月に導入されることにあわせて民法が改正され、成年後見制度が創設された。

イ 法定後見制度と任意後見制度

同制度には、「法定」と「任意」の二つの仕組みが設けられている。

法定後見制度は、現に判断能力の不十分な状態にある人について、主として本人や家族（配偶者または四親等内の親族）の申立てにより、家庭裁判所が適任と認める者を成年後見人等に選任する制度である。援助者としての後見人等は、本人（対象者）の判断能力の程度により、「補助人」「保佐人」「後見人」（※）に分かれており、それぞれの援助者に付与された権限に従って、財産の管理や保健福祉サービス等の契約などの法律行為を行う。

後見人等には、配偶者等の親族のほか、弁護士や司法書士などの法律家や社会福祉士など、事情を考慮した上でふさわしい人が選任される（複数の人や法人もなることができる）。また、後見人等を監督する監督人が選任されることもある。

これに対し、任意後見制度は、本人が十分な判断能力を持っている間に、将来に備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）を事前の契約によって決めておく制度であり、自己決定の尊重の理念が反映されている。

なお、法定後見制度では、民法等で認める申立権者の他に、本人に身寄りがないなどの特別な場合には、区長による申立てを認めている（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

※「補助人」… 判断能力が不十分な人が対象。

「保佐人」… 判断能力が著しく不十分な人が対象。

「後見人」… 判断能力が全くない人が対象。

ウ 区取組

（ア）区長申立て実績（老人福祉法によるもの）

区長申立て件数

年度	26	27	28	29	30
件数	29	29	35	35	34

※知的障害または精神障害のある人の区長申立て件数は66ページ参照

区長申立て内訳

単位：人

性別		年 齢			後見類型		
		65歳未満	65～74歳	75歳以上	後見	保佐	補助
男	17	0	1	16	17	0	0
女	17	0	2	15	16	1	0
計	34	0	3	31	33	1	0

（イ）普及活動

関係する相談窓口チラシ等を置き、区民への啓発に努めている。

（ウ）利用支援（介護保険地域支援事業）

平成18年度から身近な総合相談支援・権利擁護の窓口として、地域包括支援センターが区内8か所に設置され、福祉推進課の高齢者専門相談係や成年後見支援センター（中野区社会福祉協議会）と連携をとりながら、成年後見制度利用支援の役割を担っている。

(2) 緊急一時宿泊事業

平成16年度から、区内の特別養護老人ホーム等を利用し、家庭の事情や災害、介護者の急病などにより、在宅での生活が困難な概ね65歳以上の高齢者に対し、原則として6泊7日以内で利用できる緊急時の一時宿泊（ショートステイ）事業を実施している。家族や関係者及び関係機関と連携し、必要なサービスの調整を行っている。

○利用相談窓口 各地域包括支援センター

○自己負担 ①利用料…要介護認定の有無や住民税の課税状況に応じた負担あり
②施設で定める食費、滞在費、雑費

○利用実績 利用日数 延147日、利用者数 延28人

(3) 高齢者施設措置

養護老人ホームは、概ね65歳以上で、家庭環境上及び経済上の理由により家庭で生活することが困難な方のための施設で、本人及び世帯の生計中心者が、区民税所得割非課税の方及び生活保護受給世帯、または災害等により生活の状態が困窮していると認められる人を対象としている。

特別養護老人ホームは、契約による入所が困難である等、やむを得ない事由がある場合に限り、措置による入所を行う（老人福祉法第10条の4、第11条）。

①老人ホーム入所判定委員会

老人ホーム入所措置等の適正な実施を図るため、入所判定委員会（委員任期は1年度）を昭和61年10月から設置している（中野区老人ホーム入所判定委員会設置要綱）。

○開催回数 2回

②年度別・施設別ホーム入所状況（措置によるもののみ）

養護老人ホーム入所実績

単位：人

年度	26	27	28	29	30
延入所者数	865	854	876	895	900

養護老人ホーム施設別入所者数

単位：人

施設名	所在地	入所者数	施設名	所在地	入所者数
友愛ホーム	世田谷区	1	万世敬老園	昭島市	4
浴風園	杉並区	11	偕生園	昭島市	3
檜の里	八王子市	3	万寿園	東村山市	4
竹の里	八王子市	2	聖家族ホーム	清瀬市	5
美山苑	八王子市	3	松楓園	あきる野市	9
浅川ホーム	八王子市	3	高幡台老人ホーム	日野市	3
信愛寮	府中市	2	ひとみ園	埼玉県	1
安立園	府中市	5	あすらや荘	広島県	1
吉祥寺老人ホーム	武蔵野市	7	敬愛の園	神奈川県	1
愛仁ホーム	青梅市	2	弘寿園	三鷹市	1
聖明園曙荘	青梅市	4			
合計（21施設）					75

特別養護老人ホーム入所実績（やむを得ない事由による入所）

単位：人

年 度	26	27	28	29	30
延入所者数	9	0	12	0	7

施設別の入所数は、面会制限等があるため公表しない。

第4 区民の尊厳を守り支援する地域の福祉

1 地域福祉活動推進

(1) 地域福祉活動支援

①中野区社会福祉協議会

区民の社会福祉活動への参加を援助し、地域福祉の推進を目的として運営する社会福祉協議会を支援するため事務局人件費や在宅福祉活動、地域福祉権利擁護事業等への補助を行った。

○社会福祉協議会の運営内容については、152ページを参照。

運営助成状況					単位：千円
年 度	26	27	28	29	30
運営助成額	121,065	128,334	133,226	137,154	142,523

②福祉有償運送運営協議会

障害のある人や要介護者等の移動制約者の交通手段の量の確保と質の向上を目指すため、NPO法人等による福祉有償運送の必要性や安全の確保、旅客の利便の確保等に関して協議することを目的として、福祉有償運送運営協議会を設置している。

○協議会委員：利用者代表、学識経験者、関係交通機関代表等10人

③移送サービス

中野区福祉有償運送事業助成要綱に基づき、障害のある人や要介護者等の移動制約者の自立した在宅生活の充実を図ることを目的とし、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業に助成金を交付する。なお、交付対象事業は、中野区福祉有償運送運営協議会の協議を経たNPO法人等が実施する事業とする。

当該助成金の交付を受けていたNPO法人が平成29年度末に事業を廃止したため、令和元年7月現在、助成金の交付を受けている団体はない。

(2) 社会福祉会館管理

社会福祉会館（スマイルなかの）は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援するとともに、障害のある人の福祉の向上を図ることを目的に設置した複合施設である。また、地域の活性化に先導的な役割を果たすよう配慮している（中野区社会福祉会館条例）。平成18年度から、中野区社会福祉協議会が指定管理者として管理している。

①施設の内容

○平成7年2月16日開館

○鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上7階・地下2階（延床面積 4,310.06㎡）

②3階会議室利用状況

○延利用件数 1,535件

○延利用人数 18,794人

社会福祉会館(スマイルなかの)

スマイル歯科診療所	7階	障害のある人や要介護高齢者等、一人ひとりにあった歯の治療を行うとともに、歯科に関する相談にも応じている。
精神障害者地域生活支援センター(せせらぎ)	6階	精神障害のある人に日常生活の支援や相談、地域交流事業のほか通所事業を行っている。(75ページ参照)
障害者社会活動センター 障害者地域自立生活支援センター(つむぎ) 中野区福祉団体連合会	5階	障害者社会活動センターに多目的室、会議室、和室、聴覚・視覚研修室等がある。障害者地域自立生活支援センターでは身体・知的障害のある人の相談・ピアカウンセリング・セミナー等の事業を行う他、高次脳機能障害、発達障害についての専門相談も実施している。(66ページ参照) 中野区福祉団体連合会は障害者の自立活動を支援する会で、9つの障害者団体から成立している。
中野区社会福祉協議会	4階	社会福祉協議会経営管理課、アシストなかの、成年後見支援センター、点訳パソコンを備えたボランティア活動室などがあり、権利擁護の相談や生活福祉資金貸付事業などを行っている。
中野区社会福祉協議会 会議室	3階	社会福祉自主活動等に利用できる会議室4室(1室は社会福祉協議会各事業の相談室として暫定利用)やボランティアセンターなどがあり、ボランティア活動の相談、福祉何でも相談、ほほえみサービス事業、中野区ファミリー・サポート事業などを行っている。
なかの芸能小劇場	2階	伝統芸能等の公演や地域の文化活動の発表等に適したホール。 客席は110席。舞台は間口6.0m、奥行4.5m、高さ3.5m

(3) 公衆浴場助成事業等

①いきいき入浴・はつらつ事業

昭和56年度から特別開放のみ実施する「公衆浴場無料開放」を開始。平成6年度に「入浴券の交付」事業を廃止し、それに代わる定期開放を平成7年度から開始した。

平成14年度から「いきいき入浴」として、利用する浴場への登録制とした。定期開放日を毎月第2・4日曜日に統一し、併せて健康維持・増進を目的として保健師による健康教室の開催や健康・保健に関する情報提供を行った。平成16年度から入浴1回につき50円の費用負担を導入するとともに練馬区の浴場1軒も対象浴場とした。

平成17年度から保健師による健康教室を「はつらつ体操」に変更した。また、はつらつ体操実施のため、施設をバリアフリー化改修した浴場に補助金を交付している。

平成18年度から、毎月の定期開放日を浴場ごとの第2・4の指定曜日とし、同時に「はつらつ体操」を拡充し、「はつらつ事業」としてすべての定期開放日に区内の全浴場で実施した。

平成22年度から、一般入浴者との均衡を考慮して費用負担を100円とした。

利用対象者は区内在住の65歳以上の方(中野区いきいき入浴事業実施要綱、中野区はつらつ事業実施要綱、中野区はつらつ事業施設改修費補助金交付要綱)。

いきいき入浴実施状況

名 称	実施年月日	利用者数
七 夕 湯	平成30年7月7日	1,165人
敬 老 湯	平成30年9月17日	1,213人
ひな祭り湯	平成31年3月3日	1,408人
定期開放	毎月第2・4の指定曜日	延39,151人
利用者合計		42,937人

はつらつ事業

浴場数	回数	利用者数
20	延471回	延1,693人

はつらつ事業施設改修費補助金交付実績

補助件数	補助金額
1件	2,500,000円

②公衆浴場設備資金助成事業

公衆浴場の設備改善に必要な経費の一部を助成することにより区内公衆浴場の経営の安定を図り、もって区民の公衆浴場の利用の機会の確保と公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施している(平成22年8月から所管を産業・都市振興分野から福祉推進分野(現:福祉推進課)へ移行)。

助成額は設備の改善に要する経費の総額の3分の2以下とし、一公衆浴場の上限は200万円としている(中野区公衆浴場設備改善資金助成要綱)。

○助成実績 16公衆浴場、19,442,247円

③公衆浴場活性化支援事業

公衆浴場業の振興及び公衆浴場の利用促進のため、公衆浴場が実施する季節ごとの特色を持たせた入浴事業やその他のイベント等の事業に対して補助金を交付し、もって来場者の増加を図ることを目的として、平成25年度から実施している。

補助金額は入浴事業やその他のイベント等の事業経費の総額とし、年額70,000円に補助事業を実施する公衆浴場数を乗じた額を限度としている（中野区公衆浴場活性化支援補助金交付要綱）。

○補助実績 20公衆浴場、1,400,000円

④公衆浴場燃料費助成事業

公衆浴場経営における主要経費である燃料費に対し助成することにより、経営の安定を図り、もって区民の公衆浴場の利用機会の確保と公衆衛生向上及び健康増進に寄与することを目的として、平成26年度から実施している。

助成額は公衆浴場が負担する燃料費相当額とし、1公衆浴場当たり月額10,000円（ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用する場合にあっては、月額20,000円を限度として加算）を限度としている（中野区公衆浴場燃料費助成金交付要綱）。

○助成実績 20公衆浴場、6,210,000円

⑤健康増進型公衆浴場改築等助成事業

区民の公衆浴場の利用の機会の確保並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として平成28年度から実施している（中野区健康増進型公衆浴場改築等助成金交付要綱）。

助成額は、改築の場合は30,000,000円を限度として対象となる工事の費用の4分の1以下の額とし、改修の場合は20,000,000円を限度として対象となる工事の費用の4分の1以下の額としている。

○助成実績 0件

（4）戦没者、引揚者の援護

①叙位叙勲

第2次大戦に従軍し、戦没した軍人、軍属及び生存者の叙勲の伝達、調査を行っている。

○取扱件数 伝達事務 0件、調査事務 0件

②旧軍人等世話関係

旧軍人の戦没者の遺族等に対する、給付金、弔慰金等の請求受付及び旧軍人恩給等請求書、平和祈念事業特別基金等に関する各種請求書の配付を行っている。

○取扱件数 特別弔慰金の交付 11件、特別給付金の交付 0件

2 権利擁護推進

（1）権利擁護事業支援

中野区社会福祉協議会が設置するアシストなかの（権利擁護センター）に対し、人件費等の補助を行っている。

○アシストなかの（権利擁護センター）の運営内容については、159ページを参照

（2）成年後見制度推進事業（中野区成年後見支援センター）

①中野区成年後見支援センター

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な区民の権利と財産を守る成年後見制度の、より一層の普及・利用促進を図るため、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業を活用

し、中野区成年後見制度推進機関として平成20年10月1日に中野区成年後見支援センターを開設した。事業運営は、中野区社会福祉協議会に委託している（中野区成年後見支援事業実施要綱）。

○中野区成年後見支援センターの運営内容については、160ページを参照。

②法人後見・法人後見監督事業

中野区社会福祉協議会が行っている法人後見・法人後見監督事業に対し、人件費等の補助を行っている。

○法人後見・法人後見監督事業については、161ページを参照。

3 犯罪被害者等支援

(1) 犯罪被害者等相談支援

①目的

平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法には、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務であると明記されている。区はこれを受けて犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、相談・支援窓口を平成20年4月に開設した（中野区犯罪被害者等相談支援事業実施要綱）。

平成23年6月には、犯罪被害者等が早く平穏な生活を取り戻せるよう家事援助などの支援を行う犯罪被害者等緊急生活サポート事業を開始した。犯罪被害者等緊急生活サポート事業は中野区社会福祉協議会に委託している（中野区犯罪被害者等緊急生活サポート事業実施要綱）。

②対象となる方

犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族で中野区在住の者（警察への被害届等により客観的に確認できる者に限る）。

③相談・支援事業の内容

ア 犯罪被害者等が平穏な生活を送れるよう、様々な問題についての相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。

イ 犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し、必要に応じて家事援助等の派遣を行う。

ウ 犯罪被害者等の被害に関する手続、治療等に関する行政機関、裁判所、病院等への付添いを行う。

④相談・支援体制

犯罪被害者等相談支援員（非常勤）を配置し、安定した継続的事業として実施している。

⑤事業実績

○相談件数 相談実人員 30人、延316件

○区民向け啓発講演会 開催 1回、参加者 102人

第5 法令を遵守した適正な福祉サービスが利用できる区民

1 社会福祉法人指導

(1) 社会福祉法人指導

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、平成25年4月1日から、中野区内のみで事業を実施する社会福祉法人の所轄庁が、東京都知事から中野区長となった。これに伴い、該当する社会福祉法人の認可や監督等の権限が区に移譲された。

区は、福祉サービスの重要な担い手である社会福祉法人の適正な運営及び社会福祉事業の円滑な経営の確保を図るため、社会福祉法人検査等専門相談員や福祉サービス会計専門員を設置し、所轄庁が区長である社会福祉法人に対し、適切に認可や実地検査等を実施している。

（中野区社会福祉法人指導監査実施要綱、中野区社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱、中野区社会福祉法人検査等専門相談員設置要綱、中野区福祉サービス会計専門員設置要綱）

- 所轄庁が区長である社会福祉法人 8 法人
- 社会福祉法人指導監査件数 5 件
- 社会福祉法人認可等件数 6 件

第2章 スポーツ活動を推進し、誰もがいきいきと暮らす地域社会（スポーツ振興課）

第1 主体的にスポーツ活動を行う区民

1 スポーツ活動

（1）スポーツ・健康づくり推進計画

平成26年度に区は、区民の健康維持・増進のために運動・スポーツの習慣づくりを進めるため、「スポーツ・健康づくりムーブメント」の推進を新たなテーマに掲げた。

このムーブメントは、区民一人ひとりが日頃から運動・スポーツを通じて自らの生活習慣改善に努め、関係機関・団体、事業者等が地域ぐるみで区民を支援する主体的な動きのことで、この動きが大きくなるとなると全区的な区民運動に発展することを目指している。

また、平成28年3月に制定した「中野区スポーツ推進条例」に基づき、同年7月に「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を策定した。この計画は、「中野区健康福祉総合推進計画2015」に定めるスポーツ施策の実現を目指し、区、区民、関係機関・団体、事業者等が協働でムーブメントを形成するための計画であるとともに、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画である。

区は、本計画を基にスポーツを通じた健康づくりの推進に関する施策を実施している。

（2）スポーツ団体援助

①各種区民スポーツ事業

区内の社会体育団体が区民を対象として体育大会等を開催するにあたり、審判員の報償費等の必要な経費の一部を補助するものである。

[スポーツ基本法、中野区社会体育事業補助金交付要綱]

各種区民スポーツ事業

事業名	実施時期	会場	参加者
障害者水泳教室	通年	中野中プール	60
ラジ体操・みんなの体操	通年	区内各所	2,000
春季サッカー大会	平成30年3月～31年1月	第四中学校他	320
春季軟式野球大会	3月4日～7月15日	上高田運動施設他	1,720
区民バスケットボール大会	平成31年2月2日～17日	中野体育館	1,000
春季テニス大会	4月7日・8日	哲学堂運動施設	128
春季ソフトテニス大会	4月8日～22日・5月27日	上高田運動施設	282
太極拳表演交流大会	4月1日	中野体育館	570
春季パドルテニス大会	4月22日	中野体育館	148
春季空手道大会	4月14日	中野体育館	276
フォークダンス大会	5月3日	中野体育館	210
ダンススポーツ大会	4月8日	中野体育館	218
春季柔道大会	5月20日	中野体育館	119
春季卓球大会	5月6日	中野体育館	311
夏季ゲートボール大会	6月1日	妙正寺運動公園	72
春季剣道大会	5月27日	中野体育館	369
春季バレーボール大会	4月28日・5月20日～26日・6月3日	中野体育館	768
中野スポーツ祭典	6月4日～11月23日	中野体育館他	1,605
合気道演武大会	6月3日	中野体育館	80
夏季軟式野球大会	7月1日～10月14日	上高田運動施設他	1,680
夏季弓道大会	7月1日	哲学堂弓道場	79
春季ソフトボール大会	4月8日・15日	上高田運動施設	306
カヌー教室	平成30年度休会中		—
区民水泳大会	8月26日	鷺宮体育館プール	822
秋季サッカー大会	平成30年9月～31年2月	第四中学校他	320
秋季剣道大会	9月16日	中野体育館	363
秋季ソフトボール大会	10月21日・11月10日	上高田運動施設	300

秋季ソフトテニス大会	8月26日・9月9日・10月28日	上高田運動施設	296
中野少年野球秋季大会	9月3日～10月8日	平和の森少年のスポーツ広場他	520
秋季バレーボール大会	9月15日～30日・10月3日	中野体育館	762
秋季卓球大会	9月9日	中野体育館	350
クレ射撃大会	9月30日	埼玉県東松山百穴射場	12
秋季弓道大会	10月7日	哲学堂弓道場	88
なぎなた大会	10月21日	中野体育館	78
区民スポーツフェスティバル	10月8日	中野体育館他	1,143
ライフル射撃大会	10月8日	中央区総合スポーツセンター	10
秋季空手道大会	10月21日	中野体育館	299
秋季ダブルステニス大会	10月20日・21日	哲学堂運動施設	128
ボウリング大会	10月25日	サンプラザボウリング場	21
秋季バスケットボール大会	11月17日・23日・24日	中野体育館	980
トリムの集い	10月31日	中野体育館	258
少林寺拳法中野区大会	10月28日	中野体育館	40
秋季パドルテニス大会	10月14日	中野体育館	122
区民陸上競技大会	休会中		—
秋季少年サッカー大会	平成30年10月～31年2月	多田小学校他	1,290
秋季柔道大会	11月11日	中野体育館	164
剣道演武会	12月16日	中野体育館	27
スポーツ少年団体力テスト	6月3日	新井小学校	29
区民スキー大会	平成31年1月19日～20日	菅平高原スキー場	20
新春バドミントン大会	2月9日	中野体育館	187
区民スキー教室	平成31年1月25日～27日	野沢温泉スキー場	17
バドミントン混合大会	平成31年3月31日	中野体育館	186

②都民体育大会等代表選手派遣

公益財団法人東京都体育協会及び東京都が主催する各種競技大会に、区の代表選手を派遣することにより、競技力の向上とスポーツ愛好者の交流を図る。〔スポーツ基本法〕

ア 都民体育大会

【主催】公益財団法人東京都体育協会、東京都

【要項】都民体育大会実施要項

【概要】広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上を図り、都民生活を明るく豊かにしようとするものである。

総合成績

回数 開催年度	男子 成績	女子 成績	主な種目別成績
第70回 28夏・冬、29春	19位	23位	【男子】バレーボール5位、ソフトテニス3位、卓球3位 バドミントン5位 【女子】バレーボール8位、バスケットボール5位、卓球5位
第71回 29夏・冬、30春	28位	11位	【男子】バレーボール5位、卓球5位、水泳5位 【女子】なぎなた優勝、テニス3位、少林寺拳法3位
第72回 30夏・冬、31春	36位	9位	【男子】ゲートボール5位 【女子】なぎなた優勝、卓球3位、バスケットボール5位 バレーボール5位、少林寺拳法6位

※前年度開催の夏季大会並びに冬季大会及び当該年度開催の春季大会の得点で総合成績が決まる。

春季大会(陸上競技等)

回数・年度	開催日	会 場	派遣人数			成 績	
			監督・選手	役員	合計	男子	女子
第70回・29	5/7～6/24	駒沢陸上競技場等	281	11	292	総合成績の表中「主な 種目別成績」参照	
第71回・30	5/6～6/23	駒沢陸上競技場等	265	11	276		
第72回・31	5/3～6/22	駒沢陸上競技場等	273	11	284		

夏季大会(水泳競技・ゴルフ競技)

回数・年度	開催日	会 場	派遣人数			成 績	
			監督・選手	役員	合計	男子	女子
第70回・28	8/7	東京辰巳国際水泳場	10	0	10	7位	順位なし
	10/19～20	立川国際カントリー倶楽部	9	0	9	順位なし	順位なし
第71回・29	7/30	東京辰巳国際水泳場	14	0	14	5位	順位なし
	10/18～19	立川国際カントリー倶楽部	9	0	9	順位なし	順位なし
第72回・30	7/29	東京辰巳国際水泳場	10	0	10	順位なし	順位なし
	10/17	立川国際カントリー倶楽部	5	0	5	順位なし	—

※平成25年度からゴルフ競技が追加された。

冬季大会(スキー競技・駅伝競走)

回数・年度	開催日	会 場	派遣人数			成 績	
			監督・選手	役員	合計	男子	女子
第70回・28	3/2～3/5	長野県菅平スキー場	19	0	19	順位なし	順位なし
	3/12	都立武蔵野の森公園	0	0	0	—	—
第71回・29	3/3～4	長野県菅平スキー場	20	0	20	順位なし	順位なし
	3/11	都立武蔵野の森公園	0	0	0	—	—
第72回・30	3/2～3/3	長野県菅平スキー場	23	0	23	順位なし	順位なし
	3/21	葛飾区荒川河川敷	0	0	0	—	—

イ 都民生涯スポーツ大会

【主催】公益財団法人東京都体育協会、東京都

【要項】都民生涯スポーツ大会実施要項

【概要】都民のスポーツ愛好者の中で、中・高年者を対象としたスポーツ大会であり、参加者がお互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興に資することを目指す。

都民生涯スポーツ大会

年度	開催日	種目数	派遣人数
28	8/20～9/19	14	180
29	8/19～9/30	13	169
30	8/18～9/24	12	156

ウ 都民スポレクふれあい大会

【主催】一般社団法人東京都レクリエーション協会、東京都

【要項】都民スポレクふれあい大会実施要項

【概要】広く都民の間にスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供し、都民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起するとともに、子どもから高齢者までが、家族とともに参加することにより、世代を超えたふれあいと、健康・体力づくり、生きがいに資することを目的として開催する。

都民スポレクふれあい大会

年度	開催日	種目数	派遣人数
28	9/13～10/24	3	40
29	9/2～10/22	3	54
30	9/1～10/21	3	54

(3) スポーツ事業

①スポーツ事業

障害者スポーツ教室（わくわくスポーツクラブ）は、知的障害のある人にスポーツの機会を提供し、健康及び体力づくりの一助とすることを目的として、障害児水泳教室は、知的障害のある小・中学生が水に親しみ、基本技術を習得することを目的として、それぞれ実施している。

その他、障害のある人を対象とした事業を指定管理者に委託して実施している。平成30年度より、知的障害のある人を対象に、運動・音楽・コミュニケーション活動の機会を提供し、地域で健康に暮らしていくための支援を行うことを目的とした、「知的障害者文化スポーツ事業」を開始した。

各種スポーツ教室(区主催事業)

事業名【対象】	年度	28	29	30
	会場	回数／参加者数	回数／参加者数	回数／参加者数
わくわくスポーツクラブ ①（トリム体操・ゲームなど） 【知的障害】	都立中野特別支援学校	全5回/126人	全6回/160人	全6回/140人
② 障害児水泳教室 【知的障害】	第二中学校温水プール	全5回/55人	全5回/76人	全5回/79人
みんなで楽しむスポーツ教室 ③（バドミントン・卓球など） 【身体障害】	鷺宮体育館	全8回/37人	全9回/28人	全3回/10人
みんなで楽しむスポーツ教室 ④（体操・ダンス・ボール遊びなど） 【身体障害】	中野体育館	全9回/125人	全9回/80人	全9回/115人
みんなで楽しむスポーツ教室 ⑤（バドミントン・卓球など） 【知的障害】		全9回/96人	全9回/95人	全9回/98人
⑥ たのしい水泳教室 【知的障害】	鷺宮体育館プール	全8回/156人	全10回/218人	全4回/100人
⑦ 障害者水泳教室 【身体障害】		全20回/119人	全18回/118人	全15回/101人
⑧ 障害者初心者水泳教室 【身体障害】		全18回/144人	全18回/172人	全15回/125人
⑨ 知的障害者文化スポーツ事業 【知的障害】	中部スポーツ・コミュニティプラザ等	—	—	全32回/453人
	南部スポーツ・コミュニティプラザ等	—	—	全33回/337人

※③から⑨は指定管理者に委託して実施している。

②大学連携事業

東洋大学との連携事業として、少年・少女野球教室を実施した。また、東京工芸大学との連携事業として、中野区オリンピック・パラリンピック推進実行委員会のロゴマークを作成した。

中野区・東洋大学連携事業

事業名	実施日	会場	参加者数
少年・少女野球教室	12/2	哲学堂野球場	67

(4) 小中学校施設開放

①区立小学校開放

ア 校庭球技開放

全小学校の校庭について、日曜、祝日、第1・第3・第4土曜日の主に午前9時から午後1時30分まで、区内在住または在学の小学生10人以上で構成し、区に登録したスポーツ団体へ、軟式野球・サッカー等の球技開放を実施している。

イ 体育館自主運営開放

小学校の体育館（未開放校を除く）について、平日は午後6時30分から午後9時30分まで、日曜、祝日は午前9時から午後9時30分まで、区内在住・在勤者または区内在学の小・中学生10人以上で、各校の体育館開放運営委員会（利用者等で構成）に登録したスポーツ団体に開放している。利用については3か月毎に各校の体育館開放運営委員会を開催して利用調整を行う。なお、啓明、北原、上鷺宮小学校は開放していない。

小学校校庭・体育館開放状況

小学校名	校 庭 開 放		体 育 館 開 放		
	球 技 開 放		自 主 運 営 開 放		
	開放日数	延利用団体数	開放日数	延利用人数	延利用団体数
桃 園	85	249	236	5,065	376
桃園第二	73	132	230	2,640	295
塔 山	81	156	287	5,778	372
谷 戸	91	209	320	7,450	482
中野本郷	79	211	273	5,743	361
江古田	95	194	246	5,620	396
鷺 宮	83	238	184	4,382	270
上高田	13	15	132	2,090	199
啓 明	70	102	未 開 放		
向 台	59	114	178	3,019	198
北 原	38	76	未 開 放		
新 井	69	192	360	5,324	395
南 台	56	162	272	14,188	495
みなみの	90	96	211	5,119	281
美 鳩	65	126	256	3,781	261
江 原	65	97	99	1,924	135
武蔵台	59	115	202	3,019	248
西中野	90	246	235	4,372	344
上鷺宮	95	284	未 開 放		
桃 花	65	177	273	6,047	411
白 桜	90	256	192	3,270	224
平和の森	87	218	288	5,659	422
緑 野	98	287	273	9,190	413
合計	1,696	3,952	4,747	103,680	6,578

②区立中学校開放

区内在住・在勤者を対象に、校庭及び体育館を団体または個人利用で開放している（開放校は、それぞれの開放状況表を参照）。

団体利用は、区内在住・在勤者（15歳以上）並びに区内中学校の在学者10人以上の、区に登録したスポーツ団体が利用できる。校庭は平成24年度4月利用分、体育館は平成25年度7月利用分より、施設予約システム「ないせすネット」での予約受付を行っていたが、「ないせすネット」の廃止に伴い、平成30年3月からは新たな施設予約システムによる受付を開始している。

個人利用は、直接開放校へ行き、集まった人で利用することができる。

ア 校庭休日開放

校庭またはテニスコートを、日曜、祝日の午前9時から午後5時（第四中学校は午前11時から午後5時、中野東中学校は午後1時から5時）まで、団体または個人利用として開放している。

中学校校庭休日開放状況

中学校名	利用形態	利用種目	開放日数	延利用人数
第 二	個人	硬式テニス、ソフトテニス	54	592
第 四	個人	ソフトテニス	65	474
第 七	団体	硬式テニス、ソフトテニス	47	423
第 八	団体	軟式野球(中学生)、サッカー、ソフトボール	0	0
緑 野	団体	軟式野球、サッカー、ソフトボール、ソフトテニス	58	560
南中野	個人	硬式テニス	27	223
中野東	個人	硬式テニス	32	212
合計			283	2,484

イ 体育館休日開放

体育館及び小体育館を、休日の午前9時から午後5時まで、団体または個人利用として開放している。

ウ 体育館夜間開放

体育館及び小体育館を、午後6時30分から午後9時30分まで（開放時間が異なる学校もある。また、開放曜日は各校による）、団体または個人利用として開放している。

エ 体育館平日開放

第二中学校（火・木：午後3時30分～午後6時30分、土：午後0時30分～午後6時30分）、緑野中学校（月・水：午後1時～午後2時45分、土：午前9時45分～午後0時45分）の小体育館を、団体利用として開放している。

中学校体育館開放状況(休日・夜間・平日)

中学校名	区分	利用形態	開放曜日（個人利用種目）	開放日数	延利用人数
第 二	休日	団体	日曜・祝日	57	1,470
		団体:小体育館	日曜・祝日		
	夜間	団体	日・月・火・水・金・土・祝日	323	7,074
		個人	木(バドミントン)		
		団体:小体育館	日・月・水・金・土		
	夜間	個人:小体育館	火(卓球)・木(剣道)	53	775
		団体:小体育館	火・木・土		
第 五	夜間	団体	火・水・木・金	208	2,743
		個人	月(バドミントン)		
第 八	休日	個人	日曜・祝日(卓球、バドミントン)	57	1,455
		団体:小体育館	日曜・祝日		
	夜間	団体	月・火・水・木・金・土	261	4,581
		団体:小体育館	月・火・水・木・金・土		
北中野	夜間	団体	月・火・木	209	2,748
		個人	水(卓球)・金(バドミントン)		
緑 野	夜間	団体	月・水・木・金	259	3,798
		個人	火・土(バドミントン)		
		団体:小体育館	月・水・木・金		
		個人:小体育館	火・土(卓球)		
	平日	団体:小体育館	月・水・土	70	745
南中野	夜間	団体	日・月・火・水・木・金・土・祝日	291	2,607
中野	夜間	団体	日・月・火・水・木・金・土・祝日	245	3,565
小計	休 日			114	2,925
	夜 間			1,796	27,116
	平 日			123	1,520
合 計				2,033	31,561

オ 温水プール開放

第二中学校及び中野中学校は、フリータイム制(開放時間中はいつでも入場可)により開放している。

両校のプールとも障害者用スロープを設置している。

【第二中学校】 25m×15m(7コース)、水深1.2～1.3m 定員160人

【中野中学校】 25m×13m(6コース)、水深1.2～1.3m 定員120人

温水プール開放状況

区 分	利 用 人 員					開放 日数
	大人 (高校生以上)	小・中学生	使用料免除者	団体利用	合 計	
第二中学校	10,818	822	902	906	13,448	305
中野中学校	15,608	2,158	964	6,836	25,566	321

③都立中野特別支援学校

ア 校庭開放

休日の校庭を、午前9時から正午まで、在校生のほか地域の中学生以下を対象に、自由遊びの場として開放している。

イ 体育館開放

休日と夜間の体育館を、休日は午前9時から午後5時まで、月・火・木・金曜日は午後7時から午後9時まで、区内に在住・在勤または在学する者を対象に開放している。

都立中野特別支援学校開放状況

事業名	開放日数	延利用人数
校庭遊び場開放	26	—
体育館休日開放	31	707
体育館夜間開放	83	335

(5) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、平成23年8月にスポーツ基本法が施行されたことに伴い位置づけられた、2年の任期で委嘱される非常勤公務員である。その役割は、地域におけるスポーツの普及・振興を図るための実技指導やスポーツに関する指導助言、スポーツ推進のための事業実施に係るコーディネーター（調整役）としてスポーツ振興に寄与することとされた。

スポーツ推進委員会主催の事業のほか、「中野区民ふれあい運動会」や教育委員会主催の「中野区立学校フラッグフットボール大会」などの事業への協力なども行っている。[スポーツ基本法、中野区スポーツ推進委員に関する規則]

スポコミDAY事業

会場	中部スポーツ・コミュニティプラザ	南部スポーツ・コミュニティプラザ
実施回数	3	6
延参加者数	43	59

あるこう会

実施日	平成30年6月23日(土)	平成30年12月1日(土)
行き先	江古田の森公園周辺	片瀬江ノ島駅～高德院～鶴岡八幡宮
対 象	小学生以上の区内在住・在勤・在学者（小学生は保護者同伴）	
参加者数	30	35

3on3バスケットボール大会

実施日	平成30年9月29日(土)
会 場	中野体育館 主競技場
対 象	区内在住・在学の小学生
参加者数	52

フラッグフットボール体験会

実施日	平成30年12月8日(土)
会 場	旧沼袋小学校 校庭
対 象	区内在住・在勤・在学者
参加者数	11

第2 区民の主体的な活動を支えるスポーツ環境の整備

1 スポーツ環境整備

(1) スポーツ施設整備

①総合体育館の整備

現中野体育館の老朽化や、区民の多様なスポーツニーズに対応するため、平和の森公園に総合体育館を整備する。平成29年度に実施設計が完成し、整備工事を開始した。令和2年度に開設する。

②施設予約システムの運用

総合体育館等のスポーツ施設の拡充に対応するとともに、施設の新設に応じて随時増設が可能な新たな施設予約システムを平成30年3月8日から運用している。

(2) スポーツ施設調整

①体育館、運動施設等の管理運営

中野体育館、上高田運動施設、哲学堂運動施設、妙正寺川公園運動広場、鷺宮運動広場の5施設を指定管理者が管理運営している。なお、鷺宮体育館は、平成31年4月1日より鷺宮スポーツ・コミュニティプラザとして開設している。

スポーツ（フロア）教室

対象／内容	教室数	会場	参加者数
幼児対象（リトル体操ほか）	15	中野体育館 鷺宮体育館	3,692
幼児・小学生対象（逆上がり教室ほか）	2		72
小学生対象（ジュニアダンスほか）	19		4,651
成人対象（エアロビクスほか）	84		29,128
合計			37,543

水泳教室

対象／内容	教室数	会場	参加者数
幼児対象（親子水中運動ほか）	10	鷺宮体育館プール	3,673
小・中学生対象	10		6,609
成人対象（アクアシェイプほか）	29		6,954
合計			17,236

その他スポーツ教室

事業名	回数	会場	参加者数
スポーツ吹矢体験教室	12	哲学堂弓道場	206
健康体操教室	24	哲学堂弓道場	261
ママフィット	22	哲学堂弓道場	272
ジャイアンツメソッド中野ベースボールアカデミー	41	哲学堂野球場	2,727
合計	99		3,466

中野区健康づくり月間イベント

イベント名	実施日	会場	参加者数
リセット&メイキング	1/7	中野体育館	18
ステップ&エアロ	1/8	中野体育館	22
シェイプUPトレーニング	1/10	中野体育館	7
ニコニコ元気体操	1/11	中野体育館	22
ZUMBA	1/11	中野体育館	28
骨盤改善ストレッチ	1/11	中野体育館	10
合計			107

イベント事業

イベント名	実施日	会場	参加者数
エンジョイフットサル大会レディース	4/1	鷺宮体育館	44
やさしいヨガ（全39回）	4/4～3/27	中野体育館	352
ノルディックウォーキングフォローアップ教室（全9回）	4/4～3/27	哲学堂野球場、公園	187
なわとび広場	4/7	中野体育館	4
親子体操（全8回）	4/7～3/2	中野体育館	342
ノルディックウォーキング体験教室（全9回）	4/11～3/13	哲学堂野球場、公園	92
膝痛予防講座	5/12	中野体育館	13
リフレッシュヨガ（全19回）	5/14～1/22	上高田会議室	45
腰痛予防講座	6/2	中野体育館	26
ふわトラ&スラックラインであそぼー（小学校1～3年生対象）	6/3	鷺宮体育館	14
ふわトラ&スラックラインであそぼー（小学校4年生以上対象）	6/3	鷺宮体育館	12
着衣水泳&救助法体験会	6/3	鷺宮体育館プール	30
海の日アクア	7/16	鷺宮体育館プール	15
海の日イベント A. ターン中上級	7/16	鷺宮体育館プール	8
海の日イベント B. 初歩の飛び込み	7/16	鷺宮体育館プール	6
1期 テクニカル水泳	7/25～7/27	鷺宮体育館プール	35
2期 テクニカル水泳	8/22～8/24	鷺宮体育館プール	21
夜のボクササイズ（全3回）	9/7～9/21	中野体育館	18
健脚度測定会	9/8、3/2	中野体育館	9
敬老の日イベント『いきいき水中運動』	9/16	鷺宮体育館プール	14
敬老の日イベント『初めて水泳』	9/16	鷺宮体育館プール	4
敬老の日イベント『平泳ぎ基礎コース』	9/16	鷺宮体育館プール	8
敬老の日イベント『クロール背泳ぎ』	9/16	鷺宮体育館プール	8
敬老の日イベント『バタフライ基礎』	9/16	鷺宮体育館プール	8
鷺宮 水泳記録会	9/24	鷺宮体育館プール	89
3B体操	11/10	中野体育館	13
ふわふわトランポリン	12/8	中野体育館	16
バーベルエクササイズ	1/12	中野体育館	7
合計			1,440

②スポーツ・コミュニティプラザの管理運営

地域スポーツクラブの活動拠点として、中部・南部・鷲宮スポーツ・コミュニティプラザを指定管理者が管理運営している。また、指定管理者が地域スポーツクラブの事務局として事業等の活動を支援している。

地域スポーツクラブ会員数

	28年度	29年度	30年度
個人	6,544 人	5,885 人	5,723 人
団体	196 団体	264 団体	209 団体

③地域スポーツクラブを主体とする地域スポーツクラブ事業の実施

スポーツ・運動を通じた健康づくりに関する施策を効果的に推進するとともに、スポーツ・健康づくりを通じた地域住民の交流を図るための拠点としてスポーツ・コミュニティプラザを設置しており、区民で構成された地域スポーツクラブが主体となって「区民の健康づくり・体力づくり」「地域住民の交流」「学校部活動の支援」「障害者スポーツの普及推進」「スポーツ指導者の人材育成、競技力の向上」等の視点で様々な事業を行っている。

地域スポーツクラブ事業（中部）

事業名	回数	会場	参加者数
シニア体操	60	体育館	23
成人バドミントン	47	体育館	55
幼児体操	49	体育館	106
小学生バドミントン	47	体育館	243
小学生卓球	43	体育館	131
小学生体育（体力向上）	47	体育館	158
新体操教室（低学年）	25	体育館	19
親子体操	47	体育館	89
器械体操	47	体育館	167
幼児体育（体力向上）	35	体育館	50
ヨガ教室	15	体育館	25
メディテーションヨガ	15	体育館	3
パルクール教室	31	体育館	33
キッズバトン	20	体育館	16
パワーヨガ	49	多目的ルーム	87
ピラティス	49	多目的ルーム	65
筋トレ&ストレッチ	95	多目的ルーム	117
社交ダンス初心者	49	多目的ルーム	28
キッズダンス	94	多目的ルーム	70
体幹トレーニング	39	多目的ルーム	40
ベリーダンス入門	34	多目的ルーム	21
サルサダンス入門	32	多目的ルーム	14
キッズバレエ	20	多目的ルーム	36
ジュニアバレエ	20	多目的ルーム	10
幼児新体操	16	多目的ルーム	19
バランスボールでリズムダンス	16	多目的ルーム	8
ボクシング教室初級	27	多目的ルーム	50
ボクシング教室中級	27	多目的ルーム	10
ボールウォーキング&HOVR	36	多目的ルーム	45
ストレッチ&HOVR	8	多目的ルーム	2
小学生フットサル	96	屋外運動広場	132
成人フットサル	48	屋外運動広場	29
合計	1,283		1,901

地域スポーツクラブ事業（南部）

事業名	回数	会場	参加者数
親子体操	46	体育館	95
小学生体操	46	体育館	158
シニア体操	95	体育館	101
幼児体操	95	体育館	260
親子体操	47	体育館	117
バドミントン	47	体育館	189
フットサル	47	体育館	121
健康スポーツ吹矢	48	体育館	264
成人卓球	45	体育館	78
キッズダンス	47	多目的ルーム	157
リズム体操	93	多目的ルーム	219
格闘系エクササイズ	23	多目的ルーム	8
エアロビクス	48	多目的ルーム	103
初めてのピラティス	47	多目的ルーム	120
筋トレ&ストレッチ	95	多目的ルーム	231
ヨガ	44	多目的ルーム	180
フラダンス	44	多目的ルーム	173
太極拳	45	多目的ルーム	104
幼児水泳（水慣れ）	190	プール	690
小学生水泳（水慣れ）	106	プール	340
小学生水泳（クロール）	166	プール	718
小学生水泳（平泳ぎ）	108	プール	255
シニア水中運動	126	プール	216
成人水泳（クロール）	41	プール	106
成人水泳（平泳ぎ）	42	プール	65
初級成人水泳	36	プール	31
成人水中運動	85	プール	54
アクアビクス	42	プール	140
成人水泳	85	プール	102
合計	2,029		5,395

個人開放事業（中部）

種目	回数	会場	参加者数
グラウンドゴルフ	11	屋外運動広場	2
子ども運動広場	20	体育館	15
バレーボール	22	体育館	1
バドミントン	22	体育館	74
卓球	49	体育館	157
バスケットボール	24	体育館	112
合計	148		361

個人開放事業（南部）

種目	回数	会場	参加者数
バスケットボール	42	体育館	558
パドルテニス	45	体育館	745
バドミントン	44	体育館	470
卓球	42	体育館	484
合計	173		2,257

障害者スポーツ普及啓発事業（南部）

事業名	実施日	会場	参加者数
ボッチャ体験会	7/1、9/2、 10/7、11/4、 12/2、1/13	多目的ルーム 体育館	68
障害者水泳教室	10/7、11/4、 12/2、1/13	温水プール	36
デフフットサル体験会	2/3	体育館	20
障害者水泳記録会	3/3	温水プール	18
合計			142

イベント事業（中部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
こども運動ひろば	5/20	体育館	20
ポールウォーキング&座ったままウォーキング体験会	6/17	屋外、多目的	1
オリンピック特別レッスン 森隆弘 ストレッチ&HOVR教室	7/15	多目的ルーム	8
ソフトテニス体験会	8/19	体育館	14
オリンピック特別レッスン 中野大輔 幼児トレーニング	9/16	体育館	6
オリンピック特別レッスン 中野大輔 子どもトレーニング	9/16	体育館	4
親子体力測定会～アスリート特別参加～	10/14	体育館	18
フラグフットボール体験会	11/18	体育館	6
グラウンドゴルフ体験会	11/18	体育館	9
パルクール教室体験会	11/18	体育館	4
HOVR体験会	11/18	多目的ルーム	7
ふわふわトランポリン体験会～オリンピック特別参加～	12/16	体育館	20
グラウンドゴルフ	1/20	屋外運動広場	8
こども向け運動広場	1/20	体育館	100
はじめての自転車	1/20	屋外運動広場	14
ポールウォーキング	1/20	屋外運動広場	8
シニア健康体操	1/20	多目的ルーム	10
パルクール	1/20	体育館	7
筋トレ&ストレッチ	1/20	多目的ルーム	12
中野大輔さんの親子体操	2/11	体育館	7
オリンピック特別レッスン 軽体操	2/17	体育館	30
はじめてのヨガ	2/17	多目的ルーム	15
親子体力測定会	3/24	体育館	6
合計			334

イベント事業（南部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
スイム&トレーニング	6/3	プール	3
ドッジビー教室	6/3	体育館	15
お絵かき教室	6/3	多目的ルーム	19
らくらくスイム	7/8	プール	12
オリンピックによる水泳教室	7/8	プール	9
アクアジム	7/8	プール	96
水中筋トレ&ストレッチ	8/5	プール	16
初めてバタフライ	9/2	プール	7
クロール特別レッスン	9/2	プール	5
オリンピック山口美咲さんの水泳教室	12/2	プール	7
アクアジム開放	12/2	プール	40
ピラティス	1/13	体育館	36
エアロビクス	1/13	体育館	24
合計			289

公認クラブ主催イベント（中部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
タンブリング大会	8/11	体育館	150
ミニサッカー大会	8/19	屋外運動広場	200
Nakatch杯体操競技大会	9/24	体育館	300
Nakatch杯体操競技大会	3/21	体育館	315
合計			965

公認クラブ主催イベント（南部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
Nakatchダンスキッズダンスワークショップ	7/1	体育館	24
バスケットボールクリニック	7/1	体育館	40
Nakatchバスケ バスケットボール大会	8/5	体育館	80
Nakatchダンス・ダンスワークショップ	9/2	多目的ルーム	19
Nakatchバスケットボール練習会	10/7	体育館	20
Nakatch南部スポコミバスケクラブ大会	11/4	体育館	70
バスケットボール練習会	12/2	体育館	20
Fリーガー清水誠也さんのフットサル教室	2/3	体育館	35
南部スポコミバスケ 1day大会	3/3	体育館	100
合計			408

指導者養成講座（中部・南部）

講座数	修了者数
6	16

区立中学校優先枠（南部）

回数	利用人数
11	165

健脚度測定（中部）

回数	参加者数
11	71

健脚度測定（南部）

回数	参加者数
11	7

第3 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした政策の推進

1 オリンピック・パラリンピック推進

(1) オリンピック・パラリンピック推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピアン等のトップアスリートを招聘した競技種目の体験会や講演会等を実施することで、区民の気運を醸成するとともに、大会後の成果（ポスト2020）を見据え、区民で構成する実行委員会が事業を立案・運営する等、区民の自主的なスポーツ活動を促進するための計画的・戦略的な事業を実施している。

また、東京2020参画プログラム認証促進、パネル展示やポスター展の開催、東京2020大会PRグッズの活用等による東京2020大会の理解促進・気運醸成事業を実施するとともに、東京2020大会開催に向けて東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連絡調整を行う。

オリンピック・パラリンピック推進事業実施状況

事業名		実施日	会場	延参加 人員
2018FIFAワールドカップ ロシア パブリックビューイング		6/19	中野体育館	700
東京2020大会開催2年前カウントダウン事業		8/4	中野区役所前広場	408
体育の日スポーツ事業		10/8	中野区役所前広場	347
東京2020大会正式種目「ボクシング」観戦事業		12/2	中野体育館	500
東京2020大会に向けた開催500日前カウントダウン事業 in NAKANO		3/17	中野四季の森公園 イベントエリア	650
地域まつり 協力事業	中野チャンプルーフェスタ内 「フェンシング競技実演&体験イベント」	7/14	中野区役所前広場	158
	なべよこ夏まつり大会内 「東京2020大会応援イベント 柔道企画」	8/4	鍋屋横丁通り	300
	成人祝賀餅つき大会内 空手アスリートによる「形」披露会	1/14	中野駅北口前広場	400
中学校競技力向上事業		12/16 2/3 3/10	東京大学教育学部附属 中等教育学校、 中野区立緑野中学校	226
		2/11、2/17 3/3 (各日午前・午後)	中野区立中野中学校、 中野区立第二中学校	225

パネル展・作品展実施状況

事業名	実施日	会場
東京2020大会まであと2年！ パネル展示「Be The HERO」 in中野	7/23～7/27	中野区役所1階区民ホール
東北復興祈念展 オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグ展示 ボクと私の「夢」コンクール作品展示	10/27～10/28 ※フラッグ展示は、 10/29～11/2も実施	中野区役所1階区民ホール
東京2020オリンピック・パラリンピックまで500日！ パネル展示 in 中野	3/11～3/15	中野区役所1階区民ホール
東京2020オリンピック・パラリンピック 関連パネル巡回展示 in 中野	2/1～2/8	南部スポーツ・コミュニティプラザ
	2/9～2/15	中部スポーツ・コミュニティプラザ
	2/17～2/24	江古田区民活動センター
	3/8～3/15	鍋横区民活動センター
	3/16～3/22	上鷺宮区民活動センター
中野区絵はがきコンクール「みんなの2020」作品展示	3/18～4/26	中野駅ガード下ギャラリー 「夢通り」

絵はがきコンクール実施状況

事業名	応募数	最優秀賞数	優秀賞数
中野区絵はがきコンクール「みんなの2020」作品展	70	1	10

第3章 障害者が安心して暮らせる地域社会（障害福祉課）

第1 個性と多様性が尊重され、社会で生き生きと活躍する障害者

1 障害者施策推進

（1）障害福祉計画

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を計画的に提供するため、これらのサービスの必要な見込量などを「中野区健康福祉総合推進計画（障害者計画）」（計画期間：2018年度から2022年度まで）及び「第5期中野区障害福祉計画」（計画期間：2018年度から2020年度まで）として定めた。特に、障害者の権利擁護、地域生活の継続の支援、入所等からの地域移行、就労の支援を重点項目としている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〈障害者総合支援法〉第88条）。

（2）障害者差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行された。これに伴い、平成29年3月に「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、相談窓口を福祉推進分野（現：福祉推進課）に設置するとともに相談事案を検証する「中野区障害者差別解消検証会議」を設置し、障害者差別解消に関する相談体制を整備した。また、平成29年9月に、第三者機関である「中野区障害者差別解消審議会」を設置（中野区障害者差別解消審議会条例）した他、職員研修や、区民への啓発事業を行うことにより障害者差別解消の理解を進めている。

（3）ヘルプカード啓発事業

障害のある人は、災害発生時や緊急時などにおいて、障害種別や特性に応じた支援が必要となる。

ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどを記載するようになっており、支援を必要とする人が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立てるとともに、支援をする人に必要な支援内容をわかりやすく伝えることを目的としている。

（4）中野区障害者福祉事業団運営助成

障害のある人の雇用促進と、福祉活動の向上に寄与することを目的とする一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対し、人件費等を補助している（一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対する補助金の交付に関する規則）。

※運営内容については162ページ参照。

運営助成状況

単位：千円

年 度	26	27	28	29	30
運営助成額	32,537	32,708	32,774	32,446	33,702

（5）区民ふれあい運動会

障害のある人の運動とレクリエーションの機会をつくり、健康増進と親睦を図り、あわせて障害のある人となない人の相互理解を深めるために、区と実行委員会との共催事業として昭和56年度から実施している。

《平成30年度》平成30年5月20日（日） 第二中学校にて実施 参加人員 746人

《平成31年度》令和元年5月19日（日） 第二中学校にて実施 参加人員 742人

(6) 障害者社会活動センター

障害のある人及びその家族等を主たる構成員とする団体に、障害のある人の社会的交流の促進と自主的活動の援助を目的として、会議室等の場の提供をしている。

所在地 中野五丁目68番7号 スマイルなかの5階
事業開始 平成7年3月1日
利用登録数 52団体
延利用件数 4,694件
延利用人数 34,724人

(7) 交通機関の割引等

経済的負担を軽減して社会参加を促進するため、各種交通の割引証などの交付等を行っている。

内容	対象者	取扱件数
都営交通無料乗車券	3年券 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、戦傷病者手帳所持者のうち特定の方、及び被爆者手帳所持者で健康管理手当の受給者	1,411 件
	1年券 生活保護受給世帯員又は児童扶養手当受給世帯員（世帯1枚）、中国残留邦人等、及び被救護者	2,180 件
民営バス乗車割引証（介護人付）	第1種身体障害者手帳又は第1種・第2種愛の手帳所持者	198 件
有料道路通行料金割引	① 本人運転の場合…身体障害者手帳所持者 ② 本人以外が運転の場合…第1種身体障害者手帳又は第1種愛の手帳所持者（障害者本人が乗車し、介護者が運転する場合）	640 件

2 障害者就労支援

(1) 障害者の就労・雇用促進

障害のある人が、仕事を探し、就職し、就職後も安心して就労継続ができるよう支援を行う。企業に向けては、国や東京都の障害者雇用に関する制度の紹介や障害に関する情報提供を行っている。

障害のある人が就職し、就労を継続していくためには、区内の障害者就労施設や特別支援学校、保健・医療機関等さまざまな関係機関との連携が欠かせない。区は、これらの調整や仕組づくり等の支援を行っている（中野区障害者雇用促進事業実施要綱）。

※障害者の就労支援にかかる事業実績等については、163ページ参照。

(2) 中小企業障害者雇用奨励金

障害のある人の民間企業への一般就労を促進するために、新たに障害のある人を雇用する中小企業の事業主に対し、平成22年度から奨励金を支給している。

支給の要件は、一般財団法人中野区障害者福祉事業団の利用登録を受けた中野区民の障害のある人を新たに雇い入れること、労働時間が週8時間以上の雇用契約を締結すること、地域別最低賃金以上の賃金を支払うこと、原則として3か月以上雇用すること、常用雇用労働者数が201人未満であること等がある。

奨励金の額は、労働時間が週30時間以上の場合は1人につき月額2万円、労働時間が週8時間以上30時間未満の場合は1人につき月額1万円（中野区中小企業障害者雇用奨励金支給要綱）。

奨励金

労働時間による区分	月額（1人）	支給実績
週8時間以上30時間未満	10,000円	0人
週30時間以上	20,000円	0人

(3) 障害者就労施設の受注機会の拡大

区内の障害者就労施設の受注機会を拡大するために、区における封入封かん、シール貼付、折込み等の障害者就労施設が受注可能な役務等について、障害者就労施設に優先的に発注する制度を平成22年度から実施している（中野区障害者就労施設等役務等調達促進要綱）。

(4) 障害者就労施設に係る共同受注促進事業

障害者就労施設が安定的に仕事を確保し、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上を目指して、受注開拓員が企業に営業活動を行い、受注・分配から納品まで、障害者就労施設に対して支援を行う。

○受注件数 468件、受注額 16,730,093円

第2 在宅で暮らし続けられる障害者

1 障害者手当等

(1) 手当

名 称	対象者の障害程度	支給の制限 (不支給の主な事由)	給付額	対象者数 延支給件数	実施日
障害児 福祉手当 (国制度)	① 身障手帳1級及び2級の一部 ② 愛の手帳1度及び2度の一部 ③ 精神障害及び病状が①②と 同程度と認められる者(日常生活 で常時介護が必要な者)	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金 受給者 ・20歳以上	月額14,650円	71人 742件	昭和61年 4月1日
特別障害者 手当 (国制度)	次の要件のいずれかの障害に該当 し常時特別の介助を必要とする者 ① 障害基礎年金1級相当の障害で ・障害が重複する者 ・障害基礎年金相当の障害が 重複する者 ・日常生活動作能力が低い者 ② 常時安静または就床する疾病 日常生活がほとんどできてい ない精神障害等	・所得制限 ・施設入所 ・3か月を超える入院 ・20歳未満	月額26,940円	253人 2,626件	昭和61年 4月1日
経過的福祉 手当 (国制度)	昭和61年3月末日現在の旧制度福祉 手当受給者で、昭和61年4月以降も 障害を理由とする公的年金を受給で きない者	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金 受給者	月額14,650円	8人 97件	昭和61年 4月1日
障害者福祉 手当 (第1種 手当)	① 身障手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症 ※ 20歳以上が対象(20歳未満は児 童育成手当〔障害手当〕または 第2種手当)	・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額15,500円	2,630人 30,574件	昭和49年 10月1日
障害者福祉 手当 (第2種 手当)	① 身障手帳3級 ② 愛の手帳4度 ③ 20歳未満の第1種手当対象者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級	・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額5,000円	1,040人 11,767件	昭和49年 10月1日
障害者福祉 手当 (第2種 手当 (65歳以上))	① 身障手帳3級 ② 愛の手帳4度 ③ 第2種手当受給者で、毎年基準日 (8月1日)時点の年齢が65歳以上	・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額2,500円	325人 3,749件	平成25年 8月1日
難病患者 福祉手当	難病医療費助成制度の対象疾病等 に患っている者で、医療費助成の認 定を受けている者等	・所得制限 ・障害者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額10,000円	1,386人 14,002件	昭和51年 4月1日
東京都重度 心身障害者 手当	① 重度知的障害で、常時複雑な介 護を必要とする、程度の著しい精 神症状を有する者 ② 重度知的障害で、かつ、重度の 身体障害を合併している者 ③ 重度の四肢機能障害で座ってい ることが困難な者	・所得制限 ・施設入所 ・継続して3か月以上の入院 ・65歳以上の新規申請	月額60,000円	受給162人	昭和48年 10月1日

(2) 年金

名称	対象者	給付額	受給者数	実施日
東京都心身障害者扶養年金	○ 制度廃止時(平成19年3月1日)に年金を受給していた者は引き続き受給	月額 30,000円 (特約付きの場合は 月額 40,000円)	132人	昭和44年 4月1日

名称	対象者	給付額	加入者数	実施日
東京都心身障害者扶養共済制度	① 知的障害のある人 ② 身体障害者手帳1～3級 ③ 精神または身体に永続的障害があり、その程度が①②と同程度 ※ 加入時に65歳未満で保険契約の対象となる健康状態の者	1口あたり 月額 20,000円 (加入は1人2口まで)	17人	平成20年 4月1日

※受給者数は平成31年3月1日現在

(3) 心身障害者医療費助成

障害のある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例により、重度の障害のある人を対象に医療費の一部を助成している。

《事業の概要》

事業開始	昭和49年7月1日					
対 象 者	1 都内に住所を有している者 2 身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）または愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級の該当する者 3 医療保険の被保険者及び被扶養者 4 所得制限以下であること ○20歳以上の場合は、本人の前年の所得額が次の所得制限以下であること ○20歳未満の場合は、国民健康保険の世帯主または社会保険の被保険者本人の前年の所得額が次の所得制限以下であること					
	単位：千円					
	扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
	所 得 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124
令和元年9月1日現在（対象者の平成30年分の所得額）						
助 成 の 範 囲	※対象とならない者 ○65歳以上で新規に障害認定を受けた者 ○生活保護を受けている者 ○後期高齢者医療制度の被保険者である住民税課税者					

助 成 の 範 囲	住民税課税者については、医療保険の自己負担額から「高齢者の医療の確保に関する法律」に準じた一部負担金等相当額を控除した額を助成する。 住民税非課税者については、医療保険の自己負担額を助成する（入院時の食事負担金、生活療養標準負担額を除く）。
-----------	---

医療費助成受給者数及び医療費助成支給状況

単位：人、円

年 度	26	27	28	29	30
身体障害による受給者	2,151	2,134	2,097	2,121	2,154
知的障害による受給者	246	245	252	256	264
助 成 件 数	1,503	1,680	1,546	1,895	1,676
助 成 金 額	12,669,754	13,850,845	10,785,770	15,007,254	11,743,240

※助成件数・金額は、区が直接本人へ支給したもののみ。医療機関からの請求分は、区及び本人を経由せずに東京都が支払うことで助成する。

(4) 原爆被爆者見舞金

広島、長崎で被爆された原爆被爆者に対し、その負担を少しでも軽くするため、昭和47年度から見舞金を支給している（中野区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱）。

○支 給 額 年10,000円

○支給人員 123人

2 地域生活支援

(1) 日常生活支援サービス

①介護人への支援及び介護人の派遣

ア 重度脳性麻ひ者介護

在宅の重度脳性麻ひ者の生活圏の拡大を図るため、障害のある人が推薦した介護人により、外出介助、その他必要な介護を行うことを目的として、昭和52年10月から実施している（中野区重度脳性麻ひ者介護事業実施要綱）。

○対 象 者 区内に在住する20歳以上の重度の脳性麻ひ者で、単独の屋外活動が困難な、身体障害者手帳1級の者。平成31年3月31日現在5人。

○介護日数 1か月に12日以内。介護人に対して1日あたり6,560円の手当を支払う。
平成30年度の延介護日数924日。

イ 在宅障害者（児）緊急一時保護

在宅の障害のある人の家族等が、病気や休養等のため、障害のある人を一時的に介護できなくなったとき、また、ひとり暮らしの障害のある人が一時的な病気等により日常生活が困難になったときなどに、区に登録された介護人により保護することを目的として、昭和52年10月から実施している（中野区在宅障害者等介護人派遣緊急一時保護事業実施要綱）。

○対 象 者 （ア）常時介護を受ける身体障害者手帳1・2級の者。

（イ）常時介護を受ける愛の手帳1～3度の者、もしくは常時介護を受ける愛の手帳4度で区長が特に必要と認める者。

（ウ）常時介護を受ける脳性麻ひまたは進行性筋委縮症を有する者。

（エ）小学生以下の児童で、療育センターアポロ園等で療育指導等を受けているか、身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている者。

（オ）身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている18歳以上のひとり暮らしの障害のある人で、家族の介護が受けられない者。

（カ）難病患者等

○派遣回数 1か月に5日以内。介護人に対して手当を支払う。

介護人派遣手当額及び派遣回数

	半日	1日	宿泊
介護人手当	2,750 円	5,500 円	8,250 円
派遣回数	41 回	18 回	43 回

②住宅改善給付（中規模改修等）

重度の障害のある人に対して住宅の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものとするを目的として、昭和44年4月から実施している（中野区重度障害者（児）住宅改善事業実施要綱）。

平成12年4月からの介護保険制度の開始に伴い、介護保険の支給種目については介護保険優先となるため、65歳以上の設備改善給付は対象外となった。平成15年度以降は浴室、便所、玄関、台所、居室の改善が小規模改修及び中規模改修に統合された。平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、重度障害者（児）日常生活用具の給付事業は同法の地域生活支援事業に移行したため、住宅改善のみの事業となった。また、小規模住宅改修は平成19年度に地域生活支援事業に移行した。

支給状況

単位：件

年 度	26	27	28	29	30
中規模住宅改修	2	4	4	1	3
屋内移動設備（器具）	1	3	2	1	1
屋内移動設備（設置）	1	2	2	1	0

③障害者福祉電話

外出困難な身体に重度の障害のある人に対して、負担を軽減するため、家庭用電話の基本料金等を助成することを昭和59年4月から実施している（中野区障害者電話基本料金等助成事業実施要綱）。

- 対 象 者 区内に居住する18歳以上の者で、次のア～ウの要件をすべて備えている者。
ア．外出困難な者で、下肢、体幹、内部、視覚障害のいずれかが身体障害者手帳2級以上、または聴覚障害が身体障害者手帳2級の者。
イ．障害のある人のみの世帯、またはこれに準ずる世帯。
ウ．生活保護受給世帯、または住民税非課税もしくは所得税42,000円以下の世帯。

○対象人数 20人（貸与7人、自己保有13人）。

④訪問理美容サービス

在宅の常時介護を要する重度障害のある人に対して、区が理容組合等に委託し出張理髪サービスを行う。昭和53年10月から在宅の常時介護を要する高齢者に対する訪問理容サービスとして開始したが、昭和61年度から重度障害のある人も対象に加えた。

平成16年度からは美容師の訪問も開始し、訪問理美容サービスとした。

サービス内容は調髪及び洗髪を基本とする。年間1人あたり4枚の利用券を交付しており、平成31年度から費用負担は1回1,500円である（中野区重度障害者（児）訪問理美容サービス事業実施要綱）。

なお、平成23年度から、65歳以上の高齢者は介護保険特別給付事業でサービスを提供。

利用状況

年 度	26	27	28	29	30
対象人数	3	5	5	3	7
延利用回数	6	7	7	8	14

⑤重度障害者寝具乾燥サービス

在宅の常時介護を要するひとり暮らし高齢者等及び重度障害のある人の寝具の乾燥、消毒、脱臭、丸洗い等のサービスを行うことによって、その生活環境を快適にすることを目的として、昭和50年11月から実施している（中野区重度障害者（児）寝具乾燥サービス事業実施要綱）。

対象者は、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度のうち常時失禁状態にある者。

1年間に丸洗い2回、水洗い1回、乾燥9回のサービスを行っている。

平成19年度から、住民税課税者は1回のサービスにつき実費の1割の費用負担がある。

なお、平成23年度から、65歳以上の高齢者は介護保険特別給付事業でサービスを提供。

利用状況

年 度	26	27	28	29	30
登録人数	17	15	15	11	11
延利用回数	164	130	119	106	99

⑥重症心身障害児（者）等在宅レスパイトサービス

在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、重症心身障害児（者）等を介護する家族の休養（レスパイト）を図る目的により、平成28年10月から事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱）。平成29年7月からは、医療的ケアの必要な18歳未満の方も対象とし、利用時間の単位や1月の上限回数等の内容についてさらに拡充し実施している。

○対 象 者 中野区内に住所を有する者のうち、18歳に達するまでに下記ア～エの状態になった者。

ア. 次の（ア）・（イ）のいずれかに該当する者

（ア）愛の手帳1度又は2度程度の知的障害を有し、かつ、身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った者

（イ）18歳未満で、東京都の定める医療的ケア（人工呼吸器管理・酸素吸入・経管栄養等）が必要である者

イ. 在宅で家族等による介護を受けて生活している者

ウ. 訪問看護により医療的なケアを受けている者

エ. 医師の指示書による医療的なケアを必要とする者

○対象人数 登録 25人 利用 18人 利用回数 140回

⑦その他の在宅福祉サービス [所管：地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課]

○三療サービス

○見守り・緊急通報システム

○おむつサービス

（2）地域生活支援サービス

①移動支援

ア 移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行う。平成18年10月より障害福祉サービスの外出介護が地域生活支援事業に移行し、移動支援となった。

利用者は区が委託契約を締結した事業者からサービスを受ける（中野区移動支援サービス事業実施要綱）。

○利用実績 延利用人員 4,889人、延利用時間数 74,360.5時間

イ 車いすガイドヘルパー派遣

ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便と地域社会の積極的な交流を図ることを目的として、平成2年4月から実施している。平成18年10月から障害者自立支援法の施行により、同法の地域生活支援事業の移動支援事業に移行した（中野区車いすガイドヘルプサービス事業実施要綱）。

○対 象 者 在宅の身体障害者手帳の交付を受けている車いす利用者

○利用時間 1回8時間まで

○派遣回数 月3回、年間36回以内

○利用登録者 18人

○派遣実績 延派遣回数 342回、延派遣時間数 1,542.5時間

②通学等支援

自宅・学校・学童クラブ・特別支援学校のバスポイント間の移動介助を行う。平成30年4月より対象者を高校生まで拡大した。

○対 象 者 区内に居住する小・中・高校生で、障害者手帳（身体・知的・精神）を有する者、及びこれに準ずる障害のある者

○利用実績 延利用人員 795人、延利用時間数 7,512時間

③就職奨励金

訓練等給付費の支給決定を受けた人のうち、就労移行支援または就労継続支援の訓練を行う施設において、訓練を終了し就職（自営業を含む）により自立する場合に必要な生活用品の購入費を支給する。平成17年4月から実施していた就職支度金を平成27年4月に就職奨励金へと名称を変更した（中野区障害者施設利用者就職奨励金支給要綱）。

○実人員 18人

④重度障害者（児）日常生活用具

重度の障害のある人に対して、日常生活用具並びに設備の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものとすることを目的として、昭和44年4月から実施している。平成12年4月から介護保険制度の開始に伴い、介護保険の支給種目については介護保険優先となった。

また、設備改善給付については、65歳以上は対象外となった。平成18年10月、障害者自立支援法の施行により、重度障害者（児）日常生活用具の給付事業は同法の地域生活支援事業に移行した。平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、日常生活支援サービスの難病患者等日常生活用具等給付事業と統合した（中野区重度障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱）。

給付状況

単位：件

種 目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特殊寝台	13	8	10	13	12
特殊マット	9	9	8	10	9
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	3	2	0
体位変換器	0	0	2	1	4
移動用リフト	0	4	2	1	6
訓練いす	0	0	1	0	0
移動用リフトスリングシート	0	3	3	0	3
浴槽（湯沸器含む）	1	2	0	0	0
浴槽（浴槽のみ）	0	1	0	0	3
入浴補助用具	11	18	10	12	11
便器	0	2	3	1	0
T字状・棒状つえ	15	9	10	17	11
移動・移乗支援用具	11	15	8	19	16
頭部保護帽	8	10	4	0	3
特殊便器	2	2	0	3	1
火災警報器	4	3	2	2	2
火災警報器（聴覚障害者用）	1	1	1	0	0
火災警報器（単独）	0	0	0	0	0
専用通報器	0	0	0	0	0
自動消火装置	0	0	0	0	0
電磁調理器	1	3	3	1	3
ガス漏れ警報器	0	0	0	0	0
屋内信号装置	3	5	6	6	5
音響案内装置	0	2	0	1	0
空気清浄器	0	0	0	0	0
エアコンディショナー	0	1	0	0	1
移動トイレット	1	1	3	0	2
補聴器対応電話	0	0	0	1	0
フラッシュベル	2	0	0	1	1
透析液加温器	4	2	4	2	2
ネブライザー（吸入器）	24	8	13	10	7
電気式たん吸引器	33	24	27	20	18
パルスオキシメーター ※1	1	1	2	3	2
盲人用体温計	2	2	4	2	4
盲人用体重計	3	2	5	1	4
盲人用血圧計	—	—	3	2	4
地デジラジオ	—	—	0	0	0
携帯用会話補助装置	2	1	0	3	3
情報・通信支援用具	9	3	4	4	3
点字ディスプレイ	1	2	4	1	2
点字器	0	1	4	0	0
点字タイプライター	1	0	0	0	0
ポータブルレコーダー	5	4	1	7	9
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	0	1	1	1	3
視覚障害者用拡大読書器	8	7	6	9	6
盲人用時計	4	7	1	4	4
聴覚障害者用通信装置	4	3	4	6	2
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
人工喉頭	11	5	6	7	3
会議用拡聴器	0	0	1	0	1
携帯用信号装置	0	0	0	1	0
視覚障害者用図書	9	8	6	10	7
ストーマ装具	3,487	3,602	3,627	3,795	3,928
紙おむつ等	477	684	805	895	967
収尿器	0	0	0	0	0
居宅生活動作補助用具	8	6	8	5	8
給付件数の合計	4,175	4,472	4,615	4,879	5,080

※1のものは平成25年度に難病患者日常生活用具と統合し、難病患者のみ給付対象物品として移行。

⑤人工肛門用装具等購入費助成

人工肛門、人工膀胱用装具及び医療用詰替酸素の購入費の一部を助成することにより人工肛門装着者等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的として、昭和58年4月から実施している。平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づき地域生活支援事業に移行した。なお、平成23年度末に酸素購入費の助成は終了した（中野区人工肛門・人工膀胱用装具購入費助成事業実施要綱）。

- 対 象 者 区内に居住する人工肛門、人工膀胱受術者。
ただし生活保護受給者は除く。平成30年度年間助成実人員60人
- 助成件数 人工肛門 延87件、人工膀胱 延20件、人工肛門＋人工膀胱 延0件

⑥訪問入浴サービス

障害の程度により一般の浴槽では入浴が困難な者に対して、昭和54年から訪問入浴サービスを提供している。訪問入浴サービスは、週1回を限度に、受託業者が自宅まで浴槽を持ち込んで介助入浴を実施する（中野区障害者訪問入浴事業実施要綱）。施設入浴サービスについては73ページを参照。

- 利用実人員 32人
- 利用回数 1,289回

⑦精神障害回復者社会生活適応訓練＝デイケア〔所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター〕

すこやか福祉センターで、精神障害回復者のためにレクリエーションや創作活動、料理、話し合い、スポーツ、戸外活動等とおして、参加者の自主性を尊重しつつ社会生活適応訓練を民間委託により行っている。

なお、参加者の社会復帰を一層促進するため、専門医師による助言を取り入れている。

（３）意思疎通支援等

①手話講習会等

ア 手話講習会

聴覚障害及び言語機能障害のある人の福祉の向上に資するため、手話のできる中野区民の養成を目的として一般区民を対象に昭和48年度から実施している（中野区手話通訳者等養成事業実施要綱）。

回 数	[昼間の部] 入門30回、基礎37回、応用37回 [夜間の部] 入門30回、基礎37回、応用37回 [手話通訳者養成] 40回
参加者数	[昼間の部] 入門50人、基礎20人、応用24人、計94人
	[夜間の部] 入門47人、基礎25人、応用21人、計93人
	[手話通訳者養成] 10人

イ コミュニケーション教室

聴覚障害及び言語機能障害のある人のコミュニケーション意欲の向上を図り、人間関係を豊かにするため、昭和59年10月から実施している。

- 実施回数 14回、延参加者数 472人

ウ 聴覚障害者向け情報配信事業

区内在住の聴覚障害のある人が健聴者と同様の理解を得られるように、平成15年5月から「なかの区報」やその他の聴覚障害のある人に必要と思われる情報を、簡潔にまとめた内容を電子メールまたはファクシミリにて配信している。

- 配信回数 23回、実人員 66人

②手話通訳者等派遣

ア 手話通訳者（中野区手話通訳者等派遣事業実施要綱）

（ア）区登録手話通訳者派遣

聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するため、聴覚障害及び言語機能障害のある個人または団体に対して、区に登録された手話通訳者を昭和59年4月から派遣している。

なお、昭和53年7月から派遣していた手話通訳奉仕員は、平成30年3月31日をもって事業を廃止した。

- 手話通訳者登録人数 32人
- 手話通訳者派遣（区登録） 派遣回数467回、派遣人数509人

（イ）手話通訳者派遣（委託）

平成19年4月から区登録派遣に加え、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センターに業務委託し、手話通訳者の派遣を実施している。

- 手話通訳者派遣（委託） 派遣回数101回、派遣人数107人

イ 要約筆記者派遣（中野区要約筆記者派遣事業実施要綱）

聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するため、手話通訳者等ではコミュニケーションが難しい聴覚障害及び言語機能障害のある個人または団体に対して、平成19年4月から要約筆記者を派遣している。

なお、本事業は社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センターに業務委託をしている。

- 派遣回数 93回、派遣人数 248人

③声の区報等の発行

ア 声のなかの区報

区内に居住する身体障害者手帳1・2級の視覚障害のある人に対して、「なかの区報」の内容をデイジーCDまたはCDに録音し、「声のなかの区報」として配付している。

平成23年度にデイジーCDの配付を開始し、平成28年度からは、カセットテープに替えてCDの配付を実施している。

- 発行回数 23回
- 利用実人員 34人

イ 障害者福祉のしおり

障害のある人が必要なサービス等を選択して活用できるように、障害者福祉に関する情報等をきめこまかに提供することを目的として、昭和58年から発行している。なお、平成21年度からは隔年で発行している。

- 発行状況 7,300部（平成29年度版）

④移動手段の確保

ア 福祉タクシー・福祉ガソリン事業

区内に住所を有する車いす等を使用する歩行困難な肢体不自由者等（特別養護老人ホーム入所者を除く）に、福祉タクシー及びリフト付福祉タクシーまたは福祉ガソリンを供給することにより社会生活の利便を図ることを目的として、福祉タクシー利用券の交付を昭和51年5月か

ら、リフト付福祉タクシー利用券の交付を昭和55年8月から実施している。また、平成28年度から福祉ガソリン券との選択制を導入した（中野区福祉タクシー・福祉ガソリン事業実施要綱、中野区リフト付福祉タクシー事業実施要綱）。

○対象者 前年の所得（1月から7月までの申請については前々年の所得）が所得制限基準額を超えない者で、次のいずれかの障害に該当する者

下肢・体幹・移動機能障害1～3級、視覚・内部障害1・2級、上肢機能障害1級、知的障害1・2度

（ア）福祉タクシー利用券

タクシー運賃として利用できる福祉タクシー利用券を交付。

○福祉タクシー利用券月額 3,600円（300円券 10枚、100円券 6枚）

○交付件数 4,050件

○利用枚数 300円券 338,395枚、100円券 190,640枚

（イ）リフト付福祉タクシー利用券

リフト付福祉タクシーを利用するときの予約料金・迎車料金などが無料となる「車いす券」（1人月8枚）、「ストレッチャー券」（1人月2枚）を交付。なお、車いす券、ストレッチャー券は月単位でどちらか一方の交付となる。

○交付件数 車いす券 682件、ストレッチャー券 91件

○利用枚数 車いす券 10,719枚、ストレッチャー券 170枚

（ウ）福祉ガソリン券

ガソリン、軽油の給油に利用できる福祉ガソリン券を交付。

○福祉ガソリン券月額 3,000円

○交付件数 421件

○利用枚数 1,000円券 9,675枚

イ 自動車運転教習費の助成

区内に住所を有する18歳以上の障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成することにより日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ることを目的として、昭和52年10月から実施している。助成限度額は申請時の住民税額により164,800円または82,400円（中野区障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱）。

○対象者 身体障害者手帳1～3級（ただし、下肢・体幹機能は1～5級、内部障害は1～4級）または愛の手帳1～4度が交付されている者

○助成実績 助成件数 3件

ウ 身体障害者用自動車改造費の助成

区内に住所を有する身体に重度の障害のある人が、就労等のために自動車を取得する際に、その障害用に自動車を改造する費用を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的として、昭和52年1月から実施している。助成限度額は133,900円以内の実費額（中野区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱）。

○対象者 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹機能1～2級）が交付されている者で、本人、配偶者または扶養義務者の所得が制限額以下の者

○助成実績 助成件数 2件

第3 障害者の自立を支えるサービスを適正に給付するしくみ

1 自立支援給付

(1) 障害福祉サービスの制度概要

①サービスの種類等

平成15年4月に施行された支援費制度に代わり、障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できる仕組みとなった。

平成24年4月にサービスの支給決定プロセスへ計画相談支援（ケアプラン作成）が導入された。

平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、障害者の定義に新たに難病等が追加された。

平成26年4月には、①障害程度区分を障害支援区分への見直し、②重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者に加え重度の知的障害者及び精神障害者への拡大）、③ケアホームのグループホームへの一元化が行われた。

平成30年4月には、地域生活の支援として、就労定着支援、自立生活援助が新設された。

サービスには、居宅介護などを提供する「介護給付」、自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」、地域移行支援や地域定着支援を提供する「相談支援事業」がある。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、次のとおり（障害者総合支援法第5条）。

障害福祉サービスの種類

介護給付	居宅系サービス	居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・乗降介助）、 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
	施設系サービス	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助

②負担上限月額

障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担は原則1割とされているが、所得の状況に応じて次の区分の負担上限月額が設けられている。

区 分				訪問系サービス ・通所サービスの 負担上限月額	入所施設 ・グループホームの 負担上限月額
生活保護世帯				0円	0円
区民税非課税世帯（低所得）				0円	0円
区民税課税世帯 （一般）	一般1	障害者	区民税所得割額 16万円未満	9,300円	37,200円
		障害児（20歳未満 の入所者を含む）	区民税所得割額 28万円未満	4,600円	9,300円
	一般2	障害者	区民税所得割額 16万円以上	37,200円	37,200円
		障害児（20歳未満 の入所者を含む）	区民税所得割額 28万円以上		

※世帯の範囲

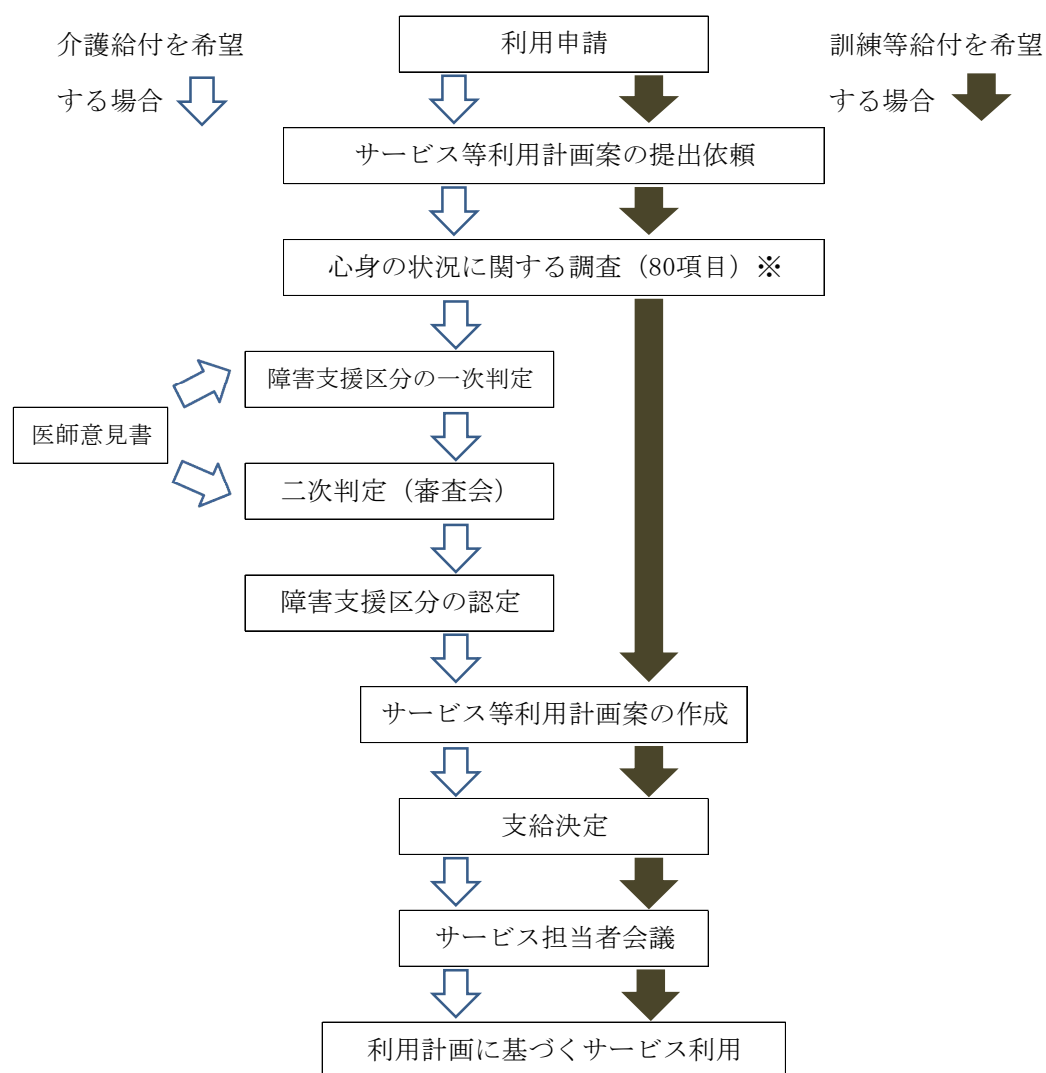
○障害者が18歳以上（18・19歳の施設入所者を除く）の場合

本人とその配偶者（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯）

○18歳未満の障害児と18・19歳の施設入所者の場合

保護者の属する住民票に記載されている人全員

障害福祉サービス利用の手続き（介護給付と訓練等給付では支給決定までの過程が異なる）



※心身の状況に関する調査（80項目）

移動や動作等に関連する項目（12項目）

寝返り・起き上がり、座位保持・立位保持、衣類の着脱など

身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

食事、入浴、排尿・排便、健康・栄養・薬の管理、金銭管理、家事、交通手段の利用など
意思疎通等に関連する項目（6項目）

視力、聴力、コミュニケーション、読み書きなど

行動障害に関連する項目（34項目）

昼夜逆転、暴言暴行、支援の拒否、こだわり、自己の過大評価、過食・多飲など

特別な医療に関連する項目（12項目）

点滴の管理、ストーマの処置、酸素療法、経管栄養、カテーテルなど

(2) 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法第5条に定められた事業で、主なサービス内容は次のとおりである。

①居宅介護等

障害のある人の家庭などにホームヘルパーを派遣して、入浴時の介護や調理・清掃などの家事援助のほか、通院時の介助を行う。重度の肢体不自由又は重度の知的障害者若しくは精神障害により常に介護を必要とする人には、重度訪問介護として自宅での生活の介護及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。

また、知的障害または精神障害により常時介護が必要な人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護や介護を行う事業として行動援護があり、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護がある。

居宅介護等の利用実績

年 度	28		29		30	
	延人員	利用時間	延人員	利用時間	延人員	利用時間
身 体 介 護	2,490	37,562.5	2,377	41,345.0	1,819	41,679.5
家 事 援 助	4,250	33,473.0	4,378	34,631.3	4,066	31,616.5
通 院 等 介 助	849	4,518.5	865	5,043.5	714	3,957.0
重度訪問介護	608	166,655.5	607	183,448.0	639	145,571.5
行 動 援 護	57	2,342.0	68	3,013.0	99	3,836.0
同 行 援 護	872	30,017.5	935	33,571.5	1,040	29,975.5
合 計	9,126	274,569.0	9,230	301,052.3	8,377	256,636.0

②生活介護

常時介護が必要な障害のある人に、主に日中、施設において日常生活の介護や生産活動などの機会を提供する事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	4,818	4,853	4,926
延日数	93,410	94,271	95,181

③短期入所

自宅で障害のある人を介護する保護者等が疾病などの場合に、短期間、施設に入所させて介護サービスを提供する事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	687	783	996
延日数	3,528	3,658	4,564

④自立訓練

自立した生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要な訓練等を行う事業。

利用実績

年 度		28	29	30
機能訓練	延人員	192	171	153
	延日数	1,993	1,808	1,535
生活訓練	延人員	177	192	303
	延日数	2,726	2,995	4,867

⑤共同生活援助

地域の中にある障害者グループホームでの生活を希望する障害のある人に対して、日常生活における援助などを行うことにより、自立生活を助長することを目的とする事業。

利用実績

年 度		28	29	30
共同生活援助 (グループホーム)	延人員	2,177	2,340	2,352
	延日数	59,742	64,628	65,705

⑥就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行う事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	1,258	1,513	1,364
延日数	20,321	25,295	21,381

⑦施設入所支援

施設に入所している障害のある人に、主に夜間、食事や入浴、排せつなどの介助を行う事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	2,248	2,219	2,166
延日数	67,295	65,890	64,241

⑧就労継続支援

就労が困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動や作業等を行うことにより、知識及び能力の向上に必要な訓練等を行う事業。

利用実績

年 度		28	29	30
A 型	延人員	264	389	407
	延日数	4,829	7,064	7,358
B 型	延人員	4,930	5,067	4,961
	延日数	79,383	81,730	75,250

⑨療養介護

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主に日中、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行う事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	343	336	346
延日数	10,393	10,217	10,390

⑩就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て新たに雇用された障害のある人が、雇用事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行う事業。平成30年度新設。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	—	—	78

⑪自立生活援助

一人暮らしの知的及び精神障害のある人等が、居宅において自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な訪問又は随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う事業。平成30年度新設。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	—	—	26

⑫計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定の過程で、サービスの申請や変更の申請の際に、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案してサービス等利用計画を作成し、サービス利用者を支援する事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	2,033	2,356	3,004

⑬地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人、その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	42	45	76

⑭地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談支援を行う事業。

利用実績

年 度	28	29	30
延人員	101	156	208

(3) 補装具給付

身体に障害のある人の身体機能を補うため、補装具費支給対象障害者等に対して補装具費を支給する（障害者総合支援法第76条）。

車いす、補聴器、義手、義足、下肢装具、体幹装具、歩行器、盲人安全つえなどの購入費用、修理費用が対象。また、平成30年度から借受け（義肢装具、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子等の一部に限る）の費用も対象となる。

補装具の購入及び修理の実績		単位：件		
年 度	28	29	30	
購 入	327	288	369	
修 理	314	247	297	
貸 与	—	—	0	
合 計	641	535	666	

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

同一利用者が障害福祉サービス、介護保険サービス、補装具の支給等を利用したり、同一世帯の複数の人が障害福祉サービス、補装具の支給等を利用した際に、世帯の負担を軽減する観点から、一定の額を超えた負担額を償還払い方式により給付する。

また、平成30年度から、65歳になるまでに5年以上介護保険に相当する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用した人が、一定の要件を満たす場合に、介護保険移行後に利用したサービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担額を償還払い方式により給付する（障害者総合支援法第76条の2）。

給付実績

年 度	28	29	30
延人員	251	290	31

(5) 自立支援医療制度（更生医療）

身体に障害のある人の日常生活能力や職業生活能力を回復・増進させるために、障害の程度を軽減したり取り除いたりするための医療費を給付する（障害者総合支援法第58条）。対象となる障害は、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、内部機能障害（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫）。

給付実績

		単位：件		
年 度	28	29	30	
腎臓障害（人工透析等）	1,958	1,976	2,193	
免 疫 機 能 障 害	5,269	5,481	5,850	
肝 臓 機 能 障 害	13	10	7	
そ の 他	39	27	27	
合 計	7,279	7,494	8,077	

(6) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業助成

視覚障害者移動支援や重度訪問介護などに従事するヘルパー養成研修を実施する事業者に対して、研修開催経費の一部を助成する（中野区障害者居宅介護従業者基礎研修等事業及び障害者（児）移動支援従事者養成研修事業助成要綱）。

助成実績

年 度	28	29	30
助成件数	2	2	1

(7) 障害者グループホーム家賃助成

障害者グループホーム入居者の負担を軽減するため、所得の状況に応じて支払った家賃の一部を助成する（中野区障害者グループホーム利用者家賃助成事業実施要綱）。

助成実績

年 度	28	29	30
助成件数	912	892	911

2 自立支援給付等調整

(1) 障害福祉サービス支給決定

障害者総合支援法においては、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、区がサービス利用の可否や種類・量などを決定するための判断材料とするために、サービスの利用希望者の心身の状況などについての調査（＝心身の状況に関する80項目のアセスメント）を行うこととしている（障害者総合支援法第20条）。

自立訓練や就労移行支援など訓練等給付のみの利用を希望する場合は、この調査の結果をもとに、地域生活・就労・介護者・居住など勘案すべき事項の調査とサービスの利用意向の聴取を行ったうえで、サービスの支給の決定を行う。

また、居宅介護や施設入所支援などの介護給付の利用を希望する場合は、この調査の結果とともに主治医の意見書等を勘案して障害支援区分の認定を行い、これに基づいてサービスの支給決定を行うこととしている（障害者総合支援法第21条・第22条）。

障害福祉サービス利用の手続きについては、55ページを参照。

決定件数

年 度	28	29	30
サービス支給決定（新規・更新・変更）	2,521	2,725	3,113
制度見直しに伴う利用者負担の改定	401	444	481
合 計	2,922	3,169	3,594

(2) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うため、区長の附属機関として「障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会」を設置している。審査会の委員は、定数を30人以内とし、任期は2年としている。

以前の審査会名称は「障害者の障害程度区分に係る審査及び判定等に関する審査会」であったが、平成26年4月の法改正時に「障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会」に変更している。

審査会の構成員は、障害のある人等の保健・福祉に関する医師や社会福祉士などの学識経験を有する委員により構成される。障害支援区分の判定及び審査にあたっては、3合議体（1合議体につき委員5人）が順次行っている。

なお、障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1～6の6段階となっている。

審査会運営実績

年 度	28	29	30
合 議 体 開 催 回 数	36	36	36
全 体 会 開 催 回 数	2	2	2
合 計	38	38	38

審査会運営実績

年 度	28	29	30
区 分 認 定 件 数	406	412	605
意見聴取・報告件数	31	27	24
合 計	437	439	629

第4 障害者相談を活用し、必要なサービスを利用する障害者

1 障害者相談

(1) 障害者相談

区内5か所（すこやか福祉センター4か所及び障害福祉課）で障害のある人の保健と福祉に関する相談を行っている。障害福祉課の相談窓口には、手話通訳者を配置している。

さらに、地域の相談員として身体障害者相談員（10人）や知的障害者相談員（5人）を配置している（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）。

身体障害に関する相談

単位：件

相談内容	障害福祉課	すこやか福祉センター	すこやか障害者相談支援事業所	地域事務所	地域自立生活支援センター	合 計
身体障害者手帳	3,732	479	932	—	0	5,143
自立支援医療（更生医療）	2,717	71	161	—	0	2,949
補装具	2,305	54	154	—	0	2,513
職業	34	0	21	—	57	112
在宅（自立支援給付相談等）	2,894	382	4,445	—	0	7,721
生活	233	1	108	—	196	538
医療保健	52	3	363	—	98	516
施設	70	0	3	—	0	73
無料乗車券（都営・民営バス）	887	361	320	114	0	1,682
福祉タクシー券	332	97	122	0	0	551
有料道路通行料金割引	397	235	220	—	0	852
その他	2,969	237	565	—	304	4,075
合計	16,622	1,920	7,414	114	655	26,725

○手話相談件数 2,133件

※すこやか福祉センターは4所の計

※地域事務所は5所の計

※すこやか障害者相談支援事業所は4所（中部、北部、南部、鷺宮）の計

知的障害に関する相談

単位：件

相談内容	障害福祉課	すこやか福祉センター	すこやか障害者相談支援事業所	地域事務所	地域自立生活支援センター	合 計
愛の手帳	314	38	122	0	—	474
職業	37	3	47	—	25	112
在宅（自立支援給付相談等）	2,098	157	2,473	—	0	4,728
生活	651	0	72	—	1,524	2,247
医療保健	222	24	341	—	525	1,112
施設	719	1	16	—	0	736
無料乗車券（都営・民営バス）	163	78	80	19	—	340
教育	80	3	0	—	0	83
福祉タクシー券	21	3	4	0	0	28
有料道路通行料金割引	34	12	17	—	—	63
その他	531	23	1,268	—	1,480	3,302
合計	4,870	342	4,440	19	3,554	13,225

※すこやか福祉センターは4所の計

※地域事務所は5所の計

※すこやか障害者相談支援事業所は4所（中部、北部、南部、鷺宮）の計

(2) 精神障害者等の相談 [所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター]

①精神保健相談

精神障害のある人とその家族及び心の悩みのある方を対象に、専門医師による個別相談を実施している。また、保健師による相談及び家庭訪問を随時実施している。

②嗜癖相談

種々の依存症に悩む区民やその家族に対して、専門医師による相談を行い、健康の回復及び促進を図っている。家族問題・摂食障害等にも対応し、保健師による相談及び家庭訪問を随時実施している。

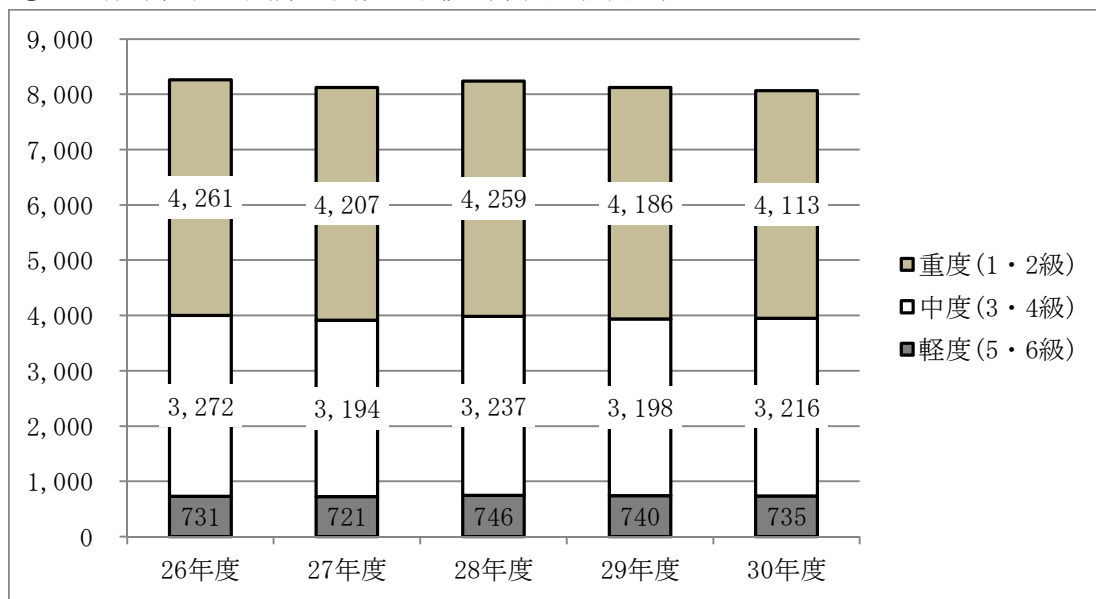
③高齢者精神保健相談

高齢者の認知症等の問題を抱える人やその家族、関係機関を対象に、専門医師による相談を行っている。また、保健師による相談及び家庭訪問を随時実施している。

(3) 身体障害者・知的障害者・精神障害者手帳の所持者

「身体障害者手帳」、「愛の手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は、次のとおりである。

① 身体障害者手帳所持者数の推移（年度別程度別）



身体障害者手帳程度別交付状況

単位：人

年 度	26	27	28	29	30
重度(1・2級)	4,261	4,207	4,259	4,186	4,113 (98)
中度(3・4級)	3,272	3,194	3,237	3,198	3,216 (33)
軽度(5・6級)	731	721	746	740	735 (10)
計	8,264	8,122	8,242	8,124	8,064 (141)

()は18歳未満の再掲

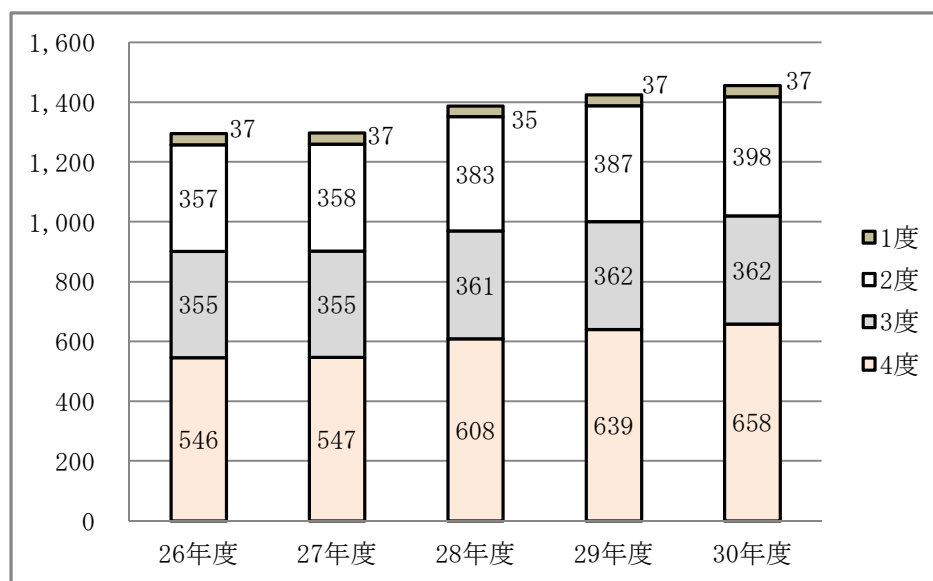
② 部位別身体障害等級件数

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
視 覚	137 (3)	176 (0)	41 (0)	46 (0)	114 (1)	44 (0)	—	558 (4)
聴覚・平衡機能	1 (0)	162 (7)	77 (2)	234 (3)	6 (0)	193 (6)	—	673 (18)
肢 体 不 自 由	上 肢 機 能	83 (17)	478 (17)	390 (14)	154 (1)	66 (0)	165 (7)	1,476 (59)
	下 肢 機 能	149 (15)	181 (4)	786 (3)	1,194 (5)	205 (0)	107 (1)	2,717 (30)
	体 幹 機 能	188 (34)	267 (25)	165 (7)	0 (0)	101 (0)	1 (0)	722 (66)
	脳原性麻痺	53 (4)	21 (1)	14 (1)	10 (1)	3 (1)	4 (0)	108 (8)
	計	473 (70)	947 (47)	1,355 (25)	1,358 (7)	375 (1)	277 (8)	5,023 (163)
内 部 障 害	1,987 (15)	330 (0)	541 (16)	696 (7)	—	—	—	3,554 (38)
音声・言語機能	—	—	121 (1)	83 (2)	—	—	—	204 (3)
合 計	2,598 (88)	1,615 (54)	2,135 (44)	2,417 (19)	495 (2)	514 (14)	238 (5)	10,012 (226)

()は18歳未満の再掲

③ 愛の手帳所持者数の推移



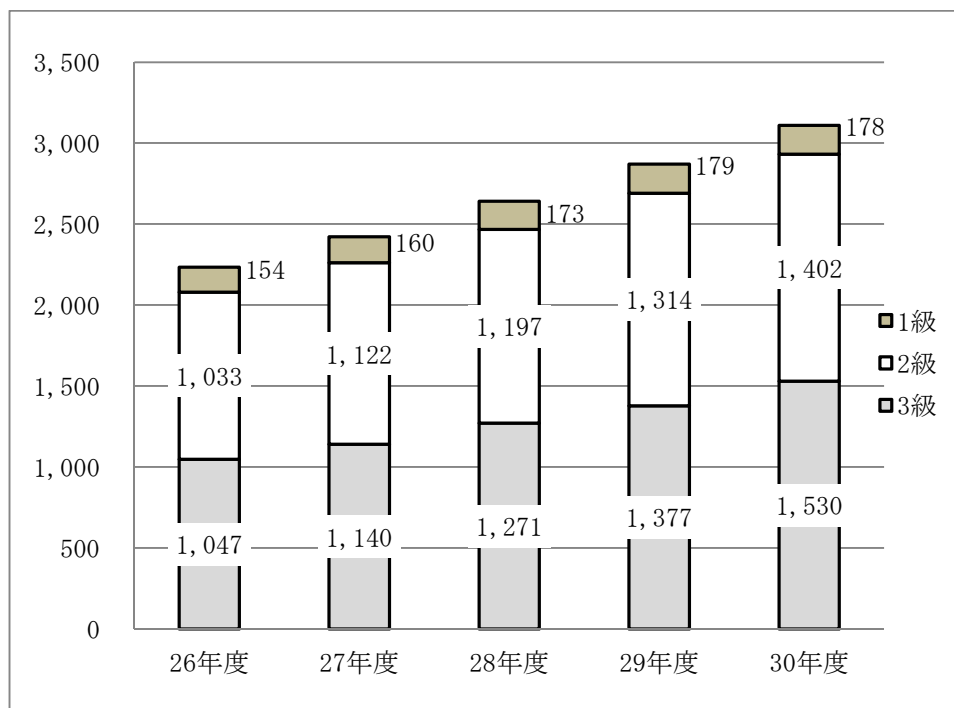
愛の手帳所持者数

単位：人

年度	26	27	28	29	30
1 度	37 (4)	37 (4)	35 (4)	37 (4)	37 (4)
2 度	357 (61)	358 (61)	383 (65)	387 (68)	398 (67)
3 度	355 (65)	355 (67)	361 (70)	362 (73)	362 (76)
4 度	546 (113)	547 (118)	608 (141)	639 (148)	658 (161)
合計	1,295 (243)	1,297 (250)	1,387 (280)	1,425 (293)	1,455 (308)

()は18歳未満の再掲

④ 精神保健福祉手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

年度	26	27	28	29	30
1 級	154	160	173	179	178
2 級	1,033	1,122	1,197	1,314	1,402
3 級	1,047	1,140	1,271	1,377	1,530
合計	2,234	2,422	2,641	2,870	3,110

(4) 放送受信料の減免

障害のある人の経済的負担を軽減するために、NHK放送受信料の減免のための証明書を発行する。

○証明書発行件数 1,522件

(5) 自立支援医療制度（精神通院医療）

平成17年度まで、在宅の精神障害のある人に対する適正な医療を普及するための通院医療費の助成（通院医療費公費負担制度－更新申請は2年毎）を実施していたが、平成18年4月1日から、障害者自立支援法施行により自立支援医療制度（精神通院医療）となった（平成18年度から毎年更新）。

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額は、1割負担を基本とするが、「世帯」の所得状況に応じて6つの区分を設け、各月ごとの自己負担上限額を定めている。

所得区分は、

- (a) 「生活保護」 自己負担なし
- (b) 「低所得1」 区民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下の場合は負担上限額が2,500円
- (c) 「低所得2」 区民税非課税世帯で本人の収入が80万円を超える場合は負担上限額が5,000円
- (d) 「中間所得1」 区民税（所得割）が33,000円未満の課税世帯は1割負担。ただし、高額治療継続者の負担上限額は5,000円
- (e) 「中間所得2」 区民税（所得割）33,000円以上235,000円未満の課税世帯は1割負担。ただし、高額治療継続者の負担上限額は10,000円

(f)「一定以上」区民税（所得割）が235,000円以上の課税世帯は各健康保険等の負担割合。ただし高額治療継続者は1割負担で負担上限額は20,000円と設定された。（令和3年3月末までの経過措置）

自立支援医療利用者

年度	26	27	28	29	30
利用人数	4,349	4,469	4,705	4,893	5,263

利用者の所得状況

区分	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	一定以上	合計
人数	1,421	1,297	317	506	1,384	338	5,263

利用者の年齢

年齢	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	合計
利用人数	0	73	508	1,039	1,436	1,141	350	716	5,263

利用者の疾病状況

分類	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	合計
人数	324	176	1,251	2,325	436	19	43	40	185	163	301	5,263

《疾病分類》

- F0 症状性を含む器質性精神障害
- F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F2 統合失調症・統合失調型障害及び妄想性障害
- F3 気分（感情）障害
- F4 神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F6 成人の人格及び行動の障害
- F7 精神遅滞（知的障害）
- F8 心理的発達の障害
- F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- G40 てんかん

第5 適切なケアマネジメントにより支えられる障害者

1 障害者支援

(1) ケースワーカーによる障害者支援

地域ごとに担当するケースワーカーを配置して、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく福祉サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所サービスの利用援助や障害者の総合的な相談支援業務およびケースワーク業務をすこやか障害者相談支援事業所等と連携し行っている。

○相談・支援延人数 延8,650人

(2) 障害者相談支援事業所 [所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター]

区内4か所のすこやか福祉センター内に設置し、障害者（児）の総合相談・福祉サービスの申請取次業務のほか、障害者総合支援法に基づく相談支援業務や障害福祉サービス利用支援などのケースワーク業務を行っている。

○対応件数 延30,411件

名 称	所 在 地	開設年月
中部すこやか障害者相談支援事業所	中央三丁目19番1号	平成22年7月
北部すこやか障害者相談支援事業所	江古田四丁目31番10号	平成24年9月
南部すこやか障害者相談支援事業所	弥生町五丁目11番26号	平成28年7月
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	若宮三丁目58番10号	平成27年4月

(3) 障害者地域自立生活支援センター事業

平成15年度から、民間法人に委託し、身体または知的障害のある人及びその家族に対する相談支援業務を24時間体制で実施している。

○自立支援相談 延4,409人

○自立支援セミナー 6回開催、 延59人

○理解促進セミナー 3回開催、 延168人

(4) 成年後見制度

この制度は、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人々の、権利や財産を守ることを目的とした制度である（詳細は17ページ参照）。

法定後見制度では、本人に身寄りがないなどの特別な場合には区長による申立てを認めている（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

区長申立て件数

年度	26	27	28	29	30
件数	2	1	0	1	0

※高齢者の区長申立て件数は18ページ参照。

(5) 障害者自立支援協議会

自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることなどを目的として平成22年障害者自立支援法の一部改正において法定化された。中野区においては平成20年2月から中野区障害者自立支援協議会を設置し、活動を実施している。平成30年6月から、課題別部会として相談支援

協議会は、事業者、雇用、教育、保健等の関係機関等の実務担当者、障害当事者や家族を構成員とする会議体とし、区は事務局運営を担っている。

(6) 障害者虐待防止センター

障害者虐待通報・届出

年度	26	27	28	29	30
件数	14	8	7	16	10

第6 さまざまな障害者施設によって支えられる障害者の自立

1 障害者施設基盤整備

(1) 障害者施設整備

①民間法人によるグループホーム等整備支援

ア 障害者グループホーム等整備支援事業

障害者グループホーム等（障害者総合支援法に基づく共同生活援助又は短期入所など）を中野区内において整備を進めるにあたり、事業者の積極的な整備を誘致するために、設備又は物品に係る経費の一部の補助を行っている（中野区障害者グループホーム等整備支援事業補助金交付要綱）。

イ 障害者グループホーム防火設備整備費補助事業

障害者グループホーム（障害者総合支援法に基づく共同生活援助）において消防法に規定する防火設備の整備を進めるために、事業者にスプリンクラーや自動火災報知設備等の整備に係る経費の補助を行っている（中野区障害者グループホーム防火設備整備費補助金交付要綱）。

ウ 障害者施設防犯緊急対策事業

既存の障害者施設における防犯対策を促進し、障害者の安全な自立支援に資するための設備の整備を目的として行われる工事に係る経費の補助を行っている（中野区障害者施設防犯緊急対策事業補助金交付要綱）。

②公有地活用による障害者施設の誘導整備

区有地等を活用して民間の活力を導入し、障害者施設の誘導整備を行っている。

○整備事業名 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業

用地種別	所在地	サービス種別・定員	整備運営事業者
区有地	江古田三丁目3番	共同生活援助 17人	これまで3回公募を行ったが事業者が決まらず、再検討後に第4回目の公募を行う。
		短期入所 3人	
		地域生活支援拠点機能	

(2) 自立支援事業所経営支援

①障害者日中活動系サービス推進事業

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所の安定した運営やサービス水準を維持し、利用者の福祉の向上を図るため、運営費の一部の補助を行っている（中野区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱）。

事業所名	事業種別	開所日数	延利用人数
杉の子城山	生活介護、就労継続支援B型	240	9,089
杉の子弥生	生活介護、就労継続支援B型	240	3,629
杉の子大和	生活介護、就労継続支援B型	239	4,301
杉の子丸山	生活介護、就労継続支援B型	245	6,970
コロニー中野	生活介護、就労移行支援、 就労継続支援A・B型	256	14,990
コロニーもみじやま支援センター	生活介護、就労移行支援、 就労継続支援B型	243	12,324
ふらっとなかの	就労継続支援B型	251	3,747
ふらっとなかの	生活介護	251	4,400
カサ デ オリーバ	就労継続支援B型	247	4,301
すばるカンパニー	就労継続支援B型	273	7,698
ワークセンター翔和	就労移行支援、就労継続支援B型	243	6,978
翔和学園大学部（自立訓練）	自立訓練（生活訓練）	227	3,420
あとリエふぁんとむ	就労継続支援B型	241	3,550
中野区東部福祉作業センター	就労継続支援B型	242	3,679
ワクわーく	就労継続支援A型	289	5,453
ワーカーライズ ニコ	就労移行支援、自立訓練（生活訓練）	239	2,977

②障害者通所施設利用者食費負担軽減支援補助（令和2年度まで実施予定）

障害者通所施設を運営する事業者に対して、平成18年度から食事提供に係るコストの削減をするために補助を行っている（中野区障害者通所施設利用者食費負担軽減支援補助金交付要綱）。

③障害者通所施設利用者集団健康診断

障害者通所施設内での利用者の健康保持と感染症対策のため、平成20年度から区内事業所を対象に集団健康診断を実施している。

（3）自立支援事業所事業支援

①日中一時支援事業【地域生活支援事業】

日中に、在宅の障害のある人を日常的に介護している者が、疾病等の理由により介護することが困難になったとき、若しくは一時的な休息が必要になったときなどに、障害のある人を一時的に見守る等の支援を行っている（中野区在宅障害者日中一時支援事業実施要綱）。

事業実施施設

事業所名	所在地	事業開始日	定員	延利用人数
特別養護老人ホームしらさぎホーム	白鷺二丁目51番5号	平成18年10月1日	2	13
中野江原短期入所	江原町三丁目23番2号	平成21年7月16日	2	157
障害者支援施設 江古田の森	江古田三丁目14番19号	平成24年9月1日	4	0
ショートステイやまゆり	江原町二丁目8番2号	平成27年4月1日	1	0
もみじやま短期入所	中野五丁目3番32号	平成30年5月1日	4	77

②障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業

生活介護事業所において、当該施設を利用している障害のある人を対象に、通所時間終了後引き続き実施する見守り等の支援について、事業者はその経費の一部の補助を実施している（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業補助金交付要綱）。

事業実施施設

事業所名	所在地	事業開始日	延利用人数
障害者支援施設 江古田の森	江古田三丁目14番19号	平成23年7月1日	46
コロニーもみじやま支援センター	中野五丁目3番32号	平成30年5月1日	76

(4) 重度障害者通所施設運営支援

重度障害のある人の地域生活を支援し、日中活動の場を確保することにより、社会参画を促進することを目的とする。

①本町五丁目指定障害福祉サービス事業所運営支援

指定障害福祉サービス事業所の運営団体に、利用者の送迎バス運行費用及び重度・重複の障害のある人の処遇充実に要する費用の補助を実施している（中野区本町五丁目指定障害福祉サービス事業所運営事業補助金交付要綱）。

○事業所の種別及び利用定員 生活介護 20人、就労継続支援B型 20人

事業所名	開所日数	延利用人数
ふらっとなかの	251	8,147

②障害者多機能型通所施設（中野五丁目）運営支援

障害者多機能型通所施設の運営団体に利用者の送迎バス運行費用、重度障害のある人の処遇充実に要する費用及び医療的ケアが必要な人の支援に要する費用の補助を実施する。平成30年4月開設（中野区障害者多機能型通所施設運営事業補助金交付要綱）。

○事業所の種別及び利用定員 生活介護30人（内、中野区重症心身障害児（者）通所事業定員5人）、就労移行支援10人、就労継続支援B型60人
短期入所4人、短期緊急支援事業1人

事業所名	開所日数	延利用人数
コロニーもみじやま支援センター	243	12,324
重症心身障害児（者）通所事業（上段内数）	243	383

(5) 民間団体事業支援

①障害児（者）通所訓練事業

障害児（者）通所訓練事業を運営する団体に対して、その経費の一部を補助することにより在宅の障害のある人の自立を促進するとともに、保護者の負担の軽減を図ることを目的として、昭和49年度から補助を実施している（中野区障害児（者）通所訓練事業運営補助金交付要綱）。

団体名	事業実施回数	延利用人数
さくら通所訓練グループ	112	775

②精神障害回復者社会復帰訓練助成

精神障害回復者の社会復帰を促進するため、精神障害回復者が自主的に行う社会生活適応訓練事業に対して、補助を実施している（中野区精神障害回復者社会復帰訓練事業補助金交付要綱）。

団体名	事業実施回数	延利用人数
ひまわり会	12	157

(6) 障害者福祉施設管理

就労の機会が限られている障害のある人の自立助長を目的として、障害者福祉作業施設を設置し、社会福祉法人等に提供している（中野区障害者福祉作業施設条例）。

①弥生福祉作業施設（やよい荘併設）

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
事業所名 杉の子弥生
利用定員 20人
所在地 弥生町二丁目5番11号
建物面積 延458.49㎡（うち福祉作業施設部分は156.31㎡、他はやよい荘）

開 設 昭和58年3月30日（平成4年8月1日移転新築）

②東部福祉作業施設

使用団体 特定非営利活動法人ハッピースマイル
事業所名 中野区東部福祉作業センター
利用定員 20人
所在地 中央二丁目22番10－101号
建物面積 延602.04㎡
（うち東部福祉作業施設部分は224.37㎡、他は東部シルバーワークプラザ）
開 設 昭和59年5月31日

③大和福祉作業施設（やまと荘併設）

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
事業所名 杉の子大和
利用定員 20人
所在地 大和町三丁目18番2号
建物面積 延509.81㎡（うち福祉作業施設部分は290.95㎡、他はやまと荘）
開 設 昭和61年11月1日

④谷戸福祉作業施設

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
事業所名 杉の子城山
利用定員 40人
所在地 中野一丁目6番12号
建物面積 延620.19㎡
開 設 平成11年4月1日

2 障害者施設運営

（1）障害者福祉会館

①施設の概要

地域における障害のある人の自立及び社会参加の支援等を目的として、生活介護・自立訓練（機能訓練）・地域活動支援センターの各事業・各種講習会・施設入浴事業などを行い、障害のある人の社会的活動の促進を図るとともに、集会室等の施設提供事業も行っている。

平成21年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営している（中野区障害者福祉会館条例）。

平成28年度に館内に給食調理室を整備し、平成29年2月から、施設内での調理による生活介護利用者への食事提供を始めた。

- 開 設 昭和54年10月1日
- 所 在 地 沼袋二丁目40番18号（沼袋区民活動センター及び備蓄倉庫を併設）
- 施設規模 鉄筋コンクリート造（地上3階、地下1階）、
延面積 2,650.79㎡（併設施設を除く）
- 配置職員 館長、事務員、支援員、理学療法士、作業療法士、看護師、言語聴覚士、
管理員、嘱託医

②施設貸出等

ア 施設貸出

障害のある人がグループでリハビリテーションや自主的な活動をするための場を提供する（障害者福祉会館条例施行規則）。

○提供施設 多目的室、音楽室、調理実習室、スポーツ訓練室

貸出実績

件数	延利用人数
808	11,628

イ 福祉図書・福祉機器

在宅の障害のある人とその家族及び関係者やボランティア等の利用に供するため、福祉図書室（大坪ライブラリー）を設置して図書等の閲覧・貸出を行う。また、視覚障害のある人等への福祉機器の提供を行う。昭和54年から実施している（障害者福祉会館図書室（大坪ライブラリー）運営要綱）。

蔵書数

蔵書分類	福祉専門書	点字図書	テープ図書
冊数	1,367冊	653冊	1,303巻

○提供福祉機器

視覚障害用パソコン、拡大読書機、点字複写機、点字タイプライターなど。

○貸出・利用

区内在住・在勤・在学者に対し貸し出す。ただし、点字図書及びテープ図書は視覚障害のある人に限る。また、機器の利用は館内利用のみとする。

③生活介護

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス支給決定を受けている者を対象に、心身の発達促進、日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行い、日々の生活を充実させるとともに、社会的自立を図ることを目的として事業を行っている。

昭和54年から事業を開始した後、平成18年10月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の生活介護に移行した（障害者総合支援法、中野区生活介護事業運営要綱）。

平成23年度から、生活介護通所時間終了後に引き続き見守り等の支援を行うタイムケア事業を開始した（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業実施要綱）。

○サービス内容 生活支援、作業活動支援、基本機能維持・改善のための個別訓練、その他日常生活・日中活動支援等（給食含む）。

○サービス提供日時 月～金曜日の午前9時30分から午後3時30分まで

○利用定員 32人

事業実績

事業名		実施回数等	延利用人数
生活介護	通所	243日	5,070
	理学療法	93回	1,174
	作業療法	37回	334
	嘱託医健診・相談・指導	15回	101
	給食	242回	4,826
タイムケア		90日	143

④自立訓練

ア 自立訓練（機能訓練）

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、一人ひとりの状態に即した機能訓練（個別・集団）を行っている。

昭和54年から事業を開始した後、平成18年10月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の自立訓練（機能訓練）に移行した（障害者総合支援法、中野区障害者自立訓練事業運営要綱）。

○運動療法及び作業療法 月～金曜日の毎日、午前9時30分から午後3時30分まで

○言語療法 月・水・金曜日の週3回、午前9時30分から午後3時30分まで

事業実績

	事業名	実施回数等	延利用人数
自立訓練	理学療法	371回	988
	作業療法	334回	829
	言語療法	236回	355
	新規チェック	4回	4
	保健指導	243回	2,916
	訪問指導	7回	8
	嘱託医健診・相談・指導	39回	87
	新規利用等相談	16件	17
	自助具の貸し出し・相談	3件	3

イ 地域活動支援【地域生活支援事業】

区内在住の障害のある人が、創作的活動、社会的交流等により、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、身近な地域で生き生きとした生活が送れるよう支援する。地域活動支援センター（Ⅱ型）として平成18年10月から実施している（障害者総合支援法、中野区地域活動支援センター事業運営要綱）。

○事業実績 グループ活動回数 429回、延利用人数 1,785人

ウ 講座・講習

障害のある人の社会参画の機会の提供や、ボランティアの育成を目的として、昭和54年から、障害者福祉会館において各種講座・講習会、教養講座等を実施している（中野区障害者福祉会館条例）。

○事業実績 講座開催 延80回、延参加人数 586人

実施講座等

対象者	講座内容
障害のある人	あみもの、書道、料理、体操、座位エクササイズ等
一般区民	点字講習会

エ 施設入浴サービス

障害の程度により一般の浴槽では入浴が困難な者に対して、昭和54年から施設入浴サービスを提供している。施設入浴サービスには、週1回を限度として施設職員の介助による機械浴槽での入浴を行う機械入浴と、週2回を限度として家族などの介助による入浴を行う介助入浴がある（中野区障害者施設入浴事業実施要綱）。

事業実績

入浴種類	実施回数	延利用人数
機械入浴	51	51
介助入浴	91	91

⑤送迎バスの運行【地域生活支援事業】

地域における障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を促進するため、障害者福祉会館や区役所、その他区内福祉施設利用の際の交通手段として送迎バスを運行する。

運行車両はマイクロバス4台、ワゴン車4台。

時刻表により指定のバス停を一日に2～3回巡回する。

昭和54年度から実施しており、バス運行事業者に委託している（中野区障害者福祉会館送迎バス運営要綱）。

事業実績

延運行台数	延利用人数
1,962	28,634

（２）かみさぎこぶし園

障害のある人の日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行い、日々の生活の充実と、社会的自立を図ることを目的として事業を実施している（障害者総合支援法、中野区立かみさぎこぶし園条例）。

生活実習所として開設し、平成12年4月に知的障害者通所更生施設に移行した。

平成17年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営している。平成21年4月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の生活介護に移行した。

平成23年度から、生活介護通所時間終了後に引き続き見守り等の支援を行うタイムケア事業を開始した（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業実施要綱）。

平成28年3月から、既存事業に加え、医療的ケアを必要とする重症心身障害者のために、東京都重症心身障害児（者）通所事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）通所事業運営要綱）。

○開設 平成6年10月

○所在地 上鷺宮一丁目21番30号

○施設規模 鉄筋コンクリート造（地上2階）、延1,262.22㎡

○サービス提供日時 月～金曜日の午前9時30分から午後3時30分まで

○定員 45人（内、中野区重症心身障害児（者）通所事業定員5人）

○配置職員 園長、事務員、支援員、看護師、調理員、作業療法士、理学療法士、嘱託医

○事業内容 5つのグループに分かれての作業活動や課題別活動、機能訓練や健康の維持増進にかかる支援等を実施する。

事業実績

事業名	実施日数等	延利用人数
通所	243日	8,843
重症心身障害児（者）通所事業（通所内数）	243日	591
理学療法	177回	975
作業療法	53回	310
嘱託医健診・相談・指導	43回	407
給食	243回	8,085
タイムケア	90日	187

（３）精神障害者施設運営

①仲町就労支援事業所

障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の就労移行支援及び就労継続支援B型（多機能型）を実施する事業所として開設した。指定管理者制度により社会福祉法人東京コロニーが運営している（障害者総合支援法、仲町就労支援事業所条例）。

仲町就労支援事業所の事業は、平成23年3月31日に廃止となった精神障害者社会復帰センター（スマイル社会復帰センター）で行われていた事業を引き継ぐものである。

- 開 設 平成23年 4 月
- 所 在 地 中央三丁目19番 1 号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上 3 階のうち 3 階使用 延668.42㎡
- 定 員 就労移行支援 6 人、就労継続支援 B 型 21 人
- 開設日時 月～金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 対 象 者 障害者総合支援法による訓練等給付の支給決定を受けた者
- 事業内容 一般企業等との契約による受注作業及び事業所の自主生産品の製造・販売を行う。なお、毎月の就労工賃を利用者の就労時間等に応じて支払う。企業実習や就労体験をととして就労支援を行い、就労後は定着支援を行う。

事業実績

	就労移行支援	就労継続支援 B 型
開 設 日	244 日	244 日
延 利 用 人 数	419 人	2,629 人
年 間 総 工 賃	1,047,323 円	4,330,749 円
月 1 人 当 り 平 均 工 賃	30,803 円	15,921 円
就 労 実 習 延 人 数	14 人	6 人

②精神障害者地域生活支援センター【地域生活支援事業、他】

精神障害のある人の地域における暮らしを支援し、安心してくつろげる場を提供することを目的として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律123号）に基づく精神障害者地域生活支援センターとして開設した。

平成18年10月には、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行に伴い、「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年 8 月 1 日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める障害者相談支援事業及び地域活動支援センター（Ⅰ型）等に移行した（精神障害者地域生活支援センター事業運営要綱）。

施設の愛称は、開設当初から“せせらぎ”を使用しており、移行後は、日常生活についての支援や相談、地域交流事業（オープンスペース、各種講座）などのほか、通所事業（革工芸、木工）を始めた。また、臨床心理士による「心の相談室」も、併せて行っている。

平成20年度からは、民間事業者への事業運営委託に併せ、新たに居住サポート事業、ピアカウンセリングを始めるなど、利用者の状況に応じた事業の展開と、民間事業者の創意と工夫に基づいた運営によるサービスの充実に取り組んでいる。

- 開 設 平成13年10月
- 所 在 地 中野五丁目68番 7 号 スマイルなかの 6 階
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上 7 階のうち 6 階使用 延440.42㎡
- 利用対象者 区内に在住する精神障害のある人とその家族など
- 通所事業利用契約者数 20 人
- 居住サポート事業利用登録者数 10 人

窓口開設時間

開設時間	月曜日	火～木曜日	金曜日	土・日曜日
オープンスペース		11時30分	13時	10時
電話相談、来所相談	休み	から	から	から
居住サポート		19時30分	20時30分	17時

※祝日、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までは休み

登録者の状況

単位：人

登録者数		男女別		年齢別						
本人	358	男	女	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
家族	9	205	162	0	22	66	120	90	54	15
計	367									

年間利用者数及び相談支援事業実施状況

	年間実施日数	延利用人数
来所利用	298	12,796
来所相談		3,506
電話相談		20,100

定期プログラム・イベント等実施状況

事業区分	実施回数	延参加人数	事業内容
イベント	34	606	麻雀大会、せせらぎ夏祭り、ハロウィンパーティ、ピア講習会、クリスマス会、特別講座など
自主活動	29	199	抹茶の会、パドルテニス、インディアカ、ふりま部 モンハン部、アイルーキッチン、英語サークルなど
定期プログラム等	408	3,323	女性向けプログラム、パソコン教室、 夕食会、全体ミーティング、単身生活サポートなど

(4) 弥生福祉作業所

一般就労が困難な障害のある人に、作業・生活・就労支援等の支援を行い、自立への援助を図ることを目的としている。

平成24年4月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の就労継続支援B型と生活介護（多機能型）に移行した（障害者総合支援法、中野区立弥生福祉作業所条例）。

平成26年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人正夢の会が運営している（中野区立弥生福祉作業所条例）。また、就労継続支援B型と生活介護に加え、就労移行支援を開始した。

①施設の概要

- 開設 昭和62年10月
- 所在地 弥生町四丁目36番15号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階のうち2・3階使用 延1,652㎡
- 定員 就労継続支援B型 45人、就労移行支援 10人、生活介護 20人
- 開設日時 月～金曜日の午前9時から午後5時まで
- 対象者 障害者総合支援法による訓練等給付の支給決定を受けた者（就労移行支援及び就労継続支援B型）又は介護給付の支給決定を受けた者（生活介護）
- 事業内容 一般企業等との契約による受注作業及び事業所の自主生産品の製造・販売を行う。なお、毎月の就労賃金を利用者の就労時間等に応じて支払う。中野区障害者福祉事業団や企業における実習を実施するほか就職相談会等に参加するなどの就業支援を行う。

事業実績

	生活介護	就労移行支援	就労継続支援B型
開設日	245日	245日	245日
延利用人数	3,393人	596人	9,631人
年間総工賃	299,311円	399,867円	7,990,325円
月一人当たり平均工賃	1,592円	13,329円	15,162円
就労実習延人数	—	44人	1人
給食数	3,431食	540食	9,135食
所外行事	29回	5回	6回
クラブ活動	—	—	3クラブ

(5) 生活寮

福祉作業所等に通所又は就労している知的障害のある人に生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活を助長するとともに、在宅障害者（児）の緊急一時保護を行うことを目的として生活寮を設置した。平成18年4月から指定管理者制度に移行し、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が平成31年3月31日まで運営した（中野区知的障害者生活寮条例、在宅障害者（児）緊急一時保護事業実施要綱）。平成31年度から、やまと荘は民間法人に委託し、生活寮利用者の支援を行っている。

①生活寮

ア やまと荘

- 定 員 4人
- 所 在 地 大和町三丁目18番
- 事業開始 昭和61年11月1日
- 使 用 料 月額 3,000円～36,000円

イ やよい荘

- 定 員 4人
- 所 在 地 弥生町二丁目5番
- 事業開始 平成4年9月1日
- 使 用 料 月額 3,000円～36,000円

②障害者（児）緊急一時保護

- やまと荘 定員2人（事業開始 平成2年1月16日）
- やよい荘 定員2人（事業開始 平成4年9月1日）

利用実績

事業名	延利用日数	延利用人数
緊急一時保護	705	452

3 障害者等歯科医療

一般の歯科医療機関での診療が困難な障害のある人、要介護高齢者の歯科診療、歯科保健指導、摂食指導及び相談事業を中野区歯科医師会に委託してスマイル歯科診療所で実施している。また、身近な地域で必要な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医との医療連携も行っている。

実施状況

登録者数	延受診者数	延指導・相談者数
842	1,455	1,524

第4章 困窮から守られる暮らし（生活援護課）

第1 困窮から守られる暮らし

1 生活保護

（1）生活保護の目的

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民にその困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、あわせて自立の助長を目的としている。

（2）保護の適用

生活保護は、自分の収入だけで生活を営むことができない人に対して、最低限度の生活を保障する制度である。

国が定める保護の基準によって計算した最低生活費と、保護を受けようとする世帯の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行うものである。

（3）保護の種類

保護の種類には、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8扶助があり、必要に応じて、それぞれの扶助を行う。

- 生活扶助 衣食、その他日常生活に必要な費用（食費・光熱水費・衣料・介護保険料等）
- 住宅扶助 住宅を維持するのに必要な費用（家賃・間代・地代・家屋補修費等）
- 教育扶助 義務教育に必要な費用（学用品費・給食費・交通費等）
- 介護扶助 介護サービスを受けるのに必要な費用（自己負担金等）
- 医療扶助 病気治療に必要な費用（医療費・移送費等）
- 出産扶助 出産に必要な費用（分娩費・衛生材料費等）
- 生業扶助 事業の開始、技能修得、就職の支度及び高等学校等の就学に必要な費用
- 葬祭扶助 葬祭に必要な費用（火葬料・納骨料等）

扶助別保護人員

年度	区分	保護世帯数と 保護人員 (各年度月平均)	扶助別保護人員（延）										
			生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	就労	進学
28	世帯数	6,629	71,889	73,215	1,678	12,844	71,589	1	881	115	383	16	－
	人員	7,560	82,005	82,956	2,182	13,080	80,827	1	934	115	383	16	－
29	世帯数	6,700	72,542	74,006	1,587	13,465	73,230	0	956	104	358	18	－
	人員	7,599	82,225	83,346	2,026	13,738	82,426	0	1,015	104	358	18	－
30	世帯数	6,740	72,218	74,173	1,321	14,249	68,868	0	955	149	371	36	15
	人員	7,618	81,487	83,477	1,712	14,555	76,646	0	1,042	149	371	36	15

※施設は、救護施設、更生施設、宿所提供施設入所者数。

※就労は、安定した職業についたことにより生活保護から自立した者に対して就労自立給付金を支給した数。

※進学は、大学等に進学したことにより、進学準備給付金を支給した数。

（4）世帯類型別にみた被保護世帯

被保護世帯数の月平均値で、単身者世帯が89.7%とその多くを占めている。世帯類型では高齢世帯（52.4%）と傷病・障害世帯（33.2%）を合わせると85.6%であり、これらの世帯では他の世帯類型と比べて経済的に自立することが困難な状況が見られる。

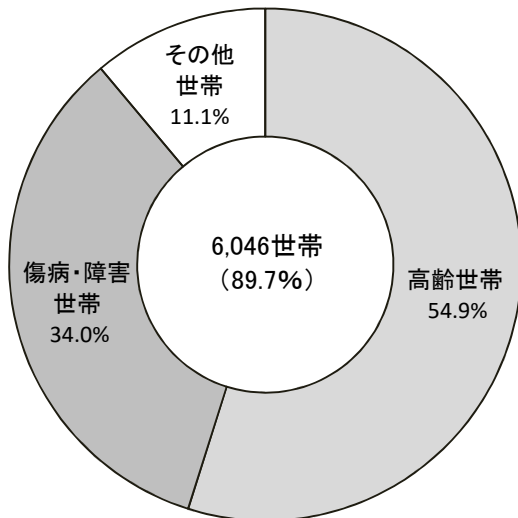
世帯類型別被保護世帯数

区 分	年 度	28	29	30
単身者世帯	高齢世帯	3,156	3,256	3,318
	傷病・障害世帯	1,933	1,989	2,056
	その他世帯	802	749	672
	小 計	5,891	5,994	6,046
二人以上の世帯	高齢世帯	221	211	215
	傷病・障害世帯	175	180	180
	母子世帯	163	153	142
	その他世帯	179	162	157
	小 計	738	706	694
	合 計	6,629	6,700	6,740

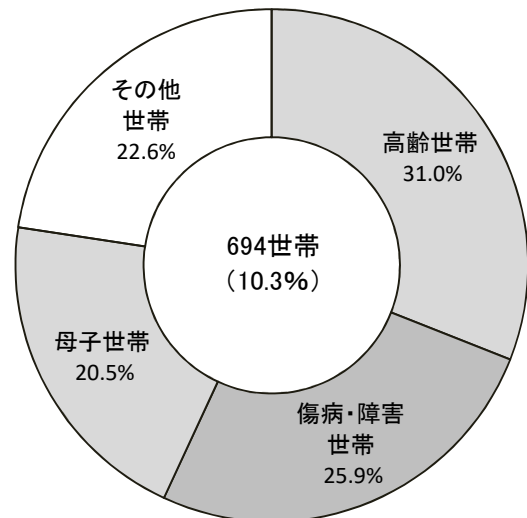
※各年度とも月平均

世帯類型割合

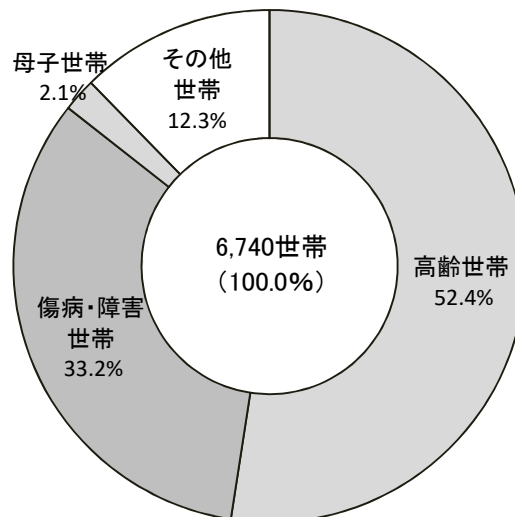
単身者世帯の構成



二人以上の世帯の構成

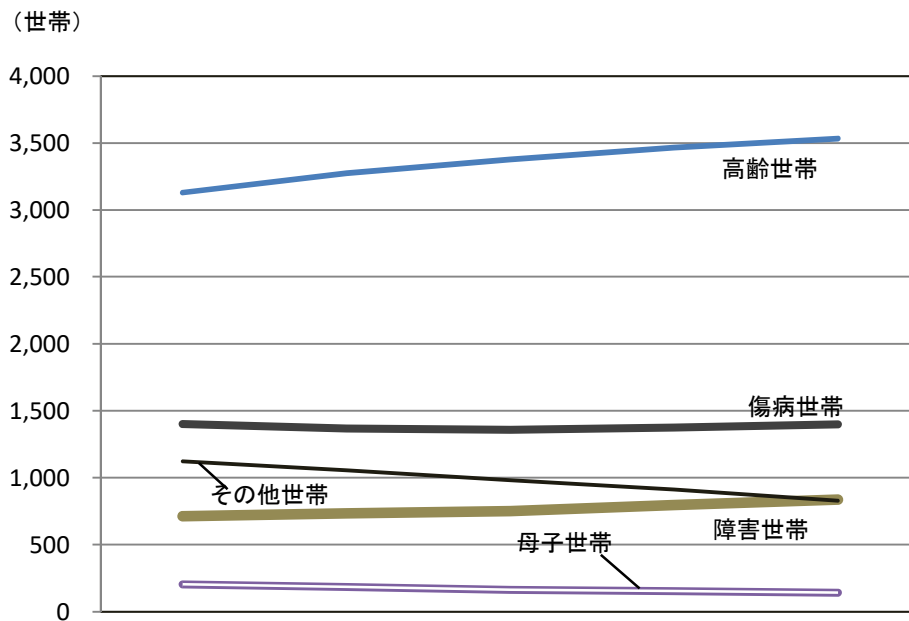


世帯の構成（合算）



(5) 世帯類型別被保護世帯数の推移（各年度月平均）

平成30年度の対前年度全世帯増加率は1.01倍である。そのうち最も増えたのは「障害世帯」で1.05倍であった。平成26年度から減少に転じた「その他世帯」及び「母子世帯」は、それぞれ0.9倍、0.93倍と引き続き減少となった。



年度	26	27	28	29	30
高齢世帯	3, 129	3, 276	3, 377	3, 467	3, 533
障害世帯	712	735	751	795	837
傷病世帯	1, 400	1, 368	1, 357	1, 374	1, 399
母子世帯	204	185	163	153	142
その他世帯	1, 121	1, 056	981	911	829
合計	6, 566	6, 620	6, 629	6, 700	6, 740

(6) 受給者の年代別人数の推移（各年1月の受給者数）

平成31年1月と平成27年1月の比較では、80歳代以上が1.2倍、50歳代が1.08倍に増加しており、19歳以下は0.8倍に減少している。

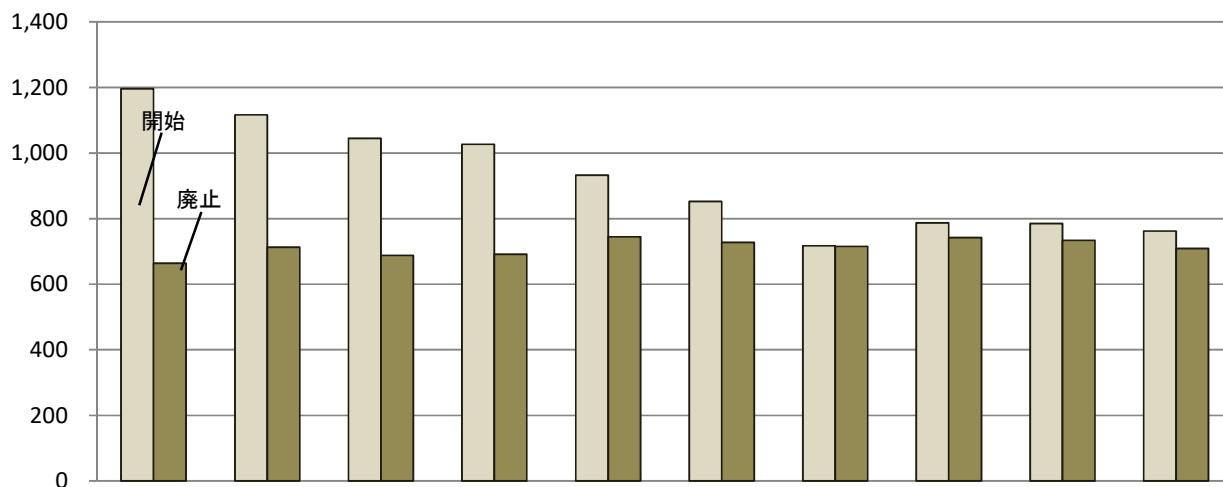
前年度比では、20歳代1.08倍、50歳代及び30歳代1.03倍、40歳代1.02倍、70歳代1.01倍と増加し、19歳以下0.96倍、60歳代0.98倍、80歳代以上0.94倍と減少している。

年	27	28	29	30	31
80歳以上	905	1, 002	1, 079	1, 152	1, 086
70歳代	1, 765	1, 741	1, 770	1, 773	1, 789
60歳代	1, 788	1, 747	1, 714	1, 642	1, 611
50歳代	1, 036	1, 057	1, 057	1, 085	1, 115
40歳代	913	915	934	954	971
30歳代	522	500	461	440	453
20歳代	168	147	136	155	168
19歳以下	381	340	333	318	306

(7) 保護の開始・廃止世帯数の推移

保護の開始と廃止の世帯数

(世帯)



年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
開始世帯数	1,196	1,116	1,045	1,027	932	853	717	787	785	762
廃止世帯数	664	713	688	692	745	727	715	742	734	709
増減数	+ 532	+ 403	+ 357	+ 335	+ 187	+ 126	+ 2	+ 45	+ 51	+ 53

保護開始の理由

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
世帯主・員の傷病	357	339	242	238	329	294	226	191	226	212
稼働者の死亡・離別	22	15	13	13	22	19	11	11	6	7
収入・手持金の減少	591	619	624	613	430	445	412	494	497	456
その他	226	143	166	163	151	95	68	91	56	87
合 計	1,196	1,116	1,045	1,027	932	853	717	787	785	762

《割合》

世帯主・員の傷病	29.8%	30.4%	23.2%	23.2%	35.3%	34.5%	31.5%	24.3%	28.8%	27.8%
稼働者の死亡・離別	1.8%	1.3%	1.2%	1.3%	2.4%	2.2%	1.5%	1.4%	0.8%	0.9%
収入・手持金の減少	49.4%	55.5%	59.7%	59.7%	46.1%	52.2%	57.5%	62.8%	63.3%	59.8%
その他	18.9%	12.8%	15.9%	15.9%	16.2%	11.1%	9.5%	11.6%	7.1%	11.4%

※その他は、住居がない等

保護廃止の理由

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
就労自立	40	38	53	67	103	97	88	100	94	86
就労以外の自立	83	73	58	100	101	121	105	106	89	82
死亡	189	262	255	261	259	261	243	276	281	333
失踪	123	131	96	77	82	72	69	62	76	60
転出移管	45	70	62	68	81	64	91	86	83	63
その他	184	139	164	119	119	112	119	112	111	85
合 計	664	713	688	692	745	727	715	742	734	709

《割合》

就労自立	6.0%	5.3%	7.7%	9.7%	13.8%	13.3%	12.3%	13.5%	12.8%	12.1%
就労以外の自立	12.5%	10.2%	8.4%	14.5%	13.6%	16.6%	14.7%	16.7%	12.1%	11.6%
死亡	28.5%	36.7%	37.1%	37.7%	34.8%	35.9%	34.0%	37.2%	38.3%	47.0%
失踪	18.5%	18.4%	14.0%	11.1%	11.0%	9.9%	9.7%	8.4%	10.4%	8.5%
転出移管	6.8%	9.8%	9.0%	9.8%	10.9%	8.8%	12.7%	11.6%	11.3%	8.9%
その他	27.7%	19.5%	23.8%	17.2%	16.0%	15.4%	16.6%	15.1%	15.1%	12.0%

※就労以外の自立とは、就労以外の理由による収入の増加、傷病の治癒、社会保障給付金や仕送りの増加等をいう。

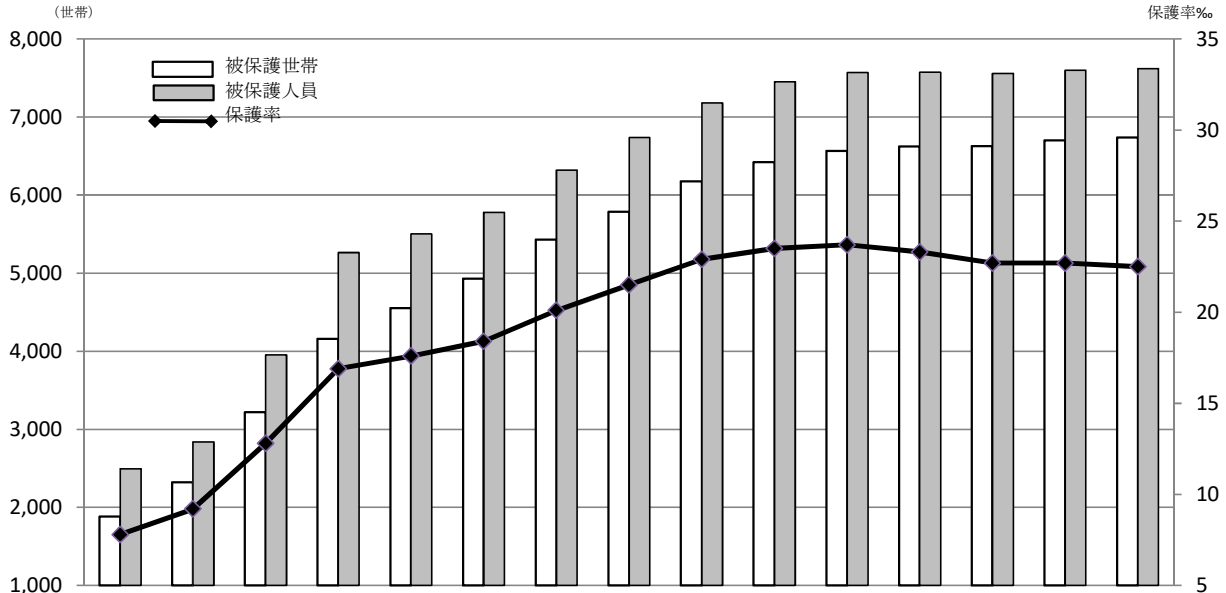
※その他は、指導・指示違反や公訴提起等である。

(8) 保護の推移

平成30年度の中野区の被保護世帯数は月平均6,740世帯、被保護人員は7,618人。

平成27年度以降減少に転じた保護率は前年度より減少しての22.5‰(人口1,000人に対する割合)となり、23区平均の22.3‰と同程度である。

被保護世帯・被保護人員及び保護率



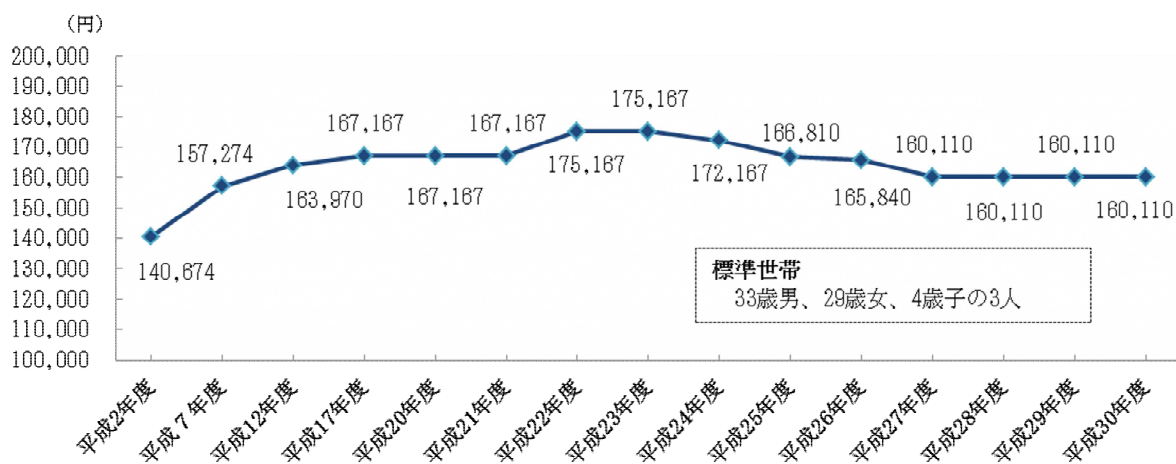
年度	2	7	12	17	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
被保護世帯	1,884	2,323	3,219	4,159	4,554	4,930	5,429	5,787	6,175	6,420	6,566	6,620	6,629	6,700	6,740
被保護人員	2,494	2,838	3,953	5,265	5,502	5,778	6,318	6,739	7,179	7,450	7,571	7,572	7,560	7,599	7,618
保護率	7.8	9.2	12.8	16.9	17.6	18.4	20.1	21.5	22.9	23.5	23.7	23.3	22.7	22.7	22.5

- (1) 保護停止中の世帯、人員を含む。
- (2) 保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口(推定)」各年10月1日現在(都総務局)による。
- (3) 被保護世帯、被保護人員は年度の月平均世帯、人員。
- (4) 保護率(‰)は、人口1,000人に対する被保護人員の割合(年度内平均)。

(9) 保護の基準

保護額には、基本となる金額と、年齢、世帯構成、地域、その他の事情による加算額等があり、国が定めた最低限度の生活を維持できるとされる基準額を保護基準額という。平成16年以降は加算額等の変更のみで、保護基準額の改定はなかったが、平成25年8月から平成27年4月までの3か年で段階的に基準額引下げの見直しが行われ、また、平成30年10月から3か年にわたって同様の引下げ見直しが実施されている。

生活保護基準額の推移(標準世帯でみた生活扶助基準額)



(10) 保護施設の利用状況

身体または精神に障害があり居宅において生活することが困難な人のために、生活保護法に基づく保護施設として、救護施設及び更生施設がある。この他、住宅のない人のための宿所提供施設があり、必要に応じて措置委託している。

施設別利用人数内訳

	年度	28		29		30	
	施設種別	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
入 所	救護施設	7	15	9	15	9	17
	更生施設	9	17	9	12	9	13
	宿所提供施設	5	6	5	3	5	4
通 所	更生施設	5	6	6	9	6	9
	授産所	0	0	0	0	0	0

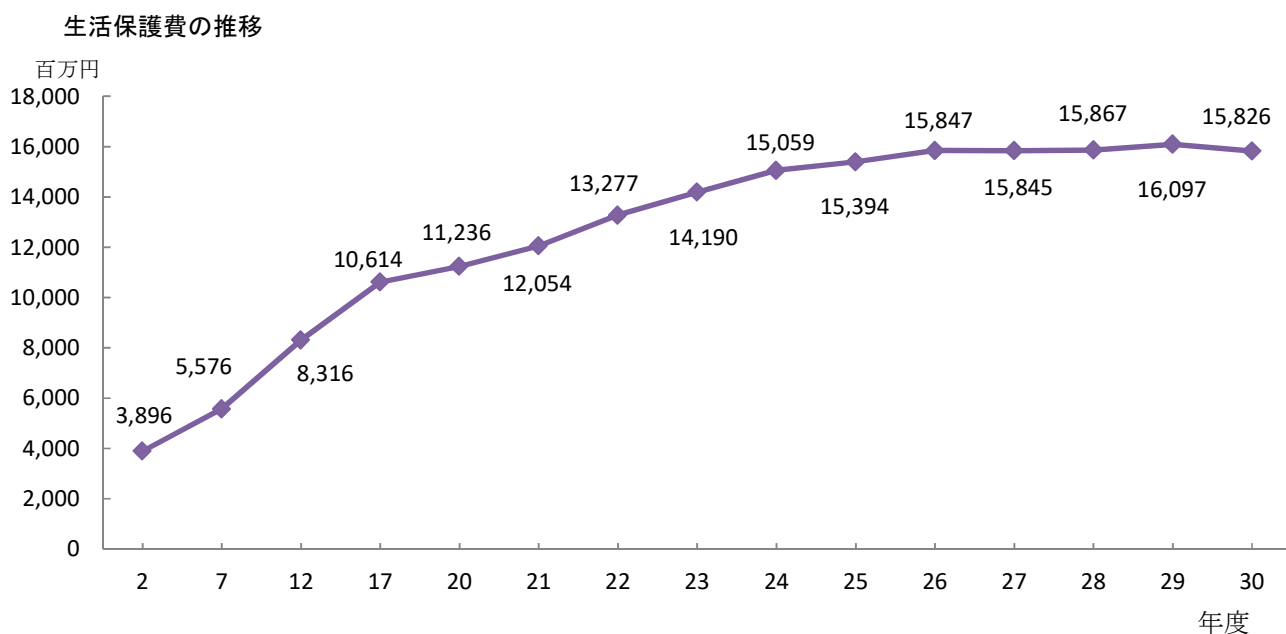
第2 自立生活を援護する相談

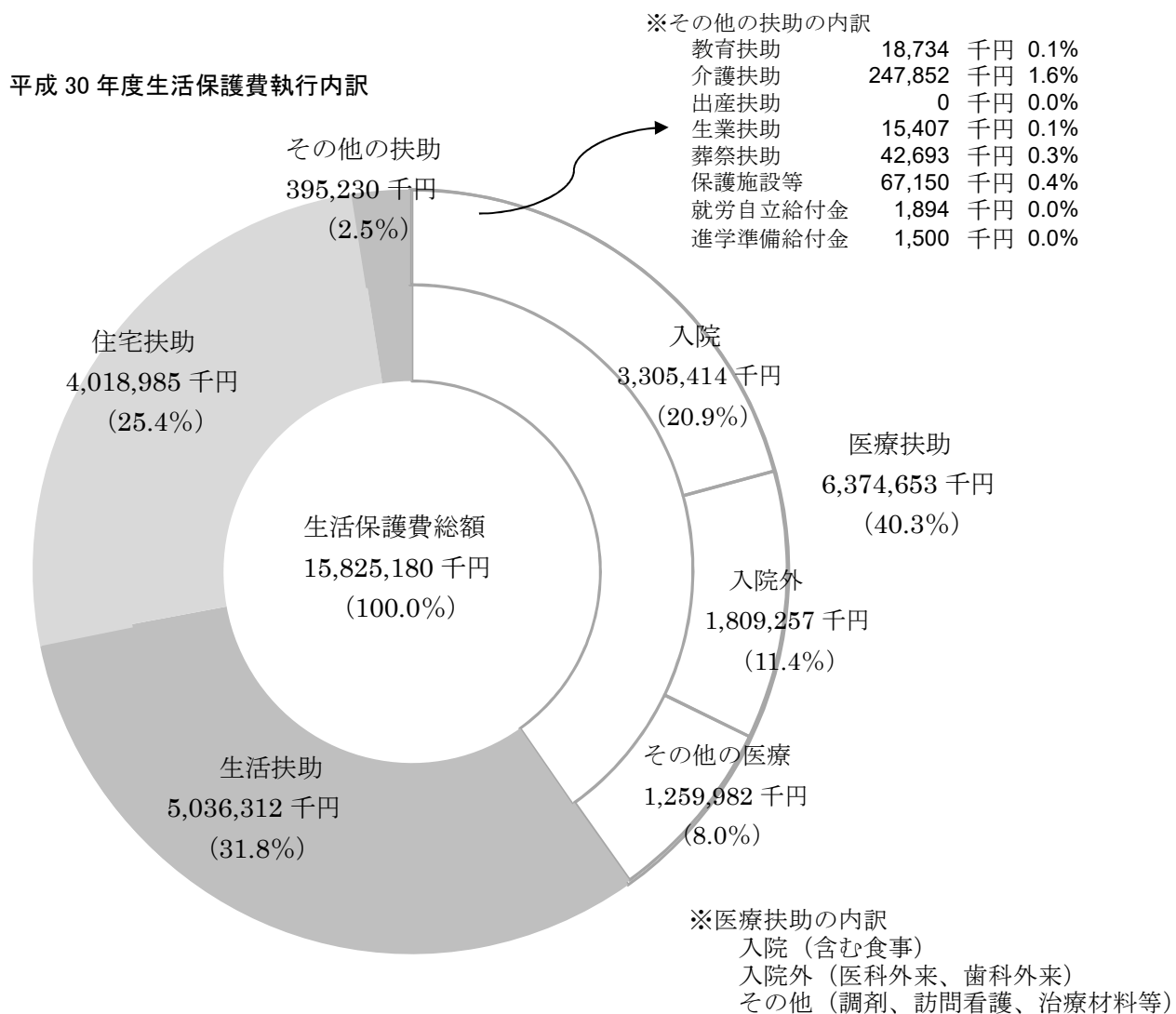
1 生活援護推進

生活保護法に基づく保護費等の執行管理、国や都の負担金や補助金の執行管理を行い、適正運営に努めている。

また、医療の重複受診調査や頻回受診調査等を通じ、被保護者に適正受診を促し、保護費のおよそ4割を占める医療費の抑制に取り組んでいる。

(1) 保護費の状況





(2) 中国残留邦人等支援

平成20年4月から、中国残留邦人及び樺太等残留邦人が老齢基礎年金を満額受給しても生活の安定が十分に図れない場合に、中国残留邦人等とその配偶者を対象に支援給付を行い、安心して生活が送れるよう支援している。平成30年度末現在、12世帯18人が受給している。

中国残留邦人等の支援状況

年 度	26	27	28	29	30
世帯数	12	14	13	13	12
実人員	17	20	19	19	18

また、中国語会話ができる支援相談員を配置して、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行っている（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）。

2 生活相談

(1) 生活相談

面接員を配置して経済的困窮者、低所得者の福祉向上のために、生活相談を行っている。

平成30年度の相談件数は平成29年度と比較し5.7%増となった。相談者の世帯類型別の内訳では、高齢世帯及び傷病・障害世帯の相談が増加している。

①相談者の世帯類型

年 度	28		29		30	
内 容	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高齢世帯	938	33.7%	881	31.4%	1,024	34.5%
傷病・障害世帯	684	24.5%	563	20.1%	812	27.4%
母子世帯	46	1.6%	45	1.6%	55	1.9%
その他世帯	1,119	40.2%	1,317	46.9%	1,075	36.2%
合 計	2,787	100.0%	2,806	100.0%	2,966	100.0%

②相談の主訴

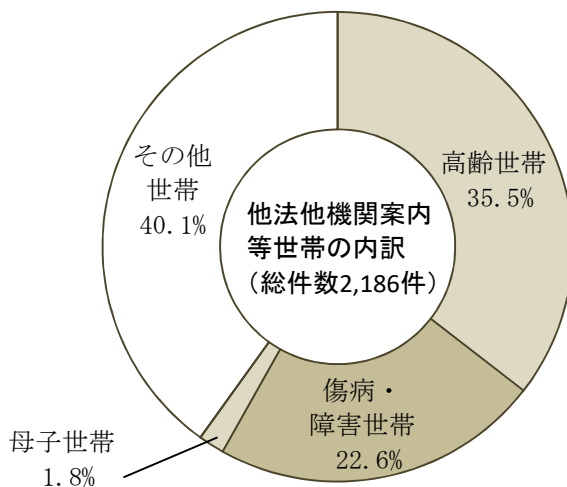
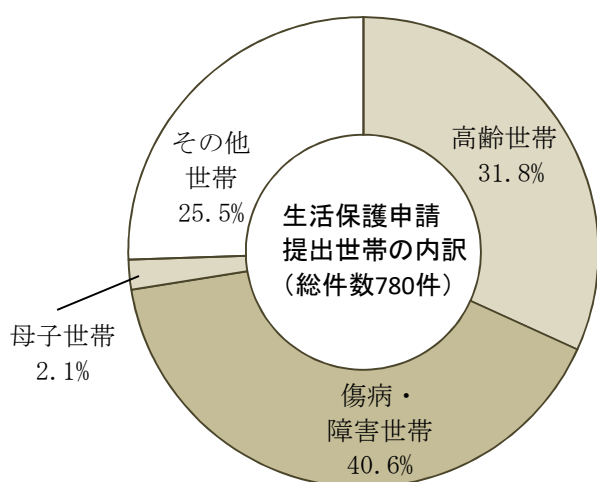
年 度	28		29		30	
内 容	件数	割合	件数	割合	件数	割合
世帯主の傷病	773	27.7%	650	23.2%	780	26.3%
世帯員の傷病	43	1.6%	37	1.3%	31	1.0%
収入減少	194	7.0%	232	8.3%	256	8.6%
手持ち金の減少	504	18.1%	682	24.3%	687	23.2%
稼働者との離別	338	12.1%	161	5.7%	42	1.4%
緊急保護入所	25	0.9%	57	2.0%	34	1.2%
交通費等貸付	23	0.8%	26	0.9%	29	1.0%
そ の 他	887	31.8%	961	34.3%	1,107	37.3%
合 計	2,787	100.0%	2,806	100.0%	2,966	100.0%

※その他は、住居がない等

③生活保護の申請状況

年 度	28		29		30	
内 容	件数	割合	件数	割合	件数	割合
生活保護の申請	803	28.8%	796	28.4%	780	26.3%
他法他機関案内等	1,984	71.2%	2,010	71.6%	2,186	73.7%
合 計	2,787	100.0%	2,806	100.0%	2,966	100.0%

平成 30 年度申請状況の内訳



(2) 女性・婦人相談

婦人相談員及び女性相談員を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行っている。

①相談件数（月別の実人数）

年度	26	27	28	29	30
売春防止法関連	9	8	1	0	0
夫婦間（DV・その他）	319	378	320	325	485
親族間（暴力・その他）	109	82	41	50	71
ストーカー・男女関係（暴力・その他）	25	27	19	27	26
経済・仕事	45	46	16	36	43
医療・妊娠出産	141	65	61	84	75
住居	60	40	23	47	49
その他	15	14	32	50	114
合計	723	660	513	619	863

※その他は、障害者・外国籍・犯罪被害者関係など

②一時保護（緊急を含む）

夫の暴力等により緊急避難を求めてくる女性・母子に対して、その生命・身体の安全と精神の安定を図るため、一時的に施設で保護をしている。

年度	26	27	28	29	30
利用者数	41	44	41	49	56
実世帯数	29	35	26	31	30
単身	18	22	13	16	15
母子	11	13	13	15	15
延利用泊数	3,486	2,806	3,059	3,672	2,882

(3) ホームレス対策等

①路上生活者対策

路上生活からの早期の社会復帰を促進するため、特別区と東京都は共同して自立支援事業を実施している。これは、緊急一時保護センター、自立支援センターへの入所を通じて就労による自立を支援するものである。

入所者数

年 度	26	27	28	29	30
緊急一時保護センター	40	36	11	30	22
自立支援センター	43	22	7	28	18

②行旅病人及び行旅死亡人等の取扱い

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、取扱いには区が行い、経費は東京都が負担している。

取扱件数

年 度	26	27	28	29	30
行旅病人及行旅死亡人取扱法	2	1	0	0	0
墓地、埋葬等に関する法律第9条	1	1	6	1	4

第3 支援を受けて自立する困窮者等

1 自立支援

(1) 被保護者自立支援

被保護者の自立を促進するため、生活保護法による金銭給付等以外の援護を実施している。

①自立支援プログラム

区 分	内 容	支援者数等		
		28年度	29年度	30年度
就労支援プログラム	①区の就労支援員とハローワーク新宿の就職支援ナビゲーター等が連携する就労支援事業「中野就職サポート※」を行っている。 ②就労意欲が未形成であったり、生活習慣上の問題等から、直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行う就労準備支援事業を行っている。	支援者数 537人 就労者数 251人	支援者数 497人 就労者数 261人	支援者数 417人 就労者数 236人
精神保健福祉支援プログラム	精神的疾患が原因で安定した生活を送ることが困難な場合、精神保健福祉士が相談・助言等の支援を行っている。	延支援件数 20,110件	延支援件数 23,339件	延支援件数 22,414件
財産管理支援プログラム	保護費や年金等を自ら管理することが困難な場合、区が委託した事業者が代わって管理し、公共料金等の支払も代行している。	支援者数 107人	支援者数 127人	支援者数 139人
退院促進プログラム	精神科病院に長期入院している場合で、退院を希望する者へ区のコーディネーターが退院に向けて支援を行っている。	退院者数 5人	退院者数 4人	退院者数 2人
高齢者居宅介護支援事業	65歳以上の高齢者世帯を対象に、介護サービスも含め各種の福祉サービスを適正に利用しながら、安定した居宅生活が送れるよう、支援を行っている。	支援世帯数 1,650世帯	支援世帯数 1,650世帯	支援世帯数 1,650世帯
居宅生活移行等支援事業	宿泊施設に居住する者に対し、居宅生活に向けての支援、生活指導、就労支援など、自立に向けた支援を行っている。	対象者数 111人 支援者数 44人	対象者数 114人 支援者数 42人	対象者数 97人 支援者数 53人
長期入院・入所者支援プログラム	家族や地域の受け入れが整わないため、長期にわたって入院、入所している場合、地域社会に戻り、生活ができるよう支援を行っている。	対象者数 417人 支援者数 29人	対象者数 436人 支援者数 22人	対象者数 434人 支援者数 16人
健康管理支援事業	被保護者に区民健診受診を勧奨するとともに、健診結果に基づいた健康管理指導を行っている。	延支援件数 714件	延支援件数 527件	延支援件数 668件

※中野就職サポート

区と東京労働局・ハローワーク新宿が、実施体制、連携方法等一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結し、協定に基づき平成24年2月から生活援護分野事務室内で業務を実施している。

業務内容は、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業あっ旋・支援プランの作成、求人情報端末による求人情報の提供等である。なお、主な支援対象者は、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等である。

②自立促進事業

被保護者が地域の中で自立した生活を送れるように、必要な経費を支給している。

内 容	件 数
就労支援（被服費支援等）	84 件
社 会 参 加 活 動 支 援	8 件
地 域 生 活 移 行 支 援	458 件
健 康 増 進 支 援	2 件
次 世 代 支 援	129 件

③その他の支援

区 分	内 容	人 数
入 浴 券 配 付	前 期 分	778 人
	後 期 分	735 人

(2) 生活困窮者自立支援制度

① 自立相談支援事業

就労支援、その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っている。

年 度	28	29	30
相談者数（人）	363	531	602

② 住居確保給付金事業

離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に、有期で住居確保給付金を支給するとともに、ハローワークと連携し再就職に向けた支援を行っている。平成27年4月より生活困窮者自立支援法施行に伴い、住宅支援給付事業から住居確保給付金事業へ位置づけられた。

年 度	28	29	30
延相談件数（件）	99	103	225
新規支給決定者数（人）	7	12	21

③ 就労準備支援事業

就労意欲が未形成であったり、生活習慣上の問題等から、直ちに一般就労をめざすことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行っている。

なお、被保護者を対象とした就労支援プログラムと一体的に実施している。

※支援実績は、第3-1-(1)の①就労支援プログラムに記載する。

④ 学習支援事業

低所得世帯の小学校6年生及び中学校1～3年生に対して学習支援を行っている。小学生は学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、中学生は全日制高等学校への進学をめざす。

年 度	28	29	30
利用者数（小学生）	50	44	44
利用者数（中学生）	62	180	183

※28年度は中学校3年生のみを対象として実施した。

(3) 資金貸付

① 自立生活資金

災害復旧、医療、葬儀などに要する費用の支払いが困難で、支払い期限までに他制度の貸付が受けられない場合などに、資金貸付を行っている（中野区自立生活資金貸付条例）。

貸付限度額

種 類	限度額
自立生活資金	医療費
	その他
	70万円
	50万円

貸付及び償還の状況

単位：千円

年 度	28			29			30		
	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額
自立生活資金	0	0	845	2	700	917	0	0	890
応急資金	-	-	117	-	-	165	-	-	148
生業資金	-	-	1,551	-	-	2,472	-	-	1,252
奨 学 金	-	-	13,698	-	-	13,255	-	-	9,008
高齢者等入院資金	-	-	217	-	-	741	-	-	268
女性福祉資金	-	-	5,816	-	-	8,568	-	-	7,297
合 計	0	0	22,244	2	700	26,118	0	0	18,863

※応急小口資金を含む応急資金、生業資金、奨学金、高齢者等入院資金、女性福祉資金の貸付は、平成19年度に自立生活資金に統廃合したため新規の貸付はない。

②受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都の事業で、中学３年生・高校３年生のいる世帯を対象に、塾代や高校・大学等の受験料の貸付を行っている。

受験生チャレンジ支援貸付事業利用状況 単位：件

年 度	28	29	30
相談件数	676	778	577
申請件数	189	98	108

③資産活用福祉資金

65歳以上の方または障害者手帳を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活続けることができるよう、１年以上居住している区内自己所有の住宅及びその敷地を担保に、日常生活費等の資金貸付を行っている（中野区資産活用福祉資金貸付条例）。

貸付条件

貸付対象者	在宅福祉サービスを利用する、次のいずれかに該当する者
	（ア）65歳以上の高齢者 （イ）障害者手帳の所持者
貸付限度額	区が認める額（日常生活諸費は月額130,000円）

貸付状況 単位：千円

年 度	28		29		30	
	貸付数	貸付金額	貸付数	貸付金額	貸付数	貸付金額
資産活用福祉資金	2世帯 2人	3,385	1世帯 1人	1,821	1世帯 1人	1,830

④東京都母子及び父子福祉資金

東京都の事業で、20歳未満の子を扶養している母子家庭及び父子家庭が、経済的自立のために必要とする12種類の資金貸付を行っている（母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例等）。

貸付種類（12種類のうち平成30年度に貸付実績のあった資金）

貸付種類	貸付金内容	貸付限度額
修学資金	高校、専修学校（高等課程）修学資金	月額27,000円～52,500円
	短期大学、専修学校（専門課程）修学資金	月額67,500円～90,000円
	大学修学資金	月額67,500円～96,000円
就学支度資金	国公立の高校、専修（高等）入学資金	160,000円
	私立の高校、専修（高等）入学資金	420,000円
	国公立の大学、短大、専修（専門）入学資金	380,000円
	私立の大学、短大、専修（専門）入学資金	590,000円

貸付及び償還の状況

単位：千円

年 度	28			29			30		
	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額
東京都母子及び父子福祉資金	216件	127,399	117,983	162件	106,221	124,282	118件	85,581	128,899

第5章 健康を維持推進する暮らし（保健企画課）

第1 生涯を通じた健康づくり

1 保健企画

（1）生活習慣病予防対策

①糖尿病予防対策事業

35歳から64歳までの区民で、特定健診などの結果、糖尿病予備群と判定された者のうち、医療機関により本事業に参加することが適当であると認定された者を対象としている。

対象者がスポーツジムで様々な運動メニューを体験して日常的な運動習慣を身に付け、食生活を含めた生活習慣を改善できるよう、平成23年度から事業を実施しており、平成30年度は46人が参加した。

②「中野区ウォーキングマップ」の配布

誰もが外に出て体を動かし、楽しみながら健康づくりが出来るよう、中野区認定観光資源、スポーツ施設、公園などを巡る12コースを掲載した「中野区ウォーキングマップ」を平成29年度に作成した（日本語版のほか、多言語（英語・中国語・韓国語）版と合わせ40,000部作成）。

平成30年度中に日本語版の在庫がなくなったため、平成31年度に日本語版のみ15,000部増刷した。各マップは区内公共施設で配布しているほか、区ホームページからもダウンロード可能となっている。

（2）健康づくり支援

①中野区民の健康づくりを推進する会

区民に身近な地域で健康づくり活動を行う機会を提供し、全区的な健康づくり区民運動の定着を目指すため、平成23年度に、医療機関等の団体、町会、商店会、スポーツ団体、子ども育成団体、教育機関等から選出された推進員（平成31年度は15名）で構成する「中野区民の健康づくりを推進する会」を設置した。平成24年度以降は、この会を中心に、関係機関・団体、事業者、区民を対象とした協働事業を実施している。

ア 健康づくり研修会

研修会を通して、参加者が健康づくりに関する共通認識を持つとともに情報交換を図り、区民一人ひとりの主体的な健康づくり、生活習慣改善、運動・スポーツへの取組みを地域で支えるための仕組みを構築することを目的としている。

平成30年度は、第1回は受動喫煙、第2回は食育に関する講義を行った。

健康づくり研修会

回数	内容	実施日	会場	参加者数
第1回	講義「受動喫煙について」	9/6(木)	中野区保健所	17 人
第2回	講義「コンビニやスーパーのお惣菜などを活用して、上手に栄養バランスをとる方法」	2/7(木)	中野区商工会館	53 人

中野区の健康づくり
シンボルマーク・標語 →



中野はげんき応援区

イ シニア向け健康ウォーキング

「中野区ウォーキングマップ」を作成したことに伴い、マップを活用した事業として実施した。ウォーキング前のストレッチ、正しいウォーキングフォームについて学んだ後、マップに掲載されているコースを歩き、ゴール地点で講師から講評を受けた。

シニア向け健康ウォーキング

内 容	実施日	会場	参加者数
スタート地点の双鷺公園で準備体操・歩き方の指導。正しいフォームでコースを巡り、ゴール地点の白鷺せせらぎ公園で歩き方について講評。	11/18(日)	双鷺公園～福蔵院～西大和公園～白鷺せせらぎ公園	36 人

ウ なかの健康づくりフェスタ

1月の「健康づくり月間」事業として、自主的な健康づくりへの取組みがより多くの区民に定着するよう実施している。

平成30年度は中部スポーツ・コミュニティプラザ、中部すこやか福祉センターを会場として、中野区歯科医師会によるすこやか家族表彰、こども教育宝仙大学によるこども向けダンスワークショップのほか、太極拳入門教室、各種測定・相談、うさごはんクイズラリー等を行った。

中部スポーツ・コミュニティプラザ事業「スポコミDAY」と同日に開催し、549人が参加した。

なかの健康づくりフェスタ

内 容	実施日	会場	参加者数
各種測定（骨量・血管年齢）、ハンドケアマッサージ 各種相談（栄養・お薬）、すこやか家族表彰（歯科表彰） こども向けダンスワークショップ、太極拳入門教室 うさごはんクイズラリー	1/20(日)	中部スポーツ・コミュニティプラザ 中部すこやか福祉センター	549 人

※「スポコミDAY」事業同日開催：各種スポーツ教室、こども向け運動ひろば等実施

②中野区健康づくりパートナー

平成24年度に、区民の健康づくりを推進するためのネットワーク拡大と健康づくり区民運動のきっかけづくりを目的に、健康づくり活動を実践する個人や団体、事業者をボランティア登録する健康づくりパートナー制度を創設した。健康づくりパートナーは、主に「中野区民の健康づくりを推進する会」と区が協働で行う健康づくり事業への協力者としての役割を担い、平成30年度は29人の個人と4つの団体が登録している。

③健康づくり普及啓発

年間を通じた健康づくり普及啓発を目的に、横断幕の掲出、パネル展示及び健康づくり月間事業などを実施している。

○世界禁煙デー（5月31日）、禁煙週間（5月31日～6月6日）

平成30年度は、区、中野区医師会の共催により中野駅前街頭キャンペーンを実施した。

○健康づくり月間（1月）

毎年1月を「健康づくり月間」として位置づけ、自主的な健康づくりへの取組みがより多くの区民に定着するよう、区内関係機関等との協働により区内各施設で健康づくり月間事業を実施している。

月間事業の一環として、運動教室や各種測定等を体験できる「なかの健康づくりフェスタ」（前述）を実施している。

○世界糖尿病デー（11月14日）

糖尿病予防に関する普及啓発を目的に、横断幕の掲出、パネル展示を実施した。

○女性の健康週間（３月１日～３月８日）

女性が自らの健康に目を向け、自らが健康づくりを実践できるよう、横断幕の掲出、パネル展示、乳がんの自己触診法が記載されたあぶら取り紙の配布を行った

④健康手帳の交付

区民の自主的な健康管理の推進を目的として、健康診査結果の記録やその他必要事項を記載できる健康手帳を交付している。

交付対象は、健康増進法に基づき、原則として健康教育・健康相談等を受けた区民や特定保健指導を受けた40歳以上の区民としており、希望者には保健所、地域事務所及びすこやか福祉センターで手帳を交付している。

⑤食育推進

食育に対する意識や理解を深めるとともに、健全な食生活を身に付けることで区民の健康づくりを推進するため、幅広い年齢層の区民を対象に食育推進事業を実施している。

○マスコットキャラクターを活用した食育の普及啓発

地域団体へ食育マスコットキャラクター「うさごはん」の着ぐるみを貸し出し、食育の普及に努めた。平成30年度の貸出回数は20回。

「うさごはん」をプリントした配布物（箸・ケースセット、シール等）を作成し、食育講習会等区内食育事業参加者や区立保育園児に配布している。



○「なかの健康づくりフェスタ」での食育クイズラリーの実施

「なかの健康づくりフェスタ」（前述）において、小学生以下を対象にクイズに回答しながら食について学べる「うさごはんクイズラリー」を実施した。平成30年度参加者93名。

○食育月間（６月）

食育普及啓発を目的とした横断幕の掲出や食育関連のパネル展示を行い、一般区民に広く食育の推進を働きかけている。

平成30年度から、（株）セブン－イレブン・ジャパンとの「地域活性化包括連携協定」による連携事業として、区内セブン－イレブン店舗に食育普及啓発のポップとポスターを掲示している。

平成31年度は上記のほか、株式会社味香り戦略研究所との共催で、味の識別テスト等をおこなう味覚講座を実施した。参加者31名。

○中野区ホームページ内でのPRの充実

食育カレンダーの提供（壁紙や食育カレンダー作成は協定による協働事業として専門学校東京テクニカルカレッジが作成）、区のホームページ内で広く食育運動が地域に浸透するようにPRを行った。

○なかの里・まち連携事業の実施〔所管：産業観光課〕

「なかの里・まち連携・事業者交流会」等をきっかけとして、農業事業者（農家）と学校給食との事業連携が開始されたことにより、生産者が学校を訪問し野菜の作り方や旬の野菜の栄養などについて、直接児童に話をする食育支援活動を実施している。

⑥受動喫煙防止対策

令和元年7月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が一部施行されたことを受け、区有施設における受動喫煙防止対策を推進した。

令和2年4月の全面施行に向け、区民及び飲食店等の管理権原者等に対し、制度の内容や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発を行っている。

⑦禁煙外来治療費助成事業

禁煙に取り組む区民を支援し、受動喫煙による周囲への健康被害を防止することを目的として、令和元年6月から、禁煙外来治療費助成事業を開始した。

医療保険が適用される禁煙治療が対象で、治療費や薬剤費の自己負担額のうち、上限1万円までを助成する。

第2 健康の自己管理を行う区民

1 がん等健診

各種の健（検）診を行い、がんなどの疾病を早期発見し、早期治療につなげるとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行う。

（1）がん等健診

①健康づくり健診

生活習慣病を早期発見し、早期治療につなげるため、35歳から39歳の区民及び健康保険の対象とならない40歳以上の生活保護受給者等の区民を対象に実施している。

B型及びC型肝炎ウイルス検査は、40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受診したことの無い区民を対象に実施している。

健康づくり健診受診状況

区 分		合 計	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	662	215	15	38	33	30	46	61	73	151	685
	女	873	352	23	31	21	35	23	41	82	265	887
	合 計	1,535	567	38	69	54	65	69	102	155	416	1,572

健康づくり健診のメタボリックシンドローム判定

区 分		合 計	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	前年度 合 計
受診者数		1,535	567	38	69	54	65	69	102	155	416	1,572
結果 判 定	該当者	257	18	8	25	17	12	21	32	43	81	264
	予備群	181	30	8	12	7	17	12	20	19	56	170
	非該当	1,097	519	22	32	30	36	36	50	93	279	1,138
	判定不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

肝炎ウイルス検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	前年度 合 計	
受診者数		男	1,552	303	175	142	105	137	241	199	250	1,469
		女	1,631	258	160	148	126	147	252	193	347	1,623
		合 計	3,183	561	335	290	231	284	493	392	597	3,092
結 果	B型	陰性	3,170	556	335	290	229	284	492	391	593	3,080
		陽性	13	5	0	0	2	0	1	1	4	12
	C型	陰性	3,172	559	335	289	231	284	491	392	591	3,077
		陽性	11	2	0	1	0	0	2	0	6	15

②乳がん検診

乳がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の女性を対象に視触診検査及び乳房X線検査（マンモグラフィ検査）を隔年検診として実施している。

乳がん検診受診状況

区 分	合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
視触診検査受診者数	6,974	1,045	1,085	830	832	554	858	1,770	7,408
乳房X線検査受診者数	6,006	897	915	723	730	497	770	1,474	6,464
総合判定結果	異常なし	5,392	757	798	642	650	456	717	1,372
	要精検	614	140	117	81	80	41	53	102
									590

乳がん検診精密検査受診状況

区 分	合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	451	98	80	60	52	36	33	92	496
結果	異常なし	228	50	31	22	36	14	19	56
	乳がん	18	2	3	2	3	2	3	3
	乳がんの疑い	1	1	0	0	0	0	0	0
	その他疾患	204	45	46	36	13	20	11	33
									237

※ 2019年6月現在の集計。2019年9月の最終報告にて確定。

③胃がん検診

胃がん等を早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の区民を対象に胃部X線検査を隔年検診として実施している。平成30年度は、前述の条件に加えて胃がんハイリスク診査の検査結果がA判定の者のみ受診可能とした。

また、透視台上で指示に従って動けない等の理由で検診車での検診が困難で障害者手帳を持つ者に対しては、個別検査（内視鏡検査）を実施している。

胃がん検診（胃部X線検査・個別検査）受診状況

区 分			合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
胃部 X線 検査	受診者数	男	535	24	29	53	43	53	76	257	1,336
		女	884	43	82	102	89	107	154	307	2,018
		合計	1,419	67	111	155	132	160	230	564	3,354
	結果	異常なし	1,391	66	110	154	132	158	226	545	3,139
		要精検	28	1	1	1	0	2	4	19	215
個別 検査	受診者数	男	2	0	0	0	0	1	1	0	2
		女	2	0	1	0	1	0	0	0	0
		合計	4	0	1	0	1	1	1	0	2
	結果	異常なし	1	0	0	0	1	0	0	0	0
		要治療	3	0	1	0	0	1	1	0	2

胃がん検診(胃部X線検査・個別検査)精密検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	19	1	1	1	0	0	3	13	61
	女	8	0	0	0	0	1	1	6	66
	合計	27	1	1	1	0	1	4	19	127
結 果	異常なし	5	0	1	0	0	0	1	3	19
	胃がん	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	胃がんの疑い	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他疾患	22	1	0	1	0	1	3	16	107

※ 2019年6月現在の集計。2019年9月の最終報告にて確定。

④子宮頸がん検診

子宮頸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を隔年検診として実施している。

子宮頸がん検診受診状況

区 分		合 計	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数		9,941	381	1,125	1,440	1,273	977	1,004	767	774	500	631	1,069	8,297
結 果	異常なし	9,515	353	1,051	1,371	1,213	913	955	734	755	488	626	1,056	7,984
	要精検	426	28	74	69	60	64	49	33	19	12	5	13	313

子宮頸がん検診精密検査受診状況

区 分		合 計	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数		187	9	28	27	25	30	29	18	7	5	2	7	150
結 果	異常なし	93	3	13	7	9	18	18	9	6	4	2	4	88
	異形成	78	5	11	16	13	12	9	8	1	1	0	2	55
	子宮がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	確定できず	16	1	4	4	3	0	2	1	0	0	0	1	6

※ 2019年6月現在の集計。2019年9月の最終報告にて確定。

⑤大腸がん検診

大腸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の区民を対象に便潜血反応検査(2日法)を実施している。

大腸がん検診受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	11,284	625	734	744	712	769	1,498	6,202	11,379
	女	19,108	671	949	1,008	1,181	1,413	2,655	11,231	19,440
	合計	30,392	1,296	1,683	1,752	1,893	2,182	4,153	17,433	30,819
結 果	異常なし	28,016	1,230	1,597	1,651	1,786	2,044	3,921	15,787	28,341
	要精検	2,376	66	86	101	107	138	232	1,646	2,478

大腸がん検診精密検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	468	8	17	21	15	21	44	342	458
	女	505	11	19	16	26	27	50	356	525
	合計	973	19	36	37	41	48	94	698	983
結 果	異常なし	108	5	9	10	4	9	13	58	126
	大腸がん	46	0	0	0	1	0	7	38	56
	その他疾患	819	14	27	27	36	39	74	602	801

※ 2019年6月現在の集計。2019年9月の最終報告にて確定。

⑥眼科検診

緑内障や糖尿病網膜症、加齢黄斑変性など失明の恐れのある疾患の早期発見、早期治療を図るため、45・55・65歳の区民を対象に矯正視力検査、屈折検査、精密眼圧検査、細隙燈顕微鏡検査及び精密眼底検査を実施している。平成28年度から65歳の区民を新たに対象とした。

眼科検診受診状況

区 分		合 計	45歳	55歳	65歳	前年度 合 計
受診者数	男	386	112	113	161	501
	女	884	272	308	304	1,098
	合計	1,270	384	421	465	1,599
結 果	異常なし	870	297	312	261	1,155
	有所見者数	400	87	109	204	444
	糖尿病網膜症	9	1	2	6	5
	緑内障	21	3	6	12	21
	緑内障の疑い	159	55	51	53	197
	その他	241	33	57	151	244

※ 有所見項目は重複所見あり。

⑦胃がんハイリスク診査

ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を検査し、胃がんの発生リスクを知ること、より効果的に胃がんの予防や早期発見を図ることを目的として、40・45・50・55・60・65・70・75歳の区民を対象に実施している。

平成30年度から40歳以上で過去に胃がんハイリスク診査を未受診の区民に対象が拡大された。

胃がんハイリスク診査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計	
受診者数	男	1,632	310	198	179	142	142	205	456	2,472	
	女	2,224	458	301	254	232	190	238	551	3,824	
	合計	3,856	768	499	433	374	332	443	1,007	6,296	
結 果	異常なし	A	2,745	644	422	348	279	238	265	549	4,224
	要精検	B	797	101	66	69	76	72	122	291	1,464
		C	280	20	10	15	16	19	50	150	524
		D	34	3	1	1	3	3	6	17	84

※ 2018年度より40歳以上の未受診の区民が受診可能な申込制の検診となった。

胃がんハイリスク診査結果判定について

結果判定	異常なし	要精検			
	A	B	C	D	
血清ペプシノゲン値	陰性	陰性	陽性	陽性	
ピロリ菌抗体値	陰性	陽性	陽性	陰性	
胃がん発生のリスク	低 → 高				

胃がんハイリスク診査精密検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	221	27	22	20	14	19	40	79	345
	女	252	25	13	19	22	22	34	117	575
	合計	473	52	35	39	36	41	74	196	920
結 果	異常なし	27	2	0	4	4	3	9	5	53
	胃がん	2	0	0	0	0	0	1	1	12
	胃がんの疑い	6	1	1	0	0	0	1	3	6
	その他疾患	438	49	34	35	32	38	63	187	849

※ 2019年6月現在の集計。2019年9月の最終報告にて確定。

⑧がん検診等の普及啓発

ア がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定

平成22年度に、がん検診の受診率向上を目的に、区民と接する機会を多く持つ民間企業と連携し、がん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取組を推進するため、民間企業2社（アフラック、西武信用金庫）と「がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定」を締結した。

さらに、平成26年4月には新渡戸文化学園と、平成29年9月にはキングス・ガーデン東京と協定を締結した。

これらの協定締結企業等とは、がん征圧月間、ピンクリボン運動月間に、区のお知らせ板、関係施設等に掲示するがん検診啓発用ポスターや町会・自治会に回覧するチラシの作成、ミニ講座の開催などについて協働で取り組んだ。

今後も、がん検診受診率向上に向けて民間企業等との連携を図るため、定期的に協定企業の募集を行う。

イ がんに関する普及啓発

がん征圧月間（9月）には、新渡戸文化学園の協力により、がんを知るパネル展、顕微鏡による細胞観察コーナーを区役所で開催し、23人の参加があった。

ピンクリボン運動月間（10月）には、自己触診法を学ぶミニ講座を東中野キングス・ガーデンで開催し6人の参加があったほか、区役所で乳がんに関するパネル展を実施した。また、中野駅前でピンクリボン運動街頭キャンペーンを実施し、新渡戸文化学園の学生と教員、アフラック、西武信用金庫、キングス・ガーデン東京など総勢49人により啓発用ポケットティッシュの配布を行った。

(2) 成人歯科健診

生活習慣病対策の一環として、歯周病等の予防及び早期発見・早期治療を推進するため、35歳から75歳の区民を対象に口腔内診査、だ液判定・咀嚼力判定、ブラッシング指導、義歯等に関する指導及び相談を実施している。平成28年度から、新たに71～75歳の区民を対象とした。

成人歯科健診受診状況

区 分		合 計	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 75歳	前年度 合 計
受診者数	男	1,359	54	144	167	131	151	165	200	347	954
	女	2,740	139	255	328	325	361	308	425	599	2,206
	合計	4,099	193	399	495	456	512	473	625	946	3,160
結 果	異常なし	686	27	65	77	81	85	79	127	145	587
	要指導	385	15	36	48	30	42	47	63	104	333
	要精検	3,028	151	298	370	345	385	347	435	697	2,240

(3) 後期高齢者健康診査

東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、後期高齢者医療制度加入者向けに、日常生活機能の維持、介護予防に着目した健診を実施している。

長寿(後期高齢者)健診受診状況

区 分		合 計	前年度 合 計
受診者数	男	5,582	5,512
	女	10,360	10,285
	合計	15,942	15,797

長寿(後期高齢者)健診のメタボリックシンドローム判定

区 分		合 計	前年度 合 計
受診者数		15,942	15,797
結 果 判 定	該当者	2,725	2,625
	予備群	2,119	1,979
	非該当	11,098	11,193
	判定不能	0	0

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

第3 国保データヘルス計画に基づく保健事業

1 特定健診・保健指導

(1) 特定健診・保健指導

①国保特定健診

40歳以上75歳未満の中野区国民健康保険被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健診を実施している。

国保特定健診受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	前年度 合 計
受診者数	男	8,610	757	833	842	782	865	1,821	2,710	8,435
	女	12,058	656	813	864	1,049	1,429	3,010	4,237	12,042
	合計	20,668	1,413	1,646	1,706	1,831	2,294	4,831	6,947	20,477

国保特定健診のメタボリックシンドローム判定

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	前年度 合 計
受診者数		20,668	1,413	1,646	1,706	1,831	2,294	4,831	6,947	20,477
結果 判定	該当者	3,048	116	170	208	246	332	789	1,187	2,928
	予備群	2,510	153	198	243	211	252	577	876	2,308
	非該当	15,110	1,144	1,278	1,255	1,374	1,710	3,465	4,884	15,241
	判定不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

②国保特定保健指導

国保特定健診の健診結果を踏まえて、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのレベルに階層化し、被保険者の健康状態やライフスタイルに応じた生活習慣の改善を促す保健指導を実施している。

国保特定健診の特定保健指導階層結果

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	前年度 合 計
特定健診受診者		20,668	1,413	1,646	1,706	1,831	2,294	4,831	6,947	20,477
階 層 結 果	情報提供	18,016	1,135	1,312	1,368	1,570	2,007	4,269	6,355	17,896
	動機付け支援	1,789	118	138	146	108	125	562	592	1,742
	積極的支援	863	160	196	192	153	162	-	-	839

国保特定健診の特定保健指導実施状況

区 分	合 計	動機付け支援	積極的支援	前年度合計
対象者数	2,471	1,641	830	2,415
初回面接のみ	107	88	19	61
支援終了者	93	69	24	52
実績評価のみ	32	23	9	30

※ 国は特定保健指導の対象者の把握にあたり、メタボリックシンドロームの診断基準とは異なる判定値を決めている。腹囲の基準値を上回り、血液検査に加え、服薬歴・喫煙等のリスク要因の数により階層化している。

※ 初回面接のみは、30年度に開始し31年度に終了する予定の人数。支援終了者は、30年度に開始及び終了した人数。実績評価のみは、29年度に開始し30年度に終了した人数。

2 国保保健事業

(1) 国保保健事業

①糖尿病性腎症重症化予防事業

被保険者の糖尿病性腎症重症化予防によるQOLの向上及び医療費削減を目的とし、特定健診結果やレセプトから糖尿病性腎症が疑われる被保険者に対し保健指導を実施している。

実施状況

区 分	参加人員	終了人員
平成29年度	31名	28名
平成30年度	30名	25名

②生活習慣病ハイリスク者に対する受療勧奨事業

特定健診結果やレセプトから生活習慣病が疑われる被保険者に対し医療機関への受療勧奨と保健指導を実施している。

○実施状況

受療勧奨・保健指導実施人数 307 名

第4 安心できる地域医療体制の整備

1 地域医療

(1) 救急医療体制支援

① 休日医療・歯科医療拠点事業

ア 休日診療

日曜、国民の祝日、年末年始の休診日に医療機関が当番制で診療を行うことにより、急病時でも区民が安心して医療を受けられる体制を確保する。中野区医師会に委託して実施している。

《診療時間》 午前9時～午後5時

《当番医》 1休日6か所。原則として南北各3か所に配置している。なお、往診は行わない。

実施状況

		実施 日 数	延実施 医療機 関数	利用状況（延利用人数）			
				合 計	すぐに手術が 必要な者または 病院移送を要する者	当日診療を 必要とする 者	平日でも診 療可能な者
平成29年度	年度実績	72	432	13,345	361	11,377	1,607
	1医療機関1日あたりの平均			30.9	0.8	26.3	3.7
平成30年度	年度実績	73	438	13,684	350	11,550	1,784
	1医療機関1日あたりの平均			31.2	0.8	26.4	4.1

イ 休日歯科診療

国民の祝日、年末年始の休診日に歯科医療機関が当番制で歯科診療を行うことにより、急病時でも区民が安心して医療を受けられる体制を確保する。中野区歯科医師会に委託して実施している。

《診療時間》 午前9時～午後5時

《当番医》 1休日2か所。原則として南北各1か所に配置している。ただし、12月30日、31日及び1月2日については、3か所配置している。

実施状況

		実施 日 数	延実施 医療機 関数	利用状況（延利用人数）		
				合 計	当日診療を 必要とする 者	平日でも診 療可能な者
平成29年度	年度実績	23	49	288	288	－
	1医療機関1日あたりの平均			5.9	5.9	－
平成30年度	年度実績	22	47	276	276	－
	1医療機関1日あたりの平均			5.9	5.9	－

ウ 休日調剤薬局

日曜、国民の祝日、年末年始の休診日に調剤薬局が当番制で応急調剤を行うことにより、急病時でも区民が安心して薬の処方を受けられる体制を確保する。中野区薬剤師会に委託して実施している。

《調剤時間》 午前9時～午後5時30分

《当番薬局》 1休日2か所。原則として南北各1か所に配置している。ただし、ゴールデンウィーク、年末年始については、4か所配置している。

《調剤センター》 中野区薬剤師会に調剤センターを置き、当番薬局の薬剤不足等に対応している。

実施状況

		実施 日数	延実施 薬局数	利用状況（延利用人数）					
				合 計	内科	小児科	外科	歯科	その他
平成29年度	年度実績	72	166	5,100	4,769	293	0	0	38
	1薬局1日あたりの平均			30.7	28.7	1.8	0.0	0.0	0.2
平成30年度	年度実績	73	168	5,885	5,451	267	0	27	140
	1薬局1日あたりの平均			35.0	32.4	1.6	0.0	0.2	0.8

エ 歯科医療拠点事業

日曜における歯科急病患者の歯科救急電話相談及び歯科診療を実施することにより、日曜の歯科診療を確保し区民の健康を守る。平成26年度から中野区歯科医師会に委託して実施している。平成26年度はスマイル歯科診療所で実施し、平成27年度からは区内歯科診療所の当番制により実施している。

《実施医療機関》 区内歯科診療所 1か所

《実 施 内 容》 祝日、年末年始を除く毎週日曜日

歯科診療 午前9時～午後5時

歯科救急電話相談 午前9時～正午

実施状況

		実施 日数	延実施 医療機 関数	利用状況（延利用人数）	
				歯科救急 電話相談	歯科診療
平成29年度	年度実績	49	49	31	107
	1日あたりの平均			0.6	2.2
平成30年度	年度実績	51	51	27	109
	1日あたりの平均			0.5	2.1

②小児初期救急医療体制

ア 小児初期救急医療事業

一般診療所等の診療時間終了後の小児救急医療体制の整備を図るため、準夜間における小児初期診療（診療科目は小児科）を医療機関に委託して通年実施している。

《委託医療機関》 新渡戸記念中野総合病院

《所 在 地》 中野区中央四丁目59番16号

《対 象 者》 原則として満15歳以下の小児

《診 療 時 間》 午後7時～午後10時

利用状況

	実施日数	延患者数	1日平均患者数	電話相談件数
平成29年度	365	1,314	3.6	1,784
平成30年度	365	1,069	2.9	1,475

イ 小児初期救急医療事業推進協議会

当該事業の円滑かつ継続的な運営を確保し、その推進を図るため、関係機関等の協力を得て協議会を設置している。平成30年度は2回開催した。

第6章 健康不安のない地域社会（保健予防課）

第1 健康危機から守られる地域社会

1 予防対策

（1）定期予防接種（予防接種法第2条）

定期予防接種対象者

対象疾病		接 種 対 象
A 類 疾 病	ジフテリア	生後3月から生後90月及び11歳以上13歳未満
	百日せき	生後3月から生後90月
	破傷風	生後3月から生後90月及び11歳以上13歳未満
	急性灰白髄炎	生後3月から生後90月
	麻しん	生後12月から生後24月及び小学校就学前1年間
	風しん	生後12月から生後24月及び小学校就学前1年間
	日本脳炎	生後6月から生後90月及び9歳以上13歳未満 ただし、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については20歳未満
	B C G（結核）	1歳未満
	H i b 感染症	生後2月から生後60月
	肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月
	ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生から高校1年生相当の女子
	水痘	生後12月から生後36月
B 類 疾 病	B 型肝炎	1歳未満
	インフルエンザ	(1) 65歳以上 (2) 60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
	肺炎球菌感染症（高齢者）	(1) 65歳の者 (2) インフルエンザ接種対象者(2)と同様の者

定期予防接種は、一定の年齢者に期日または期間を定めて実施するものであり、「A類疾病」と「B類疾病」に分けられる。対象疾病及び接種対象者は上表のとおりで、委託医療機関において接種する個別接種方式で実施している。

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は期間を設定して平成13年12月から、肺炎球菌感染症は平成26年10月から委託医療機関において実施している。

麻しん・風しんの予防接種は平成18年6月から2回接種となり、原則として麻しん・風しん（MR）混合ワクチンで接種を行っている。なお、2歳から19歳未満までのMR予防接種を1回も接種を行っていない者（定期予防接種対象年齢の者を除く）及び小学校1年生から19歳未満までのMR予防接種を1回行ったことがある者についても任意予防接種（公費負担）を行っている。

日本脳炎の予防接種は、接種後に重い副反応があった事例をきっかけに平成17年度から平成21年度まで積極的な勧奨を差し控えてきたが、現在は通常通りの接種が可能である。なお、この影響により予防接種を受ける機会を逸した平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれまでの者については、20歳未満の間、また、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた1期対象期間中未接種の者も9歳から13歳未満の間であれば平成28年4月から定期予防接種の対象者としている。

定期予防接種実施状況(中野区民実績分)

単位：人

対象疾病	期 別	回 次	対象者数	委託実施数	接 種 率 (%)
B型肝炎	第1回	—	2,443	2,188	89.6%
	第2回	—	2,443	2,343	95.9%
	第3回	—	2,443	2,166	88.7%
小 計			7,329	6,697	91.4%
H i b 感染症	1期初回	1	2,460	2,234	90.8%
		2	2,460	2,351	95.6%
		3	2,460	2,342	95.2%
	1期追加	—	2,354	2,338	99.3%
小 計			9,734	9,265	95.2%
肺炎球菌感染症	1期初回	1	2,460	2,223	90.4%
		2	2,460	2,354	95.7%
		3	2,460	2,352	95.6%
	1期追加	—	2,354	2,298	97.6%
小 計			9,734	9,227	94.8%
D P T (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期初回	1	2,438	0	0.0%
		2	2,438	0	0.0%
		3	2,438	0	0.0%
	1期追加	—	2,336	1	0.0%
D P T－I P V (ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎)	1期初回	1	2,438	2,349	96.4%
		2	2,438	2,359	96.8%
		3	2,438	2,367	97.1%
	1期追加	—	2,336	2,389	102.3%
小 計			9,650	9,465	98.1%
D T (ジフテリア・破傷風)	2期	—	1,702	1,106	65.0%
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)	初回	1	2,438	4	0.2%
		2	2,438	4	0.2%
		3	2,438	10	0.4%
	追加	—	2,336	26	1.1%
小 計			9,650	44	0.5%
MR (麻しん・風しん混合)	1期	—	2,347	2,169	92.4%
麻 し ん	1期	—	2,347	0	0.0%
風 し ん	1期	—	2,347	0	0.0%
小 計			2,347	2,169	92.4%
MR (麻しん・風しん混合)	2期	—	2,053	1,853	90.3%
麻 し ん	2期	—	2,053	0	0.0%
風 し ん	2期	—	2,053	0	0.0%
小 計			2,053	1,853	90.3%
日本脳炎	1期初回	1	2,251	3,169	140.8%
		2	2,251	3,107	138.0%
	1期追加	—	2,145	2,819	131.4%
		2期	—	1,858	1,445
小 計			8,505	10,540	123.9%
ヒトパピローマウイルス感染症	第1回	—	1,588	27	1.7%
	第2回	—	1,588	19	1.2%
	第3回	—	1,588	14	0.9%
小 計			4,764	60	1.3%

対象疾病	期 別	回 次	対象者数	委託実施数	接 種 率 (%)
水痘 (みずぼうそう)	初回	－	2,274	2,190	96.3%
	追加	－	2,353	2,143	91.1%
小 計			4,627	4,333	93.7%
合 計			70,095	54,759	78.1%
前年度・合計			71,919	58,097	80.8%

※定期予防接種のうちＢＣＧの接種実施状況は121ページに掲載。

急性灰白髄炎（ポリオ）の予防接種は、経口生ポリオワクチンが使用されてきたが、平成24年9月から不活化ポリオワクチンでの接種になり、さらに平成24年11月からは原則としてジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの四種混合ワクチン（ＤＰＴ－ＩＰＶ）での接種となった。

予防接種法の改正により、Ａ類疾病に平成25年4月からＨｉｂ（ヒブ）感染症、肺炎球菌感染症（小児）、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）の3疾病が、平成26年10月から水痘が、平成28年10月からＢ型肝炎が追加された。なお、ヒトパピローマウイルス感染症の接種については、平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている。

平成31年4月より、国の追加的対策で、風しん抗体検査・第5期の定期接種が開始された。対象者は、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、実施時期は令和3年度末までを予定している。

高齢者インフルエンザ予防接種実施状況(中野区民実績分)			対象者数	委託実施数	接種率(%)
インフル エンザ	65歳以上	昭和28年12月31日以前に生まれ、接種日に65歳以上の者	68,325	30,275	44.3
	60～65歳未満	特定の障害のある者	121	25	20.7
合 計			68,446	30,300	44.3
前 年 度 ・ 合 計			68,344	29,202	42.7

高齢者肺炎球菌予防接種実施状況（中野区民実績分）			対象者数	委託実施数	接種率（%）
肺炎球菌 感染症	平成31年3月31日現在65歳の者		15,348	4,633	30.2
	（30年度経過措置）平成31年3月31日現在70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者				
	60～65歳未満	特定の障害のある者	93	7	7.5
合 計			15,441	4,640	30.1
前 年 度 ・ 合 計			16,197	5,502	34.0

任意予防接種(公費負担)実施状況

対象疾病	接種対象者	助成件数
MR（麻しん・風しん混合）	1期（生後12月以上24月未満）と2期（小学校就学前の1年間）の対象年齢の間の幼児	34
麻しん		0
風しん		0
MR（麻しん・風しん混合）	小学1年生から19歳未満までの者	106
麻しん		0
風しん		0

(2) 任意予防接種費用助成

①中野区任意予防接種費用助成

任意予防接種を受ける乳幼児の保護者に対し、医療機関へ支払う予防接種費用の一部を助成している。平成29年4月から、流行性耳下腺炎の助成回数を1回から2回に拡大し、平成29年10月から、小児インフルエンザ予防接種の助成を実施している。

平成30年4月から平成31年3月までの1年間に限り、B型肝炎予防接種の助成を行う。対象は、定期予防接種の対象とならなかった平成24年4月2日から平成28年3月31日までに生まれたB型肝炎3回未接種者で、未接種回数分を助成した。

任意予防接種費用助成(中野区小児任意予防接種費用助成要綱)

対象疾病	助成対象者	助成回数	助成額	助成実績
流行性耳下腺炎	1歳以上小学校就学前の幼児	2回	4,000 円	3,940 件
ロタウイルス	生後6週から32週までの乳児	1回	6,000 円	2,297 件
インフルエンザ	生後6月以上小学校就学前の乳幼児	2回	1,000 円	14,194 件
B型肝炎	平成24年4月2日から平成28年3月31日までに生まれた幼児	3回	1,000 円	1,048 件

②風しんワクチン接種支援事業

免疫のない女性が妊娠初期に風しんウイルスに感染して先天性風しん症候群(CRS)児が出生することを防ぐことを目的として、平成25年3月18日から予防接種の費用に対する一部助成を行っている。また、平成26年度からは風しん抗体検査の費用について全額助成を行っている。

平成30年12月より助成対象者を拡大した。平成31年4月より抗体検査の結果により予防接種も全額助成を行っている。

なお、平成31年4月から国の追加的対策の風しん抗体検査・第5期定期接種の対象者(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性)を対象から除く。

風しん抗体検査及びワクチン接種支援事業

平成30年4月1日～平成30年11月30日

助成対象者			助成内容	助成額	助成実績
女性	19歳～49歳	妊娠を予定または希望している者 妊婦健診等で風しんの抗体価が低かった者	抗体検査	6,600 円	1,125 件
			ワクチン接種	6,000 円	622 件
男性		妊娠を予定または希望している女性 の配偶者及び妊婦の配偶者	抗体検査	6,600 円	1,305 件
			ワクチン接種	6,000 円	461 件

平成30年12月1日～平成31年3月31日

助成対象者			助成内容	助成額	助成実績
女性	19歳以上	妊娠を予定または希望している者 妊婦健診等で風しんの抗体価が低かった者	抗体検査	6,600 円	656 件
			ワクチン接種	6,000 円	286 件
		妊娠を予定または希望している19歳以上の女性及び妊婦と同居している者	抗体検査	6,600 円	9 件
			ワクチン接種	6,000 円	4 件
男性	19歳以上	妊娠を予定または希望している19歳以上の女性及び妊婦と同居している者	抗体検査	6,600 円	674 件
			ワクチン接種	6,000 円	225 件
男性	30歳～59歳	妊娠を予定または希望している19歳以上の女性及び妊婦と同居していない者	抗体検査	6,600 円	258 件
			ワクチン接種	6,000 円	89 件

平成30年度 男女別の計

助成対象者	助成内容	助成額	助成実績
女性	抗体検査	6,600 円	1,790 件
	ワクチン接種	6,000 円	912 件
男性	抗体検査	6,600 円	2,237 件
	ワクチン接種	6,000 円	775 件

(3) 臨時予防接種（予防接種法第6条）

A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもので、まん延予防上緊急の必要がある場合に、その対象者、期日または期間を指定して臨時に行うものである。前年度の実施はなかった。

(4) 予防接種による健康被害の救済措置

予防接種法第15条により健康被害に対する救済補償が法制化されている。

予防接種健康被害の救済措置

給付項目	根拠規定	給付人員	原因予防接種名
医療費・医療手当	予防接種法第16条第1項第1号	1	急性灰白髄炎
障害年金	予防接種法第16条第1項第3号	2	百日せき第1期 急性灰白髄炎

(5) 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

国民健康・栄養調査は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするものであり、国からの委託を受け例年秋に行っている。平成30年度は健康日本21（第2次）における「所得等社会経済的状況」を調査テーマとして、調査対象1地区1世帯に協力依頼をし実施した。

(6) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所の負担を軽減し、より多くの骨髄・末梢血幹細胞移植を実現できるよう、平成29年4月から、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者及びドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付する事業を開始した。

助成件数

年度	ドナー	事業所
29	1	0
30	4	1

(7) 原子爆弾被爆者助成（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例）

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の傷害作用により、今なおその健康や生活上特別な影響を受けている被爆者の状況にかんがみ、国は健康の管理、医療の給付及び特別手当等の支給を行っている。また、東京都は介護手当及び健康診断受診奨励金の支給や、被爆者の子に対する健康診断及び医療費の助成等の制度を独自に実施している。区は申請の窓口を設け經由事務を行っている。

申請書・届出書受理状況

申請書・届出書の名称	件数
一般疾病医療費支給申請書	1
居住地変更届	3
健康管理手当認定申請書	0
健康診断受診奨励金支給申請書	17
精密検査受診交通費支給申請書	2
葬祭料支給申請書	2
その他	14
合 計	39
前年度の合計	46

(8) 小児精神障害者入院医療費助成（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則）

児童精神保健の向上と児童福祉の増進を図るため、東京都は18歳未満の小児精神病の入院治療費のうち、医療費の自己負担額を公費負担している。区は申請の窓口を設け経由事務を行っている。

申請件数

年度	申請件数
29	4
30	13

(9) 特定疾患等に係る医療費助成（難病の患者に対する医療等に関する法律、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則）

難病はその性格上、長期の療養を要し多額の医療費を必要とするため、患者本人はもとより、家族に対しても精神面、介護面及び経済面等において深刻な負担を与える。その負担軽減を図るため、東京都が医療券を交付し、医療費の自己負担額を助成している。現在の難病医療費助成制度は平成30年4月1日から国の指定難病すべての331疾病、3特定疾患治療研究事業、1特殊医療及びB型・C型ウイルス肝炎治療が対象とされている。このほか、東京都の単独疾病として15疾病、1特殊医療が医療費助成の対象とされている。区は申請の窓口を設け経由事務を行っている。

特定疾患等に係る医療費助成申請件数

区 分	医療費助成申請件数	
	合計	新規(再掲)
総 数	3,228	542
国の対象疾病 計	2,546	464
1 球脊髄性筋萎縮症	2	0
2 筋萎縮性側索硬化症	24	4
3 脊髄性筋萎縮症	2	1
4 原発性側索硬化症	0	0
5 進行性核上性麻痺	31	12
6 パーキンソン病	370	74
7 大脳皮質基底核変性症	17	3
8 ハンチントン病	5	0
9 神経有棘赤血球症	0	0
10 シャルコー・マリー・トゥース病	3	0
11 重症筋無力症	54	2
12 先天性筋無力症候群	0	0
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	64	9
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	19	2
15 封入体筋炎	0	0
16 クロウ・深瀬症候群	0	0
17 多系統萎縮症	20	7
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	51	3
19 ライソゾーム病	4	0
20 副腎白質ジストロフィー	1	0
21 ミトコンドリア病	2	0
22 もやもや病	33	5
23 プリオン病	3	2
24 亜急性硬化性全脳炎	0	0
25 進行性多巣性白質脳症	0	0
26 HTLV-1関連脊髄症	2	1
27 特発性基底核石灰化症	1	0
28 全身性アミロイドーシス	1	0
29 ウルリッヒ病	0	0
30 遠位型ミオパチー	2	0
31 ベスレムミオパチー	0	0
32 自己食空胞性ミオパチー	0	0
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0
34 神経線維腫症	10	1
35 天疱瘡	9	3
36 表皮水疱症	0	0
37 膿疱性乾癬(汎発型)	5	0
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0
39 中毒性表皮壊死症	0	0
40 高安動脈炎	6	0
41 巨細胞性動脈炎	4	0
42 結節性多発動脈炎	3	1
43 顕微鏡的多発血管炎	20	5
44 多発血管炎性肉芽腫症	12	3
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	10	2
46 悪性関節リウマチ	9	1
47 バージャー病	2	0
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	2	0
49 全身性エリテマトーデス	142	11
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	62	9
51 全身性強皮症	43	3
52 混合性結合組織病	16	0
53 シューグレン症候群	36	2
54 成人スチル病	12	2
55 再発性多発軟骨炎	0	0
56 ペーチェット病	28	4
57 特発性拡張型心筋症	51	5
58 肥大型心筋症	12	1
59 拘束型心筋症	0	0

60 再生不良性貧血	17	3
61 自己免疫性溶血性貧血	1	0
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	0
63 特発性血小板減少性紫斑病	39	8
64 血栓性血小板減少性紫斑病	0	0
65 原発性免疫不全症候群	4	1
66 IgA 腎症	36	11
67 多発性嚢胞腎	21	5
68 黄色靱帯骨化症	7	0
69 後縦靱帯骨化症	49	12
70 広範脊柱管狭窄症	7	1
71 特発性大腿骨頭壊死症	26	6
72 下垂体性ADH分泌異常症	6	0
73 下垂体性TSH分泌亢進症	0	0
74 下垂体性PRL分泌亢進症	10	2
75 クッシング病	1	0
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	11	0
78 下垂体前葉機能低下症	32	4
79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	0
80 甲状腺ホルモン不応症	0	0
81 先天性副腎皮質酵素欠損症	2	0
82 先天性副腎低形成症	0	0
83 アジソン病	1	1
84 サルコイドーシス	31	3
85 特発性間質性肺炎	33	18
86 肺動脈性肺高血圧症	14	2
87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0	0
88 慢性血栓性肺高血圧症	10	4
89 リンパ脈管筋腫症	3	0
90 網膜色素変性症	51	1
91 バッド・キアリ症候群	1	0
92 特発性門脈圧亢進症	2	0
93 原発性胆汁性胆管炎	36	2
94 原発性硬化性胆管炎	4	1
95 自己免疫性肝炎	16	1
96 クローン病	102	13
97 潰瘍性大腸炎	384	57
98 好酸球性消化管疾患	1	1
99 慢性特発性偽性腸閉塞症	1	0
100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0
101 腸管神経節細胞僅少症	0	0
102 ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0
103 CFC症候群	0	0
104 コステロ症候群	0	0
105 チャージ症候群	0	0
106 クリオピリン関連周期熱症候群	0	0
107 若年性特発性関節炎(全身型若年性特発性関節炎)	1	1
108 TNF受容体関連周期性症候群	0	0
109 非典型性溶血性尿毒症症候群	0	0
110 ブラウ症候群	0	0
111 先天性ミオパチー	2	0
112 マリネスコ・シューグレン症候群	0	0
113 筋ジストロフィー	13	3
114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0
115 遺伝性周期性四肢麻痺	1	0
116 アトピー性脊髄炎	1	0
117 脊髄空洞症	3	1
118 脊髄髄膜瘤	0	0
119 アイザックス症候群	0	0

120	遺伝性ジストニア	0	0	180	ATR-X症候群	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	181	クルーゾン症候群	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	0	182	アペール症候群	0	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	183	ファイファー症候群	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	185	コフィン・シリス症候群	0	0
126	ペリー症候群	0	0	186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0
127	前頭側頭葉変性症	4	1	187	歌舞伎症候群	0	0
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	188	多脾症候群	0	0
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	0	0	189	無脾症候群	0	0
130	先天性無痛無汗症	0	0	190	鰓耳腎症候群	0	0
131	アレキサンダー病	0	0	191	ウェルナー症候群	0	0
132	先天性核上性球麻痺	0	0	192	コケイン症候群	0	0
133	メビウス症候群	0	0	193	プラダー・ウィリ症候群	1	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	194	ソトス症候群	0	0
135	アイカルディ症候群	0	0	195	ヌーナン症候群	0	0
136	片側巨脳症	0	0	196	ヤング・シンプソン症候群	0	0
137	限局性皮質異形成	0	0	197	1p36欠失症候群	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	198	4p欠失症候群	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	199	5p欠失症候群	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	201	アンジェルマン症候群	0	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0	0	202	スミス・マギニス症候群	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	203	22q11.2欠失症候群	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	204	エマヌエル症候群	0	0
145	ウエスト症候群	0	0	205	脆弱X症候群関連疾患	0	0
146	大田原症候群	0	0	206	脆弱X症候群	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	207	総動脈幹遺残症	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	208	修正大血管転位症	1	1
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	0	209	完全大血管転位症	0	0
150	環状20番染色体症候群	0	0	210	単心室症	1	0
151	ラスムッセン脳炎	0	0	211	左心低形成症候群	0	0
152	PCH19関連症候群	0	0	212	三尖弁閉鎖症	0	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	215	ファロー四徴症	0	0
156	レット症候群	0	0	216	両大血管右室起始症	0	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	0	217	エプスタイン病	0	0
158	結節性硬化症	2	0	218	アルポート症候群	2	1
159	色素性乾皮症	0	0	219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	220	急速進行性糸球体腎炎	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	221	抗糸球体基底膜腎炎	1	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4	1	222	一次性ネフローゼ症候群	36	10
163	特発性後天性全身性無汗症	1	0	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0
164	眼皮膚白皮症	0	0	224	紫斑病性腎炎	3	3
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	225	先天性腎性尿崩症	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	0
167	マルファン症候群	4	1	227	オスラー病	0	0
168	エーラス・ダンロス症候群	1	0	228	閉塞性細気管支炎	0	0
169	メンケス病	0	0	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	230	肺胞低換気症候群	0	0
171	ウィルソン病	2	0	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0	0
172	低ホスファターゼ症	0	0	232	カーニー複合	0	0
173	VATER症候群	0	0	233	ウォルフラム症候群	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	234	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	235	副甲状腺機能低下症	1	0
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患(有馬症候群)	0	0	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	1
179	ウィリアムズ症候群	0	0	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0

240	フェニルケトン尿症	2	1
241	高チロシン血症1型	0	0
242	高チロシン血症2型	0	0
243	高チロシン血症3型	0	0
244	メーブルシロップ尿症	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0
248	グルコーストランスポーター1欠損症	0	0
249	グルタル酸血症1型	0	0
250	グルタル酸血症2型	0	0
251	尿素サイクル異常症	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0
254	ボルフィリン症	0	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0
256	筋型糖原病	0	0
257	肝型糖原病	0	0
258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0
260	シトステロール血症	0	0
261	タンジール病	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	0
263	脳髄黄色腫症	0	0
264	無βリボタンパク血症	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0
266	家族性地中海熱	1	0
267	高IgD症候群	0	0
268	中條・西村症候群	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0
271	強直性脊椎炎	14	2
272	進行性骨化性線維異形成症	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0
274	骨形成不全症	0	0
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0
276	軟骨無形成症	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0	0
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0	0
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2	0
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0
283	後天性赤芽球癆	2	1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0
285	ファンconi貧血	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0
287	エプスタイン症候群	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1
289	クローンカイト・カナダ症候群	1	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0
291	ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型）	0	0
292	総排泄腔外反症	0	0
293	総排泄腔遺残	1	1
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0
296	胆道閉鎖症	1	1
297	アラジール症候群	1	0
298	遺伝性膝炎	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0

300	I g G 4 関連疾患	5	3
301	黄斑ジストロフィー	0	0
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0
303	アッシャー症候群	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	24	8
307	カナバン病	0	0
308	進行性白質脳症	0	0
309	進行性ミオクローヌステんかん	0	0
310	先天異常症候群	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0
315	爪膝蓋骨症候群（ネイルパテラ症候群）／LMX1B関連腎症	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0
318	シトリン欠損症	0	0
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0	0
323	芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0
326	大理石骨病	0	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓症素因による）	0	0
328	前眼部形成異常	0	0
329	無虹彩症	0	0
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病※	0	0
ス	スモン	1	1
劇	劇症肝炎	0	0
膝	重症急性膝炎	0	0
固	先天性血液凝固因子欠乏症	24	2
肝	B型・C型ウイルス肝炎	212	83

※平成30年度より追加

都の対象疾病計		682	78
ジ	進行性筋ジストロフィー（遠位型ミオパチーを除く）※	0	0
ソ	ウイルソン病※	0	0
空	脊髄空洞症※	0	0
悪	悪性高血圧	0	0
髄	骨髄線維症	2	0
ネ	ネフローゼ症候群（IgA腎症を除く）※	0	0
母	母班症	3	1
石	肝内結石症	2	1
ミ	ミオトニー症候群（シュワルツ・ヤンベル症候群を除く）※	0	0
好	古典的特発性好酸球増多症候群	3	0
椎	強直性脊椎炎※	0	0
気	びまん性汎細気管支炎	0	0
遺	遺伝性QT延長症候群	0	0
先	先天性ミオパチー※	0	0
脈	網膜脈絡膜萎縮症	0	0
人	人工透析を必要とする腎不全	672	76

※平成30年度より追加

国・東京都 前年度合計	3,496	556
-------------	-------	-----

(10) 給食施設等適正指導

健康増進法第18条及び第20条から第24条に基づき、特定給食施設（1回100食以上または1日250食以上を配食）及びその他の給食施設（1回20食以上または1日50食以上を配食）に対し、給食施設の栄養管理が適切に行われ、利用者の健康増進が図られるよう施設の特性に応じた栄養管理方法について指導する。

①特定給食施設及びその他の施設の届出数と指導状況

給食施設

施設分類	管理栄養士または 栄養士	施設数										延指 導数
		合計	学校		病院	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	事業所	寄宿舍	その他	
			公立	その他								
特定給 食施設	配 置	76	34	5	5	3	22	0	6	0	1	144
	未配置	8	0	1	0	0	5	0	2	0	0	9
その他 の施設	配 置	61	1	0	3	7	33	3	3	1	10	180
	未配置	57	0	1	1	1	11	3	14	3	23	79
合 計		202	35	7	9	11	71	6	25	4	34	412
前年度		192	36	7	9	11	74	5	26	4	20	357

②特定給食施設従事者の講習会

特定給食栄養管理業務の円滑な運営と栄養士・調理師の資質向上を図るため、特定給食施設従事者を対象に行政上必要な事項の伝達を目的とする講習会を行っている。

栄養管理者講習会の実施状況

年度	26	27	28	29	30
開催回数	1	1	1	4	4
受講者数	87	55	70	174	157

③特別用途食品・保健機能食品に関する相談

特別用途食品は、販売に供する食品について乳幼児用、妊産婦用、病者用等の特別な用途に適する旨の表示をした食品のことをいう。また、保健機能食品制度は、消費者が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう、適切に情報提供することを目的としている。これらの制度及び申請等に関わる相談業務を行っている。

平成30年度の相談・指導件数0件、申請件数は1件。

④食品の表示に関する相談及び指導（健康増進法第31条、食品表示法（保健事項））

食品の表示は、品質に関する情報を消費者に正しく提供するという重要な役割を果たしている。健康増進法第31条及び食品表示法（保健事項）は、販売に供する食品が健康の保持増進に影響を与えるものとして、適切に情報提供することを目的としており、食品販売業者等を対象に相談及び指導・助言を行っている。平成30年度の相談・指導件数は26件。

2 感染予防

感染症法による疾病類系

類 型	感 染 症 名 等	性 格	主な対応・措置
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	原則入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
二類	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	状況に応じて入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の業務への就業によって集団発生を起こしうる感染症	特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
四類	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、狂犬病、ジカウイルス感染症、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）、日本脳炎、マラリアなど44疾病	人から人への感染はほとんどないが、動物や飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	動物の措置を含む消毒等の対物措置
五類	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）、後天性免疫不全症候群、梅毒、風しん、麻しん、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）など48疾病	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ	国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型または再興型のインフルエンザ	状況に応じて入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
指定感染症	政令で1年間に設定して指定される感染症	既知の感染症のうち上記一～三類に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要性が生じた感染症	一～三類感染症に準じた 入院対応や消毒等の対物措置を実施（政令で規定）
新感染症	（当初） 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症 （要件指定後：所見特定） 政令で症例などの要件を指定した後に、一類感染症と同様の扱いをする感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と病状等が異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	（当初） 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て、個別に応急対応 （政令指定後） 政令で症例等の要件を指定した後に、一類感染症に準じた対応

※急性弛緩性麻痺が五類感染症の全数報告に追加された（平成30年5月1日付）

平成19年4月1日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）が改正され、結核予防法が廃止となり結核が二類に加わると同時に細菌性赤痢や腸チフスなど従来の二類感染症が三類に変更されるなど疾病の類型について見直された。

その後、平成20年5月12日には新興感染症としての流行が懸念される鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加。平成25年5月6日には鳥インフルエンザ（H7N9）が、同7月26日には中東呼吸器症候群（MERS）が指定感染症に定められ、平成27年1月21日にはそれぞれ二類感染症に変更された。

さらに平成28年2月15日にはジカウイルス感染症が四類感染症に追加され、平成30年1月1日には百日咳が五類感染症の全数報告に、風しんが直ちに届け出なければならない五類感染症に定められる等、随時所要な改正がなされている。

（１）感染症発生動向

①全数届出集計

感染症患者発生届出数の推移

類	疾患名	29年	30年	31年
		(29.1～ 29.12)	(30.1～ 30.12)	(31.1～ 31.3)
一 類	—	発 生	届 出	な し
二 類	結核	82	71	14
三 類	細菌性赤痢	0	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	15	12	0
四 類	E型肝炎	0	0	1
	A型肝炎	0	14	0
	類鼻疽	1	0	0
	レジオネラ	1	6	1
五 類	アメーバ赤痢	5	6	1
	ウイルス性肝炎(B型肝炎)	1	2	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	7	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	2	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	1	0
	後天性免疫不全症候群	13	11	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	4	1
	水痘(入院例)	0	3	0
	梅毒	23	20	2
	百日咳	—	49	1
	風しん	1	38	19

※各分類とも、発生届出のあったもののみ掲載。

※平成30年7月以降、風しん（遺伝子型：1E型）による都内流行が続いている。

②定点報告疾患報告数

東京都指定による定点医療機関からの報告。区内の定点数は、表「中野区の定点数」に掲載。

中野区の定点数

区 分	箇所数	届 出 時 期
インフルエンザ定点	10	週報(次の月曜)
小児科定点	6	週報(次の月曜)
眼科定点	1	週報(次の月曜)
基幹定点	0	週報(月曜)・月報(翌月初日)
S T D 定点	2	月報(翌月初日)

週単位、月単位の定点医療機関からの報告数

單位：件

疾患名			30年	31年
			(30.1～30.12)	(31.1～31.3)
週報	インフルエンザ・小児科定点	インフルエンザ	3,612	2,680
		R S ウイルス	176	18
		咽頭結膜熱	103	17
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1,121	318
		感染性胃腸炎	2,203	627
		水痘	124	13
		手足口病	307	11
		伝染性紅斑	214	86
		突発性発疹	260	43
		ヘルパンギーナ	203	2
		流行性耳下腺炎	48	3
		不明発疹症	11	2
		M C L S（川崎病）	4	1
	眼科定点	急性出血性結膜炎	0	0
		流行性角結膜炎	60	3
	基幹定点	細菌性髄膜炎	0	0
無菌性髄膜炎		0	0	
マイコプラズマ肺炎		0	0	
クラミジア肺炎（オウム病を除く）		0	0	
感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）		0	0	
月報	S T D 定点	性器クラミジア感染症	32	20
		性器ヘルペスウイルス感染症	1	0
		尖圭コンジローム	3	0
		淋菌感染症	22	14
		トリコモナス症	5	4
	基幹定点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0
		薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0

(2) 緊急時防疫対応

①患者発生時防疫対応

医師からの患者発生届出等により、保健所は発生所在地へ急行し、患者家族及び接触者・同行者に対し健康調査を行う。感染源・感染経路の調査と病原菌保有者の検索を行い、消毒・保健指導を実施することにより疾病のまん延防止に努めている。

患者発生時防疫措置検査状況(第二類、第三類感染症)

項 目	検査数	陽性数	陽性率
合 計	50	5	10 %
患者(保菌者)関係者	19	2	11 %
患者および全治経過者	23	2	9 %
海外渡航関係者	8	1	13 %
前年度・合計	56	3	5 %

②新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

「中野区新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）を根拠とする中野区における計画であり、平成26年6月に策定した。

新型インフルエンザ等の国内発生が確認された場合で、政府及び東京都において「新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合には、区条例を根拠とした区対策本部を設置し、本行動計画に基づき、全庁をあげての実施体制をとることになる。

(3) エイズ等性感染症対策

①エイズに関する相談・検査

エイズに対する不安を取り除き正しい知識を普及するため、昭和62年2月からエイズ相談とHIV検査を実施している。

平成21年度からはNPO法人への委託によるHIV即日検査・相談を開始し、休日の検査・相談実施による受検機会の拡大とともに、若い世代や同性愛者等のハイリスク行動・ターゲットグループへの普及啓発と感染予防のための行動変容を促す個別相談の体制を強化した。

当初、土曜日実施でスタートし、現在は偶数月の第1日曜日に年6回実施しているが、平成22年度より受託してきた公益財団法人エイズ予防財団の特例検査委託が平成25年度をもって廃止されたため、平成27年度からは委託の受検定員を50人から70人に増員実施している。エイズに関する相談、検査については全て匿名・無料で行っている。

HIV通常検査・相談実施状況

区 分	相談件数			電話相談			来所相談			検査件数			検査陽性者	
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	男	女
合 計	789	506	283	229	163	66	560	343	217	280	169	111	1	0
前年度・合計	787	554	233	291	218	73	496	336	160	256	172	84	2	0

※相談件数は電話相談と来所相談の合計。

HIV即日検査・相談実施状況

区 分	相談件数			電話相談			来所相談			検査件数			検査陽性者	
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	男	女
合 計	825	634	191	469	359	110	356	275	81	356	275	81	1	0
前年度・合計	892	693	199	525	402	123	367	291	76	367	291	76	4	0

※相談件数は電話相談と来所相談の合計。

②エイズ・キャンペーン

エイズに関する正しい知識の普及に努め、H I V（エイズウイルス）への感染予防はもとより、エイズ患者やH I V感染者への差別・偏見のない地域社会づくりを目指している。

- H I V検査・相談の実施について、区報、ホームページ等による情報提供を行った。
- 専門学校、大学に啓発ポスター・検査案内の掲示依頼を行った。
- 世界エイズデーに合わせてレッドリボン運動の実施及び展示啓発を行った。
- 人権週間に合わせてH I V/エイズについての展示啓発を行った。
- 成人のつどいで新成人を対象に啓発パンフレットを配布した。

③感染症検査実施状況

近年、若い人たちの間に性器クラミジア・淋菌・梅毒・ヘルペスなどの性感染症（S T I）が流行している。都内での感染増加やS T IにかかるとH I Vに感染しやすくなることを考慮し、H I V通常検査・相談と同時に、無料の梅毒検査及びクラミジア抗体検査を実施している。

梅毒検査

区 分		合計	男	女
検査者数	R P R 法	280	169	111
	T P H A 法	3	3	0
陽性者数		3	3	0

性器クラミジア感染症検査

区 分		合計	男	女
検査者数		280	169	111
陽性者数	I g A 抗体	68	32	36
	I g G 抗体	69	32	37

（４）肝炎対策

①肝炎ウイルス検査

過去の血液製剤投与によるC型肝炎ウイルス感染、集団予防接種を原因とするB型肝炎ウイルス感染の問題を契機に、肝炎ウイルス感染の早期発見を促すため、平成19年6月から無料の肝炎ウイルス検査を実施している。これまでに区民健診、職場健診等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない区民を対象としている。

また、近年になって性感染症としてのB型肝炎が懸念されているため、平成27年度より、H I V通常検査・相談と同時に無料のB型肝炎ウイルス検査を実施することとした。

C型肝炎ウイルス検査（平成15年改定C型肝炎ウイルス検査判定区分による）

区 分	合計	男	女
検査者数	98	35	63
陽性者数	0	0	0

B型肝炎ウイルス(HBs抗原)検査

区 分	合計	男	女
検査者数	377	204	173
陽性者数	2	2	0

3 大気汚染医療費助成

(1) 大気汚染医療費助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ（続発症を含む））の罹患者に東京都が医療費を助成し、健康障害の救済を図る。

新規申請は18歳未満の罹患者に限定され、18歳の誕生日が属する月の末日まで助成される。

現在認定を受けて医療券を持っている者で、生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新申請のみ可能である。

①申請要件

次のいずれにも該当することが条件とされる。

- 対象疾病に罹患していること。
- 18歳未満であること。
- 東京都内に引き続き1年以上（3歳未満は6か月以上）住所を有していること。
- 申請日以降に喫煙しないこと。
- 健康保険等に加入していること。

②申請の受付

保健予防課及び各すこやか福祉センターで新規及び更新に係る認定申請書の受付を行う。

③認定審査

毎月1回開催する大気汚染障害者認定審査会で認定の適否を審査し、医療費助成対象者の認定を行う。

④医療券の交付

医療費助成対象として認定した申請者に医療券（原則2年間有効）を交付する。

⑤東京都への進達

認定審査会の結果と医療券の交付状況を東京都に進達する。

各年度末現在認定者数

単位：人

年 度	26	27	28	29	30
新規認定者	289	188	14	15	16
更新認定者	1,992	2,096	2,062	1860	1643
合 計	2,281	2,284	2,076	1,875	1,659

認定者数内訳(疾病別、年齢別)

単位：人

年 齢	0～17歳	18・19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	合計
気管支ぜん息	50	0	324	597	359	329	1,659
慢性気管支炎	0	0	0	0	0	0	0
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0	0	0	0	0
合 計	50	0	324	597	359	329	1,659

第2 結核の早期発見・拡大防止・患者支援

1 結核予防

平成19年に感染症法が改正され、結核は二類感染症として位置づけられた。感染症法に基づいて、必要な健康診断等地域における予防対策をすすめている。

(1) 予防接種及び健康診断（予防接種法第2条第2項及び感染症法第53条の2）

①予防接種

乳幼児の重症結核を予防するため、1歳未満児に対してBCG接種を行っている。なお、平成24年度までは定期予防接種の対象が6か月未満児であったため、6か月以上1歳未満児に対しては任意接種（公費負担）として行った。

BCG集団接種は、中野区医師会に委託し、中野区保健所において実施していたが、個別接種が可能な医療機関の増加による個別接種件数の伸びに伴い平成29年度をもって終了とした。

個別接種は、平成27年度までは2か所で実施していたが、平成28年4月からは区内22か所、平成29年4月からは区内30か所、平成30年4月からは区内35か所の医療機関において実施している。

BCG接種(中野区民実績分)

区 分	BCG接種者数
集団接種	0
個別接種	2,454
計	2,454
前年度・計	2,547

②事業所、学校、施設等における健康診断（感染症法第53条の2）

病院、診療所、助産所、学校及び施設（介護老人保健施設、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号までに規定する施設）の長には、従事者、新入生（小中学校を除く）及び65歳以上の入所者に対し健康診断の実施及び報告が義務付けられている。

また、区には上記に該当しない65歳以上の区民に対して健康診断の実施が義務づけられている。

定期結核健診報告

区分		対象施設数	報告施設数	対象者数	受診者数		経過観察	発見患者数	報告率(%)	受診率(%)	前年度	
					直接撮影	喀痰検査					報告率	受診率
従事者	事業所	577	351	4,886	4,524	23	7	0	61	93	64	91
	学 校	36	34	3,803	3,283	81	19	0	94	88	97	87
	施 設	15	13	729	670	0	9	0	87	92	92	94
生徒・学生	高等学校	14	14	3,338	3,329	0	3	0	100	100	100	100
	短 大	2	2	324	321	0	4	0	100	99	100	100
	大 学	4	4	2,015	1,981	0	0	0	100	98	100	94
	各種学校	22	21	2,655	2,653	4	9	0	95	100	91	100
施設入所者(65歳以上)		15	14	706	667	1	0	0	93	95	92	90
区 民	65歳以上	-	-	57,587	27,730	0	0	2	-	48	-	48
	その他	-	-	-	24	0	1	0	-	-	-	-
	(再掲) 結核健診	-	-	-	23	-	0	0	-	-	-	-

※平成30年度は、健診機会のない区在住・在勤者を対象とした結核健診を3回実施した。

(2) 結核対策推進事業（感染症法第53条の2第3項）

①日本語学校就学生等健康診断

上記（1）の定期健康診断が義務付けられていない日本語学校を対象に、学校に在学する外国人留学生の健康の確保、結核のまん延防止を目的として、健康診断を無料で実施している。

日本語学校就学生等健康診断

単位：人

学校数	延受診者数	健診内容	結果			発見患者数
		胸部X線	異常なし	要経過観察	要精密	
2	263	263	261	1	1	0

②結核対策特別促進事業

健康保険に加入していない、定期的な健康診断を受けにくい等の結核ハイリスクグループに対して、健康診断を無料で実施している。

結核対策特別促進事業

単位：人

実施回数	延受診者数	健診内容	結果			発見患者数
		胸部X線	異常なし	要経過観察	要精密	
3	7	7	7	0	0	0

③区立小・中学校の結核精密健診（区教育委員会から受託）

区立小・中学校の児童・生徒に対して、学校ごとに問診票での調査及び内科健診を行い、精密検査の必要な生徒・児童を選定している。その中から保健所長において必要と認められた児童・生徒に胸部エックス線検査を実施している。

区立小・中学校の結核健診

単位：人

学校数	延受診者数	健診内容	結果			発見患者数
		胸部X線	異常なし	要経過観察	要精密	
21	46	46	46	0	0	0

(3) 患者管理（感染症法第53条の12）

発見された結核患者が、確実に治療を完了し早期に社会復帰できるように支援を行うとともに、周囲への感染防止に努めている。保健所長は医師からの届出及び病院管理者からの届出に基づき、所管区域内に居住する結核患者について、病状、受療状況及び生活環境等を把握する。届出後すみやかに、保健師による保健指導、家族等に対する健康診断等、患者に対する支援を行っている。

結核総登録者数、病型別、年齢階層別(平成30年12月31日現在)

単位：人

年齢階層別	登録者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	(別掲)潜在性結核感染症	
		合計	肺結核活動性						肺外結核活動性				
			小計	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性					
				計	初回治療	再治療							
合 計	141	32	23	14	13	1	4	5	9	80	29	13	21
0歳 ～ 4歳	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
5歳 ～ 9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10歳 ～ 14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳 ～ 19歳	3	3	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1
20歳 ～ 29歳	23	5	5	3	2	1	0	2	0	14	4	4	12
30歳 ～ 39歳	29	6	4	2	2	0	2	0	2	18	5	0	1
40歳 ～ 49歳	15	3	2	1	1	0	1	0	1	9	3	2	4
50歳 ～ 59歳	12	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	2	0
60歳 ～ 69歳	14	4	3	3	3	0	0	0	1	7	3	1	1
70歳以上	44	10	6	5	5	0	1	0	4	26	8	3	2
(再掲)80歳以上	27	8	4	4	4	0	0	0	4	15	4	1	1
前年・合計	158	35	30	14	11	3	12	4	5	105	18	10	26

結核活動性新登録者数、病型別、性別・年齢階層別（平成30年1月1日から12月31日まで）

単位：人

年齢階層別	活動性結核								(別掲) 潜在性 結核 感染症
	合計	肺結核活動性						肺外結 核活動 性	
		小計	喀痰塗抹陽性			その他の 結核菌 陽性	菌陰性・ その他		
			計	初回 治療	再治療				
合 計	44	36	22	19	3	8	6	8	24
男	27	21	14	13	1	4	3	6	14
女	17	15	8	6	2	4	3	2	10
0歳～4歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	1	1	0	0	0	0	1	0	1
5歳～9歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10歳～14歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳～19歳 男	2	2	0	0	0	0	2	0	2
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳～29歳 男	4	3	2	2	0	1	0	1	8
女	3	3	0	0	0	1	2	0	2
30歳～39歳 男	1	0	0	0	0	0	0	1	0
女	3	3	2	2	0	1	0	0	0
40歳～49歳 男	4	3	2	2	0	1	0	1	1
女	0	0	0	0	0	0	0	0	2
50歳～59歳 男	2	2	1	1	0	1	0	0	1
女	0	0	0	0	0	0	0	0	1
60歳～69歳 男	5	4	3	3	0	0	1	1	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	1
70歳以上 男	9	7	6	5	1	1	0	2	2
女	10	8	6	4	2	2	0	2	3
(再掲) 男	6	4	4	3	1	0	0	2	0
80歳以上 女	8	6	4	4	0	2	0	2	2
前年・合計	60	49	19	16	3	23	7	11	22

登録患者の年間異動

単位：人

年	前 年 末 登 録 数	新登録患者数			転 入	除外							当 年 末 登 録 数
		合 計	新登録			合 計	死 亡		治 癒	転 出	転 症	そ の 他	
			活動性 肺結核	肺外結核 活動性			結核 死亡	そ の 他					
29	166	60	49	11	15	81	3	6	54	16	2	0	158
30	158	44	36	8	15	76	2	10	47	13	4	0	141

※各年1月1日から12月31日まで

結核登録者の年次推移

①新登録患者(人)及び罹患率(人口10万対)の年次推移(各年1月1日から12月31日まで)

年度	24	25	26	27	28	29	30
新登録患者数	66	75	68	69	60	60	44
罹 患 率	21.04	23.68	21.30	21.31	18.05	17.89	13.02
人 口 ※	313,660	316,676	319,270	323,776	332,432	335,377	338,069

※各年10月1日現在の推計人口

②新登録患者数:年次別登録時活動性の分類(各年1月1日から12月31日まで)

単位:人

年度	合計	肺結核活動性						肺外結核活動性	(別掲)潜在性結核感染症
		肺結核活動性計	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性その他		
			小計	初回登録	再治療				
24	66	56	27	26	1	21	8	10	18
25	75	57	24	24	0	22	11	18	18
26	68	49	23	22	1	22	4	19	31
27	69	50	20	20	0	21	9	19	18
28	60	50	17	16	1	28	5	10	20
29	60	49	19	16	3	23	7	11	22
30	44	36	22	19	3	8	6	8	24

③活動性結核登録者数(人)及び有病率(人口10万対)の年次推移(各年12月31日現在)

年度	24	25	26	27	28	29	30
活動性全結核	46	55	55	45	37	35	32
有 病 率	14.67	17.37	17.23	13.90	11.13	10.44	9.47
活動性肺結核	40	39	40	34	31	30	23
有 病 率	12.75	12.32	12.53	10.50	9.33	8.95	6.80
人 口 ※	313,660	316,676	319,270	323,776	332,432	335,377	338,069

※各年10月1日現在の推計人口

結核についての保健師活動実績(延べ件数)

年度	家庭訪問	所内相談	電話相談	文書連絡	関係機関連絡
29	137	897	6,218	1,195	3,413
30	118	185	688	136	2,358

(4) 結核患者服薬支援事業(DOTS事業)

結核のまん延を防止し、近年問題となっている多剤耐性菌の発生を防ぐためにも、結核患者が確実に治療完了することが重要である。

従前の保健所における服薬支援事業に加え、さらに支援を充実させるため、中野区薬剤師会に委託して「中野区結核患者直接服薬支援(DOTS)事業」を平成19年5月から開始した。

新たに発生した結核患者のうち必要と認められ、本人の同意が得られた者について、来局または訪問により薬剤師が服薬確認と相談に応じている。

中野区薬剤師会DOTS実施状況

実施薬局数	実施患者数	実施延べ件数		
		来局	訪問	合計
10	14	70	29	99

(5) 管理健診（感染症法第53条の13）

結核登録患者のうち、医療が必要にもかかわらず治療を放置している者、治療終了後医療機関において医師の管理下でない者等を対象に、必要に応じて精密検査を実施し、その病状の経過を的確に把握するための患者管理を行っている。

管理健診受診状況

単位：人

受診者 延 数	検 査		結 果							
	胸 部 X 線	喀 痰 検 査	異 常 な し	要経過 観 察	要 精 密					
					異 常 な し	要経過 観 察	要 医 療		医 療 終了後 再 発	そ の 他
104	104	0	100	3	1	1	0	0	0	

(6) 接触者への対応（感染症法第15条）

患者が発生した場合、感染源や感染経路を確認し、また、その患者からの感染拡大を食い止めることは対策の基本であり、関係者への積極的疫学調査を行い、家族や接触者に対して健康診断を実施している。

平成19年の法改正に伴い、従来の胸部エックス線検査とツベルクリン反応検査に加え、I G R A 検査が導入され、潜在性結核感染症が発見されている。

接触者健診実施状況

単位：人

区 分	受診者 延 数	検 査				結 果			潜在性 結核 感染症 治療	発 見 患者数
		胸部 X線	ツベル クリン 反応	IGRA 検査	喀 痰 検 査	異 常 な し	要経過 観 察	要精密		
家 族	67	26	1	39	1	56	5	6	2	0
接触者	324	143	2	179	0	274	24	26	5	1

(7) 医療費公費負担

結核は長期の治療を要する感染症であり、その治療には多額の費用を必要とする。患者の負担を軽減し、治療の徹底及び適正な医療の普及を図るため、感染症診査協議会（平成19年3月までは「結核の診査に関する協議会」）において、就業制限（感染症法18条）、入院の延長（同法20条）及び一般患者に対する医療（同法37条の2）の公費負担申請に関する必要な事項を審議し、その審査に基づき医療費を公費負担している。

①一般患者に対する医療費公費負担（感染症法第37条の2及び第42条）

適正な医療の普及と患者の医療費負担を軽減することを目的として、結核医療に要する費用についてその95%を医療保険と公費で負担する。

なお、自己負担分5%については、東京都医療費助成制度が適用される場合がある。

②勧告入院患者に対する医療費公費負担（感染症法第37条及び第42条）

結核を感染させるおそれが著しいために感染症指定医療機関に入院することを勧告した患者に対して、感染予防と徹底した治療を行うことを目的として、その医療に要する費用の全額を医療保険と公費で負担する（所得税額が147万円を超える者は月額2万円を限度に自己負担額が生じる）。

結核医療費公費負担診査状況

単位：件

区 分		合 計	被用者保険		国民健康保険	生活保護	その他	後期高齢
			本人	家族				
合 計	申請	151	25	7	51	21	0	47
	承認	146	25	7	46	21	0	47
勧告入院	申請	54	8	1	17	8	0	20
	承認	49	8	1	12	8	0	20
一般患者	申請	97	17	6	34	13	0	27
	承認	97	17	6	34	13	0	27
前年度・合計	申請	151	19	11	50	23	1	47
	承認	147	19	11	49	22	1	45

結核医療費公費負担支払状況

単位：円

区分	合 計		支 払 基 金 分		国 保 連 合 会 分		療 養 費 分	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	725	14,641,572	234	10,154,236	491	4,487,336	0	0
37条	74	12,865,860	26	9,097,610	48	3,768,250	0	0
37条の2	651	1,775,712	208	1,056,626	443	719,086	0	0
前年度・合計	858	14,450,200	273	10,726,754	585	3,723,446	0	0

※ 感染症法第37条：勧告入院患者に対する医療

感染症法第37条の2：上記以外の結核患者の医療

(8) 結核指定医療機関（感染症法第38条）

結核治療における医療費の公費負担医療を担当する医療機関の指定は、平成23年度までは都道府県知事の権限であり、区は申請の受理及び届出の審査を行っていた。

平成23年8月30日公布の地域主権改革第2次一括法により、平成24年度からは区に事務移譲され、結核指定医療機関の指定、変更、辞退の届出の受理、審査及び指定書の交付を行うこととなった。

また、結核指定医療機関の状況は、医療費公費負担を審査するうえで必要なことから、社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に指定状況を報告している。

結核指定医療機関申請状況

単位：件

新規申請	変更申請	辞退申請
15	2	12

第3 地域でその人らしく生きるための精神保健支援・自殺対策

1 精神保健支援

(1) 自殺対策の推進（自殺対策基本法）

自殺は、健康問題や多重債務等の経済的な問題、家庭問題等の様々な問題が複雑に関係しており、社会問題として取り組まなければならない課題である。区では、平成21年度より自殺に関する正しい知識の普及啓発や、様々な問題に対応するための相談窓口の周知を行っている。また、相談を受ける職員・関係機関等に対して、自殺の危険性を察知し、セーフティネットとしての役割を担うためのゲートキーパー養成研修等を実施している。平成30年度に、中野区自殺対策審議会を設置した。平成31年度策定の中野区自殺対策計画に基づき、自殺対策を推進していく。

平成30年度の主な取組

①普及啓発事業

区報特集記事掲載、新成人に相談窓口案内個別郵送、区役所ロビー、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」及び区内図書館展示

②人材育成事業

実施年月日	会場	対象	参加人員	内容
平成30年9月18日	沼袋区民活動センター	一般区民	26人	事例から考える～若者の自殺の特徴、アセスメント、支援の工夫～（講義）
平成30年11月8日	中野区役所	区職員	17人	「死にたい！！」心の叫びを聴く～向き合う・支え合う ゲートキーパー体験研修～（講義＋グループワーク）
平成30年11月27日	中野区役所	介護事業者	71人	「死にたい」と言われたら～心の叫びに向き合う人に～（講義＋グループワーク）

(2) 精神保健に係る申請等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22、23条、33条）

精神障害またはその疑いのある者のうち、精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあることを知った者は、東京都知事に対してその措置をとるよう申請をすることができる（法22条）。また、警察官は職務を執行するにあたり、精神障害のために自傷、他害のおそれがある者を発見したときは、直ちに最寄りの保健所に通報することになっている（法23条）。そして、精神障害のある者の医療保護入院に際して、保護義務者がいないときまたはその意思を表示することができないときは、その者の居住地または現在地を管轄する区長が保護義務者となることができる（法33条第3項）。保健所は、これらの申請や通報の受理の經由事務と、同意事務を行っている。

申請通報同意件数

年度	22条申請	23条通報	33条同意	同意解除
29	0	58	30	28
30	0	65	42	29

第7章 衛生的で環境にやさしい暮らしの推進（生活衛生課）

第1 衛生的で安心な生活環境が守られるまち

1 生活衛生・環境

（1）防除指導

①ネズミ・生活害虫等の防除相談

蚊、ハエ、ハチ等の生活に密着する害虫の防除についての相談対応や、区民の自主防除に関する支援相談を行っている。また、ネズミの駆除に関しては食物管理等の指導や相談対応を行い、必要に応じて粘着シートを配布している。

ネズミ・衛生害虫等相談件数

単位：件

年度	26	27	28	29	30
ハチ	319	363	551	518	708
ネズミ	180	281	229	233	418
衛生害虫等	344	574	672	756	797
合計	843	1,218	1,452	1,507	1,923

②ネズミ・生活害虫等の普及啓発

展示等により、ネズミや生活害虫の防除方法、殺虫剤の使用方法等の知識の普及に努めている。

防除知識の普及啓発

年度	26	27	28	29	30
防除知識展示日数(日)	55	62	61	58	44
防除知識展示参加者(人)	2,750	3,100	3,050	2,900	2,200

③スズメバチの巣の除去

ハチの相談に対しては、対応方法の指導を行っている。ただし、特に危険なスズメバチについては、区民の依頼により、委託事業者による巣の撤去を実施している。

スズメバチ除去作業

単位：個

年度	26	27	28	29	30
スズメバチの巣の除去	64	92	128	83	63

（2）あき地の除草対策

あき地が適正に管理され、区民が健康で安全な生活を送れるように、雑草が繁茂しているあき地の所有者に対し除草指導を行っている。なお、所有者自身があき地の雑草を除去できないときは、区が有料で受託し除草を行っている。

あき地受託除草状況

年度	26	27	28	29	30
受託除草箇所数(箇所)	9	9	11	6	6
受託除草面積(m ²)	1,659.24	1,222.73	1,546.01	573.35	575.28

(3) カラス危害対策等

①カラスの危害対策

繁殖期のカラスの危害を防止するため、緊急を要する場合に、巢の撤去やヒナの捕獲を行っている。また、餌やり防止などの啓発活動を実施し、環境の悪化防止に取り組んでいる。

カラスの相談件数、巢の撤去数、ヒナの捕獲数

年度	26	27	28	29	30
相談受付件数(件)	98	183	97	173	167
巢の撤去数(個)	15	6	12	3	3
ヒナの捕獲数(羽)	11	6	12	6	4

②ハクビシン・アライグマの被害対策

ハクビシン等による住み着き、ふん尿、庭の果実荒らし等の被害に対し、安全及び生活衛生の確保の必要性から、箱わな設置方式による駆除事業を行っている。

ハクビシン・アライグマ駆除対策

年度	27	28	29	30
相談受付件数(件)	126	108	187	93
箱わな設置回数(回)	57	73	58	88
ハクビシン等駆除(頭)	4	11	13	13

2 ペットとの共生推進

(1) 狂犬病の予防・畜犬登録

狂犬病の発生と犬による人畜等への危害を防止するため、飼い犬の登録とともに、狂犬病予防定期集合注射を実施している。

狂犬病予防定期集合注射 実施頭数

単位：頭

年度	26	27	28	29	30
実施頭数	1,855	1,591	1,645	1,509	1,525

飼い犬の登録(鑑札の交付数)

単位：枚

年度	26	27	28	29	30
新規交付	695	661	669	649	748
再交付	153	123	128	113	135
合計	848	784	797	762	883

畜犬登録頭数

単位：頭

年度	26	27	28	29	30
畜犬登録数	9,759	9,932	9,741	9,170	9,258

狂犬病予防注射済票交付数

単位：枚

年度	26	27	28	29	30
新規交付	6,377	6,358	6,361	6,614	6,703
再交付	14	15	16	15	29
合計	6,391	6,373	6,377	6,629	6,732

廃犬頭数

単位：頭

年度	26	27	28	29	30
廃犬頭数	623	468	551	682	597

咬傷犬被害数

単位：件

年度	26	27	28	29	30
咬傷犬被害数	10	9	8	12	3

(2) ペットの適正飼養

① ペットの適正飼養

犬及び猫の正しい飼い方についてのパンフレットを配布するなどのPRを実施し、区民からの相談や苦情について対応を行っている。また「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、広く区民に対し、動物の適正飼養について相談や苦情に対応するとともに正しい知識の普及に努めている。

犬・猫の苦情・相談件数

単位：件

年度	26	27	28	29	30
犬の苦情・相談件数	277	478	377	308	427
猫の苦情・相談件数	319	394	322	355	433
合計	596	872	699	663	860

愛護動物適正飼養の普及啓発

年度	26	27	28	29	30
犬の飼い方・しつけ方教室(回)	2	2	2	2	2
犬の飼い方・しつけ方教室参加者数(人)	42	54	44	46	40
猫の飼い方教室(回)	2	2	2	2	2
猫の飼い方教室参加者数(人)	47	40	47	35	55
ペット相談会(日)	2	2	2	2	2
ペット相談会参加者数(人)	12	22	8	9	10
愛護動物適正飼養展示日数(日)	16	12	28	29	26
愛護動物適正飼養展示参加者(人)	800	600	1,400	1,450	1,300

② 飼い主のいない猫の管理事業への助成

人と愛護動物が共生できる地域社会の実現に資するため、人と愛護動物との共生に関する普及啓発を行っている。また、飼い主のいない猫を「地域猫」として見守るための不妊去勢手術やルール作りを行う町会・自治会に対する助成事業を行っている。

飼い主のいない猫対策助成団体数

単位：団体

年度	26	27	28	29	30
団体数	4	7	7	6	6

第2 食品衛生に不安のない暮らし

1 食品衛生

食品衛生は、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全と健康の保護を図ることを目的としている。

食品衛生監視として、食品関係施設の許認可、監視指導、違反食品や苦情・食中毒事件への対応を行っている。

また、食品の安全確保対策として、食品取扱者に対する業態別講習会や消費者参加による懇談会・パネル展示などの開催、区報・ホームページなども使って広く衛生知識の普及啓発を図っている。

これらの事業は毎年度策定する「中野区食品衛生監視指導計画」に基づいて実施されている。

(1) 食品衛生監視

①食品衛生関係施設と監視指導

食品関係の製造販売等の営業者は、食品衛生法第52条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条、食品製造業等取締条例第5条及び東京都ふぐの取扱い規制条例第12条等に基づく許認可を得て営業を行っている。これらの許認可営業施設に対しては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、施設の改善と食品の取扱いについて、監視及び指導を実施している。このほか、表示を要する食品及び添加物については、食品表示法により指導取締を実施している。

これらの通常の監視指導のほか、夏期・歳末等食中毒が多発しやすい時期には、特別監視指導を実施することにより、食品衛生の徹底に努めている。

そのほか、区民への食品衛生の普及啓発の一環として、食品衛生における自主管理団体である中野区食品衛生協会と共に食品衛生街頭相談を行った。また、食の安全とリスクへの理解を深めるリスクコミュニケーションにより、区民、事業者及び行政による食に対する情報や意見の交換を行い、次年度の監視指導計画策定の際の参考としている。

また、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布された。これに伴い食品衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化が盛り込まれ、中野区の商品事業者も一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理を実施することとなる。しかし、HACCPに沿った衛生管理の理解が充分でないため、食品事業者等に対し、講習会等を通じた積極的な情報提供を行っている。

平成30年度の根拠法令別の許可、届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数等は、下表（ア）～（ク）のとおりである。これらの監視指導の総件数（※1）は6,979件、監視指導軒数（※2）は1,582軒だった。

※1 監視指導件数：許可業種及び届出業種ごとに計上。スーパーマーケット等、複数許可等を有した施設を監視した場合、有している許可等の数を計上した数値となる。

※2 監視指導軒数：複数許可等を有した施設を監視した場合でも1施設として計上した数値

(ア) 食品衛生法許可業種の許可件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

業種(*1)	許可件数(*2)		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
飲食店営業	370	296	331	3,817	1,863
喫茶店営業	13	38	29	240	92
菓子製造業	35	18	22	382	297
あん類製造業	-	-	-	1	-
アイスクリーム類製造業	8	-	3	36	21
乳類販売業	39	47	32	468	416
食肉処理業	-	1	1	19	6
食肉販売業	29	20	24	306	344
食肉製品製造業	-	2	-	6	7
魚介類販売業	28	18	25	297	377
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	1	-
食品の冷凍・冷蔵業	-	-	-	5	3
清涼飲料水製造業	-	-	-	2	2
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	1	-
氷雪販売業	-	-	-	1	-
食用油脂製造業	-	-	-	1	-
みそ製造業	-	-	-	2	1
酒類製造業	1	-	-	2	1
豆腐製造業	-	-	1	15	21
めん類製造業	-	-	-	6	5
そうざい製造業	1	1	2	31	18
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-	-	2	-
添加物製造業	-	-	-	2	-
平成28年度	518	424	492	5,549	3,596
平成29年度	624	569	584	5,589	3,862
平成30年度	524	441	470	5,643	3,474

*1 その他の業種（中野区内に許可施設がない業種）

マーガリン又はショートニング製造業、納豆製造業、氷雪製造業、
乳処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類せり売営業、食品の放射線照射業、
特別牛乳さく取処理業、ソース類製造業、しょう油製造業

*2 許可件数は許可申請中または保留のものは含まない。

(イ) 東京都食品製造業等取締条例許可業種の許可件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

業種	許可件数		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
行商(弁当等人力販売業)	-	-	-	14	-
行商（その他）	1	-	1	1	-
つけ物製造業	1	1	2	3	5
製菓材料等製造業	-	-	-	1	-
粉末食品製造業	-	-	-	3	-
そう菜半製品等製造業	-	-	1	7	1
調味料等製造業	-	-	-	8	2
魚介類加工業	-	-	-	2	-
食料品等販売業	46	34	35	483	442
卵選別包装業	-	-	-	1	-
平成28年度	64	38	51	510	483
平成29年度	56	50	52	514	497
平成30年度	48	35	39	523	450

(ウ) 東京都食品製造業等取締条例(給食施設)の届出件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

年度	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
28	43	8	185	175
29	16	4	197	175
30	24	16	205	177

(エ) 東京都ふぐの取扱い規制条例の届出件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

区 分	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
ふぐ取扱所	1	3	49	35
ふぐ加工製品取扱所	8	5	84	80
平成28年度	13	11	129	128
平成29年度	10	7	132	139
平成30年度	9	8	133	115

(オ) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する許可件数、廃止数、営業所数と監視指導件数

年度	許可件数	廃止数	営業所数	食鳥処理衛生 管理者数	監視指導件数
28	-	-	9	9	11
29	-	1	8	8	6
30	-	-	8	8	6

(カ) 食品衛生法施行細則第16条、第17条の届出件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

年度	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
28	157	409	3,270	3,856
29	251	206	3,315	2,904
30	207	158	3,364	2,651

(キ) 中野区行事における臨時営業等の取扱要綱に基づく届出

年度	届出数	臨時出店数	啓発・指導件数
28	176	1,817	907
29	184	1,608	804
30	178	1,409	705

(ク) 食品衛生許可営業所数の推移

年度	28	29	30
食品衛生法関係	5,549	5,589	5,643
食品製造業等取締条例関係	510	514	523
食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律関係	9	8	8
東京都ふぐの取扱い規制条例関係	129	132	133
届出給食関係	185	197	205
食品衛生法施行細則第16条、17条	3,270	3,315	3,364
合 計	9,652	9,755	9,876

②試験検査

ア 現場簡易検査

業種別一斉監視及び重点監視の際、簡易で効率的・科学的な検査方法として、スタンプスプレット法※等による現場簡易検査を実施している。この検査の結果、調理従事者や食品販売業者等の食品の取扱状況や調理器具・調理施設の衛生管理、食品等の汚染度合いを科学的データとして迅速に把握し、営業者に対する衛生指導を行っている。

※スタンプスプレット法……スタンプラバーディスクにより、器具や手指、食品などの表面に付着する細菌を採取し、これを培地上に塗布することにより、検査対象の汚染度を測定する方法。

検査件数内訳

業種		検査軒数	検査件数	大腸菌群	
				適	不良
飲食店営業	仕出弁当	113	113	112	1
	集団給食	92	92	92	－
	すし屋	98	98	95	3
	その他	－	－	－	－
魚介類販売業		51	51	51	－
豆腐製造業		7	7	7	－
給食施設	学校	6	6	6	－
	保育園	4	4	4	－
	その他	22	22	22	－
その他		147	147	147	－
平成28年度		538	538	529	9
平成29年度		549	550	538	12
平成30年度		540	540	536	4

判定基準：次の値以上の検出を不良とした。

大腸菌群 手指、食器類 101個
まな板 1001個

イ 収去検査

食品衛生行政を実効あるものにするためには、食品の科学的な検査が不可欠である。収去検査は、飲食店及び食品販売店から食品等を持ち帰り、細菌、添加物等の科学的分析を行う検査方法で、分析には、試験項目、内容により中野区保健所で行うものと東京都健康安全研究センターに委託して行うものがある。

(ア) 収去検査(中野区保健所実施検査)

検体名	検体数	細菌検査		化学検査	
		適	否又は不良	適	否又は不良
魚介類・魚介類加工品	19	15	2	2	－
食肉・卵及びその加工品	12	10	－	2	－
乳・乳製品	8	8	－	－	－
野菜・果実・農産加工品	47	14	－	33	－
菓子類	50	19	1	30	－
清涼飲料水・氷雪	1	－	－	1	－
そうざい類	270	251	3	16	－
その他	15	－	－	14	1
合計	422	317	6	98	1

*「その他」には容器・包装、相談、苦情、参考品の検査を含む。

(イ) 収去検査(東京都健康安全研究センター委託実施検査)検体数

検査区分	年度	総数	細菌検査	菌型検査	ウイルス検査	化学検査等
一般検査	28	-	-	-	-	-
	29	7	-	-	-	7
	30	4	-	-	-	4
食中毒検査	28	165	102	17	45	1
	29	269	149	16	98	6
	30	241	154	14	61	12

* 化学検査等には真菌・寄生虫・害虫検査を含む。

③違反食品等調査及び処置

食品衛生法に違反する食品等が発見された場合、これを迅速に排除するため、流通状況の調査や販売の停止、自主回収等を指導している。通常、違反の処理は広域な調査が必要となるため、東京都を始め他道府県と連絡をとりながら実施している。

(ア) 違反食品等調査及び処置状況

発生年月	対象食品	違反内容	探知	処置
平成30年4月	清涼飲料水	食品衛生法第11条 (製造基準)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年7月	中国産しょうが	食品衛生法第11条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年8月～9月	L-グルタミン酸 ナトリウム	食品衛生法第11条 (成分規格)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年9月	チリインオイル	食品衛生法第11条 (指定外添加物)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年9月	フィリピンバナナ	食品衛生法第11条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年11月	冷凍たまねぎ フライ(成型)	食品衛生法第11条 (大腸菌群の検)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成31年1月	生鮮いちご	食品衛生法第11条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成31年2月	アンバレラ塩漬 け瓶詰	食品表示法第5条 (一部添加物の表示 欠落、表示ポイント 数過小)	中野区による探知	調査結果を都に報告
平成31年3月	鶏卵	食品衛生法第11条 (抗菌剤の検出)	東京都からの通知	調査結果を都に報告

(イ) 東京都食品安全条例に基づく自主回収報告状況(区内)

年度	報告数
28	-
29	1
30	-

④食中毒事件及び処置

区民や病院等から食中毒の届け出を受けると、ただちに原因食品、原因施設、対象者の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設や対象者が区外の場合は、東京都を通じ、他の区市町村等へ施設や対象者の調査を依頼している。同様に、区内の施設や対象者の調査を依頼されることもある。

(ア) 区内の施設が原因となったもの

発生年月日	原因施設	原因食品	患者数	原因物質	営業停止日数
平成30年6月15日	飲食店 (弁当)	弁当	20	ウエルシュ菌	6
平成30年9月25日	飲食店	当該施設で提供した食事	2	カンピロバクター	5
平成31年1月18日	魚介類 販売業	当該施設で販売した食品	1	アニサキス	1
平成31年2月1日	飲食店	当該施設で提供した食事	1	アニサキス	1

(イ) 区民が被害を受けたが原因施設が不明なもの

平成30年6月15日	不明	不明	1	アニサキス
------------	----	----	---	-------

(ウ) 食中毒関連調査件数及び調査対象者数

年 度	件数	調査対象者数	施設調査数
28	40	110	7
29	44	42	24
30	44	40	12

⑤苦情処理

苦情は、食品そのものに関するものと、営業施設及び取り扱いに関するものに大別できる。さらにその中には、購入した食品が腐敗していた、カビが発生していたなど原因が明確なものと、原因がわからず、それを明らかにするために様々な調査や検査を行わなければならない場合がある。

また、これらの苦情が食中毒事件の探知、違反食品の発見に結びつくこともある。

苦情処理

(単位：件)

年 度	合 計	異物混入	腐敗・変敗	かびの発生	異味・異臭	変色	変質	食品等の取扱い	表示	有症苦情 (食中毒の疑い)	施設・設備不良	安全性への疑義	その他
28	108	20	1	1	7	1	1	17	9	26	7	2	16
29	89	24	0	2	3	0	0	3	4	24	18	0	11
30	102	19	1	5	4	1	0	9	0	34	12	0	17

(2) 安全確保

① 営業者への衛生知識の普及

食品関係営業者に対する衛生知識の普及向上を図り、感染症、食中毒等の事故を防止するため、区内の全業態の事業者を対象とした食品取扱者衛生講習会など、各種の講習会等を開催している。

営業者への衛生知識の普及

実 施 形 態	回数	延受講人員
全 業 態 一 括 講 習 会	1	686
営業許可更新者に対する講習会	11	163
食 品 業 者 業 種 別 講 習 会	5	187
学校給食従事者に対する講習会	2	119
保育園給食従事者に対する講習会	2	160
新規食品事業者に対する講習会	1	36
自主的衛生管理支援学習会	3	72
各食品関係施設従事者講習会	3	99
平成28年度	26	1,585
平成29年度	26	1,505
平成30年度	28	1,522

② 消費者への衛生知識の普及

消費者に対する衛生知識の普及啓発を図り、食品による事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるため、講習会や相談を実施している。また、事業者、消費者および行政の関係者間で情報交換を行うリスクコミュニケーションも開催している。

消費者への衛生知識の普及

実施形態	回数	延受講人員
一般区民向け講習会	6	128
意見交換会、懇談会等	1	25
食の安全安心展、街頭相談等	2	2,200
平成28年度	4	2,022
平成29年度	7	2,378
平成30年度	9	2,353

③ 中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

消費者、食品関係営業者の別に関わらず、広く衛生知識の普及啓発を図り、食中毒等の事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるためのパネル展示を行っている。

中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

年度	展示回数	延展示日数
28	2	59
29	2	64
30	2	56

第3 安全・快適・清潔な暮らし

1 医薬環境衛生

(1) 医務薬事

①医療施設

病院・診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所及び衛生検査所等の医療施設に関する開設・廃止等の届出受理及び許認可事務、並びにこれらの施設への監視指導を実施している。

《根拠法規》 医療法、中野区専属薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関する条例、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律

医療施設数及び監視件数

			開設届	変更届	廃止数	施設数	監視指導等件数
平成30年度合計			81	235	67	1,521	122
医 科	＊病 院 (20床以上)		0	3	0	8	3
	診 療 所	合 計	12	78	17	322	35
		有 床	0	7	0	9	2
		無 床	12	71	17	313	33
歯 科	診 療 所	合 計	4	54	6	251	26
		有 床	0	0	0	0	0
		無 床	4	54	6	251	26
助 産 所	合 計		2	0	0	15	1
	有 床		0	0	0	1	0
	無 床		2	0	0	14	1
施 術 所	あん摩・はり・きゅう		27	51	21	294	33
	柔 道 整 復		19	49	16	167	24
	出 張 施 術 者		17	0	7	428	0
歯 科 技 工 所			0	0	0	36	0
衛 生 検 査 所			0	0	0	0	0
平成29年度			66	223	60	1,481	77
平成28年度			89	184	73	1,470	115

※都知事の所管事務であり、保健所では救急医療機関認定に関する調査を行っている。

※施設数は、開設日、変更日、廃止日を基準に計上している。

②薬事衛生

ア 薬局及び医薬品販売業

医薬品、医薬部外品、化粧品及び管理医用機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業に対して、開設許可、各種届出の受理及び監視指導を行っている。また、消費者に対しては、薬の知識や情報提供など各種の相談に応じている。

(ア) 監視指導

薬局及び医薬品販売業者等による医薬品等の取扱い並びに保管状況、無認可・無許可医薬品の販売及び不正表示・広告などを調査する目的で、これらの施設に立ち入り、監視指導を行っている。監視指導は通常監視のほか、年3回、一斉監視を実施している。

《根拠法規》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、薬剤師法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例

薬事関連施設数及び監視指導件数

業 種		許可等件数		廃止数	施設数	監視指導件数
		新規	更新			
平成30年度合計		200	54	132	1,685	899
許可	薬局	24	26	18	173	111
	薬局製造医薬品製造販売業	2	3	2	9	6
	薬局製造医薬品製造業	2	3	2	9	6
	医薬品販売業（店舗販売業）	10	7	12	52	37
	高度管理医療機器販売業	24	9	14	148	77
	高度管理医療機器貸与業	12	6	8	113	44
届出	管理医療機器販売業	73	－	40	821	163
	管理医療機器貸与業	53	－	36	360	159
その他	医薬部外品販売業	－	－	－	－	148
	化粧品販売業	－	－	－	－	148
平成29年度						923
平成28年度						776

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

(イ) 収去検査

薬局及び医薬品販売業者等に対する一斉監視において、不良等の疑いのある医薬品等を収去し、試験検査を行っている。

収去検査（東京都健康安全研究センター委託）

検 体 種 別	検 体 数		
	総数	適	否
平成30年度合計	5	5	0
医 薬 品	3	3	0
医薬部外品	1	1	0
化 粧 品	1	1	0
管理医用機器	0	0	0
平成29年度	5	5	0
平成28年度	5	5	0

イ 麻薬小売業及び向精神薬・覚せい剤原料取扱施設

薬局のうち麻薬小売業の免許を有する施設、向精神薬免許みなし薬局等、覚せい剤原料取扱薬局に対し、医薬品事故防止のために麻薬等の適切な譲渡、保管管理、取扱い等について監視指導を行っている。また、免許の交付、各種届出の受理を行っている。

《根拠法規》麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

麻薬小売業及び向精神薬・覚せい剤原料取扱い施設

業 種	免許交付数		廃止数	施設数	監視指導件数
	新規	更新			
平成30年度合計	22	4	12	472	313
麻薬小売業	22	4	12	126	91
向精神薬免許みなし薬局	－	－	－	173	111
覚せい剤原料取扱い薬局	－	－	－	173	111
平成29年度					339
平成28年度					227

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

ウ 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者

毒物及び劇物を販売する施設は、保健衛生上の見地から登録制とし、保管施設や取扱い状況に関しての監視指導を実施している。また、業務上毒物劇物を取扱う施設に対しても随時監視指導を実施し、各種届出の受理を行っている。

《根拠法規》 毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取扱施設数及び監視指導件数

業 種	登録件数		廃止数	施設数	監視指導件数
	新規	更新			
平成30年度合計	9	11	9	154	37
一般販売業	9	10	9	76	36
農薬用品目販売業	0	0	0	0	0
特定品目販売業	0	1	0	3	0
要届出業務上取扱者	電気めっき業	-	-	0	0
	電気熱処理業	-	-	0	0
	運輸業	-	-	0	0
	しろあり防除業	-	-	0	0
非届出業務上取扱者	-	-	-	75	0
平成29年度					33
平成28年度					29

※廃止後は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

エ 家庭用品の監視

一般に市販されている衣類やスプレーなどの化学製品を中心とする家庭用品を試買し、法令で規制されている有害物質の検査を行うとともに、販売者に対して法の普及啓発を行っている。

基準不適合の家庭用品が発見された場合は、販売業者に対し販売禁止及び製品回収等の措置を講ずるよう指導するとともに、不適合品が広域に流通することのないよう卸売・輸入・製造業者の所在地自治体に通報を行っている。

《根拠法規》 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品試買結果

検 体 種 別			検査項目数			試買 検体数	監視店舗数
			総数	適	否		
平成30年度合計			44	44	0	35	5
内訳	繊維製品	乳幼児用	19	19	0		
		その他	13	13	0		
	家庭用 化学製品	エアゾル製品	4	4	0		
		その他	8	8	0		
平成29年度			38	38	0	35	5
平成28年度			44	44	0	37	7

オ 普及啓発

消費者、開設者並びに施設管理者に対して薬事講習会や相談により情報の提供に努めている。

薬事衛生に関する知識の普及啓発

実施形態	回数	延参加人数	対 象
平成30年度合計	57	250	
街頭相談	1	35	消費者
窓口相談	54	54	消費者
講習会	2	161	営業者（管理者）
平成29年度	57	240	
平成28年度	51	250	

また、東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会の活動支援を通じて、大麻等の薬物乱用を防止するための普及啓発を行っている。

(2) 環境衛生

①環境衛生関係施設と監視指導

環境衛生関係施設の許認可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため、環境衛生監視員による立入監視指導を実施している。

《根拠法規》 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法、水道法、墓地及び埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、中野区プールの衛生管理に関する条例、中野区小規模給水施設の衛生管理に関する指導要綱、中野区コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱、中野区コインシャワー営業施設衛生指導要綱

業種	平成30年3月 31日現在	許可(確認)	廃業	平成31年3月 31日現在	監視指導件数
理容所	212	5	4	213	5
美容所	526	28	15	539	33
クリーニング所	300	3	8	295	3
一般	155	0	6	149	0
リネン	1	0	0	1	0
取次	139	2	2	139	2
無店舗取次	5	1	0	6	1
興行場	12	1	1	12	13
常設	12	1	1	12	13
仮設	0	0	0	0	0
旅館業	16	34	3	47	64
旅館・ホテル	6	14	2	18	25
簡易宿所	10	20	1	29	39
下宿	0	0	0	0	0
公衆浴場	36	1	0	37	53
普通	20	0	0	20	42
その他の公衆浴場	16	1	0	17	11
プール	54	1	2	53	20
許可	11	0	0	11	12
届出	43	1	2	42	8
水道施設	2,586	5	45	2,546	0
専用水道	2	0	0	2	0
簡易専用水道	381	2	6	377	0
小規模給水施設	2,203	3	39	2,167	0
温泉利用施設	3	0	0	3	0
墓地等	44	0	0	44	0
墓地	41	0	0	41	0
納骨堂	3	0	0	3	0
火葬場	0	0	0	0	0
特定建築物	79	0	0	79	0
3,000-10,000㎡	53	0	0	53	0
10,000㎡超	26	0	0	26	0
コインオペレーション クリーニング	110	9	4	115	22
コインシャワー	9	0	0	9	0
総数	3,987	87	82	3,992	213

②営業施設の理化学及び細菌学的検査

ア 理容所・美容所

利用者と従業員の健康被害を防止するため、施設の二酸化炭素等を測定し室内環境基準が達成されるよう指導している。空気環境測定が必要な施設に加えて、新規開設施設の測定も行っている。

理美容所空気検査

年度	延検査施設数	検査結果（施設数）	
		適	不適
27	29	29	0
28	36	36	0
29	32	32	0
30	33	33	0

イ 興行場

映画館等の興行場は、多数の人が集まるため、場内空気の換気機能に重点を置き、二酸化炭素の濃度測定や落下細菌数等の検査を行い、施設の衛生保持を指導している。

興行場空気検査

年度	延検査施設数	検査箇所数	検査結果（施設数）	
			適	不適
27	12	20	12	0
28	9	15	8	1
29	12	21	11	1
30	13	22	11	1

ウ 公衆浴場

公衆浴場は「中野区公衆浴場法施行条例」に基づき、普通公衆浴場（いわゆる銭湯）とその他の公衆浴場（サウナ風呂等）に分類されている。循環浴槽を持つ公衆浴場に対し、衛生基準項目について調査し、その結果に基づいて衛生保持を指導している。

（ア）普通公衆浴場

普通公衆浴場については、営業時における浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導している。

普通公衆浴場浴槽水検査

年度	延検査施設数	検体数	検査結果（施設数）	
			適	不適
27	46	142	16	5
28	45	140	17	4
29	44	136	15	5
30	42	132	17	3

（イ）その他の公衆浴場

その他の公衆浴場については、浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導している。

その他公衆浴場浴槽水検査

区分	年度	延検査施設数	検体数	検査結果（施設数）	
				適	不適
サウナ・スポーツ施設	27	7	23	7	0
	28	7	22	5	1
	29	6	21	6	0
	30	7	22	5	1
高齢者福祉施設	27	1	1	1	0
	28	2	2	2	0
	29	3	3	3	0
	30	3	3	3	0

エ プール

プールは、経営するにあたって許可を受けることが必要な営業プールと届出が必要な学校プールに分類される。プール病などの感染防止を図るため水質検査を実施し、施設が衛生的に管理されるよう指導している。

プール水質検査

年度	延検査施設数	検体数	検査結果（施設数）	
			適	不適
27	9	32	9	0
28	10	33	8	1
29	11	33	9	1
30	12	36	8	2

③衛生的環境の確保

ア 環境衛生に関する相談件数

【営業関係施設等】理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、興行場、特定建築物、墓地など環境衛生関係施設についての相談を受けている。

【飲料水】安全な飲料水を確保するため、貯水槽の衛生的管理や井戸水の利用について相談を受けている。

【住宅等の室内環境】一般住宅やマンションなどのシックハウス症候群をはじめとした室内環境についての相談を受けている。

環境衛生に関する相談件数

年度	営業関係施設等	飲料水	住宅等の室内環境	総数
27	173	24	7	204
28	527	34	3	564
29	509	37	5	551
30	1,954	24	4	1,982

イ レジオネラ症対策

近年、全国的にレジオネラ症の感染事例が報告されている。そこで、レジオネラ症の発生を予防するため、感染源となりうる設備を有する公衆浴場、社会福祉施設、プールなどの施設を対象として、自主管理の強化、衛生管理の指導、水質検査等を実施している。

レジオネラ属菌検査

区分	年度	延検査施設数	延検査件数	検査結果（延検査件数）	
				適	不適
公衆浴場	27	53	164	158	6
	28	52	161	155	6
	29	48	152	147	5
	30	52	154	147	7
社会福祉施設	27	1	1	1	0
	28	2	2	2	0
	29	3	3	3	0
	30	3	3	3	0
プール	27	9	23	23	0
	28	10	22	22	0
	29	11	23	22	1
	30	12	36	33	3

ウ ビル衛生管理講習会について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物（多数の人が利用する事務所、店舗等で延べ面積3,000㎡以上の建築物）のうち、3,000㎡～10,000㎡のものについては区が、10,000㎡を超えるものについては、東京都のビル衛生検査係が指導を行っている。

毎年1回、特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容の解説、管理方法情報提

供などを目的とした５区共同（中野区、豊島区、杉並区、板橋区、練馬区）の講習会を実施している。

第４ブロックビル衛生管理講習会

年度	参加施設数	受講者数
27	24	25
28	21	22
29	25	25
30	26	25

エ 環境衛生に関する啓発事業

環境衛生に関する情報の提供、意識の向上を図り、一般区民や営業施設関係者等を対象とした各種講習会を開催している。

環境衛生啓発事業

年度	回数	延受講人数
27	7	106
28	7	118
29	7	123
30	8	116

④旅館業法について

旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設であり、新たに旅館を営業する場合は、旅館業法に基づく許可が必要である。近年、自宅の一部やマンションの空き室などを宿泊場所として提供する「民泊サービス」が増加しているが、当該サービスについては、同法に基づく許可を受けると、住宅宿泊事業法に基づく届出を行う必要がある。

区は、同法に基づく開設相談、衛生管理の監視指導、苦情対応を行っているが、これら「民泊サービス」に関する開設相談、苦情対応、無許可営業行為への指導等が急増している状況にある。

【旅館業・住宅宿泊事業関係】相談・苦情対応の状況

年度	開設相談	苦情件数	その他の問い合わせ
27	24	4	8
28	204	74	50
29	207	88	66
30	1,303	250	261

⑤住宅宿泊事業法について

平成30年６月15日に住宅宿泊事業法が施行された。同法は、事業者の届出制度を確立することにより、事業者の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。

区は、同法に基づく「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」を制定し、民泊の実施による地域活性化と良好な住環境の確保の両立を図るため、以下のとおり区独自のルールを定めている。

ア 住居専用地域における平日の「民泊」禁止

住居専用地域（※）を事業の実施を制限する区域（制限区域）と定め、この区域内では、平日の期間（月曜日の正午～金曜日の正午。ただし、祝日等の正午から翌日の正午までの期間は除く）は、原則として事業の実施を禁止している。また、制限区域内で事業を実施しようとする場合は、近隣住民に対し事前周知を行わなければならない。

※住居専用地域＝都市計画法に定める第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

イ 制限区域内での許可制度

家主同居型（ホームステイ型）で必要な要件を満たす事業者は、区長の許可を受けることにより、制限区域内であっても一定の条件を付した上で平日に事業を実施することが認められる。

住宅宿泊事業の届出(許可)件数

年度	新規	廃止	施設数
30	160(22)	29(0)	131(22)

【参考】施設別衛生指導基準

区分	衛生基準		指導基準	
	項目	基準値	項目	基準値
理・美容所 (室内空気)	二酸化炭素	5000ppm以下	一酸化炭素 温度 湿度	10ppm以下 17℃～28℃ (冷房時の外気温との差が7℃以内) 40%～70% (衛生管理要領)
興行場 (室内空気)	二酸化炭素 浮遊粉じん 落下細菌数 照度	1500ppm以下 0.2mg/㎡以下 30個以下 20ルクス以上 (区条例・規則) (上映中は0.2ルクス以上)		
公衆浴場 (浴槽水)	濁度 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群 レジオネラ属菌	5度以下 25mg/l以下 1個/ml以下 検出されないこと (区条例)		
特定建築物 (室内空気)	温度 相対湿度 気流 二酸化炭素 一酸化炭素 浮遊粉じん等	17℃～28℃ 40%～70% 0.5m/sec以下 1000ppm以下 10ppm以下 0.15mg/㎡以下 (区条例)		
プール (プール水及 びプール屋内 空気)	水素イオン濃度 濁度 過マンガン酸カリウム消費量 残留塩素 大腸菌 一般細菌 レジオネラ属菌 二酸化炭素	pH5.8～8.6 2度以下 12mg/l以下 遊離残留塩素として0.4mg/l以上 100ml中検出されないこと 1ml中200CFU以下 検出されないこと 1500ppm以下 (区規則)		

2 試験検査

保健所検査室では、感染症予防、食品衛生及び環境衛生等に係る細菌、化学検査を行っている。
また、病原体迅速診断法（PCR法）による細菌及びノロウイルスなどの迅速検査を導入し、感染症、食中毒対策等の充実・強化に努めている。

（1）衛生検査

①喀痰検査

結核のまん延防止のため、接触者健診及び管理健診の喀痰の塗抹・培養検査を行っている。なお、平成22年度から検体数減少による効率化のため、喀痰検査を民間検査機関に委託している。
平成30年度は実績なし。

②腸内細菌検査

患者発生時における関係者検便をはじめ、食品衛生担当から依頼された有症苦情相談のふん便検査を実施している。

検査件数

搬入区分		総 数	赤 痢 菌	パ ラ チ フ ス 菌 ・ A 菌	腸 管 出 血 性 大 腸 菌	病 原 性 大 腸 菌	黄 色 ブ ド ウ 球 菌	サ ル モ ネ ラ	セ レ ウ ス 菌	ウ エル シ ュ 菌	カン ピ ロ バ ク タ ー	腸 炎 ビ ブ リ オ	そ の 他 の ビ ブ リ オ	エ ル シ ニア	エ ロ モ ナス	プレ ジ オ モ ナス	ノ ロ ウ イ ル ス	ロ タ ウ イ ル ス	ア デ ノ ウ イ ル ス
合 計		89 (12)	10 (1)	0	40 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13 (6)	13	13 (1)
保 健 予 防	小 計	89 (12)	10 (1)	0	40 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13 (6)	13	13 (1)
	三類患者 関係者	50 (5)	10 (1)	0	40 (4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	39 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13 (6)	13	13 (1)
食 品 衛 生	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食中毒、 苦情相談等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度・合計		66	5	3	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	3

※（ ）内は陽性者数

③食品細菌検査

食品衛生法に基づき食品衛生監視員が収去した食品について、食中毒菌や汚染指標菌（一般細菌数・大腸菌群）の検査を実施している。

また、区民からの食品依頼検査、苦情・相談に係る検査も行っている。

検査件数

搬入区分	合計	一般細菌	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	大腸菌	セレウス菌	ウエルシュ菌	カンピロバクター	腸炎ビブリオ	腸管出血性大腸菌 O157	腸管出血性大腸菌 O26	腸管出血性大腸菌 6血清群	その他
合 計	3,067	312	312	312	300	312	304	304	237	32	0	0	642	0
食品衛生	3,067	312	312	312	300	312	304	304	237	32	—	—	642	0
依頼検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度・合計	3,310	337	337	337	310	337	328	328	259	35	0	0	694	8

※腸管出血性大腸菌 6 血清群（0157、026、0103、0111、0121、0145）

④貸おしぼり検査

貸おしぼりの衛生を確保するため、おしぼり業者への衛生指導の一環として、環境衛生監視員が抜き取りしたおしぼりについて官能検査や細菌検査を行っている。平成28年度以降は区内に貸おしぼり事業者がないため、検査を実施していない。

⑤食品化学検査

食品の安全を確保するため、食品衛生監視員が収去した食品等について、食品の性状や添加物の検査を実施している。また、同時に食品衛生検査施設管理基準（G L P）で定められたコントロール検体も処理している。

そのほか、区民からの食品依頼検査、苦情・相談に係る検査を行っている。

検査件数

搬入区分		総数		食 品 衛 生		そ の 他		備 考
				収去検査及び苦情検査		食品依頼検査等		
		項目	細項目	項目	細項目	項目	細項目	
合 計		268	1,482	268	1,482	0	0	
着色料		56	672	56	672	0	0	許可及び不許可酸性タール色素
保存料		(14) 85	425	(14) 85	425	0	0	ソルビン酸ほか4細項目
人工甘味料		(5) 72	288	(5) 72	288	0	0	サッカリンほか3細項目
漂白剤		(4) 19	19	(4) 19	19	0	0	
発色剤		0	0	0	0	0	0	
酸化防止剤1		11	33	11	33	0	0	BHA、BHT、TBHQ
酸化防止剤2		4	4	4	4	0	0	アスコルビン酸、エリソルビン酸
酸化防止剤3		10	10	10	10	0	0	EDTA・CaNa2
食肉検査		0	0	0	0	0	0	ニコチン酸ほか3細項目
過酸化水素		0	0	0	0	0	0	
プロピレングリコール		0	0	0	0	0	0	
油脂変敗		10	30	10	30	0	0	粗脂肪、酸価、過酸化物価
栄養成分等		0	0	0	0	0	0	
水分含量		0	0	0	0	0	0	
その他		1	1	1	1	0	0	pH
品目数		98		98		0		
前年度	品目数	108		108		0		
	合 計	288	1,575	288	1,575	0	0	

※（ ）内は定量検査件数の再掲

⑥水質検査

生活利用水（プール水・浴槽水）の衛生を確保するため、化学・細菌検査を行っている。

検体別件数

搬入総数	総数	プール水	浴槽水	
			自主検査	行政
合 計	193	36	44	113
生活環境	193	36	44	113
その他	0	0	—	0
前年度・合計	194	33	42	119

検査項目別検査件数

検 査 項 目		総数	生活衛生			その他
			プール 水	浴槽水		
				自主	行政	
合 計		678	191	44	443	0
細菌	小 計	359	92	44	223	0
	一般細菌	33	33	—	—	—
	大腸菌	33	33	—	—	—
	大腸菌群	110	—	—	110	0
	レジオネラ属菌	183	26	44	113	0
化学	小 計	319	99	—	220	0
	p H値	33	33	—	—	—
	濁度	143	33	—	110	0
	有機物等	143	33	—	110	0
前年度・合計		680	183	42	455	0



第 3 部

社会福祉法人、福祉団体



第1章 中野区社会福祉協議会

1 目 的

中野区社会福祉協議会は社会福祉法第109条に設立の根拠をもつ団体で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、その他の事業を行っている。

昭和28年10月に任意団体として設立され、昭和37年11月、社会福祉法人の認可を受けている。

2 事業所

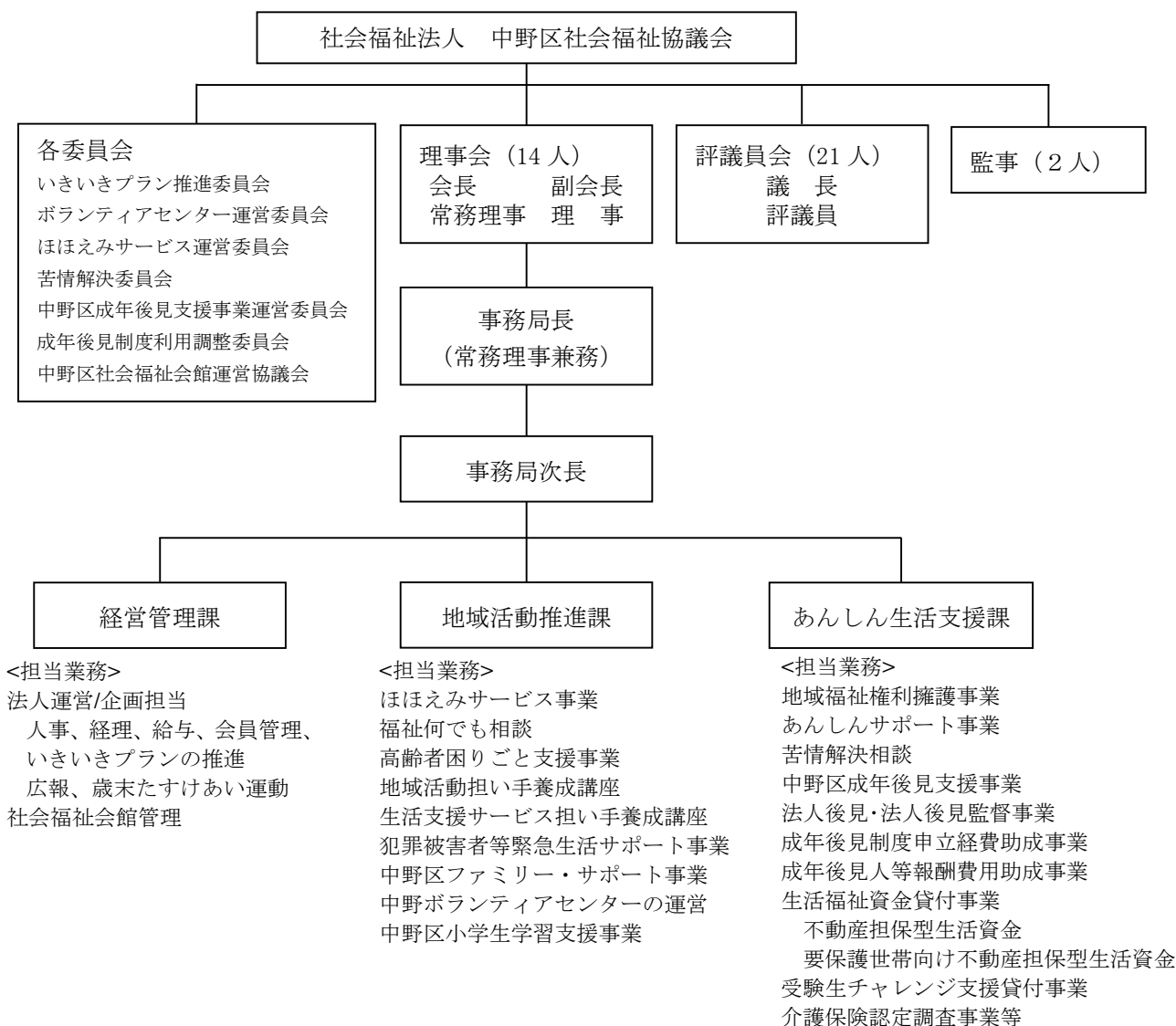
〒164-0001 中野区中野五丁目68番7号 スマイルなかの4階

電話：5380-0751 ファクシミリ：5380-0750

3 組 織

評議員会（議決機関）、理事会（執行機関）、監事（監査機関）、各委員会（執行機関）、事務局から構成される。また、会員制度をとっており、普通会员、団体会員、特別会員合わせて約3,100人が会員登録をしている。

○職員：49人（平成31年4月1日現在／常勤職員22人、非常勤職員23人、臨時職員4人）



4 事業の内容

(1) 連絡調整

行政機関、中野区町会連合会、中野区民生児童委員協議会、社会福祉法人、中野区介護サービス事業所連絡会等の団体との連携を密にして地域福祉の向上を図る。

(2) 普及宣伝

講座の開催、ボランティアグループや福祉施設一覧、地域の居場所情報一覧等の作成、全戸配布広報紙「ハピネスなかの」の発行やリーフレットの配布、ホームページ、フェイスブックなどを活用しながら普及宣伝に取り組んでいる。

〔URL〕 <http://www.nakanoshakyo.com>

(3) 調査研究

社会福祉について、各種資料、情報の収集を行っている。

(4) 委員会活動

いきいきプラン推進委員会、ボランティアセンター運営委員会、ほほえみサービス運営委員会、苦情解決委員会、中野区成年後見支援事業運営委員会、成年後見制度利用調整委員会、中野区社会福祉会館運営協議会があり、それぞれの事業目的にそって運営されている。

(5) 事業助成

「歳末たすけあい運動～地域活動いきいき募金～」を原資に、町会・自治会、区内福祉施設、ボランティアグループやNPO法人、障害者団体等が行う各種事業に対して事業費の一部を助成している。

(6) 地域福祉活動の推進

平成26年3月に「社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくり」をめざし、「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」第1期実施計画（平成26年度～30年度）を策定し、いきいきプラン推進委員会を立ち上げ、区民とともに前期5年の実施計画を4つの重点目標を中心に進めてきた。平成31年度から始まる第2期実施計画の策定を行い、「MEをWEにする」をキャッチフレーズに、重点目標を新たに2つ設定し、令和5年度までの5年間の取り組みを進めていく。

(7) 中野ボランティアセンター（一部、中野区補助事業）

ボランティア活動推進の拠点として昭和59年10月に開設し、相談、啓発、研修、調査、調整などの事業を総合的に実施し、また、ボランティアやNPO団体に活動の場や資料・器材を提供して支援を行っている。

①啓発事業

ボランティア情報紙「そよかぜ」、区内福祉施設・区内ボランティアグループ一覧の発行などを行っている。

○ボランティア情報紙「そよかぜ」 月1回、6,000部発行

②講座

ボランティア養成講座、ボランティアコーディネーター養成研修等の実施。

③活動分野の開拓及び登録・紹介事業

ボランティアの登録、活動紹介、相談調整を行っている。

ア ボランティアの登録

平成29年度	平成30年度	増減
538人（団体4を含む）	576人（団体4を含む）	38人

イ ボランティア相談及び紹介件数

相談件数※	1,769件
紹介件数	103件
計	1,872件

※調整件数含む

ウ ボランティア・地域活動団体相談及び紹介件数

ボランティアグループ	248件
NPO法人	97件
市民活動団体等	449件
施設	292件
学校関係	305件
行政関係	424件
その他（個人・企業等）	3,172件
合 計	4,987件

④連携・ネットワーク事業

- ひきこもりの家族会「中野わの会」の立ち上げ支援 共催事業として講演会の実施
- 障害者団体等自主製品展示即売会 1回 参加団体9団体 来場者数約570人
- こどもほっとネットinなかの（中野区内で子どもの貧困問題に取り組むネットワーク）
情報交換会 3回 参加団体延44団体 参加者数延56人
中野区子ども食堂・学習支援活動マップ発行 中野区内の小中学校全生徒に配布

⑤活動支援事業

- 車いす、行事用テント、図書、点字体験用具等を、区民や学校、ボランティアグループ等に無料で貸し出している。
- ボランティア活動室の運営

⑥まちなかサロン事業

身近な地域で様々な世代の人が、気軽に月1回程度集える場を区内39か所（平成31年4月末現在）に広げている。

⑦東日本大震災復興支援の取組み

- 区内避難者への寄り添い支援事業（避難者の孤立化防止事業）
（東京都社会福祉協議会補助事業）
- 交流事業 サロン「来らっせしらさぎ」の開催 50回、延1,092人参加
さぎろくはたけ365 50回、延306人参加
Smileサロンin上高田 12回、延158人参加（平成31年3月終了）
- 専門相談 弁護士相談 相談者件数 6件
健康相談（保健師） 相談件数 70件
高齢者相談 相談件数 22件
心の相談 相談件数 37件

- その他 中野社協が把握している避難世帯へ全戸訪問を実施。
ネットワーク会議の開催 2回（7月・3月）

（8）生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業 しいの木塾）（中野区受託事業）

平成27年度より、中野区の受託事業として、中野区在住の小学6年生で就学援助を受けている世帯の中で、希望する世帯の子どもの対象として実施。区内5か所の福祉施設、大学を会場として、学習支援リーダーやスタッフには地域の勤労者、社会人、大学生等の協力により運営を行う。また、今年度も対象世帯の福祉相談にも対応。戸別訪問や面談も実施した。

○参加実績

子ども数	途中 辞退者	延参加人数		
		子ども	スタッフ	その他
51人	7人	851人	617人	61人

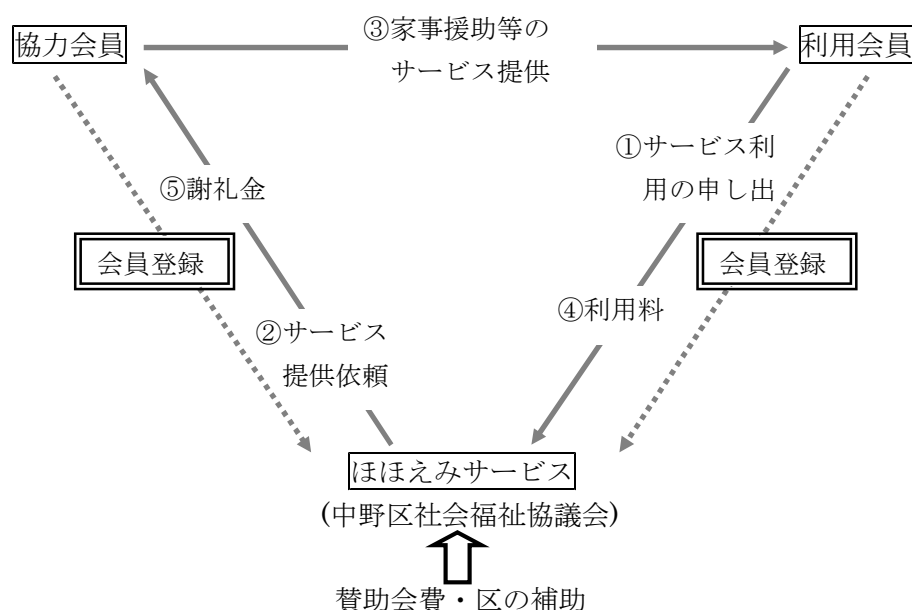
※その他は事務局職員巡回含む

（9）ほほえみサービス事業（区民参加による有料在宅福祉サービス）（中野区補助事業）

①目的

高齢や障害、病気などで援助を必要としている区民が住み慣れた地域で生活できるよう、区民同士の支え合いによる、有料で家事援助等を行う会員制の在宅福祉サービス組織。平成2年4月に準備室を設置し、同年10月からサービスを開始した。

②サービス提供の仕組み



③サービス内容と利用料

サービス内容	利用料
1. 基本サービス（訪問相談）	会費に含む
2. 家事援助サービス	1時間 800円
3. 外出援助サービス	1時間 1,000円
4. 介護援助サービス	

④会員状況

- 利用会員 683世帯

- 協力会員 289人
- 賛助会員 72人

⑤利用実績

- 利用世帯 507人
- 活動協力会員 208人

	家事援助	介護援助	計
利用件数(件)	12,189	3,115	15,304
利用時間(時間)	17,544	5,428	22,972

⑥サービス内容別派遣回数

家事援助サービス派遣回数

	掃除	外出援助	買い物等	食事の 支度	話し相手	洗濯	その他
件数	7,538	2	1,153	1,773	119	971	633

介護援助サービス派遣回数

	外出介助	保育	留守番 ・見守り	精神的 援助	食事介助	入浴 介助等	その他
件数	1,551	42	716	137	57	70	542

※その他は障害のある人の送迎、家事援助複合の依頼を含む

⑦地域活動担い手養成講座

新たな地域活動の担い手の発掘や人材養成を目的に、体験型のプログラムを増やした「地域活動担い手養成講座」を実施している。

- 参加者 実人数 420人、延1,209人

⑧生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）

平成28年度に中野区より受託。中野区における介護予防・日常生活支援総合事業の住民参加型の活動の担い手を養成するため、地域で住民主体の活動を希望する区民を対象に全12科目からなる生活支援サービス担い手養成講座を前期と後期の2クール実施した。

- 参加者 実人数 221人、延661人

⑨犯罪被害者等緊急生活サポート事業（中野区受託事業）

- 緊急生活支援協力員数 17人
- サービス提供件数（サービス提供時間） 家事 0件、介護 0件
- 緊急生活支援協力員研修 4回開催、参加人数 延56人

⑩その他

協力会員説明会、協力会員研修会を行う。

(10) 福祉何でも相談

①目的

区民のさまざまな生活上の課題に柔軟に対応し、共に解決に向けて考え、関係機関や区民と一緒に支援を行う。

②相談実績

○新規相談件数 125件

○新規相談内容内訳（1件に複数内容有）

住まいに関すること	26件
地域の社会資源について	35件
病気や健康面に関すること	16件
家計管理や支払いについて	5件
ひきこもり・不登校に関すること	14件
福祉サービスについて	35件
仕事探しや就職に関すること	7件
家族との関係について	19件
その他	43件

※路上生活者の相談はその他に含む

※区民をはじめ民生児童委員や各関係機関との連携により課題解決に向けて取り組んだ事例を「福祉何でも相談活動報告書」として作成を行った。

(11) 高齢者困りごと支援事業（中野区補助事業）

①目的

電球の交換や家具の移動、荷物の上げ下ろしなど、日常生活におけるちょっとした困りごとを、地域の方の参加と協力を得て解消すると共に、高齢者の方々が地域で安心して生活できるよう援助する。

②事業概要

区内在住のおおむね65歳以上の単身、または高齢者世帯を対象に、1人の登録サポーターが30分程度で終了する簡易な作業で専門性・継続性のない活動を、無料で援助するもの。

○登録サポーター数 132人

※企業や団体が社会貢献としてボランティア活動を行う仕組みを検討し、区内の社会福祉法人の協力を得て団体登録での活動を施行した。

○相談・問合せ件数 2,295件

○活動内容・件数

電球・電気関係	82件
家具や物の移動	30件
簡単な修理・取り付け	78件
物の整理・片付け	7件
簡単な掃除	12件
その他	30件
合 計	239件

(12) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

①目的

仕事と家庭を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、安心して子育てができるように地域の支えあいによる会員制の相互援助活動を支援する。

平成21年度から活動内容を拡充し、これまでの子育て支援活動を一般援助活動とし、新たに仕事をしている人を対象に病児保育や緊急保育を行う特別援助活動を開始している。

②サービス内容

ア 一般援助活動（保育園への送り迎えや子どもの預かりなど）

- 年会費 無料
- 利用料（1時間） 平日 800円、土曜・日曜・祝日等 1,000円
- 会員登録講習会に参加して登録

イ 特別援助活動（集団保育になじまない病児の預かり、緊急時の一時預かりなど）

- 年会費 3,000円
- 利用料（1時間） 1,200円
- 会員登録講習会へ参加後、自宅に職員が訪問して登録
- 仕事をしている人が対象

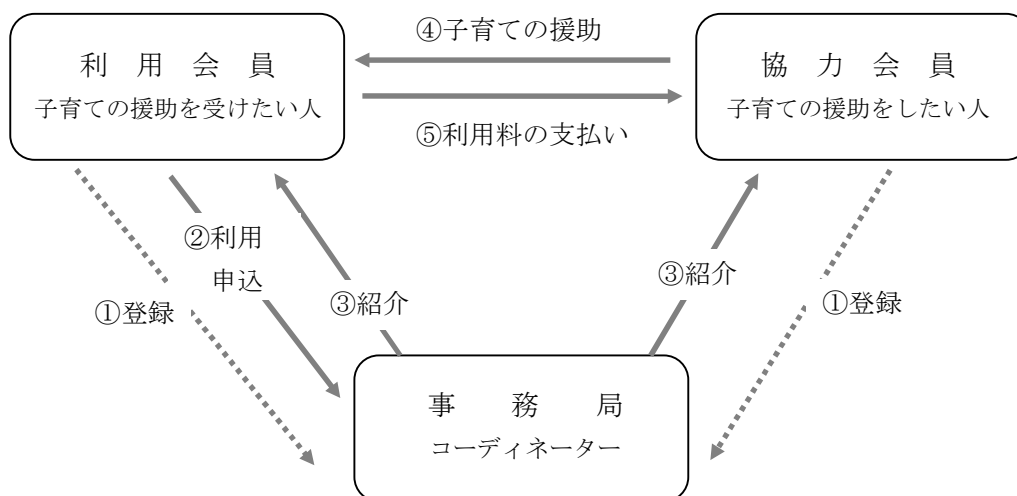
③活動件数・時間

- 一般援助活動 9,908件／17,153時間
- 特別援助活動 561件／2,225時間

④会員状況 ※（ ）内は特別援助活動会員数

- 利用会員 2,447人（391人）
- 協力会員 329人（103人）
- 両方会員 152人 計 2,928人（494人）

⑤ 中野区ファミリー・サポート事業の仕組み



(13) 介護保険認定調査事業（中野区受託事業）

平成19年4月に東京都の指定市町村事務受託法人の認可を受け、要介護認定調査を専門的に行っている。

- 要介護認定調査受託件数 8,474件／実施件数 8,211件

(14) 歳末たすけあい運動～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、歳末に区民の協力を得て募金を行い、主に区内地域福祉活動の振興のための事業費として配分される。

- 募金総額 21,729,665円

(15) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

東京都社会福祉協議会の委託事業で、区社協は受付や調査を担当。低所得世帯や障害者世帯で、貸付とともに必要な援助、指導を受けることにより自立できると認められる世帯に対し、使途に応じて貸付を行う。

○貸付件数	30件		
＜内訳＞	福祉資金	(福祉費：葬祭費)	1件
		(福祉費：その他)	5件
		(緊急小口資金)	2件
	教育支援資金	(教育支援費)	11件
		(就学支援費)	8件
	総合支援資金	(住宅入居費)	0件
		(生活支援費)	0件
		(一時生活再建費)	0件
	不動産担保型生活資金		3件
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		0件
	臨時特例つなぎ資金		0件
	緊急小口資金特例貸付		0件

(16) 受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

①目的

中学3年生、高校3年生の子どもを持つ低所得世帯に対して、学習塾の受講料と高校・大学の受験料の貸付を行う事業。進学後、手続きを行うことで返済が免除される。平成27年度より中野区から受託。

②実績

- 塾費用貸付 53件
- 受験料貸付 55件

(17) 応急援護資金

生活に困窮する住所不定者等が日常生活を脅かされる状況にあると認められる場合に当座資金の支給もしくは貸付を行う。

- 援護金 中野区福祉事務所扱い 512件
- 貸付金 中野区社会福祉協議会扱い 10件

＜参考＞ 平成28年4月に食糧支援団体（セカンドハーベストジャパン）に登録
食糧支援団体への紹介状の発行枚数 120件

(18) アシストなかの（権利擁護事業）（東京都社会福祉協議会受託事業／一部、中野区補助事業）

①目的

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)等を行うことにより、区民が安心して自立生活が送れるようにする。

平成11年10月に東京都社会福祉協議会より事業受託、平成16年6月にアシストなかの（権利擁護センター）を設置した。

②事業内容

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人への福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを行っている。

また、独自事業として、緊急を要し、行政機関が関与している成年後見申立てケースについて緊急日常金銭管理サービス・書類預かりサービスを行っている。

	新規 契約者数	解約者数	年度末契約 者数(増減)	生活支援員 支援件数	専門員 訪問件数	相談援助 件数
地域福祉権利擁護事業	34人	24人	119人(+10)	2,090件	711件	3,293件
緊急日常金銭管理 書類預かりサービス	2人	2人	0人(0)	18件	8件	8件

(19) あんしんサポート事業（中野区補助事業）

①目的

身寄りのない、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理や家事援助(ほほえみサービス事業と連携)を実施。平成27年6月から開始。

②実績

○契約者数 27人

○支援件数 620件

<内訳>

	定期訪問	あんしん 電話	入院バック お届け	金銭管理	入院時 支援	賃貸ア パート居 住支援	死後事務 手続き 支援	遺言書 作成支援
件数	75	519	4	11	10	1	0	0

(20) 苦情解決相談

民間福祉サービスに関する相談窓口を実施している。平成30年度の受付件数は4件であった。

(21) 中野区成年後見支援事業（中野区受託事業）

①目的

成年後見制度の周知や、市民後見人（社会貢献型後見人）の育成等を行い、区民が制度を円滑に利用できるように支援することで判断能力が低下した高齢者や障害のある人の権利を守り、安心して自立した生活が送れるようにする。

平成20年10月に中野区成年後見支援センターを開設した。

②事業内容・実績

成年後見制度について、説明会などで周知活動を行うとともに、窓口・訪問による相談事業を実施している。

ア 成年後見制度に関する相談

○新規相談件数 354件

イ 成年後見制度説明会

○成年後見制度申立講座

2回実施 計 34人

○成年後見制度講演会

2回実施 計 82人

○後見人勉強会	2回実施	計 36人
○区民・団体・事業所等からの要請による出張説明会	15回実施	計 374人
ウ 成年後見制度に関するイベント及び関係機関も含めた事業		
○全国一斉無料成年後見制度相談会 司法書士による個別相談会 (財団法人リーガルサポート東京支部との共催)	1回実施	12人
○情報交換会(専門職後見人と福祉関係機関)	2回実施	計 74人
○高齢者・障害者のための巡回無料法律相談 (法テラス・東京弁護士会・東京第一弁護士会・東京第二弁護士会との共催)	1回実施	8人
○中野北・江古田地域包括支援センター主催 北部地域包括支援センター事例検討会	3回実施	196人

(22) 法人後見・法人後見監督事業(中野区補助事業)

平成22年度から事業開始。後見人がみつかりにくい区民のために法人として後見人を受任し、業務を実施。また法人後見監督事業は、後見人の担い手を広げるために市民後見人(社会貢献型後見人)の後見監督人を中野区社会福祉協議会が受任し業務のサポートを行う。

①事業実績

- 法人後見 0件受任
- 法人後見監督 7件受任中

(23) 成年後見制度申立経費・成年後見人等報酬費用助成事業(中野区補助事業)

平成27年度から事業開始。法定後見制度の利用にあたり、成年後見制度の申立経費や成年後見人等への報酬を負担することが困難な者に対して助成を行う。

①成年後見制度申立経費助成

- 助成件数 1件

②成年後見人等報酬費用助成

- 助成件数 5件

第2章 中野区障害者福祉事業団

【一般財団法人 中野区障害者福祉事業団 （愛称：ニコニコ事業団）】

1 目的

一般財団法人中野区障害者福祉事業団は、区内に住所を有する障害のある人に対し、就労に係る相談から適性に応じた雇用促進の推進を図るため、就労機会の開拓から職場定着の支援を進め、併せて福祉活動の向上に寄与することを目的に、就業の援助と福祉サービスの提供などに関する事業を実施している。なお、事業団は、中野区の支援を受けて昭和62年2月に任意団体として設立し、平成28年4月に法人格を取得し、一般財団法人中野区障害者福祉事業団として、従来の事業等を継承して運営をしている。

【運営目標】

就業を希望する障害のある人の就業相談や就職に向けた準備、就職、就職後の支援など総合的な就労支援並びに企業への障害のある人の雇用促進を図ることを主体的に取り組むとともに、障害福祉施設（団体）や障害のある人の社会参加、交流の促進、活動の支援に取り組んでいく。

2 事業所

〒165-0026 中野区新井二丁目8番13号

電話：3388-2941 ファクシミリ：3388-2942

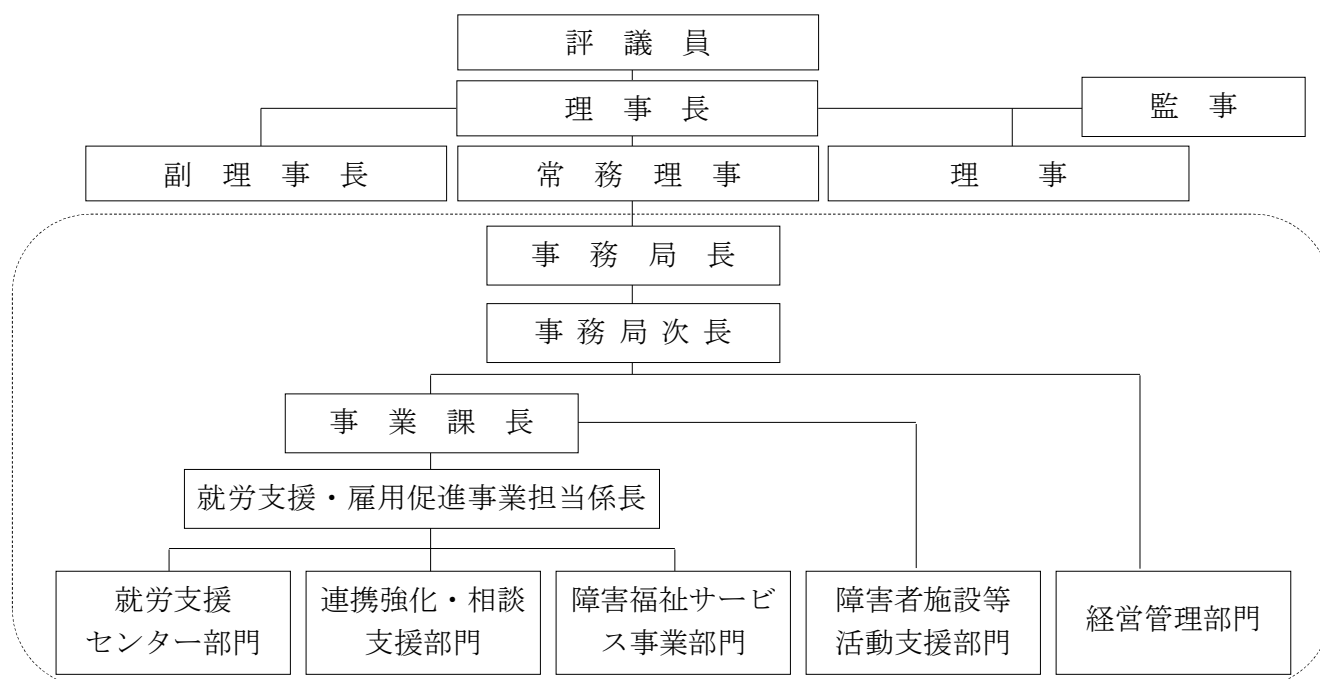
3 組織

事業団は、定款の変更や財務諸表の承認など重要な意思決定を行う評議員会、業務執行の決定及び監督を行う理事会及び事務局により構成し運営を行っている。

また、事業団を財政的に支援する「賛助会員」及び行事などに協力する「協力員」の制度があり、事業団の運営を支えている。

○配置職員：33人（平成31年4月1日現在／常勤職員9人、契約職員11人、臨時職員13人）

○賛助会員：団体会員15団体、個人会員39人



4 利用登録

区内に住所を有し、働く意欲のある障害のある人、または区内に主たる障害者施設等を有している障害者団体が、事業団に利用登録をすることができる。登録者等には就労に向けた支援、施設の受注支援、社会活動支援等、様々な支援を行っている。

○利用登録数 個人 857人、団体 31団体

5 事業の内容

(1) 就労支援センターに関する事業

区からの委託により、就業を希望する障害のある人の就業相談及び就労の準備のための就業前訓練、就労の場の確保に向けた企業開拓、就労に向けた面接同行、職場実習支援等の就職支援、就労後の定着・生活支援などを就労・生活支援コーディネーターが中心となり関係機関と連携して行っている。

就労支援は、身体障害、知的障害、精神障害の他、発達障害、難病など様々な障害のある人を対象に実施している。

平成30年度は、事業団の支援等により69人が就職した。就職者数の累計は、平成31年3月末で750人となっている。

なお、平成22年度から中小企業への障害のある人の短時間就労などの雇用促進を図るため、「中小企業障害者雇用奨励金」を活用した就労支援を推進している。

①障害のある人の就業相談

○相談件数 3,057件（電話、来所、電子メール相談）

②就労の場の開拓

ハローワークの協力、連携のもと経常的に求人情報を収集し、また、区内中小企業を中心に訪問などを行い、企業での実習や雇用の場の開拓を進め、ネットワーク等を通じて関係機関、団体に実習や求職情報の提供を行っている。

○職場開拓件数 1社、1件

③就職や就労継続のための支援

企業面接の同行支援、職場実習支援、就職調整支援、就労を継続するための定着・生活支援などを進めている。職場実習については、職場実習奨励金を活用して推進している。

また、定着・生活支援の一環として、就職者の交流、余暇支援等を目的に、「たまり場」を開催している他、一般企業等で働く障害のある人（定着支援対象者）を対象に勤続年数等に応じた勤続表彰を実施している。

○職場実習支援等件数 48件

○職場実習奨励金利用状況 30か所、42人

○就職者数 69人

障害別内訳	
身体障害のある人	4人
知的障害のある人	27人
精神障害のある人	38人
障害手帳無しの人	0人

○定着・生活支援 支援対象者数 366人、支援件数 7,078件

○たまり場の開催 定例会及び研修会 11回（毎月最終金曜日）、延474人参加

スポーツ大会 1回（11月）、延40人参加

④障害者のための就職準備フェア

障害のある人の就労を目指して、職場実習や企業就労にチャレンジするため、ハローワーク新

宿、東京障害者職業センター、新宿区・杉並区の就労支援機関と共同して毎年度開催している。

○就職準備セミナー（精神障害者及び知的障害者向けの2会場に分かれて実施）

第一部「就職準備講座」（就職を目指す方への心構えや備えておくべきこと等）

第二部「企業担当者と働いている人からのメッセージ」（企業で働く上司と障害者の講演）

全体参加者 94人（中野区民23人）

⑤なかの障害者就労支援ネットワークの運営

平成11年4月に、障害福祉施設が就労支援等に関し連携して取り組むためにネットワークを発足。区内障害者関係機関・施設等で構成し、事業団が事務局として運営にあたっている。

ネットワークでは、運営会議や雇用就労部会、共同受注部会、広報部会を設置して就労支援や共同受注の様々な連携、協働の取組をしている。雇用就労部会においては、知的障害のある人及び精神障害のある人を対象に、当事者が実際に働く企業の見学会を開催したほか、広域に活動する障害者就業・生活支援センターからの講演や意見交換会などを行ってきた。また、共同受注部会においては、区内障害者就労施設の受注の安定確保を目指した意見交換や中野区役所1階ロビーを活用した自主生産品等の物品販売会を開催した。

⑥区役所等職場体験実習

区役所及び、中野区社会福祉協議会の事務室等において、事務補助等の職場体験を行っている。

実施状況

○中野区役所 5回実施、13人参加

○中野区社会福祉協議会 1回実施、2人参加

（2）障害者就労施設等との連携事業

①障害者就労施設等の仕事の受注、分配

○区立公園（36か所）、児童遊園（16か所）の清掃・除草や区有施設（9施設）の建物内・外の定期清掃の他、屋外除草作業（3か所）などの仕事を区から一括受注し、障害者就労施設等に分配している。

○平成23年5月から区内障害者就労施設の工賃向上を図るため、専任の受注開拓員を配置し、民間企業等からの受注促進を図る共同受注促進事業を区から受託し、平成30年度は、延べ405件の受注を獲得し、各障害者就労施設に分配している。

○上記の他、封入・封かん等の軽作業を区から受注し、各障害者就労施設に分配している。

②「福祉売店 ふれあいショップアザレア」の運営

障害者就労施設等から作業製品の販売を事業団が受託して、中野区役所1階の「福祉売店ふれあいショップアザレア」で販売しているほか、様々な行事等の機会にも販売をしている。また、東日本大震災の被災地域（宮城県）からの、物産品の常設販売の支援に取り組んでいる。

○販売委託施設・団体数 20団体 ほか民間会社 3社

○主な販売品目：織物、カードケース、木工品、和紙製品、ジュエリー、小物類など

※福祉売店の職員は管理者の一部を除き、原則障害のある人を採用している。

（3）特別支援学校・障害者就労施設連携強化に係わる相談支援事業

障害者相談支援事業所「わ・らいふ」の運営

平成28年8月1日に指定特定相談支援事業所として開設。相談支援事業所を開設した事により、平成28年10月から特別支援学校・障害者就労施設連携強化事業を区から受託している。

この事業は、就労支援の業務経験が豊富な相談支援専門員を配置し、特別支援学校高等部に在籍す

る生徒に対して、授業中の見学等をとおしてアセスメントを行い、在学中に課題解決に取り組みながら卒業後における進路の選択肢を拡げていくことが一つ目の目的である。

さらに、一般就労を希望する就労継続支援B型事業所を主とする障害者就労施設の利用者に対し、アセスメント等を行いながら就労への意識付けをさらに高め、個々の適正な能力に合った移行先を目指す支援を行っている。

○総合相談	179件		
○計画相談支援	22件		
○モニタリング	36件		
○特別支援学校高等部訪問	計24回	延	182人対応
○就労継続支援B型事業所訪問	9事業所	延	51人対応
○理解啓発セミナー	1回実施		51人参加

(4) 障害福祉サービス事業

①介護給付事業、地域生活支援事業「サポートセンター ニコニコ」の運営

平成28年10月1日から指定居宅介護事業所として障害福祉サービスの同行援護・重度訪問介護・居宅介護等のほか移動支援を実施している。

○同行援護事業	契約利用者20人	介護人22人	サービス提供回数1,213回
○重度訪問介護事業	契約利用者1人	介護人2人	サービス提供回数360回
○居宅介護等事業	契約利用者3人	介護人13人	サービス提供回数42回
○移動支援事業	契約利用者15人	介護人9人	サービス提供回数260回

②多機能型事業所「ワーカライズ ニコ」の運営

平成29年4月1日から就労移行支援事業所「ワーカライズ ニコ」(定員12人)と自立訓練(生活訓練)事業所「ここね」(定員8人)の計20人規模による多機能型事業所の運営を開始した。

○開所日数	ワーカライズ ニコ	239日	ここね	239日
○年間利用延べ人数	ワーカライズ ニコ	1,533人	ここね	1,444人
○実習件数	ワーカライズ ニコ	14件		
○就職活動	ワーカライズ ニコ	116件		
○就職者数	ワーカライズ ニコ	5人	ここね	1人

(5) 障害者の社会活動等の推進に関する事業

①障害者社会活動センター運営(区受託事業)

障害のある人の自主的な活動を援助するための障害者社会活動センター(スマイルなかの内)の管理や施設(多目的室、会議室、和室等)の貸出を行っている。

※障害者社会活動センター管理業務の職員には、障害のある人を採用している。

②視覚障害者のための情報提供サービス(区受託事業)

視覚に障害のある登録者に、「なかの区報」など行政広報紙の音声情報をデジタイズCDまたはCDに録音し、無料で配付している。

③障害者団体の研修事業に対するバス派遣事業(区補助事業)

障害のある人やその家族の団体、障害者就労施設等が実施する研修、訓練などの活動でバスを利用する場合に、バスを雇いあげて派遣している。

○助成対象登録団体	17団体
-----------	------

○利用団体、バス派遣台数 13団体、15台

④障害者の交流・社会参加を促進する事業（区補助事業）

障害のある人となない人の交流を促進し、理解啓発を図るため、交流事業を実施している。

○ユニークダンスを楽しむ区民の集い（隔年開催）

中野区産業振興センター大体育室を会場として、ダンスを通じた集いを開催している。

《平成30年度》平成30年12月2日（日）開催、参加者数 284人

○区民ふれあいの集い

障害のある人となない人が分け隔てなく親しみ、触れ合う機会が得られるよう、「東北復興大祭典なかの」に「ふれあい商店」を出店し、区内障害者施設・団体の自主製品や被災地商品等を販売するとともに、障害に対する理解の啓発、復興支援、地域交流等のふれあいを創出する事業を実施した。この事業の売上金の一部を中野区をとおして被災地域に寄付をしている。

開催日 平成30年10月27日（土）～10月28日（日）の2日間

販売会場 中野駅北口暫定広場

従事者数 2日間計42人

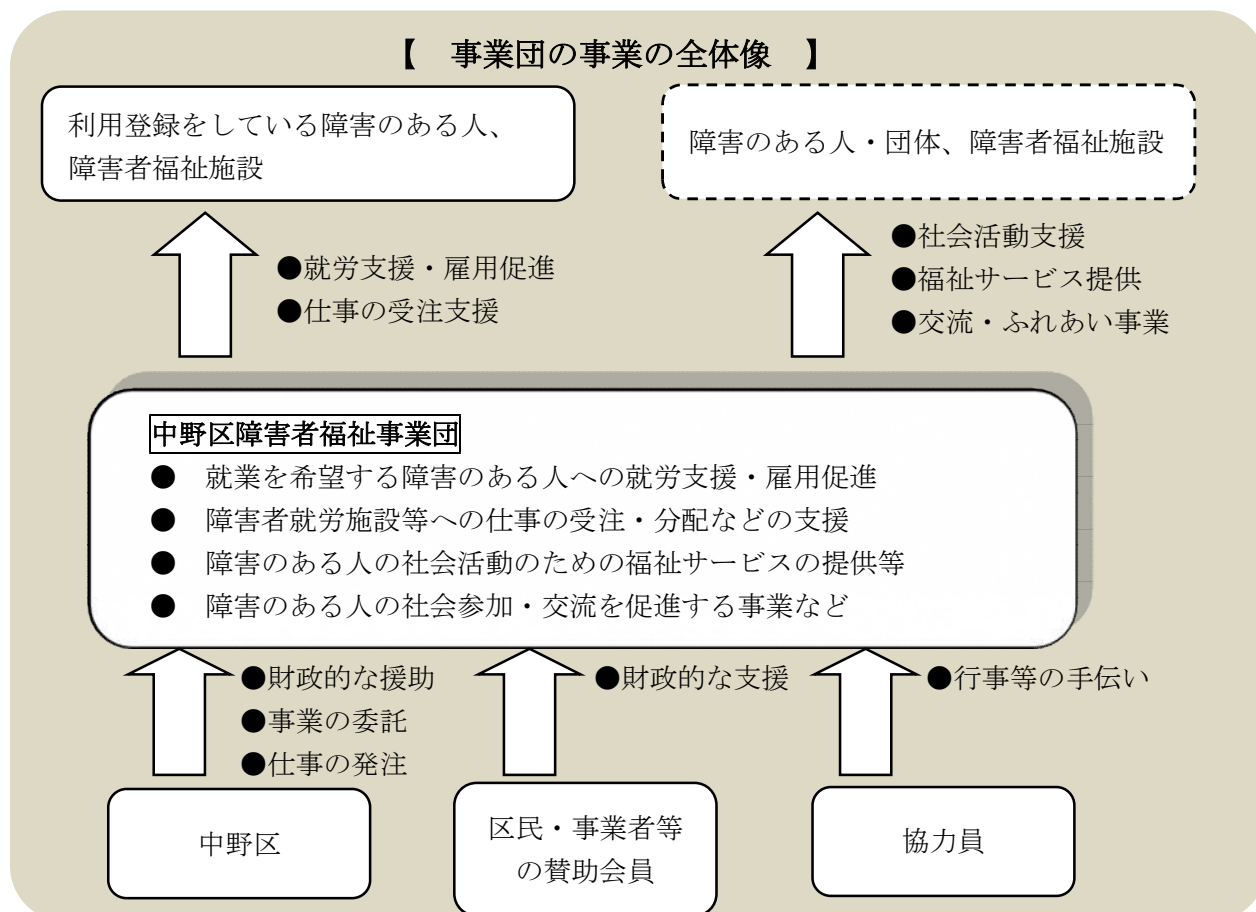
（6）広報活動や情報提供にかかわる事業

障害のある人の就労や社会参加の促進、活動の支援に関する各種情報の提供や事業団活動のPRを行っている。

○「ホームページの運用」

〔URL〕 <http://www.sfj-city-nakano.or.jp>

○「事業団だより」の発行 年2回発行





第 4 部
資料及び統計



1 予算と決算

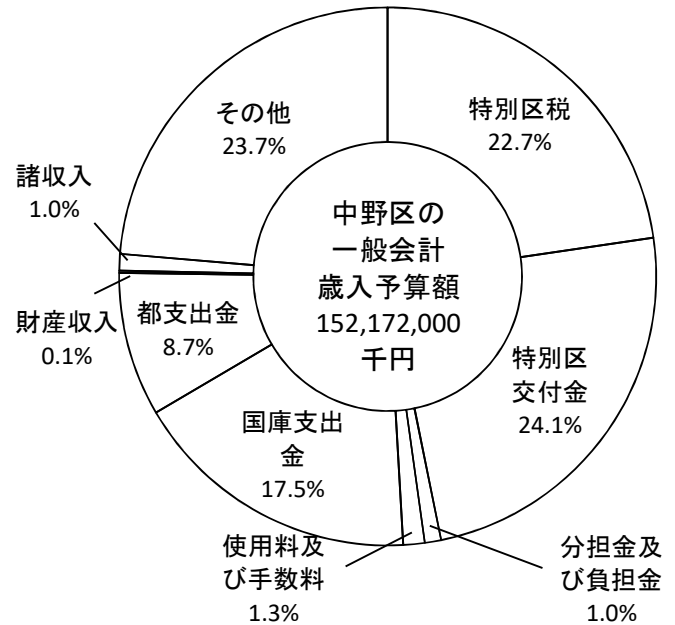
(1) 令和元（2019）年度と平成 30（2018）年度当初予算額（款別）

①一般会計歳入（区）

単位：千円

款	R1当初予算	H30当初予算
特別区税	34,527,601	33,097,050
特別区交付金	36,700,000	36,500,000
分担金及び負担金	1,496,752	1,655,988
使用料及び手数料	1,952,950	1,896,174
国庫支出金	26,610,007	25,202,481
都支出金	13,171,874	12,247,317
財産収入	191,987	160,681
諸収入	1,523,375	1,463,017
その他	35,997,454	30,545,292
合 計	152,172,000	142,768,000

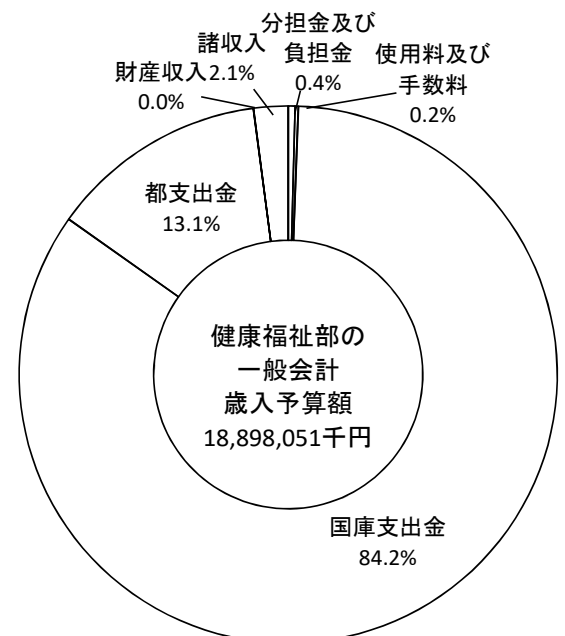
その他は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、寄付金、繰入金、繰越金、特別区債



②一般会計歳入（健康福祉部）

単位：千円

款	R1当初予算	H30当初予算
分担金及び負担金	76,108	212,127
使用料及び手数料	38,102	17,080
国庫支出金	15,913,601	15,466,856
都支出金	2,478,142	2,656,216
財産収入	1,991	31,815
諸収入	390,107	405,922
合 計	18,898,051	18,790,016

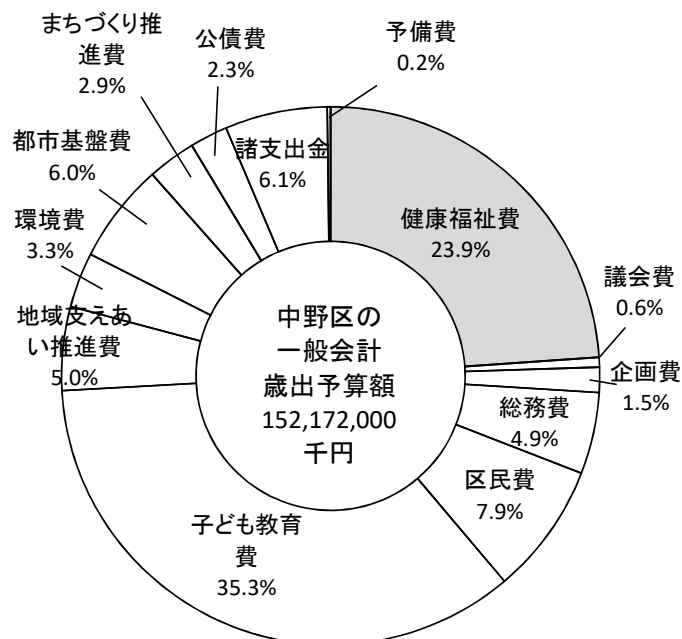


③一般会計歳出（区）

単位：千円

款	R1当初予算	H30当初予算
健康福祉費	36,359,225	33,795,994
議会費	900,263	888,378
企画費	2,293,220	0
総務費	7,461,032	0
区民費	12,058,149	0
子ども教育費	53,715,723	42,976,886
地域支えあい推進費	7,666,032	5,340,418
環境費	5,027,791	5,199,068
都市基盤費	9,134,625	9,728,348
まちづくり推進費	4,430,079	0
公債費	3,474,210	3,868,048
諸支出金	9,351,651	10,098,604
予備費	300,000	300,000
（経営費）	0	8,687,147
（都市政策推進費）	0	3,271,872
（区民サービス管理費）	0	15,740,392
（地域まちづくり推進費）	0	2,872,845
合 計	152,172,000	142,768,000

※人件費含む

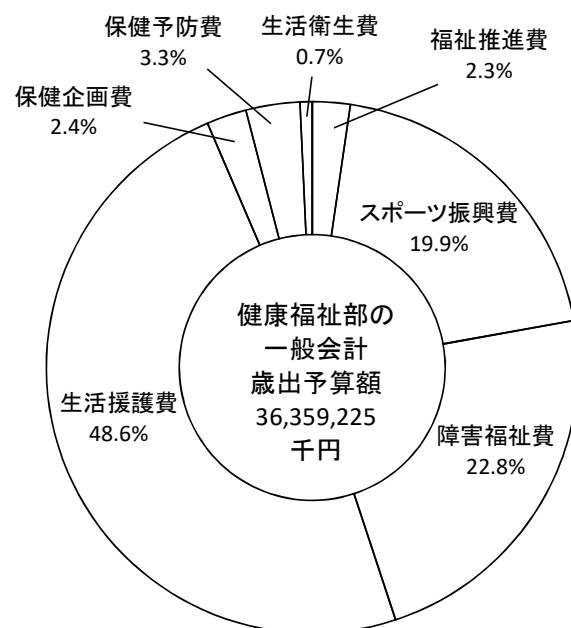


④一般会計歳出（健康福祉部）

単位：千円

款	R1当初予算	H30当初予算
福祉推進費	833,541	1,605,429
スポーツ振興費	7,226,080	0
障害福祉費	8,275,796	8,148,089
生活援護費	17,678,691	17,807,402
保健企画費	884,885	0
保健予防費	1,190,975	1,271,622
生活衛生費	269,257	0
（健康推進費）	0	796,379
（文化・スポーツ費）	0	4,167,073
合 計	36,359,225	33,795,994

※人件費含む



(2) 平成 30 (2018) 年度決算額と令和元 (2019) 年度当初予算額 (項別)

①一般会計歳入 (健康福祉部)

単位：円

科 目	H30予算現額	H30決算額	R1当初予算額
合 計	19,213,491,000	18,290,463,445	18,898,051,000
12(11) 分担金及び負担金	90,577,000	480,845,232	76,108,000
1 負担金	90,577,000	480,845,232	76,108,000
13(12) 使用料及び手数料	17,080,000	12,363,897	38,102,000
1 使用料	12,779,000	9,292,797	8,464,000
2 手数料	4,301,000	3,071,100	29,638,000
14(13) 国庫支出金	16,239,368,000	15,066,112,371	15,913,601,000
1 国庫負担金	14,797,722,000	14,485,689,113	14,777,079,000
2 国庫補助金	1,439,746,000	578,957,297	1,134,560,000
3 国庫委託金	1,900,000	1,465,961	1,962,000
15(14) 都支出金	2,442,853,000	2,367,119,625	2,478,142,000
1 都負担金	1,543,001,000	1,511,538,740	1,551,335,000
2 都補助金	899,066,000	854,856,285	925,814,000
3 都委託金	786,000	724,600	993,000
16(15) 財産収入	31,815,000	31,809,715	1,991,000
1 財産運用収入	31,815,000	31,809,715	1,991,000
20(19) 諸収入	391,798,000	332,212,605	390,107,000
2 預金利子	2,000	550	1,000
3 貸付金元利収入	15,397,000	18,867,631	13,508,000
4 受託事業収入	207,779,000	147,369,391	186,822,000
6 雑入	168,620,000	165,975,033	189,776,000

※括弧内は平成30(2018)年度の款

②一般会計歳出（健康福祉部）

平成30(2018)年度決算

単位：円

科 目	H30予算現額	H30決算額
合 計	35,399,266,000	31,237,369,867
1 福祉推進費	1,310,691,000	1,195,631,892
1 健康福祉部経営費	320,131,000	311,909,006
2 健康福祉企画費	7,182,000	6,398,004
3 高齢福祉費	340,115,000	270,014,078
4 介護基盤整備費	401,311,000	380,291,631
5 地域福祉推進費	236,260,000	221,599,879
6 社会福祉法人指導費	5,692,000	5,419,294
2 健康推進費	797,379,000	726,368,913
1 健康企画費	103,222,000	98,398,020
2 医療連携費	63,787,000	63,225,086
3 区民健診費	630,370,000	564,745,807
3 保健予防費	1,301,051,000	1,185,920,623
1 保健予防費	1,301,051,000	1,185,920,623
4 文化・スポーツ費	5,866,634,000	3,225,538,293
1 スポーツ活動費	327,276,000	298,074,341
2 スポーツ環境整備費	5,001,597,000	2,406,180,283
3 生涯学習費	445,956,000	435,923,629
4 文化財費	91,805,000	85,360,040
5 障害福祉費	8,186,808,000	7,651,878,393
1 障害者社会参画費	496,004,000	490,790,213
2 障害者福祉事業費	1,369,058,000	1,260,108,774
3 自立支援給付管理費	5,354,481,000	5,074,020,840
4 障害者相談支援費	57,622,000	49,416,216
5 障害者施設費	909,643,000	777,542,350
6 生活援護費	17,936,703,000	17,252,031,753
1 生活保護費	17,575,444,000	16,914,639,538
2 生活相談費	229,490,000	216,628,396
3 自立支援費	131,769,000	120,763,819

令和元(2019)年度予算

単位：円

科	目	R1当初予算額
合	計	36,359,225,000
1	福祉推進費	833,541,000
	1 福祉推進費	298,385,000
	2 健康福祉企画費	4,666,000
	3 高齢者専門相談費	161,889,000
	4 地域福祉推進費	362,926,000
	5 社会福祉法人指導費	5,675,000
2	スポーツ振興費	7,226,080,000
	1 スポーツ活動費	290,930,000
	2 スポーツ環境整備費	6,888,319,000
	3 オリンピック・パラリンピック推進費	46,831,000
3	障害福祉費	8,275,796,000
	1 障害者施策推進費	501,995,000
	2 在宅福祉費	1,329,268,000
	3 認定給付費	5,299,849,000
	4 障害者相談費	10,122,000
	5 障害者支援費	44,988,000
	6 障害者施設費	1,089,574,000
4	生活援護費	17,678,691,000
	1 生活保護費	17,411,256,000
	2 生活相談費	133,680,000
	3 自立支援費	133,755,000
5	保健企画費	884,885,000
	1 保健企画費	163,985,000
	2 区民健診費	646,050,000
	3 医療連携費	74,850,000
6	保健予防費	1,190,975,000
	1 保健予防費	1,132,062,000
	2 結核予防費	54,603,000
	3 精神保健支援費	4,310,000
7	生活衛生費	269,257,000
	1 衛生環境費	245,858,000
	2 食品衛生費	3,922,000
	3 医薬環境衛生費	19,477,000

2 保健福祉のあゆみ

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
1991	3	○老人保健法改正（老人訪問看護） ○資産活用福祉資金貸付制度開始 ◇弥生高齢者福祉センター開設 ◇弥生、東中野高齢者在宅サービスセンター開設 ◇在宅高齢者短期保護事業（ミドルステイ）開始（2000年廃止） ◇痴呆性高齢者短期保護事業区実施（1994年廃止） ▲緊急一時保育事業開始 ●飼い猫の去勢・不妊手術助成開始（1996年廃止） ●高齢者入院見舞共済会設置 ▼眼科検診開始 ☆第2期福祉審議会「中野区の地域福祉を総合的に展開するための福祉施設の体系的整備と運営のあり方について」答申 ☆中野区保健推進計画策定
1992	4	○地域型福祉サービス推進担当配置（1997年廃止） ◇松が丘高齢者福祉センター開設 ◇松が丘、南中野高齢者在宅サービスセンター開設 ◇老人性白内障眼鏡等助成開始 ◇住宅改造サービス開始 ◆精神薄弱者生活寮（やよい荘）開設 ◆第二杉の子作業所移転 ◆重度障害者毎日給食サービス試行開始 ◆重度障害者訪問給食サービス開始 ●休日薬局開始 □訪問給食サービス開始 ▼地域健康づくり支援開始 ☆中野区長期計画・実施計画策定 ☆第3期福祉審議会「老人福祉法等に基づく老人保健福祉計画の意を反映した（仮称）中野区地域福祉総合推進計画策定にあたっての基本的考え方について」答申 ☆福祉サービス意向調査実施
1993	5	◇ヘルパー養成講座開設（1999年廃止） ◆知的障害者グループホーム援助開始 ▽エイズキャンペーン開始 ▽結核サーベイランス開始 △食品安全委員会設置 △食品総合相談窓口開始 ☆福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）策定
1994	6	○児童権利条約発効 ○障害者基本法施行 ○精神保健法改正（精神障害者手帳） ○新ゴールドプラン策定 ○エンゼルプラン策定 ○福祉サービス事業団発足

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
1994	6	◇特別養護老人ホームしらさぎホーム開設 ◇高齢者デイホームしらさぎホーム開設 ◇高齢者在宅サービスセンターしらさぎホーム開設 （2003年高齢者在宅サービスセンターしらさぎホームと統合） ◆生活実習所（かみさぎこぶし園）開設 ●ペット相談開始 ●予防接種法改正 ●地域保健法施行
1995	7	○障害者プラン策定（国） ○社会福祉会館（スマイルなかの）開設 ◆精神障害者社会復帰センター開設 ◆第四杉の子作業所開設 ◆精神障害者保健福祉法改正 ◆障害者社会活動センター開設 ●障害児（者）歯科医療事業開始 ▼咽頭がん検診開始 △環境保健サーベイランス開始（1999年廃止） ☆第4期福祉審議会「中野区における子育て・子育て支援のあり方について」提言 ☆寝たきり高齢者等訪問歯科診療需要調査実施
1996	8	◇特別養護老人ホーム小淀ホーム開設 ◇高齢者デイホーム小淀ホーム開設 ●母体保護法施行 ☆中野区保健福祉審議会設置（1997年1月発足、中野区福祉審議会及び中野区保健所運営協議会を廃止） ☆乳幼児の養育実態と保育需要調査実施 ☆福祉サービス意向調査実施
1997	9	○福祉部組織改正 ○中部保健福祉センター開設 ○児童福祉法改正 ◇在宅介護支援センターしらさぎホーム開設（2003年廃止） ◇24時間巡回型ホームヘルプサービス開始 ●要介護高齢者等訪問歯科医療開始 ●緊急一時入院病床確保事業開始 ●健康づくり協力モデル店の支援開始 ●医療監視指導開始 ●薬事衛生開始 ●薬事法改正 ●臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律改正 ■精神障害者グループホーム運営費助成開始 ☆福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）改定 ☆第二次中野区長期計画、'97中野区実施計画策定 ☆中野区保健推進計画（第一次改定）策定

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
1998	10	○介護保険準備担当課長設置 ◆障害者地域自立生活支援センター開設 ●組織改正 「中野・中野北両保健所」を合併 「中野区保健所」設置 ●かかりつけ医機能推進事業開始 ▼機能訓練事業（B型）開始 △食品衛生推進員制度開始 ☆介護保険事業計画策定に係る要介護者等実態調査
1999	11	○介護保険準備課設置（介護保険準備担当課長廃止） ○新エンゼルプラン策定（国） ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 ●難病患者等ホームヘルプサービス開始 □子育てこころの相談開始 △食中毒発生動向調査実施 ☆第2期保健福祉審議会「介護保険事業計画と関連施策のあり方について」（中間答申） ☆第1期保健福祉審議会「新たな状況変化に対応する地域型保健福祉を発展させるための 方策について～介護保険制度への対応を中心に～」答申
2000	12	○ゴールドプラン21策定（国） ○介護保険制度開始 ○介護予防・自立支援事業開始 ○社会福祉法改正 ○余裕教室を活用した高齢者在宅サービスセンターの整備・開設 （桃二高齢者在宅サービスセンター、多田高齢者在宅サービスセンター） ○福祉部組織改正 ◆知的障害者更生施設「かみさぎこぶし園」開設（法内化） ●健康日本21策定（国） ●健やか親子21策定（国） ●難病患者に対する日常生活用具給付開始 ●家庭用品衛生監視開始 ●保健衛生部組織改正 ☆中野区介護保険運営協議会設置 ☆第2期保健福祉審議会「介護保険事業計画と関連施策のあり方について」（追加答申） ☆福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）改定 ☆介護保険事業計画策定 ☆要援護高齢者の実態調査
2001	13	◆障害者ケアマネジメント推進事業（試行）実施 ▲乳幼児医療費助成年齢拡大 ▼糖尿病生活習慣改善指導（医療機関）開始 ▼歯周疾患改善指導（医療機関）開始 ■精神障害者地域生活支援センター開設 ◆精神障害者ホームヘルプサービス開始 ○●組織改正（保健福祉部として統合） ☆要介護高齢者等実態調査

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2002	14	○改正保健師助産師看護師法施行 ○新障害者プラン策定（国） ◇老人保健医療制度改正 ◆精神障害者居宅生活支援事業法定化 ◆知的障害者授産施設「弥生福祉作業所」開設（法内化） ◆第五杉の子作業所開設 ●小児初期救急診療開始 ☆保健福祉サービス意向調査 ☆第3期保健福祉審議会「中野区保健福祉総合推進計画策定にあたっての基本的な考え方について」（中間答申・答申） ☆介護保険運営協議会「第2期中野区介護保険事業計画の策定について」（中間答申・答申）
2003	15	◇在宅介護支援センター設置か所数増（9か所） ◇区立特別養護老人ホームしらさぎホーム等を福祉サービス事業団立施設へ移行 ◇堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を社会福祉法人に委託 ◇弥生、松が丘高齢者福祉センターの民営化 ◇老人保健医療制度改正 ◇介護予防メニュー等調査研究モデル事業実施 ◆支援費制度創設 ◆障害者地域自立生活支援センター移転・拡充（相談業務の24時間対応化） ◆身体障害者補助犬法全面施行（公共施設等への補助犬同伴拒否の禁止） ●区民健診のがん検診（大腸がんを除く）に自己負担制度を導入 ●健康危機管理マニュアルの改訂 ●健康増進法施行 ◎健康保険法等の一部改正法施行（老人医療対象年齢の段階的引上げ） ○●健康福祉都市宣言 ○●組織改正（高齢福祉課と障害福祉課設置、保健福祉センター4か所と保健所組織改正） ☆中野区保健福祉総合推進計画策定 ☆第2期中野区介護保険事業計画策定
2004	16	○権利擁護センター「アシストなかの」開設 ○中野区福祉サービス事業団本部移転 ◇高齢者見守りネットワーク「元気でねっと」立ち上げ ◇特別養護老人ホーム優先入所等に関する指針策定 ◇高齢者緊急一時宿泊事業の開始（区内特別養護老人ホームの空床を活用） ◇高齢者会館の運営委託化（しんやまの家、上高田東、東山の3館） ◆社会福祉法人中野障害者援護センター設立 ●健康危機管理図上訓練の初実施 ◎国民健康保険料のコンビニエンスストア収納開始 ○●組織改正（国民健康保険及び環境公害関係事務を保健福祉部に移管、母子保健、母子等医療助成事務及び障害児福祉関係事務を子ども家庭部へ移管） ☆介護保険サービス実態調査

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2005	17	○犯罪被害者等基本法施行 ◇認知症高齢者グループホーム開設（弥生町3丁目、単独施設として区内初） ◆発達障害者支援法施行 ◆かみさぎこぶし園の運営を指定管理者による管理に移行 ●食育基本法施行 ●区民健診費用の一部自己負担制拡大（成人健診、大腸がん検診、眼科検診、成人歯科健診）、健診内容の充実 ▽結核予防法の改正施行（ツベルクリン反応検査廃止とBCG接種時期変更） △薬事事務の拡大（薬局、薬種商、医療機器の一部など 都特例条例による委譲） ○●組織改正（環境公害関係事務、シルバー人材センター関係事務を区民生活部へ移管） ☆保健福祉サービス意向調査（高齢者調査、障害者調査、健康意識調査） ☆保健福祉に関する意識調査（初年度以降毎年度実施） ☆第4期保健福祉審議会「中野区保健福祉総合推進計画の改定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申） ☆介護保険運営協議会「第3期中野区介護保険事業計画の策定について」（答申） ☆中野区保健福祉総合推進計画2005 策定 ☆第3期中野区介護保険事業計画 策定
2006	18	◇介護保険法改正（区内4つの日常生活圏域の設定、地域包括支援センター8か所の設置、地域支援事業、地域密着型サービスの創設など） ◇高齢者虐待防止・養護者支援法施行 ◇高齢者会館の委託化推進（東中野いこいの家、若宮の2館） ◇堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を指定管理者による管理に移行 ◇介護保険料のコンビニエンスストア収納開始 ◇高齢者虐待対応連絡会の設置 ◆障害者自立支援法施行 ◇多田、桃二高齢者在宅サービスセンターの運営を指定管理者による管理に移行、南中野高齢者在宅サービスセンターの民営化 ◆知的障害者生活寮（やまと荘、やよい荘）の運営を指定管理者による管理に移行 ◆知的障害者通所施設「ふらっとなかの」開設 ◆第1期中野区障害福祉計画 策定 ●自殺対策基本法施行 ●健康づくり連携推進会議の設置 △第4期食品安全委員会「中野区の食品安全・安心確保対策のための基本方針」に盛り込むべき基本的な考え方について～食育の前提となる子どもの食の安全策の推進を中心にして（答申） ◎東京都後期高齢者医療広域連合の設立 ○●組織改正（健康・高齢分野及び経営分野の再編、地域ケア分野の設置）

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2007	19	○民間福祉サービス紛争調定制度を開始 ◇高齢者会館の委託化推進（本一、鷺六の2館） ◇江古田の森保健福祉施設「東京総合保健福祉センター 江古田の森」開設 ◇中野区高齢者虐待対応マニュアルの策定 ◆中野区障害者自立支援協議会の設置 ●がん対策基本法施行 ●中野区健康づくり行動プランの策定 ▽中野区新型インフルエンザ対応マニュアルの策定 △中野区ペットとの共生を考える懇談会『中野区における「ペットとの共生」のための提言』 ◎☆中野区特定健康診査等実施計画の策定 ☆保健福祉審議会と介護保険運営協議会の審議組織を統合（保健福祉審議会に統合）
2008	20	○犯罪被害者等相談支援事業の開始 ○福祉資金の自立生活資金への再編（生業資金、奨学金、入院資金、女性福祉資金の廃止） ○東京都生活安定化総合対策事業（チャレンジ支援貸付事業など）の開始 ◇高齢者会館の委託化推進（上高田、野方の2館） ◇堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を指定管理者から業務委託に移行 ◆義務教育通学等支援事業の開始 ●後期高齢者医療制度、特定健診・特定保健指導の開始 ●東京警察病院の開院 ●東京都大気汚染医療費助成制度の拡充 ●中野区健康づくりシンボルマーク・標語の制定 ●中野区食育マスコットキャラクター「うさごはん」の制定 ○仲町小学校跡施設活用整備に関する基本計画案策定 ○中野区成年後見支援センター（社会福祉協議会）の開始 ☆保健福祉サービス意向調査（高齢者福祉・介護保険、障害福祉） ☆第5期保健福祉審議会「中野区保健福祉総合推進計画・障害福祉計画の改定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方」（答申） ○新型自立支援センター「（仮称）中野寮」検討委員会報告書 ☆第5期保健福祉審議会「第4期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方、また、高齢者を支えるための方策について」（第二次答申） ☆中野区保健福祉総合推進計画、第4期中野区介護保険事業計画及び第2期中野区障害福祉計画の策定（合冊版） ◇高齢者困りごと支援事業（社会福祉協議会）の開始 ◇中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金創設

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2009	21	◇松が丘、弥生、堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を指定管理者による管理に移行 ◇高齢者会館の委託化推進（昭和、白鷺の2館） ◆障害者福祉会館の運営を指定管理者による管理に移行 ◆知的・身体障害者向けグループホーム及び短期入所事業施設（中野第二江原寮）の開設 ○中野富士見中学校跡の活用方針地域説明会（すこやか福祉センター移行予定） ◇入浴困難高齢者支援入浴事業の開始 ◆精神障害者向けグループホーム（オリーバ）の開設 ◆日中一時支援事業の推進（中野江原短期入所） ▽新型インフルエンザ発生に伴う健康危機管理体制の強化 ◇介護従事者定着支援事業の実施 ◇短期入所生活介護（ショートステイ）整備補助事業の創設 ▽「新型インフルエンザワクチン接種」助成及び集団接種の実施 ○バリアフリーマップ（中野区公式ホームページ内）の公開
2010	22	◇宮園高齢者会館の移転（東部地域センター内） ◇高齢者会館の委託化推進（南部、沼袋の2館） ■精神障害回復者社会生活適応訓練（デイケア）の民間委託化（4保健福祉センター） ○生活保護被保護者退院促進事業の実施 ○中部すこやか福祉センターの開設（中部保健福祉センターの廃止） ◆中部すこやか障害者相談支援事業所の開設（中部すこやか福祉センター内） ◇東中野地域包括支援センター移転開設（旧宮園高齢者会館内） ●中野区ピンクリボンの実施 ●中野区がん健診普及啓発及び受診率向上に関する協定締結
2011	23	○中野区地域支えあい活動の推進に関する条例施行 ○新型自立支援センター中野寮の開設 ▲キッズ・プラザ桃花及びキッズ・プラザ武蔵台の開設 ▲緑野学童クラブ及び平和の森学童クラブの開設（沼袋、丸山及び野方学童クラブ並びに桃花及び武蔵台学童クラブの分室の廃止） ○北部、南部及び鷺宮すこやか福祉センターの開設（北部、南部及び鷺宮保健福祉センターの廃止） ◇高齢者会館の委託化推進（宮園、若宮いこいの家の2館） ◆仲町就労支援事業所の開設（社会福祉会館内の精神障害者社会復帰センターが障害者自立支援法に基づく事業所として中部すこやか福祉センター内に開設） ◎国民健康保険料に係る賦課方式「旧ただし書き方式」への移行 ☆保健福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢者福祉・介護保険、障害福祉） △生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施 ○区民活動センター開設 ▲弥生保育園分園の設置（中野区弥生町5-5-2） ●糖尿病予防対策事業（運動実技指導・栄養指導）の実施 ○見守り対象者名簿の提供及び24時間緊急時連絡態勢の実施 ○北部すこやか福祉センターの総合相談窓口機能の拡充（時間延長、地域包括支援センター併設）

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2011	23	☆第6期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申） ○ハローワークとの連携による「中野就職サポート」事業の実施 ●健康づくり・スポーツ推進モデル事業の実施 ●中野区民の健康づくりを推進する会の設置 ☆第6期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申） ☆中野区保健福祉総合推進計画2012、第5期中野区介護保険事業計画及び第3期障害福祉計画の策定 ○犯罪被害者等緊急生活サポート事業の実施
2012	24	◆中野福祉作業所の運営を指定管理者による管理に移行 ◆北部すこやか障害者相談支援事業所の開設（北部すこやか福祉センター内） ◆障害者虐待防止センター機能の設置（障害福祉分野内） ◇桃二高齢者在宅サービスセンターの廃止（2012年4月1日） ◎☆中野区第二期特定健康診査等実施計画の策定 ●中野区健康づくりパートナー制度の実施 ●中野区健康づくり行動プランの改定 ●中野区在宅療養推進協議会の設置 ●中野区摂食・えん下機能支援推進協議会の設置 △浅漬け製造を行う施設に対する立ち入り調査の実施 ◇◆中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会の設置（改組） ◇松が丘及び弥生高齢者福祉センターの廃止（高齢者会館機能を確保し民間に貸し付け）
2013	25	▽予防接種法改正（子宮頸がん予防等3ワクチンの定期予防接種化） ○社会福祉法改正（一部社会福祉法人の都から区への所轄庁変更） ○地域支えあい推進会議の開催 ●中野区新型インフルエンザ等対策本部条例の施行 ◆障害のある人などが、災害発生時や緊急時などに必要とする支援や配慮などをあらかじめ記入するヘルプカードの作成・配布 ◇多田高齢者在宅サービスセンターの廃止（2013年4月1日） ◇堀江及び鷺宮高齢者福祉センターの廃止（堀江は高齢者会館機能を確保し民間に貸し付け、鷺宮は高齢者会館を26年度に新設）
2014	26	◆弥生福祉作業所の運営を指定管理者による管理に移行 ○就労意欲喚起等事業の実施 ☆中野区新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 ◇医療介護総合確保推進法施行 ☆保健福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢者福祉・介護保険、障害福祉） ○臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付 ☆第7期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申） ●全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部と覚書の締結 ▲中野区子ども発達センターたんぽぽ、中野区放課後デイサービスセンターみずいろ開設 ◇鷺宮高齢者会館の開設 ◆難病の患者に対する医療等に関する法律施行

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2014	26	☆第7期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申） ☆保健福祉審議会は、所管事項に健康増進を追加し、名称を健康福祉審議会に変更 ☆中野区健康福祉総合推進計画2015、第6期中野区介護保険事業計画及び第4期障害福祉計画の策定 ▽予防接種法施行令改正（水痘等2ワクチンの定期予防接種化、2014年10月1日） ○鷺宮すこやか福祉センターの移転 △飼い主のいない猫対策助成事業開始
2015	27	○生活困窮者自立支援法施行 ○自立相談支援事業の実施 ○学習支援事業、就労準備支援事業の実施 ◆鷺宮すこやか障害者相談支援事業所の開設（鷺宮すこやか福祉センター内） ○在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業の実施 ○在宅医療介護連携推進協議会の設置 ○中部スポーツ・コミュニティプラザの開設 ○臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付 ○地域ケア会議の開催 ◆かみさぎこぶし園において、東京都重症心身障害児（者）通所事業を追加 ○社会福祉法改正 △薬事事務の拡大（高度管理医療機器販売業、法改正により権限委譲）
2016	28	◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行 ◆一般財団法人中野区障害者福祉事業団設立 ○臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け、障害・遺族年金受給者向け）の給付 ◇認知症初期集中支援チームの設置 ◇生活支援コーディネーターを配置 ○南部スポーツ・コミュニティプラザの開設 ○南部すこやか福祉センターの移転 ◇南中野地域包括支援センターの移転（南部すこやか福祉センター内） ◆南部すこやか障害者相談支援事業所の開設（南部すこやか福祉センター内） ○中野区スポーツ・健康づくり推進計画の策定 ▽予防接種法改正（B型肝炎ワクチン予防接種の定期接種化） ▲中野区療育センターゆめなりあ開設 ◆重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施 ●中野区地域医療検討会の設置 ◆中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定 ○中野区地域包括ケアシステム推進プランの策定 ◎後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納開始
2017	29	◇介護予防・日常生活支援総合事業の開始 ○臨時福祉給付金（経済対策分）の給付 ●骨髄移植ドナー支援事業の開始 ☆健康福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢福祉・介護保険、障害福祉） ○総合東京病院において、小児初期救急医療事業を開始 ◆中野区障害者差別解消審議会設置

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2017	29	☆若年性認知症実態調査 ◎中野区国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業の開始 ☆第8期健康福祉審議会「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申） ☆第8期健康福祉審議会「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申） ●中野区ウォーキングマップの作成 ☆中野区健康福祉総合推進計画2018、第7期中野区介護保険事業計画、第5期中野区障害福祉計画及び第1期中野区障害児福祉計画の策定 ◎☆中野区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、中野区第三期特定健康診査等実施計画の策定 ◆中野福祉作業所の廃止 ▲総合東京病院において、病児保育事業（医療機関併設型）を開始
2018	30	○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律施行 ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律施行 ◎国民健康保険制度改革による国保広域化 ○中野区ユニバーサルデザイン推進条例の制定 ◆障害者多機能型通所施設「コロニーもみじ山支援センター」開設 ○在宅療養相談窓口の設置 ●知的障害者文化スポーツ事業の実施 ○中野区自殺対策審議会設置 ●医療介護情報連携システム（通称：なかのメディ・ケアネット）導入 △食品衛生法改正 △住宅宿泊事業法施行
2019	31	○●組織改正（データヘルス計画に基づく保健事業及び衛生関係事務を健康福祉部に移管、高齢者サービス及び高齢者支援基盤整備関係事務を地域支えあい推進部へ移管、生涯学習及び文化財保護関係事務を区民部へ移管） ○鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設（鷺宮体育館の廃止） ◆精神障害者地域生活支援拠点事業の開始 ●中野区禁煙外来治療費助成事業の実施（6月）

3 世帯と人口

中野区の人口は、昭和40年代の約38万人をピークに年々減少を続け、平成7年～9年には30万6千人まで落ち込んだが、平成25年より徐々に増加し、平成30年10月1日現在の推計では338,069人となっている。

性別年代別の人口構成（1月1日現在、住民基本台帳人口）は、平成16年まで男女とも20歳代の人口が多かったが、平成17年から30歳代が20歳代を上回った。平成30年は30歳代が総人口の18.1%を占めており、次に20歳代の16.4%、40歳代の16.3%が続く。

また、年齢3区分別構成割合は、年少人口8.8%、生産年齢人口70.7%、高齢人口20.5%となっている。年少人口割合は、平成29年まで4年間続いた僅かな上昇傾向が止まり前年と同じであったが、生産年齢人口割合は0.1ポイント上昇し、高齢人口割合は0.1ポイント低下した。

全国・東京都・中野区の人口推移

単位：人

年次	全国	東京都	中野区
1990（平成2）年＊	123,611,167	11,855,563	319,687
2000（平成12）年＊	126,925,843	12,064,101	309,526
2005（平成17）年＊	127,767,994	12,576,601	310,627
2010（平成22）年＊	128,057,352	13,159,388	314,750
2014（平成26）年	127,237,150	13,398,087	322,760
2015（平成27）年＊	127,095,745	13,515,271	328,215
2016（平成28）年	126,932,772	13,636,222	332,432
2017（平成29）年	126,706,210	13,742,906	335,377
2018（平成30）年	126,443,180	13,843,403	338,069

＊印の年は国勢調査による人口。それ以外の年は総務省統計局及び東京都の推計人口。（各年10月1日現在）

自然動態・社会動態の推移

単位：人

年次	自然動態		社会動態	
	出生	死亡	転入	転出
1990（平成2）年＊	2,301	2,021	29,521	33,014
2000（平成12）年＊	1,978	2,208	30,221	29,668
2005（平成17）年＊	1,983	2,343	27,220	27,539
2010（平成22）年＊	2,293	2,616	26,015	26,526
2014（平成26）年	2,510	2,651	29,269	26,918
2015（平成27）年＊	2,632	2,711	32,710	28,874
2016（平成28）年	2,689	2,617	30,620	28,696
2017（平成29）年	2,602	2,686	30,817	29,742
2018（平成30）年	2,525	2,737	31,511	29,873

＊印の年は国勢調査による集計。それ以外の年の集計は以下のとおり。

【自然動態】平成29年までは「人口動態統計」（東京都福祉保健局）による集計。
平成30年は同上（概数）。

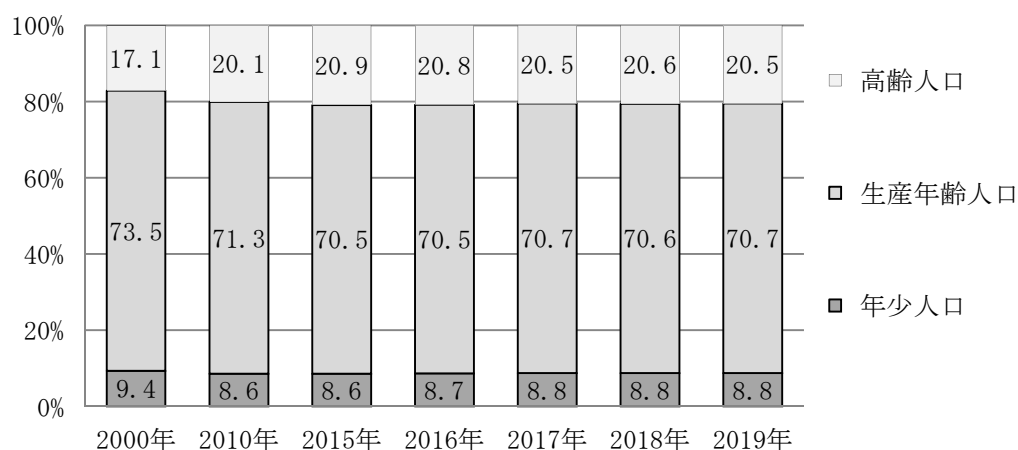
【社会動態】「中野区統計書 2019年」による集計。

年齢別人口推移(各年1月1日 住民基本台帳人口)

単位：人

年齢	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019年(平成31年)		
							総数	男	女
総数	294,594	299,562	316,625	321,734	325,460	328,683	331,658	167,378	164,280
年少人口	27,851	25,766	27,311	28,028	28,481	28,855	29,258	14,931	14,327
生産年齢	216,432	213,573	223,224	226,897	229,401	231,995	234,427	123,629	110,798
高齢人口	50,311	60,223	66,090	66,809	67,578	67,833	67,973	28,818	39,155
0～4	9,277	9,180	10,648	11,185	11,405	11,480	11,522	5,893	5,629
5～9	8,642	8,270	8,433	8,725	9,013	9,246	9,524	4,849	4,675
10～14	9,932	8,316	8,230	8,118	8,063	8,129	8,212	4,189	4,023
15～19	13,033	9,023	9,704	9,979	10,210	10,382	10,244	5,290	4,954
20～24	27,397	19,371	19,298	20,244	21,298	22,393	22,700	11,472	11,228
25～29	33,355	31,124	30,674	30,965	30,995	31,270	31,722	16,551	15,171
30～34	27,310	30,599	31,606	31,975	31,850	31,385	31,091	16,773	14,318
35～39	21,307	28,158	28,925	28,959	28,779	28,692	28,884	15,907	12,977
40～44	17,492	23,488	27,437	27,818	27,887	27,779	27,521	14,986	12,535
45～49	18,840	19,403	23,683	24,085	25,650	25,871	26,400	13,811	12,589
50～54	21,668	16,156	19,592	20,710	20,626	21,764	22,682	11,967	10,715
55～59	19,088	17,196	15,964	16,443	16,957	17,713	18,254	9,312	8,942
60～64	16,942	19,055	16,341	15,719	15,149	14,746	14,929	7,560	7,369
65～69	16,121	16,313	17,926	18,652	18,940	17,759	16,573	8,142	8,431
70～74	13,204	13,963	15,029	14,603	14,133	14,876	15,538	7,358	8,180
75～79	9,404	12,569	12,428	12,164	12,421	12,582	13,090	5,605	7,485
80～84	6,159	9,192	10,320	10,623	10,817	10,913	10,637	4,093	6,544
85～89	3,600	5,232	6,512	6,637	6,918	7,190	7,419	2,496	4,923
90歳以上	1,823	2,954	3,875	4,130	4,349	4,513	4,716	1,124	3,592
100歳以上再掲	34	109	148	143	162	148	150	15	135

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行され、外国人も住民基本台帳に記載されるようになったため、平成25年分より日本人と外国人を合算した数となっている。



4 衛生統計

(1) 人口動態統計

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届書から人口動態事象を数理的に把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査を行っている。

随時届け出られる上記の届書から、区民部が調査票を作成し、健康福祉部に提出する。健康福祉部ではその内容の審査及び取りまとめを行い、東京都福祉保健局を経て厚生労働省統計情報部へ提出している（統計法 基幹統計）。

中野区における年次推移(人、件数)

(各年1月～12月)

年次	出生	＜再掲＞	死亡	＜再掲＞		周産期死亡			死産			自然増加	婚姻	離婚
		低体重児		乳児死亡	新生児死亡	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡	総数	自然死産	人工死産			
12	1,978	203	2,208	4	3	9	7	2	68	28	40	△ 230	2,295	690
17	1,983	196	2,343	6	3	7	5	2	72	32	40	△ 360	2,456	603
22	2,293	226	2,616	5	2	10	8	2	53	24	29	△ 323	2,792	620
27	2,632	266	2,711	6	4	7	5	2	49	20	29	△ 79	2,863	553
28	2,689	270	2,617	6	1	8	8	0	56	23	33	72	2,859	568
29	2,602	265	2,686	0	0	6	6	0	52	23	29	△ 84	2,871	618
30	2,525	238	2,737	1	0	5	5	0	69	36	33	△ 212	2,699	562

※低体重児は、出生体重が2,500g未満の児

中野区における年次推移(率)

(各年1月～12月)

年次	出生率	低体重児率	死亡率	乳児死亡率	新生児死亡率	周産期死亡率	死産率	自然増加率	婚姻率	離婚率	合計特殊出生率
12	6.4	102.6	7.1	2.0	1.5	4.5	33.2	△ 0.7	7.4	2.23	0.77
17	6.5	98.8	7.7	3.0	1.5	3.5	35.0	△ 1.2	8.1	1.98	0.75
22	7.3	98.6	8.3	2.2	0.9	4.3	22.6	△ 1.0	8.9	1.97	0.89
27	8.3	101.1	8.5	2.3	1.5	2.7	18.3	△ 0.2	9.0	1.74	1.03
28	8.1	100.4	7.9	2.2	0.4	3.0	20.4	0.2	8.6	1.71	1.06
29	7.8	101.8	8.0	—	—	2.3	19.6	△ 0.2	8.6	1.84	1.04
30	7.5	94.3	8.1	0.4	—	2.0	26.6	△ 0.6	8.0	1.66	1.00

※新生児死亡は乳児死亡の再掲。

※出生率・死亡率・婚姻率・離婚率は人口千対

低体重児率・乳児死亡率・新生児死亡率は出生千対

周産期死亡率・死産率は出産千対

人口動態年次推移（全国、都、区部、中野）

年次	区分	出生		死亡		乳児死亡		新生児死亡		死産					
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	総数		自然死産		人工死産	
										実数	率	実数	率	実数	率
12	全国	1,190,547	9.5	961,653	7.7	3,830	3.2	2,106	1.8	38,393	31.2	16,200	13.2	22,193	18.1
	都	100,209	8.3	83,849	7.0	354	3.5	200	2.0	2,995	29.0	1,364	13.2	1,631	15.8
	区部	65,224	8.0	59,101	7.3	234	3.6	128	2.0	2,034	30.2	908	13.5	1,126	16.7
	中野	1,978	6.4	2,208	7.1	4	2.0	3	1.5	68	33.2	28	13.7	40	19.6
17	全国	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	2,958	2.8	1,510	1.4	31,818	29.1	13,502	12.3	18,316	16.7
	都	96,542	7.8	93,599	7.6	257	2.7	129	1.3	2,839	28.6	1,293	13.0	1,546	15.6
	区部	64,171	7.7	65,153	7.9	176	2.7	89	1.4	1,916	29.0	872	13.2	1,044	15.8
	中野	1,983	6.5	2,343	7.7	6	3.0	3	1.5	72	35.0	32	15.6	40	19.0
22	全国	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	2,450	2.3	1,167	1.1	26,560	24.2	12,245	11.2	14,315	13.0
	都	108,135	8.4	104,238	8.1	212	2.0	95	0.9	2,587	23.4	1,143	10.3	1,444	13.1
	区部	73,740	8.5	72,069	8.3	136	1.8	59	0.8	1,828	24.2	805	10.7	1,023	13.5
	中野	2,293	7.5	2,616	8.6	5	2.2	2	0.9	53	22.6	24	10.4	29	12.5
27	全国	1,005,656	8.0	1,290,428	10.3	1,916	1.9	902	0.9	22,621	22.0	10,858	10.6	11,763	11.4
	都	113,194	8.6	111,673	8.5	189	1.7	89	0.8	2,407	20.8	1,142	9.9	1,265	10.9
	区部	80,619	9.0	75,960	8.5	133	1.6	63	0.8	1,742	21.2	809	9.8	933	11.3
	中野	2,632	8.3	2,711	8.5	6	2.3	4	1.5	49	18.3	20	7.4	29	10.6
28	全国	976,978	7.8	1,307,748	10.5	1,928	2.0	874	0.9	20,934	21.0	10,067	10.1	10,867	10.9
	都	111,962	8.5	113,415	8.6	222	2.0	97	0.9	2,365	20.7	1,131	9.9	1,234	10.8
	区部	80,213	8.6	76,826	8.2	150	1.9	68	0.8	1,735	21.2	840	10.6	895	11.3
	中野	2,689	8.1	2,617	7.9	6	2.2	1	0.4	56	20.4	23	8.8	33	12.5
29	全国	946,065	7.6	1,340,397	10.8	1,761	1.9	832	0.9	20,358	21.1	9,738	10.1	10,620	11.0
	都	108,990	8.2	116,451	8.8	169	1.6	86	0.8	2,298	20.6	1,095	9.8	1,203	10.8
	区部	78,444	8.3	78,278	8.3	119	1.5	58	0.7	1,720	21.5	828	10.4	892	11.3
	中野	2,602	7.8	2,686	8.0	0	-	0	-	52	19.6	23	8.8	29	11.4
30	全国	918,397	7.4	1,362,482	11.0	1,748	1.9	801	0.9	19,608	20.9	9,247	9.9	10,361	11.0
	都	107,150	8.0	119,197	8.9	183	1.7	71	0.7	2,200	20.1	1,004	9.2	1,196	10.9
	区部	77,335	8.1	80,039	8.4	130	1.7	51	0.7	1,619	20.5	726	9.2	893	11.3
	中野	2,525	7.5	2,737	8.1	1	0.4	0	-	69	26.6	36	14.1	33	12.9

※平成30年は東京都福祉保健局「人口動態統計年報速報(概数)平成30年」及び中野区集計(概数)。

(各年1月～12月)

周産期死亡						婚姻		離婚		自然増加		合計特 殊出生 率
総数		妊娠第22週 以後の死産		早期新生児 死亡		実数	率	実数	率	実数	率	
実数	率	実数	率	実数	率							
6,881	5.8	5,362	4.5	1,519	1.3	798,138	6.4	264,246	2.10	228,894	1.8	1.36
566	5.7	423	4.2	143	1.4	87,360	7.2	27,032	2.24	16,360	1.4	1.07
359	5.5	265	4.1	94	1.4	61,995	7.6	19,151	2.36	6,123	0.8	—
9	4.5	7	3.5	2	1.0	2,295	7.4	690	2.23	△ 230	△ 0.7	0.77
5,149	4.8	4,058	3.8	1,091	1.0	714,265	5.7	261,917	2.08	21,266	△ 0.2	1.26
461	4.8	370	3.8	91	0.9	85,382	6.9	26,984	2.19	2,943	0.2	1.00
296	4.6	234	3.6	62	1.0	61,898	7.5	19,018	2.29	△ 982	△ 0.1	0.95
7	3.5	5	2.5	2	1.0	2,456	8.1	603	1.98	△ 360	△ 1.2	0.75
4,515	4.2	3,637	3.4	878	0.8	700,214	5.5	251,378	1.99	△ 125,708	△ 1.0	1.39
424	3.9	352	3.2	72	0.7	91,196	7.1	26,335	2.05	3,897	0.3	1.12
282	3.8	239	3.2	44	0.6	68,035	7.8	18,868	2.18	1,671	0.2	1.08
10	4.3	8	3.4	2	0.9	2,792	9.1	620	2.03	△ 323	△ 1.0	0.89
3,729	3.7	3,064	3.0	665	0.7	635,096	5.1	226,198	1.80	△ 284,772	△ 2.2	1.45
367	3.2	307	2.7	60	0.5	87,166	6.6	24,135	1.84	1,521	0.1	1.24
260	3.2	219	2.7	41	0.5	66,960	7.2	17,436	1.88	4,659	0.5	1.22
7	2.7	5	1.9	2	0.7	2,863	9.0	553	1.74	△ 79	△ 0.2	1.03
3,516	3.6	2,840	2.9	676	0.7	620,531	5.0	216,798	1.73	△ 330,770	△ 2.6	1.44
402	3.6	322	2.9	80	0.7	86,009	6.5	23,470	1.78	△ 1,453	△ 0.1	1.24
297	3.7	242	3.1	55	0.7	66,235	7.1	16,892	1.80	3,387	0.4	1.22
8	3.0	8	3.1	0	—	2,859	8.6	568	1.71	72	0.2	1.06
3,308	3.5	2,683	2.8	625	0.7	606,866	4.9	212,262	1.70	△ 394,332	△ 3.2	1.43
373	3.4	303	2.8	70	0.6	84,991	6.4	23,055	1.74	△ 7,461	△ 0.6	1.21
277	3.5	230	2.9	47	0.6	65,944	7.0	16,399	1.73	166	0.0	1.20
6	2.3	6	2.3	0	—	2,871	8.6	618	1.84	△ 84	△ 0.2	1.04
3,046	3.3	2,432	2.6	614	0.7	586,438	4.7	208,333	1.68	△ 444,085	△ 3.6	1.42
319	3.0	263	2.4	56	0.5	82,710	6.2	22,705	1.70	△ 12,047	△ 0.9	1.20
237	3.1	197	2.5	40	0.5	64,247	6.7	16,278	1.70	△ 2,704	△ 0.3	—
5	2.0	5	2.0	0	—	2,699	8.0	562	1.66	△ 212	△ 0.6	1.00

(2) 出生統計

平成30年の出生数は2,525人で、前年より77人減少し、平成25年以降続いていた出生数の増加傾向は平成28年で止まった。また、平成29年に引き続き平成30年は出生数が死亡数(2,737人)を下回った。なお、出生率(人口千対)は7.5で、前年より0.3ポイント低下した。

合計特殊出生率は、昭和50年頃から低下し続け、平成16年・17年には0.75まで落ち込んだが、平成18年からは徐々に上昇し始め、平成28年には1.06となった。その後は徐々に下降し、平成30年は1.00で、前年より0.04ポイント低下した。なお、東京都は1.20、全国は1.42となっている。

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした場合の子どもの数。

出生児数、性・出生児の体重・妊娠期間別

(平成30年1月～12月)

区 分		件 数	満27週 以下	満28 ～31週	満32 ～35週	満36 ～39週	満40 ～43週	満44週 以上	不 詳
総 数	総 数	2,525	2	6	39	1,818	660	0	0
	男	1,311	1	3	27	967	313	0	0
	女	1,214	1	3	12	851	347	0	0
低 体 重 児	総 数	238	2	6	31	183	16	0	0
	男	105	1	3	21	79	1	0	0
	女	133	1	3	10	104	15	0	0
	1,000 g 未満	総数	4	2	1	0	0	0	0
		男	3	1	1	0	0	0	0
		女	1	1	0	0	0	0	0
	1,000～1,499 g	総数	5	0	3	0	0	0	0
		男	2	0	0	0	0	0	0
		女	3	0	3	0	0	0	0
	1,500～1,999 g	総数	30	0	2	11	16	1	0
		男	14	0	2	5	7	0	0
		女	16	0	0	6	9	1	0
	2,000～2,499 g	総数	199	0	0	17	167	15	0
		男	86	0	0	13	72	1	0
		女	113	0	0	4	95	14	0
	2,500～2,999 g	総数	1,061	0	0	6	890	165	0
		男	499	0	0	5	425	69	0
		女	562	0	0	1	465	96	0
	3,000～3,499 g	総数	1,028	0	0	2	662	364	0
		男	576	0	0	1	401	174	0
		女	452	0	0	1	261	190	0
	3,500～3,999 g	総数	188	0	0	0	77	111	0
		男	124	0	0	0	57	67	0
		女	64	0	0	0	20	44	0
	4,000～4,499 g	総数	9	0	0	0	5	4	0
		男	6	0	0	0	4	2	0
		女	3	0	0	0	1	2	0
	4,500 g 以上	総数	0	0	0	0	0	0	0
		男	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0
不 詳	総数	1	0	0	0	1	0	0	0
	男	1	0	0	0	1	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0

※中野区の集計(概数)

ア 低体重児の出生状況

出生体重が2,500g未満の低体重児の割合（出生千対）は、年によって若干の増減があるものの、毎年100前後で推移している。

低体重児出生推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	1,978	1,983	2,293	2,510	2,632	2,689	2,602	2,525
低体重児	203	196	226	240	266	270	265	238
出生割合	102.6	98.8	98.6	95.6	101.1	100.4	101.8	94.3

イ 母の年齢と出生順位

母の年齢階級別出生数は、平成8年には25～29歳、30～34歳、35～39歳の順であったが、平成9年からは、30～34歳、25～29歳、35～39歳の順となった。平成22年からは、30～34歳、35～39歳、25～29歳の順となっており、30歳代以上の出生数が増加傾向にある。

出生順位別の出生数では、第1子60.0%、第2子32.9%、第3子以上7.3%となっている。

母の年齢階級別、出生順位数

(平成30年1月～12月)

出生順位	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上	不詳
総数	2,525	1,510	831	161	16	7	0
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0	0
20～24	70	60	8	2	0	0	0
25～29	517	399	103	13	2	0	0
30～34	967	574	326	62	3	2	0
35～39	773	386	309	67	7	4	0
40～44	192	88	83	16	4	1	0
45～49	6	3	2	1	0	0	0
50歳以上	0	0	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0

※中野区の集計（概数）

(3) 死亡統計

平成 30 年の中野区の死亡数は 2,737 人で、前年より 51 人増加した。死亡率（人口千対）は 8.1 で前年より 0.1 ポイント上昇した。年齢階層でみると 65 歳以上の死亡数は全体の 87.1%、特に 80 歳以上は 62.3%と死亡数の 6 割を占めている。

ア 死因統計

死亡者数、主要死因(死因分類)・年齢階級別

年 齢	総 数	男 女 別	結 核	悪 性 新 生 物	再 掲																糖 尿 病	血の 管認 性知 及症 び詳 細不 明
					02102	02103	02104	02105	02106	02107	02108	02109	02110	02112	02113	02114	02115	02119	02121			
					食 道	胃	結 腸	直 移 腸 行 S部 状及 結び 腸直 腸	肝 及 び 肝内 胆管	胆 そ の う 他 及の び胆 道	膵	喉 頭 の 悪 性 新 生 物	気 及 管 び ・肺 気管 支	乳 房	子 宮	卵 巣	前 立 腺	白 血 病	C45 中 皮 腫	そ の 他		
総数	2,737	計 2,737	5	751	24	73	72	31	53	35	82	0	152	36	20	8	21	6	2	136	20	47
		男 1,376	2	419	19	45	42	15	35	21	42	0	95	0	0	0	21	1	2	81	12	12
		女 1,361	3	332	5	28	30	16	18	14	40	0	57	36	20	8	0	5	0	55	8	35
0歳	0																					
1-4	3	1 2																				
5-9	0																					
10-14	1	1																				
15-19	3	3																				
20-24	6	6		1																1		
25-29	10	8 2		1																1		
30-34	11	7 4		1					1													
35-39	14	12 2		1 5										1	4						1	
40-44	21	13 8		4 4			2				1			1	1	1	1				1	
45-49	43	31 12		5 4			2	1	1						2		1				1	1
50-54	43	23 20		8 3			2		1				2								3	1
55-59	62	43 19		20 9	1	1	2 1	1	4		3 1		4 2		2			1			4 2	
60-64	84	60 24		19 17	3 1		2 1	1 1	3		4 2		4 3	2	2	1					2 3	
65-69	175	123 52		43 22	3 1	6	2 1	2 1	3	1	2 2		14 4		4		1				9 2	3
70-74	219	144 75		68 38	5 1	7 1	5 4	3 4	3	4	9 3		12 7	4	4	3	1	2		1	17 4	1
75-79	286	198 88		77 45	2 2	13 2	9 3	4 4	5 4	1 4	10 4		18 9		5	4	1	3			12 6	1
80-84	415	232 183		78 50	3	11 6	4 4	2 3	5 4	7 3	10 6		18 5		4	2	1	5		1	12 10	5 1
85-89	550	274 276	1	54 67	1	4 10	6 6	2 3	7 6	5 2	1 9		12 15		4	3	1	6		1	10 12	1 1
90-94	453	162 291	1	35 50	1	3 6	5 7		2 4	3 6	2 5		10 9		2	1	1	3			6 8	1 5
95-99	218	51 167		5 15			1 2		2		2		1 1				1				2 5	4 10
100-	69	7 62		2				1													1	3
不詳																						

※ 死因分類は、平成7年1月からWHOが定めた第10回修正国際疾病分類を基準とした「選択死因分類」を摘要

主な死因の死亡率（人口10万対）は、悪性新生物(222.1)、心疾患(125.1)、老衰(64.8)、脳血管疾患(60.9)、肺炎(54.1)の順となっており、前年と比べ、老衰と脳血管疾患の順位が入れ替わった。

悪性新生物では、肺がん、大腸がん、膵がん、胃がんが多く、心疾患では虚血性心疾患が、脳血管疾患では脳梗塞が多くなっている。また、年齢階層別の主な死因をみると、若年層では自殺が多く、中高年では悪性新生物、年齢が高くなるにつれ心疾患、脳血管疾患が多くなっている。

(平成30年1月～12月)

09100	09200	再 掲				09300	再 掲			09400	10100	10200	10400	10500	10600	再 掲 10601	11300	14200	18100	20100	20200	その他の 全死因
高血圧性疾患	心疾患高血圧性を除く	急性心筋梗塞	虚血性心疾患	不伝導脈障害及び	心不全	脳血管疾患	くも膜下出血	脳内出血	脳梗塞	大動脈瘤及び解離	インフルエンザ	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	その他の呼吸器系の疾患	誤嚥性肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	
19	423	47	161	35	124	206	20	71	111	42	9	183	41	2	135	70	43	40	219	52	57	420
7	200	30	92	11	47	107	8	39	59	21	4	92	37	0	74	32	27	17	58	28	44	195
12	223	17	69	24	77	99	12	32	52	21	5	91	4	2	61	38	16	23	161	24	13	225
																						1
															1							1
	1			1																		1
																				1	6	1
																				1	4	
																					4	1
																					1	1
	1		1			2		2							1						3	1
	2	1				1	1					1					1				2	
																					6	3
	5	1	4			1	1					1								2	5	3
	1	1				2		1	1								1	1			1	2
	5	1	3			4	1	2	1	2					2		3	1		1	1	8
	1																1	1		1	1	2
2	4	1	2		1	4		4		1		1					6			1	4	10
	2				2	1			1						1						2	2
	3	1	2			4	1	1	2	2		1			1		3			2	1	14
	1				1	1	1									2				2	2	5
1	21	4	11	2	1	6	1	4	1			3	1		2		8	1	1	2	5	23
1	4	1	2			4	2	2		1		1	1		1	1				2		5
	18	2	9	3	2	13	2	5	6	2	1	2	2		6	1	4	2	2	3	4	24
1	6		4		1	5	1	2	2			2					2			1	1	15
	22	5	11	1	4	16	1	7	8	5	1	13	7		13	5		1	2	7	1	24
	17	1	8	1	2	10	1	7	2	4		4	1		3	1	4	1	1		1	22
2	38	4	21		11	16		6	9	3	1	13	12		11	3	2	4	8	3	1	39
2	34	2	17	4	8	16	2	6	8	4		10	1		9	5	1	3	7	7		30
1	37	6	16	2	8	24		5	19	1		27	8		13	7	1	4	14	3		29
3	54	4	17	7	18	27	4	8	13	5		26	1		13	9	1	7	28	6		67
1	32	3	8	2	15	11		2	9	4	1	18	7		19	14		3	13	2		5
3	55	3	13	8	24	20	1	6	13	5	2	33		1	17	10	2	8	62	5	2	40
	9		3		5	5		1	4	1		10			5	2		1	12			8
2	40	4	8	4	16	12			11	2	3	13		1	17	12	1	2	45			24
	2	1	1									2							6			
	8	1			5	1			1			2							18	2		9

※中野区の集計（概数）

死因順位別年次推移

年次	区分	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
53	全 国	脳血管疾患 (146.2)	悪性新生物 (131.3)	心疾患 (93.3)	肺炎及び 気管支炎 (30.3)	不慮の事故 (26.2)
	東京都	悪性新生物 (119.0)	脳血管疾患 (112.2)	〃 (71.7)	〃 (25.8)	自 殺 (15.8)
	中野区	〃 (124.8)	〃 (111.0)	〃 (66.6)	〃 (24.4)	慢性肝疾患 (18.0)
63	全 国	悪性新生物 (168.4)	心疾患 (129.4)	脳血管疾患 (105.5)	肺炎及び 気管支炎 (51.6)	不慮の事故 (24.8)
	東京都	〃 (158.4)	〃 (106.1)	〃 (89.3)	〃 (48.7)	〃 (16.0)
	中野区	〃 (154.5)	〃 (116.5)	〃 (104.1)	〃 (49.5)	腎炎及び ネフローゼ (14.9)
10	全 国	悪性新生物 (226.7)	心疾患 (114.3)	脳血管疾患 (110.0)	肺 炎 (63.8)	不慮の事故 (31.1)
	東京都	〃 (216.3)	〃 (106.2)	〃 (96.6)	〃 (59.7)	自 殺 (23.1)
	中野区	〃 (242.0)	〃 (102.5)	〃 (91.0)	〃 (72.4)	〃 (26.5)
20	全 国	悪性新生物 (272.2)	心疾患 (144.4)	脳血管疾患 (100.8)	肺 炎 (91.5)	不慮の事故 (30.2)
	東京都	〃 (249.6)	〃 (122.2)	〃 (82.5)	〃 (75.6)	老 衰 (22.2)
	中野区	〃 (231.0)	〃 (130.5)	〃 (79.9)	〃 (69.0)	自 殺 (24.5)
27	全 国	悪性新生物 (295.2)	心疾患 (156.3)	肺 炎 (96.4)	脳血管疾患 (89.2)	老 衰 (67.6)
	東京都	〃 (255.3)	〃 (129.0)	〃 (76.2)	〃 (69.2)	〃 (53.5)
	中野区	〃 (248.0)	〃 (127.6)	〃 (71.8)	老 衰 (61.1)	脳血管疾患 (58.3)
28	全 国	悪性新生物 (298.3)	心疾患 (158.4)	肺 炎 (95.4)	脳血管疾患 (87.4)	老 衰 (74.2)
	東京都	〃 (257.6)	〃 (128.7)	〃 (75.6)	〃 (66.2)	〃 (59.1)
	中野区	〃 (229.2)	〃 (125.4)	脳血管疾患 (59.0)	肺 炎 (57.2)	〃 (49.6)
29	全 国	悪性新生物 (299.5)	心疾患 (164.3)	脳血管疾患 (88.2)	老 衰 (81.3)	肺 炎 (77.7)
	東京都	〃 (256.4)	〃 (133.5)	〃 (67.2)	〃 (65.6)	〃 (60.0)
	中野区	〃 (214.1)	〃 (121.7)	〃 (62.0)	〃 (59.9)	〃 (56.1)
30	全 国	悪性新生物 (300.7)	心疾患 (167.6)	老 衰 (88.2)	脳血管疾患 (87.1)	肺 炎 (76.2)
	東京都	〃 (255.7)	〃 (136.3)	〃 (71.0)	〃 (65.4)	〃 (59.2)
	中野区	〃 (222.1)	〃 (125.1)	〃 (64.8)	〃 (60.9)	〃 (54.1)

死因の分類は、昭和54年から平成6年まで第9回修正国際疾病分類に、平成7年から平成28年まで第10回修正国際疾病分類「ICD-10（2003年版）」に、平成29年は「ICD-10（2013年版）」に準拠。「誤嚥性肺炎」は平成29年より死因順位に用いる分類項目に追加された。（ ）内は死亡率、人口10万対比。

年次	区分	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
53	全 国	老 衰 (28.4)	自 殺 (17.6)	高血圧性疾患 (16.4)	肝硬変 (14.0)	糖尿病 (8.5)
	東京都	不慮の事故 (14.2)	高血圧性疾患 (13.4)	肝硬変 (11.9)	老 衰 (11.3)	〃 (7.9)
	中野区	自 殺 (16.4)	肝硬変 (12.8)	不慮の事故 (12.2)	〃 (12.2)	〃 (7.5)
63	全 国	老 衰 (21.6)	自 殺 (18.7)	慢性肝疾患及び肝硬変 (13.9)	腎炎及びネフローゼ (13.0)	高血圧性疾患 (8.4)
	東京都	自 殺 (15.2)	慢性肝疾患及び肝硬変 (14.1)	腎炎及びネフローゼ (11.8)	老 衰 (10.1)	糖尿病 (7.6)
	中野区	〃 (14.9)	不慮の事故 (12.4)	慢性肝疾患及び肝硬変 (10.9)	糖尿病 (10.6)	高血圧性疾患 (7.6)
10	全 国	自 殺 (25.4)	老 衰 (17.1)	腎不全 (13.3)	肝疾患 (12.9)	糖尿病 (10.0)
	東京都	不慮の事故 (19.5)	肝疾患 (14.9)	〃 (11.3)	老 衰 (10.3)	〃 (9.8)
	中野区	〃 (20.6)	〃 (13.8)	老 衰 (10.2)	腎不全 (9.5)	大動脈瘤及び解離 (9.2)
20	全 国	老 衰 (28.5)	自 殺 (24.0)	腎不全 (17.9)	肝疾患 (12.9)	慢性閉塞性肺疾患 (12.3)
	東京都	自 殺 (22.1)	不慮の事故 (20.5)	肝疾患 (13.7)	腎不全 (13.1)	糖尿病 (10.5)
	中野区	老 衰 (22.6)	〃 (20.0)	〃 (13.4)	〃 (13.0)	慢性閉塞性肺疾患 (11.5)
27	全 国	不慮の事故 (30.5)	腎不全 (19.6)	自殺 (18.4)	大動脈瘤及び解離 (13.5)	慢性閉塞性肺疾患 (12.6)
	東京都	〃 (19.9)	自殺 (17.4)	腎不全 (13.8)	肝疾患 (13.2)	大動脈瘤及び解離 (12.6)
	中野区	〃 (22.1)	〃 (20.2)	肝疾患 (15.5)	腎不全 (13.5)	〃 (12.0)
28	全 国	不慮の事故 (30.6)	腎不全 (19.7)	自殺 (16.8)	大動脈瘤及び解離 (14.5)	肝疾患 (12.6)
	東京都	〃 (19.0)	自殺 (15.5)	大動脈瘤及び解離 (14.2)	腎不全 (13.8)	〃 (12.9)
	中野区	自殺 (18.4)	不慮の事故 (18.1)	肝疾患 (12.6)	〃 (11.1)	大動脈瘤及び解離 (9.3)
29	全 国	不慮の事故 (32.4)	誤嚥性肺炎 (28.7)	腎不全 (20.2)	自殺 (16.4)	①血管性及び詳細不明 (15.7)
	東京都	〃 (21.4)	〃 (21.1)	自殺 (14.6)	大動脈瘤及び解離 (14.1)	肝疾患 (14.0)
	中野区	誤嚥性肺炎 (20.6)	不慮の事故 (20.6)	①血管性及び詳細不明 (15.2)	自殺 (14.6)	〃 (14.3)
30	全 国	不慮の事故 (33.2)	誤嚥性肺炎 (31.0)	腎不全 (21.0)	①血管性及び詳細不明 (16.5)	自殺 (16.1)
	東京都	誤嚥性肺炎 (22.3)	不慮の事故 (21.8)	自殺 (15.1)	腎不全 (14.9)	大動脈瘤及び解離 (14.8)
	中野区	〃 (20.7)	自殺 (16.9)	不慮の事故 (15.4)	①血管性及び詳細不明 (13.9)	肝疾患 (12.7)

平成30年の全国及び東京都分は東京都福祉保健局「人口動態統計年報速報(概数)平成30年」、中野区分は区の集計(概数)による。 ①血管性及び詳細不明の認知症

イ 新生児・乳児死亡

乳児死亡とは、生後1年未満の死亡であり、このうち4週未満の死亡を新生児死亡、1週未満の死亡を早期新生児死亡という。乳児の生存は、母体の健康状態、養育条件などの影響を強く受けるので、乳児死亡率は、地域及び社会全体の保健水準を反映する重要な指標のひとつと考えられている。

平成30年の中野区の乳児死亡数は0人であった。

全国の乳児死亡率は1.9、東京都は1.7となっている。

ウ 周産期死亡

周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたものをいい、周産期死亡率は出産（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）千人当たりの周産期死亡数で表す。

これらの2つの死亡は母体の健康状態に強く影響を受けるため「出生をめぐる死亡」という意味で重要な指標の一つである。日本は世界的にみても低率国の中に属している。

中野区の妊娠満22週以後の死産数は5件で前年より1件減少した。早期新生児死亡は0件であった。周産期死亡率は2.0で前年より0.3ポイント低下した。

周産期死亡数、母の年齢階級別（概数）

（平成30年1月～12月）

	総数	15歳 未満	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50歳 以上	年齢 不詳
総 数	5	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
妊娠満22週以後の死産	5	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
早期新生児死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 死産

死産とは、妊娠満12週以後の死児の出産をいい、自然死産と人工死産に分けられる。

平成30年の死産数は69件で、前年より17件増加した。

母の年齢階級別では、35～39歳が最も多くなっている。

死産数、妊娠期間・性・自然－人工別(概数)

(平成30年1月～12月)

自然－人工別	総 数				妊娠満12～27週				妊娠28週以上			
	総数	男	女	不詳	総数	男	女	不詳	総数	男	女	不詳
総 数	69	23	20	26	65	21	18	26	4	2	2	0
自然死産	36	14	7	15	32	12	5	15	4	2	2	0
人工死産	33	9	13	11	33	9	13	11	0	0	0	0

死産数、母の年齢階級別(概数)

(平成30年1月～12月)

自然－人工別	総数	15歳 未満	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50歳 以上	年齢 不詳
総 数	69	0	4	5	12	18	21	8	1	0	0
自然死産	36	0	0	1	7	11	14	2	1	0	0
人工死産	33	0	4	4	5	7	7	6	0	0	0

オ 人工妊娠中絶

保健所では母体保護法指定の医師から人工妊娠中絶実施報告(区民以外を含む)を受けている。

人工妊娠中絶の件数は、平成15年の1,385件をピークに年々減り続けている。平成30年は183件で、前年より80件減少した。

人工妊娠中絶報告数(年齢階級・妊娠週数別内訳)

(平成30年1月～12月)

妊娠週(月) 数	総数	20歳 未満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45歳 以上
	183	10	59	40	37	26	11	0
満7週以内(第2月以内)	96	4	21	22	25	19	5	0
満11週以内(第3月以内)	54	2	23	13	9	4	3	0
満15週以内(第4月以内)	11	3	6	1	0	0	1	0
満19週以内(第5月以内)	17	1	7	2	2	3	2	0
満21週以内(第6月以内)	5	0	2	2	1	0	0	0

5 スポーツ施設概要

(1) 中野体育館

所 在 地：中野四丁目 11 番 14 号

電 話：3 3 8 9－3 1 5 1

開設年月日：昭和 45(1970)年 7 月 1 日

規 模：地下 1 階 地上 3 階 延床面積 5,781 m²

施 設	規 模	内 容
主競技場	1,400m ² (35m×40m)	バスケットボールコート2面 ステージ、観客席
柔道場	187m ²	120畳
剣道場	187m ²	120畳
卓球場	253m ²	6台常設
トレーニング場	121m ²	
ロッカー室	9室	400人分、シャワー付5室
会議室（第1／第2）	72m ² ／20m ²	定員47人／定員10人
駐車場	793.533m ²	28台

施設利用実績

年度		28年度			29年度			30年度		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
主競技場	一般開放	26,430	976	100.0	24,888	957	100.0	24,343	984	100.0
	団体利用	123,867	1,796	95.7	118,107	1,750	91.8	120,846	1,763	91.1
卓球場	一般開放	10,593	985	100.0	10,058	1,022	100.0	9,551	980	100.0
	団体利用	14,783	495	100.0	14,893	469	98.9	17,364	485	99.6
柔道場		35,163	1,151	83.6	36,761	1,138	83.4	37,487	1,157	85.1
剣道場		30,078	1,116	81.1	28,651	1,061	77.7	29,044	976	71.8
トレーニング場		54,844	340	100.0	55,278	343	99.1	62,453	343	99.4
第1会議室		13,243	697	50.7	13,663	711	52.1	15,875	761	56.8
第2会議室		4,875	393	28.6	4,730	366	26.8	5,010	374	27.5
合 計		313,876	7,949	78.1	307,029	7,817	76.9	321,973	7,823	77.1

※ 利用件数は、各時間帯を1件として、また、主競技場（団体）は半面を1件として算出した。

トレーニング場の利用件数は開場日数。

利用人数は、延べ人数で算出した。なお、団体利用には教室利用を含む。

(2) 上高田運動施設

所 在 地：上高田五丁目 6 番 1 号

電 話：3 3 8 5－8 9 0 0

開設年月日：平成 11(1999)年 6 月 1 日

施 設	規 模	内 容
野 球 場	2面 11,137.97㎡	軟式野球・ソフトボール 人工芝 ナイター設備
庭 球 場	4面 2,716.17㎡	軟式・硬式併用 人工クレー ナイター設備
駐 車 場	1,195.61㎡	32台
会 議 室	35.77㎡	机8台・椅子24脚・ホワイトボード・卓球台1台

施設利用実績

年度		28年度			29年度			30年度		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
野球場	一般	33,726	3,375	60.0	34,385	3,425	59.1	23,288	2,428	61.6
	団体	17,334	1,170		16,020	1,042		12,380	910	
庭球場	一般	25,451	10,087	98.7	28,642	11,654	94.5	29,304	12,015	94.3
	団体	16,690	3,509		19,374	4,058		20,024	4,094	
会議室	一般	480	44	18.9	531	43	17.2	425	47	17.1
	団体	1,556	148		1,525	142		1,294	137	
合 計		95,237	18,333	81.9	100,477	20,364	84.2	86,715	19,631	83.3

※ 一般：社会教育団体以外の区民の団体・一般の団体等、団体：社会教育団体

野球場・庭球場ともに1時間を1件として算出した。

利用人数は、延べ人数で算出した。

(3) 哲学堂運動施設

所 在 地：松が丘一丁目34番28号

電 話：3951-2515

開設年月日：公園 昭和21(1946)年10月26日

野球場・庭球場 昭和21(1946)年10月26日

弓道場 平成7(1995)年4月14日

施 設	規 模	内 容
公園	52,494.08㎡	集会場（霊明閣） 四聖堂 宇宙館 六賢台 無尽蔵 絶対城
野球場	2面 13,910㎡	軟式野球・ソフトボール ナイター設備
庭球場	6面 4,357㎡	軟式・硬式併用 人工芝 ナイター設備
弓道場	895㎡	射場 5射立 矢道 指導者室 巻藁室 更衣室 会議室（定員 約20人）

施設利用実績

年度		28年度			29年度			30年度		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
野球場	一般	31,679	3,065	44.6	30,813	2,945	43.4	32,925	3,389	51.8
	団体	5,021	314		5,357	326		9,628	548	
庭球場	一般	62,105	24,455	98.9	60,645	24,115	96.9	60,981	24,712	97.5
	団体	7,193	1,338		4,926	930		4,090	1,012	
弓道場	一般	6,028	494	100.0	6,243	487	99.8	6,908	479	100.0
	団体	14,351	578		15,294	581		15,234	593	
会議室	一般	2,058	83	55.5	1,968	85	54.5	392	29	50.2
	団体	11,877	497		13,015	491		13,032	511	
合 計		140,312	30,824	86.2	138,261	29,960	84.3	143,190	31,273	86.6

※ 一般：社会教育団体以外の区民の団体・一般の団体等、団体：社会教育団体
 野球場・庭球場ともに1時間を1件として算出した。
 利用人数は、延べ人数で算出した。

(4) 妙正寺川公園運動広場

所 在 地：松が丘一丁目 33 番

電 話：3 9 5 1－2 5 1 5

開設年月日：平成 10(1998)年 2 月 1 日

※中野区と新宿区による共同設置。

毎月 1 日～15 日は中野区の利用日、16 日～月末は新宿区の利用日。

施 設	規 模	内 容
広 場	9,600㎡ (競技場 6,000㎡)	野球(小学生以下)・ソフトボール・サッカー ダスト舗装

施設利用実績

年度	28年度			29年度			30年度		
	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
中野区	19,909	398	63.2	21,585	373	60.7	17,191	304	52.9
新宿区	13,302	233	38.1	12,088	217	37.9	14,915	257	38.4

※ 新宿区の利用日分は、毎月16日から月末までを集計した。
 利用人数は、延べ人数で算出した。

(5) 中部スポーツ・コミュニティプラザ

所 在 地：中央三丁目 19 番 1 号

電 話：3 3 6 3－0 6 0 8

開設年月日：平成 27(2015)年 4 月 1 日

規 模：地上 2 階 延床面積 1,133 ㎡

施 設	規 模	内 容
屋外運動広場	1170.52㎡	フットサルコート1面
体育館	462.57㎡	バスケットボールコート1面
多目的ルーム	82.40㎡	片側1面に鏡あり
トレーニングルーム	198.64㎡	
男子更衣室	63.18㎡	シャワー付
女子更衣室	94.77㎡	シャワー付

施設利用実績

年度		28年度(7月～3月)			29年度			30年度		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
体育館	団体利用	14,478	1,032	83.2	20,179	1,233	74.5	18,595	1,414	84.9
多目的ルーム	団体利用	5,654	602	48.5	7,652	877	53.0	9,606	1,397	83.9
屋外運動広場	団体利用	9,700	681	54.9	11,697	879	53.1	11,614	1,166	70.0
トレーニングルーム	個人利用	3,998	248	100.0	8,570	331	100.0	9,199	333	100.0
合 計		33,830	2,563	64.6	48,098	3,320	62.7	49,014	4,310	80.9

※利用件数は、各時間帯を1件として算出した。

トレーニングルームの利用件数は開場日数。

利用人数は、延べ人数で算出した。

(6) 南部スポーツ・コミュニティプラザ

所 在 地：弥生町五丁目11番26号

電 話：5340-7881

開設年月日：平成28(2016)年7月19日

規 模：地上2階地下1階 延床面積 2,552.45㎡

施 設	規 模	内 容
温水プール	630.19㎡	25m×6コース
体育館	678.15㎡	バスケットボールコート1面
多目的ルーム	87.67㎡	片側1面に鏡あり
トレーニングルーム	155.88㎡	
男子更衣室	82.47㎡	シャワー付
女子更衣室	105.29㎡	シャワー付
車いす更衣室	23.65㎡	シャワー、トイレ付

施設利用実績

年度		28年度(7月～3月)			29年度			30年度		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
体育館	団体利用	10,634	806	57.2	19,533	1,504	76.0	16,659	1,887	95.5
多目的ルーム	団体利用	5,249	781	55.4	8,792	1,513	76.4	5,537	1,587	80.8
温水プール	団体利用	-	-	-	1,372	419	21.2	790	337	39.6
トレーニングルーム	個人利用	14,144	235	100.0	22,723	330	100.0	29,356	331	100.0
温水プール	個人利用	28,306	235	100.0	34,026	330	100.0	37,503	324	100.0
合 計		58,333	2,057	62.5	86,446	4,096	62.1	89,845	4,466	82.0

※利用件数は、各時間帯を1件として算出した。

トレーニングルーム及び温水プールの個人利用件数は開場日数。

利用人数は、延べ人数で算出した。

(7) 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

所 在 地：白鷺三丁目1番13号

電 話：3337-1771

開設年月日：平成31(2019)年4月1日

規 模：地下2階 地上2階 延床面積 4,595 m²

施 設	規 模	内 容
体育館	825m ² (25m×33m)	バスケットボールコート1面
温水プール	25m×15m	25m×7コース
子どもプール	100m ²	水深60cm
多目的ルーム	93m ²	フローリング仕上げ、壁面ミラー
第1会議室	64m ²	定員30人
ミーティングルーム	65m ²	アップライト型ピアノ、防音装置

施設利用実績(※鷺宮体育館の利用実績)

年度		28年度			29年度			30年度		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
主競技場	一般開放	24,384	704	100.0	25,211	783	100.0	6,354	196	100.0
	団体利用	22,752	1,063	84.5	23,367	1,201	87.4	5,901	324	92.6
温水プール	一般開放	65,944	1,025	100.0	64,694	1,228	100.0	44,483	670	100.0
	団体利用	43,008	6,380	69.7	47,378	7,476	68.3	24,090	3,480	66.7
軽体操室		18,402	1,373	82.8	18,382	1,315	77.6	5,072	350	82.7
第1会議室		17,488	1,101	83.3	15,243	1,090	82.5	4,303	273	81.7
ミーティングルーム		8,300	1,040	75.1	7,771	976	70.3	1,829	249	70.1
合 計		200,278	12,686	76.8	202,046	14,069	75.1	92,032	5,542	73.5

※ 利用件数は、各時間帯を1件として、また、主競技場（団体）は半面を1件として算出した。

プール（団体）は1コース1時間を1件として算出した。

利用人数は、延べ人数で算出した。

個人利用を除き、各施設利用には教室利用を含む。

中野区健康福祉部事業概要

令和元年（2019 年）9 月

発行／中 野 区

編集／中野区健康福祉部 福祉推進課 庶務係

〒164-8501 中野区中野4-8-1

電話 03-3228-8829

FAX 03-3228-5662

中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>